

平成23年度第2回中部ブロック発注者協議会

日時：平成23年 11月2日（水）13:30 ～ 15:00

場所：KKR ホテル名古屋 3階 芙蓉の間

次 第

1. 開 会

2. 挨 拶 国土交通省 中部地方整備局長

3. 議 事

(1)規約改正について . . . 資料-1

(2)平成23年度取組状況について . . . 資料-2

(3) 関連施策等の紹介について . . . 資料-3

建設産業の再生と発展のための方策2011(平成23年6月23日)

建設技能労働者の人材確保のあり方について(平成23年7月27日)

公共工事の入札及び契約の適正化をはかるための

措置に関する指針（平成23年8月9日閣議決定）

公共工事の入札及び契約の適正化の推進について（平成23年8月25日）

(4)建設生産システムの適正化に向けた取り組みに関する自己評価について
平成23年5月31日公表 . . . 資料-4

(5)公共工事の品質確保の課題に向けた対策について . . . 資料-5

(6)公共工事の品質確保に関する最近の取り組みについて事例紹介

静岡県 . . . 資料-6-1

岐阜県 高山市 . . . 資料-6-2

愛知県 岡崎市 . . . 資料-6-3

東海農政局 . . . 資料-6-4

中部地方整備局 . . . 資料-6-5

(7) その他

4. 挨 拶 農林水産省 東海農政局長

5. 閉 会

参考資料①建設産業の再生と発展のための方策2011

②建設技能労働者の人材確保のあり方について

③公共工事の入札及び契約の適正化をはかるための措置に関する指針

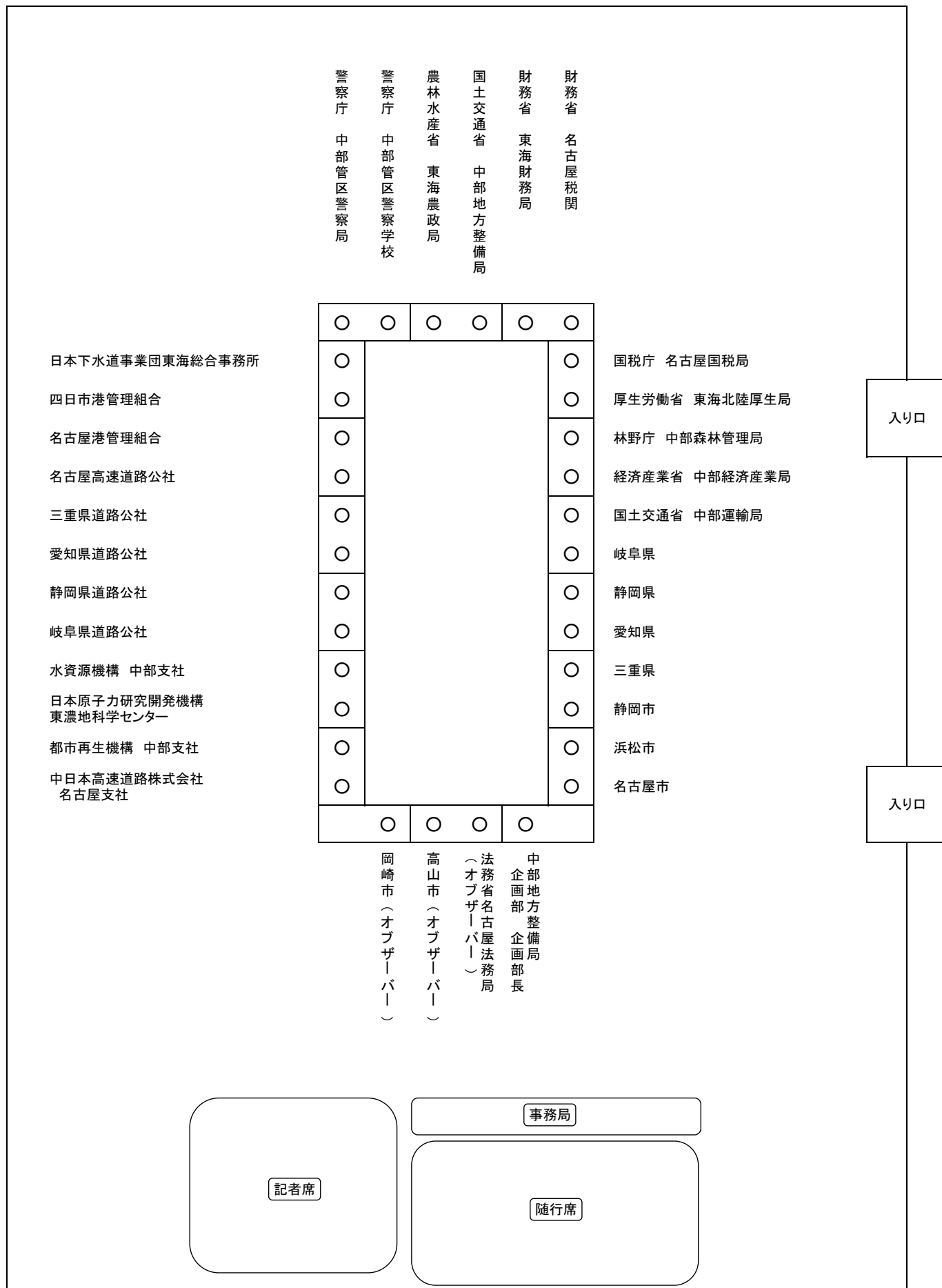
④公共工事の入札及び契約の適正化の推進について

⑤総合評価方式の活用・改善等による品質確保に関する懇談会（抜粋）

⑥その他

平成23年度 第2回中部ブロック発注者協議会

配 席 図



平成23年度 第2回中部ブロック発注者協議会(11/2開催)

< 出席者名簿 >

所 属	役職名	氏名	備考		
警察庁中部管区警察局	総務監察部長	中崎 和博	代理	会計課課長補佐	石井 博
警察庁中部管区警察学校	学校長	百田 春夫	代理	会計課次席	三原 智志
財務省東海財務局	総務部長	西山 巨章	代理	総務部会計課長	足立 久幸
財務省名古屋税関	総務部長	穴戸 秀行	代理	会計課長補佐	伊藤 嘉祐
国税庁名古屋国税局	総務部次長	鬼頭 肇	代理	営繕監理官	小久江 元秀
厚生労働省東海北陸厚生局	局長	瀬上 清貴	代理	会計係長	出水 邦宏
厚生労働省岐阜労働局	局長	矢部 憲一	欠席		
厚生労働省静岡労働局	局長	麻田 千穂子	欠席		
厚生労働省愛知労働局	局長	新宅 友穂	欠席		
厚生労働省三重労働局	局長	藤井 礼一	欠席		
農林水産省東海農政局	局長	森 多可志	出席		
林野庁中部森林管理局	局長	城土 裕	代理	名古屋事務所 副所長	大坪 幸治
経済産業省中部経済産業局	総務企画部長	田端 祥久	代理	会計課長	三橋 一美
国土交通省中部地方整備局	局長	足立 敏之	出席		
国土交通省中部運輸局	局長	甲斐 正彰	代理	会計課長	岩淵 伸吾
海上保安庁第四管区海上保安本部	総務部長	福谷 幸資	欠席		
環境省中部地方環境事務所	所長	神田 修二	欠席		
岐阜県	副知事	淵上 俊則	代理	県土整備部長	金森 吉信
静岡県	副知事	岩瀬 洋一郎	代理	交通基盤部理事	岩田 良明
愛知県	副知事	片桐 正博	代理	建設企画課課長補佐	浅井 仁司
三重県	副知事	江畑 賢治	代理	総括室長	土井 英尚
静岡市	副市長	清水 喜代志	代理	土木部長	望月 清司
浜松市	副市長	古橋 利広	代理	土木部 副参事	新井 直人
名古屋市	副市長	住田 代一	代理	財政局契約監理監	小林 明生
岐阜県市長会	市長会会長	白木 義春	欠席		
静岡県市長会	市長会会長	鈴木 尚	欠席		
愛知県市長会	市長会会長	神谷 学	欠席		
三重県市長会	市長会会長	亀井 利克	欠席		
岐阜県町村会	町村会会長	宗宮 孝生	欠席		
静岡県町村会	町村会会長	遠藤 日出夫	欠席		
愛知県町村会	町村会会長	横山 光明	欠席		
三重県町村会	町村会会長	谷口 友見	欠席		
中日本高速道路株式会社 名古屋支社	支社長	猪熊 康夫	代理	副支社長	岩崎 洋一郎
(独)都市再生機構中部支社	支社長	小野沢 透	代理	住まいサポート業務部次長	山澤 正
(独)日本原子力研究開発機構東濃地科学センター	所長	藤井 文人	出席		
(独)水資源機構中部支社	支社長	曾我 美一	出席		
(独)森林総合研究所森林農地整備センター中部整備局	局長	元宿 作	欠席		
岐阜県道路公社	理事長	渡辺 敬一	欠席		
静岡県道路公社	理事長	矢野 弘典	代理	常務理事	吉添 高兆
愛知県道路公社	理事長	江坂 正安	代理	工務部長	宇納 保夫
三重県道路公社	理事長	高杉 勲	代理	理事	溝畑 一雄
名古屋高速道路公社	理事長	森 徳夫	代理	副理事長	酒井 利夫
名古屋港管理組合	副管理者	山田孝嗣	代理	建設部長	鈴木 泰治
四日市港管理組合	副管理者	石垣 英一	代理	理事	鎌田 一郎
日本下水道事業団東海総合事務所	所長	山下 研二	出席		
法務省名古屋法務局(オブザーバー)	法務局長	堀部 哲夫	欠席		
名古屋高等裁判所(オブザーバー)	事務局長	村田 斉志	代理	会計課主任技官	吉川 辰彦
高山市(オブザーバー)	市長	國島 芳明	代理	財政課契約検査グループ	森本 雅彦
岡崎市(オブザーバー)	市長	柴田 紘一	代理	契約課主幹	酒井 美喜彦
幹事長	中部地方整備局	企画部長	佐々木 一英		
	事務局	技術開発調整官	村松 千明	企画部技術管理課長	高松 信治

中部ブロック発注者協議会規約改正について

今回の規約改内容は、以下のとおり。

- １．規約本文に係る改正無し。
- ２．規約第４条に係る協議会の委員から
(独)森林総合研究所森林農地整備センター 中部整備局長を除外する。
- ３．規約第７条に係る幹事会の幹事から
(独)森林総合研究所森林農地整備センター 中部整備局 契約課長を除外する。
(独)都市再生機構 中部支社 都市再生業務部長を住まいサポート業務部次長に変更する。

(独) 森林総合研究所 森林農地整備センター 中部整備局においては、所掌する緑資源幹線林道事業が同事業廃止前に着手をした緑資源幹線林道で移管未了の箇所について、地元関係地方公共団体への移管を円滑にするために、必要な災害復旧工事や応急処理工事等の保全工事を実施していましたが、平成２２年度をもって保全工事が全て完了し、全路線において地元関係地方公共団体への移管を完了したため、平成２３年度以降の発注が行われないため、本協議会より退会するとの申し出がありました。

「中部ブロック発注者協議会」規約（案）

（設置）

第1条 「公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）」及び「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針について（平成17年8月26日閣議決定）」（以下「基本方針」という。）の趣旨を踏まえ、中部ブロック発注者協議会（以下「協議会」という）を設置する。

（目的）

第2条 協議会は、国、特殊法人等及び地方公共団体等の各発注者が、公共工事の品質確保の促進に向けた取組み等について情報交換を行うなどの連携を図り、発注者間の協力体制を強化するとともに地域を支える建設生産システムの向上に関する取り組みを促進し、もって中部ブロックにおける公共工事の品質確保の促進に寄与することを目的とする。

（事務）

第3条 協議会は、次の事項について連絡調整を行うとともに、取り組みの強化を図る。

- 一 基本方針等を示された公共工事の品質確保の促進に関する施策について
- 二 地域を支える建設生産システムの向上について
- 三 その他前条の目的を達成するために必要な事項

（委員）

第4条 協議会は別紙1に掲げる委員をもって構成する。

（会長及び副会長）

第5条 協議会に会長を置き、国土交通省中部地方整備局長がこれにあたる。

- 2 会長は会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 協議会に副会長を置き、農林水産省東海農政局長がこれにあたる。
- 4 副会長は会長に事故がある時は、その職務を代理する。

（会議）

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 協議会の会議は、会長が議長を務める。
- 3 委員は、指名した者を代理として会議に出席させることができる。
- 4 会長は、必要がある時は、別紙1に掲げる者以外の者の参加を求めることができる。

(幹事会)

第7条 協議会の円滑な運営を補助するため、協議会に幹事会を置く。

併せて各県地域における取り組みの円滑化を図るものとする。

2 幹事会は、別紙2に掲げる幹事をもって構成する。

3 幹事会に幹事長を置き、国土交通省中部地方整備局企画部長がこれにあたる。

4 幹事会に副幹事長を置き、農林水産省東海農政局整備部長がこれにあたる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、中部地方整備局が関係機関の協力を得て処理する。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則 この規約は、平成23年10月 日から施行する。

第 4 条 関係（委員）

会 長	国土交通省 中部地方整備局長
副 会 長	農林水産省 東海農政局長
委 員	警察庁 中部管区警察局 総務監察部長
	警察庁 中部管区警察学校長
	財務省 東海財務局 総務部長
	財務省 名古屋税関 総務部長
	国税庁 名古屋国税局 総務部次長
	厚生労働省 東海北陸厚生局長
	厚生労働省 岐阜労働局長
	厚生労働省 静岡労働局長
	厚生労働省 愛知労働局長
	厚生労働省 三重労働局長
	林野庁 中部森林管理局長
	経済産業省 中部経済産業局 総務企画部長
	国土交通省 中部運輸局長
	海上保安庁 第四管区海上保安本部 総務部長
	環境省 中部地方環境事務所長
	岐阜県 副知事
	静岡県 副知事
	愛知県 副知事
	三重県 副知事
	静岡市 副市長
	浜松市 副市長
	名古屋市 副市長
	岐阜県 市長会会長
	静岡県 市長会会長
	愛知県 市長会会長
	三重県 市長会会長
	岐阜県 町村会会長
	静岡県 町村会会長
	愛知県 町村会会長
	三重県 町村会会長
	中日本高速道路株式会社 名古屋支社長
	(独)都市再生機構 中部支社長
	(独)日本原子力研究開発機構東濃地科学センター 所長
	(独)水資源機構 中部支社長
	(独)森林総合研究所 森林農地整備センター 中部整備局長

岐阜県道路公社 理事長
静岡県道路公社 理事長
愛知県道路公社 理事長
三重県道路公社 理事長
名古屋高速道路公社 理事長
名古屋港管理組合 副管理者
四日市港管理組合 副管理者
日本下水道事業団 東海総合事務所長

オブザーバー 法務省名古屋法務局
名古屋高等裁判所

第 7 条関係（幹事）

幹 事 長	国土交通省 中部地方整備局 企画部長
副幹事長	農林水産省 東海農政局 整備部長
幹 事	警察庁 中部管区警察局 総務監察部 会計課長
	警察庁 中部管区警察学校 庶務部長
	財務省 東海財務局 会計課長
	財務省 名古屋税関 会計課長
	国税庁 名古屋国税局 総務部 営繕監理官
	厚生労働省 東海北陸厚生局 総務課長
	厚生労働省 岐阜労働局 総務部長
	厚生労働省 静岡労働局 総務部長
	厚生労働省 愛知労働局 総務部長
	厚生労働省 三重労働局 総務部長
	林野庁 中部森林管理局 総務部長
	経済産業省 中部経済産業局 総務企画部 会計課長
	国土交通省 中部地方整備局 総務部長
	国土交通省 中部地方整備局 港湾空港部長
	国土交通省 中部運輸局 総務部長
	海上保安庁 第四管区海上保安本部 経理課長
	環境省 中部地方環境事務所 総括自然保護企画官
	岐阜県 県土整備部長
	静岡県 交通基盤部長
	愛知県 建設部長
	愛知県 農林水産部長
	三重県 県土整備部長
	三重県 環境森林部長
	三重県 農水商工部長
	静岡市 建設局長
	浜松市 土木部長
	名古屋市 財政局 契約監理監
	岐阜県 市長会 事務局長
	静岡県 市長会 事務局長
	愛知県 市長会 事務局長
	三重県 市長会 事務局長
	岐阜県 町村会 事務局長
	静岡県 町村会 事務局長
	愛知県 町村会 事務局長
	三重県 町村会 事務局長

中日本高速道路株式会社 名古屋支社 技術検査部長

(独)都市再生機構 中部支社 ~~都市再生業務部長~~

~~住まいサポート業務部次長~~

(独)日本原子力研究開発機構東濃地科学センター 副所長

(独)水資源機構 中部支社 建設部長

~~(独)森林総合研究所 森林農地整備センター 中部整備局 契約課長~~

岐阜県道路公社 事業部長

静岡県道路公社 道路部長

愛知県道路公社 工務部長

三重県道路公社 伊勢事務所長

名古屋高速道路公社 計画部長

名古屋港管理組合 建設部長

四日市港管理組合 経営企画部理事

日本下水道事業団 東海総合事務所 施工管理課長

オブザーバー 法務省名古屋法務局

名古屋高等裁判所

・公共工事の品質確保の促進や今後の取り組みの改善に向け、建設生産システムの適正化に向けた取り組みの自己評価のとりまとめ、公表などの取り組みを全構成機関及び関係全市町村において実施する

取り組み

●発注者協議会の取り組みの柱(11項目)の確実な推進

★建設生産システムの適正化に向けた取り組みなど(11項目)の主要な事項について、発注者協議会の全構成機関(45機関)及び関係全市町村(岐阜・静岡・愛知・三重県)における平成22年度の達成状況と自己評価のための平成23年度の実施目標をとりまとめ公表(平成23年5月31日)
☆公共工事の品質確保の課題に向けた対策の検討

取り組み

●各県地域における取り組みの円滑化を図る

★各県地域の既存の協議会を活用して「県ブロック会議」を開催し、中部ブロック発注者協議会の取り組みの周知・強化

取り組み

●構成機関との情報の共有

★建設生産システムの適正化に向けた取組のデータベースの充実
★協議会構成機関及び市町村とのメールによる情報共有
☆協議会HPの立ち上げと構成機関とのリンク

☆H23年度新たな取り組み

平成23年度中部ブロック発注者協議会スケジュール

平成23年度目標

- ・総合評価落札方式導入の拡大・推進
- ・自己評価の実施

■平成23年5月13日 平成23年度第1回協議会開催

■平成23年5月31日 記者発表

「公共事業等に係る建設生産システムの適正化に向けた自己評価」
～中部ブロック発注者協議会における取り組み～

□県ブロック会議の開催

□平成23年11月2日 平成23年度第2回協議会

議題:建設生産システムの適正化に向けた取組について
先進事例紹介など
平成23年度自己評価結果について

平成23年6月29日 第1回作業部会

平成23年8月24日 第1回幹事会

□平成24年5月中旬 平成24年度第1回協議会

議題:建設生産システムの適正化に向けた取組に関する自己評価
(平成23年度実績及び平成24年度取組方針)
建設生産システムの適正化に向けた取組について
先進事例紹介など

平成24年度協議会運営方針

平成23年12月下旬 第2回作業部会

平成24年2月下旬 第2回幹事会

県ブロック会議開催状況

各県ブロック会議

- ・既存の協議会等を活用して中部ブロック発注者協議会の取り組みを周知、強化する
- ・会議には県、政令市、市町村及び中部地方整備局の担当者が参加

県ブロック会議

岐阜県	岐阜県公共事業執行共同化協議会 総合評価審査部会	平成23年6月3日	・総合評価の普及について ・平成23年度の運営について ・総合評価落札方式に係る技術審査基準について
静岡県	静岡県公共工事契約業務連絡協議会	平成23年8月1日	発注者協議会取組の紹介 特に低入札対策について
愛知県	総合評価方式についての市町村説明会	平成23年6月22日	・総合評価方式に関わる最近の話題 ・愛知県総合評価方式の運用について ・総合評価方式の運用に関わる市町村支援について ・意見交換等
三重県	三重県公共工事契約業務連絡協議会	平成23年8月26日	発注者協議会取組の紹介

公共工事契約業務連絡協議会

中部地方整備局	中部地方公共工事契約業務連絡協議会	平成23年5月20日	発注者協議会取組の紹介
---------	-------------------	------------	-------------

中部ブロック発注者協議会HPの立ち上げについて



中部地方整備局のトップページに、「中部ブロック発注者協議会」を表示(H23.5.31)。

中部地整HP
TOP画面

中部ブロック発注者協議会HPの立ち上げについて

協議会の資料、記者発表資料等を公表する。

今後構成機関の「公共工事の品質確保」に関するHPにリンクを張る。

現在作業中

各リンク先の分類帯は以下のとおりとする。

- ・国家機関
国交省含む関係国家機関を分類
- ・地方自治体等
県、政令市、市・町村会を分類
- ・独立行政法人
独立行政法人を分類
- ・その他
公社、公団、組合、民間会社等を分類

中部ブロック発注者協議会

本協議会は、「公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）」及び「公共工事の品質確保の促進に関する協定を協会的に推進するための基本的な方針について（平成17年8月26日閣議決定）」（以下「基本方針」という。）の趣旨を踏まえ設置したものです。
本協議会は、国、特種法人等及び地方公共団体等の各発注者が、公共工事の品質確保の促進に向けた取組み等について情報交換を行うなどの連携を図り、発注者間の協力体制を強化し、もって中部ブロックにおける公共工事の品質確保の促進に寄与することを目的としています。



- 設立趣旨
- 規約
- 平成20年度第1回中部ブロック発注者協議会（H20.11.18）
- 平成21年度第1回中部ブロック発注者協議会（H21.5.11）
- 平成21年度第2回中部ブロック発注者協議会（H21.10.28）
- 平成21年度当初予算の上半期発注状況（H21.11.16）
（中部ブロック発注者協議会における早期発注の取り組み）
- 中部ブロックにおける公共事業等に係る建設生産システムの適正化に向けた取り組みに関する自己評価（H21.11.30）
- 平成22年度第1回中部ブロック発注者協議会（H22.4.29）
- 公共事業等に係る建設生産システムの適正化に向けた自己評価（H22.5.21）
- 平成22年度第2回中部ブロック発注者協議会（H22.10.18）
- 関係機関へのリンク

公共工事の品質確保に関するページ

現在作業中

品質確保への取組（タイトル帯設定）

1. 総合評価落札方式の普及促進について
リンク先
2. 工事監理・工事検査・工事成績に関する技術力向上と情報共有について
リンク先
3. 公共工事施工の安全対策の強化について
リンク先
4. 公共工事発注情報の共有化について
リンク先
5. 受発注者間の工事情報共有について
リンク先
6. 資材単価・需給動向について
リンク先
7. 設計変更の更なる適正化について
リンク先
8. 建設ICT・新技術の普及促進について
リンク先
9. 建設企業の施行能力、信頼性、地域貢献度の適切な評価
リンク先
10. 建設施工に関する受発注者からの課題に対する迅速な対処について
リンク先
11. 地元優良企業の育成について
リンク先

- ・品質確保への取組ページを修正し、各関連項目毎にリンクやデータを貼り付けます。
- ・関係機関の品質確保に関するページや情報共有に関するページにリンクを貼って下さい。
（中部地整分は別添リスト参照）

品質確保の取組(リンク先例)

2 工事管理・工事検査・工事成績に関する技術向上と情報共有

中部地方整備局	中部地方整備局管内工事検査市町村職員臨場
	新任工事監督員研修
	検査適任者研修
	小規模(市町村)工事成績評定要領(案)
	小規模工事監督・検査要領(案)

5 受発注者間の工事情報共有

国土交通省	土木工事の情報共有システム活用ガイドライン
-------	-----------------------

6 資材の単価、需給動向に関する情報共有

中部地方整備局	労務単価・資材単価
(財)経済調査会	建設資材価格指数
(財)建設物価調査会	建設資材関連情報

7 設計変更の更なる適正化

中部地方整備局	工事請負契約における設計変更ガイドライン
---------	----------------------

3 公共工事施工の安全対策の強化

中部地方整備局	H23年度工事事故防止のための重点対策
	安全サポートマニュアル
	建設機械施工安全マニュアル
	地下埋設物の事故防止マニュアル
	架空線等上空施設の事故防止マニュアル(案)
	土木工事安全施工技術指針の改正について
愛知県	土木工事現場必携(安全管理)
岐阜県	土木工事安全施工技術指針

8 建設ICT・新技術の普及促進

中部地方整備局	建設ICT総合サイト
中部地方整備局 中部技術事務所	新技術情報提供システム(NETIC)

H23年度メールによる情報提供

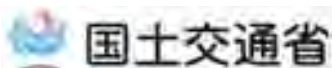
- ・ No5 H23. 6. 2
建設ICT導入普及研究会総会(第1回)の開催について
- ・ No6 H23. 7. 12
中部地方整備局管内の工事検査への市町村職員臨場について
- ・ No7 H23. 10. 20
建設技術フェア2011in中部の開催について

建設産業の再生と発展のための方策2011(概要)

平成23年6月 国土交通省建設産業戦略会議

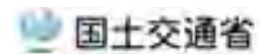
平成23年6月30日

国土交通省総合政策局建設業課

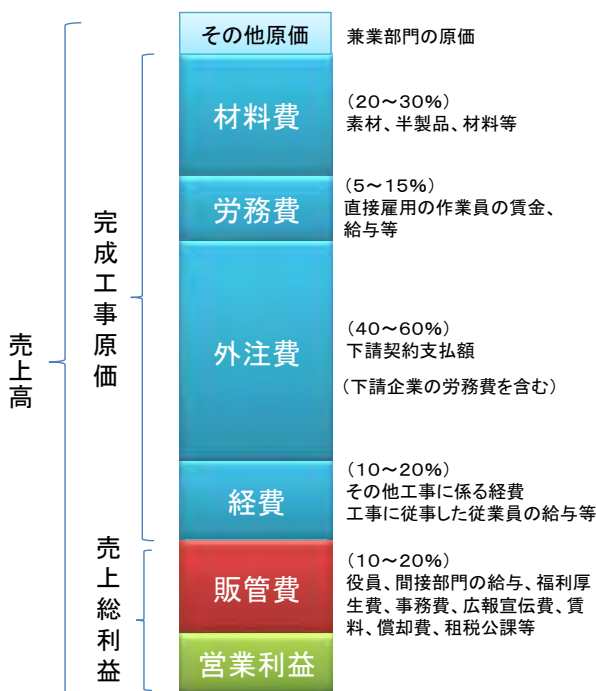


Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

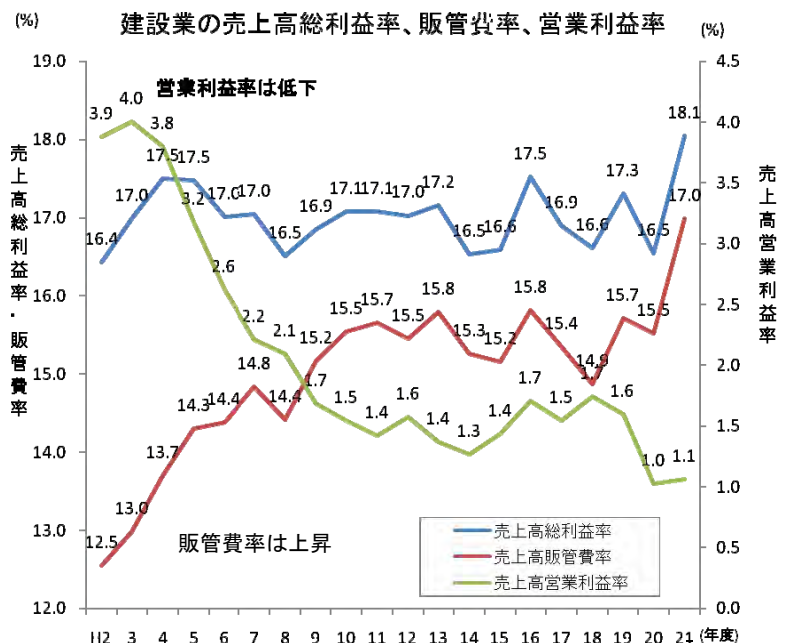
売上高総利益率、販管費率、営業利益率の関係



- 建設産業全体としては、売上高総利益率は概ね16～18%程度の範囲で推移している。
- 間接経費である販管費の比率は低下せず、売上高営業利益率は下落、低迷。



※()内は売上高に占める
各項目の標準的な割合



※資本金10億円以上の企業では、総利益率は13%程度から11%程度に
低下、販管費率は8%前後で安定的に推移

課題 1 地域社会の維持

- 災害対応、除雪、維持管理等(地域維持事業)を担える企業が不足

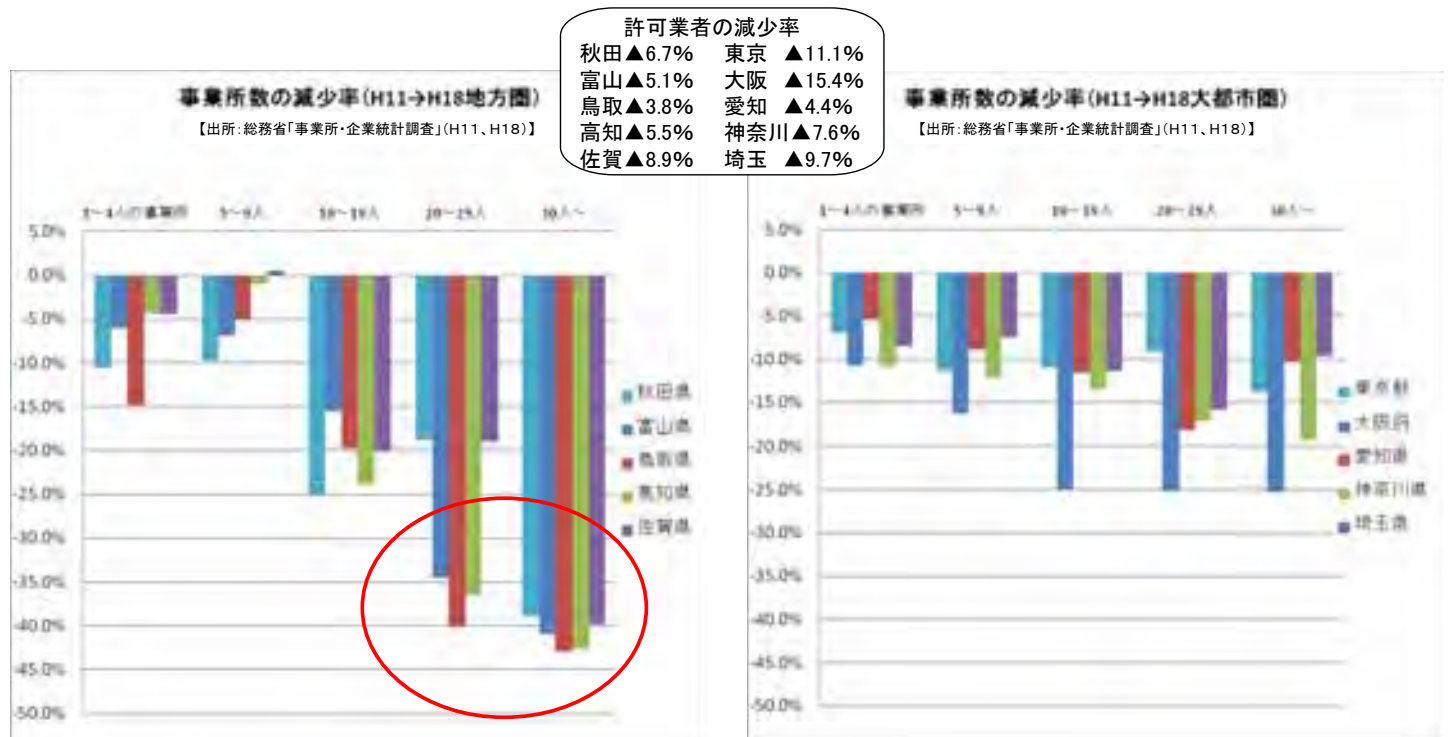
対策 1 地域維持型の契約方式の導入

- 地域維持事業の担い手確保に資する新たな契約方式（※）の導入

※ 包括発注（一括契約、複数年契約等）や、地域建設企業の共同体による受注

建設企業の小規模化(地方圏ほど進展)

- 中規模(従業員10人)以上の建設企業の数が大幅に減少し、小規模の建設企業の割合が増加。
- 小規模化の傾向は、地方圏で顕著。



課題を踏まえた対応の方向性

- ① 地域維持事業※に係る経費の積算において、実態に即した適切な費用計上を行う。
※災害対応、除雪、インフラの維持管理
- ② 地域に不可欠な維持管理を適切に行い得る担い手の確保が困難となるおそれがある場合には、施工の効率化と施工体制の安定的確保の観点から、地域の実情を踏まえつつ、契約方式を工夫する。
(例えば、一括契約、複数年契約、地域精通度の高い建設企業(地域維持型の建設共同企業体等)との契約等)
- ③ 契約は、適正な競争のもと、透明性の高い契約手続を通じて行う。

一括契約のイメージ例

(例1)
雪寒地域において、通常の維持管理業務と除雪業務を一括受注できれば、年間を通じて人や機械を遊ばせることなく効率的に使うことができる。

<降雪期>
(個別)

除雪業務

<その他期間>
(仕事なし)

<一括契約>

人や機械を両方で有効活用できる

除雪業務+除草、維持補修等

(複数年)
契約

(例2)
道路巡回と河川巡視を一括受注できれば、1台のパトロール車・運転手で両方の業務を効率的に行えるようになる。

<道路巡回(個別)> 車両1台+運転手1名+技術者1名

<河川巡視(個別)> 車両1台+運転手1名+技術者1名

<道路巡回・河川巡視の一括契約>

車両1台+運転手1名+技術者2名

〔△車両1台、運転手1名〕

(複数年)
契約

(例3)
道路のA区間とB区間を一括受注できれば、1台の除草車で両方の区間の業務を効率的に行えるようになる。

<A区間の除草(個別)> 除草車1台+作業員1名

<B区間の除草(個別)> 除草車1台+作業員1名

<A区間・B区間を通じた一括契約>

除草車1台+作業員1名

〔△除草車1台、作業員1名〕

ただし、作業時間は延長

(複数年)
契約

地域維持事業の実施を目的とした
新タイプの建設共同企業体(JV)
(個々の企業ではなく)

目指すべき姿

地域社会の維持、災害対応空白地帯の発生防止

課題2 技能労働者の雇用環境の改善

- 売上高減少に伴う固定費削減方策として、技能労働者の外部化、賃金の低下等
- 若年入職者が減少、技能・技術喪失の危機
- 法定福利費を負担しない企業が、人を大切にする施工力のある企業を駆逐しているおそれ

対策2 保険未加入企業の排除

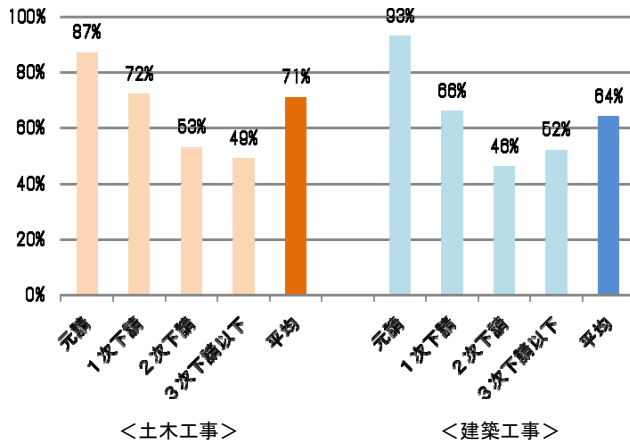
- 行政、元請、下請による一体的な取組

- <行政> 保険加入状況の確認強化、指導
- <元請> 下請指導責任の明確化
- <下請> 保険加入の徹底

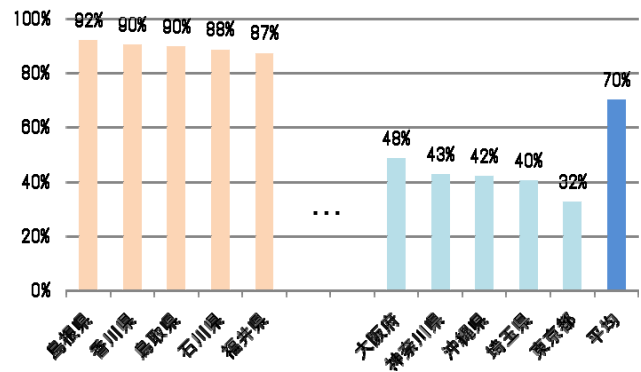
- 労働者単位での加入状況をみると、下請企業を中心に、保険未加入の割合が大きくなっている。
- 都道府県別では、地方部と比較して、都市部の加入割合が低い傾向にある。

労働者単位での加入状況

① 元請・下請次数別（合計標本数：77,891）



② 都道府県別（合計標本数：77,891）



※平成22年度公共事業労務費調査のデータにおける、規模が10人以上の事業所、65歳未満、月18日以上労働する労働者（交通誘導員A、Bを除く）の有効標本（77,891標本）のうち、雇用保険、健康保険（一般健康保険、日雇特別保険、全国土建国保、または船員保険等）、及び厚生年金保険の法定福利費控除額（本人負担額）が3保険とも確認できた標本の率を示す。
 ※法定福利費控除額（本人負担額）が確認できなかった標本の中には国民健康保険、国民年金の加入者等が含まれる。

保険未加入企業の排除

行政、元請企業、下請企業が一体となった取組

1. 行政による指導監督方策

- ①許可更新時の加入状況確認
- ②公共工事参加者の加入状況確認
- ③建設業担当部局による立入検査

社会保険担当部局との連携による加入徹底

2. 元請企業における徹底方策

- 元請企業による下請指導←行政によるチェック
 - 元請企業による下請指導責任の明確化
 - 下請企業の保険加入状況のチェック、指導
 - ※施工体制台帳、建設現場の作業員名簿等を活用

3. 下請企業における徹底方策

- 下請企業による保険加入の徹底
 - 下請企業、再下請企業の保険加入の徹底
 - 労働者単位の加入状況の効率的なチェック
 - ・建設業者団体による労働者の加入状況のチェック等

派生する課題への対応

- 法定福利費が適切に流れる取組み
 - ・見積・契約額における労務費・法定福利費計上を周知徹底等
- 一人親方が増加しないようにする取組み
 - ・請負及び雇用に関するルール（偽装請負の禁止等）の周知徹底等

目指すべき姿

- 建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保
- 企業間の健全な競争環境の構築

スケジュール

- 周知・啓発期間：1年程度
- 排除方策の進め方
 - ・大規模工事から順次拡大
 - ・5年目途で目指すべき姿に

社会保険等の加入状況

企業単位

- 加入義務のある許可業者について
- 100%**

労働者単位

- 製造業相当の加入状況を目指す

（参考）製造業の加入状況
 ・雇用保険 92.6%
 ・厚生年金保険 87.1%

※雇用者数（雇用保険は役員を除く）に占める被保険者数の割合
 出所：総務省「労働力調査」、厚生労働省「雇用保険事業年報」、
 「厚生年金保険業態別規模別適用状況調」（H21）

課題3 技術者の育成と適正配置

- 施工管理を適切に行うことができる人材の継続的育成
- 技術者の不適正配置が工事の品質と施工の安全に影響
- 業種区分が実態と乖離のおそれ

対策3 技術者データベースの整備と業種区分の点検

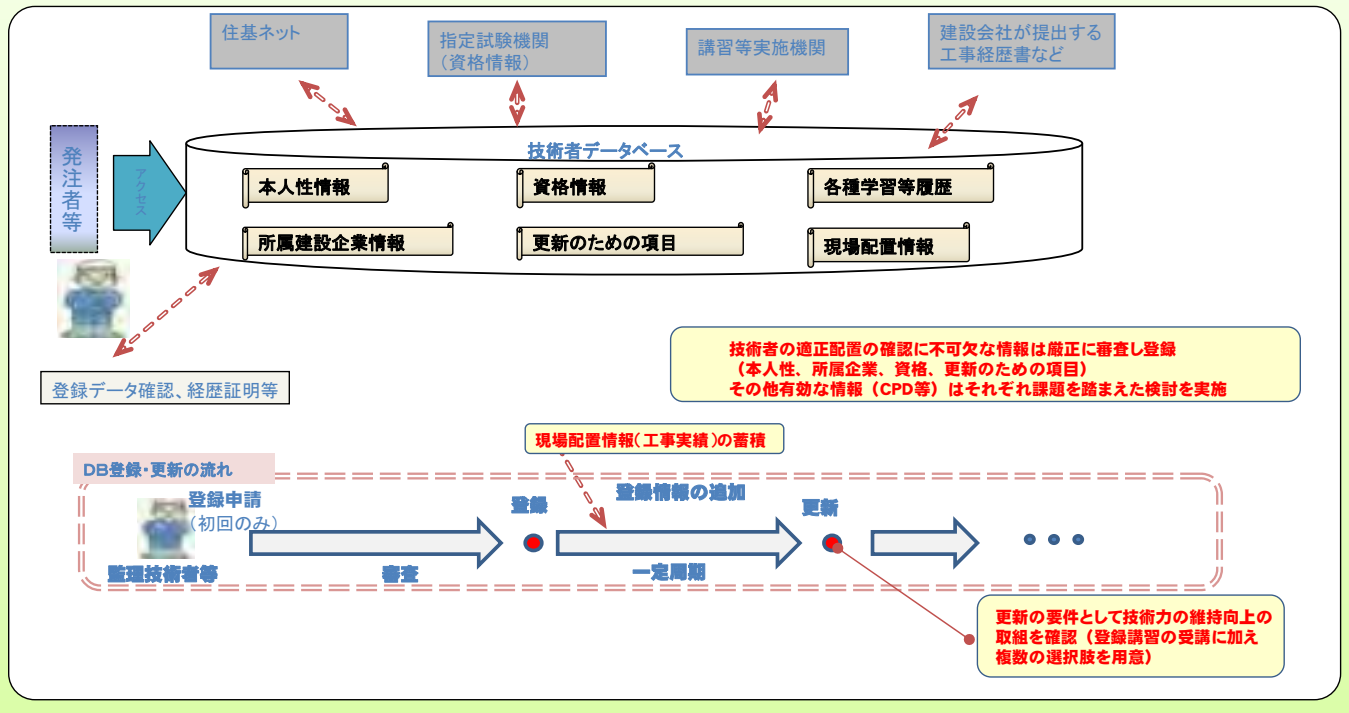
- 技術者DBの整備・活用による技術者の資質向上と適正配置の徹底
- 業種区分の点検と見直し

技術者の数等

イギリス	データベースに蓄積	約160万人 (技能者等含む)
韓国	データベースに蓄積	約55万人
日本	監理技術者資格者証保有者	約67万人
	※技術者(監理技術者・主任技術者)	※約120万人 (推計)

課題を踏まえた対応の方向性(1)

◎技術者に関するデータベースの整備

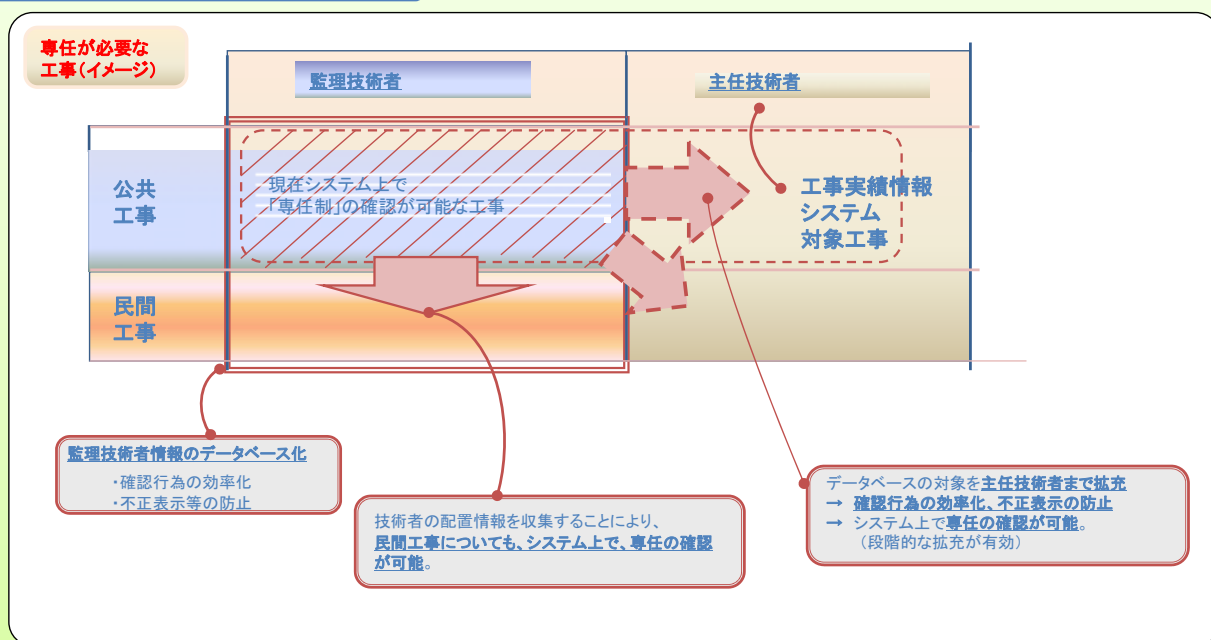


目指すべき姿

- 技術者の資質・技術力向上のインセンティブの付与
- 優秀な技術者の確保・育成

課題を踏まえた対応の方向性(2)

データベースによる技術者適正配置の推進

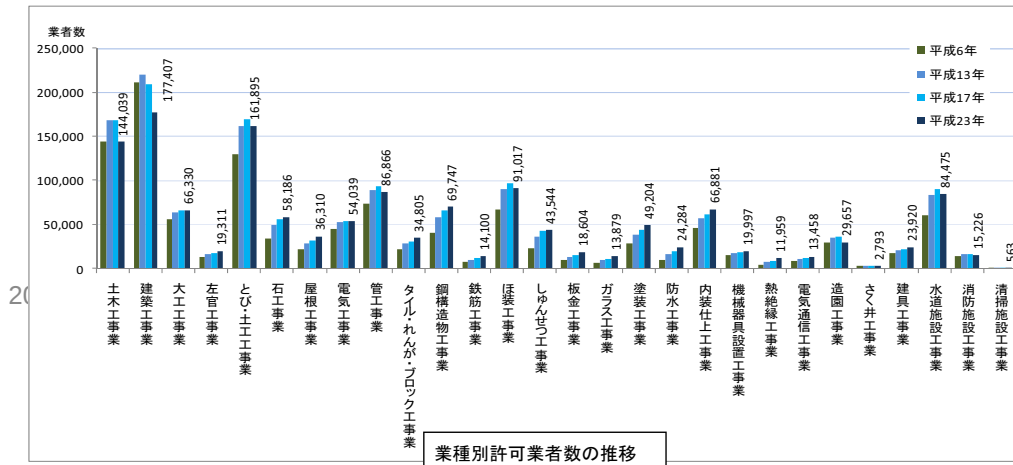


目指すべき姿

- 適切な確認方法の導入による適正配置の確保
(不良不適格業者の排除による健全な競争環境の実現)

業種区分の点検の必要性

- 建設工事は多種多様な専門的技術の組合せにより行われており、業種別許可制度を採用
- 現在の業種区分は、昭和46年に、施工技術の相違や取引慣行、業界の実態等より設定
- 40年が経過する中で、実態と乖離しているおそれ



課題を踏まえた対応の方向性

目指すべき姿

◎業種区分の点検

業種区分の点検の視点を整理し点検を行い、必要な見直しを検討
(建設業界の意見も聴取し、総合的な観点で検討)

○時代のニーズや経営環境の変化に対応した技術者制度の適切な運用

課題4 公共調達市場と受発注者関係

- 価格競争が激化し地域建設企業の疲弊と品質への影響
- 参加者多数の入札で受発注者の手続負担増

対策4 入札契約制度改革の推進

- 地方公共団体等におけるダンピング対策の強化
- 段階選抜方式の活用推進
- 地域企業の適切な活用
- 受発注者間の法令遵守ガイドラインの策定

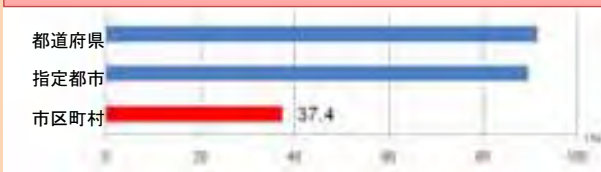
現状と課題

低価格入札の発生率



低入札価格調査基準価格

(国並み水準以上に設定している自治体の割合)



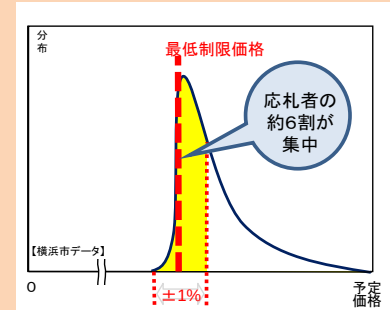
予定価格の事前公表(都道府県の36団体)

くじ引き落札の多発

入札行動のゆがみ

事前公表 13.5% > 事後公表 5.7%

2.4倍



課題を踏まえた対応の方向性

- ・調査基準価格を、国の調査実績に基づく水準に見直し
- ・予定価格等の事前公表の取りやめ

目指すべき姿

工事の品質確保、下請へのしわ寄せ防止 等

落札決定の効率化(段階選抜方式)

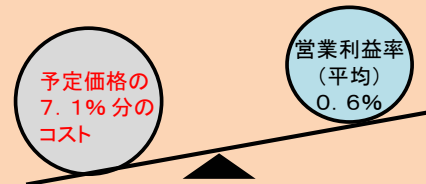
現状と課題

平均入札参加者数(国土交通省直轄のWTO対象工事※)



※国土交通省(港湾空港を除く)発注の一般土木工事

総合評価の技術提案・審査に多くのコストを要している(H21)



予定価格の7.1%が受発注者全体のコストとなっている。

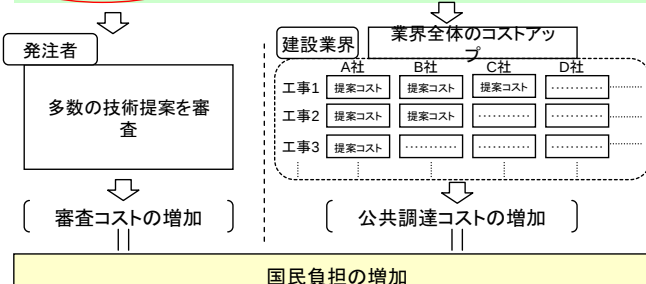
(平均入札参加者数18.4者※の場合の試算)

建設企業の営業利益率は0.6%。

(2010年7月 日建連法人会員決算状況調査)

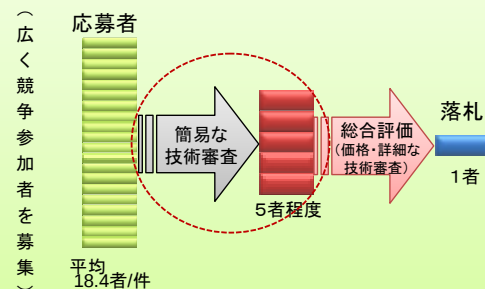
入札契約手続に要した審査コスト(発注者)及び技術提案コスト(建設企業)は、最終的には、国民負担の増加につながるおそれ。

平均入札参加者数が18.4者 多数の工事において、多数の企業が、多数の技術提案を作成。



課題を踏まえた対応の方向性

段階選抜のイメージ



目指すべき姿

受発注者の手続コストの縮減

課題5 海外市場への積極的進出

○ 海外には膨大なインフラ需要がある一方、受注額が伸び悩み

対策5 海外展開支援策の強化

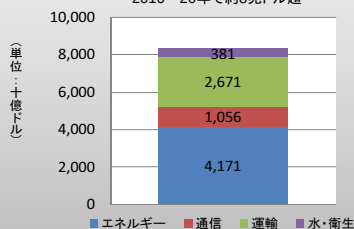
- 契約・リスク管理の強化
- 情報収集・提供、人材育成の強化等
- 投資協定の活用

海外展開支援策の強化

1. 必要性

アジアにおけるインフラ需要

2010～20年で約8兆ドル超



出所: ADB, ADHI "Infrastructure for a Seamless Asia" (2009)

世界の建設投資の現況

(単位: 億米ドル)

	日本	アジア太平洋	中東・アフリカ (MENA)
GDP	54,381.3	102,551.0	17,300.0
建設投資	4,454.3	25,898.0	1,087.0
日本を100とした場合の割合	100	189	32
建設投資の対GDP比	8.2%	25.3%	6.3%

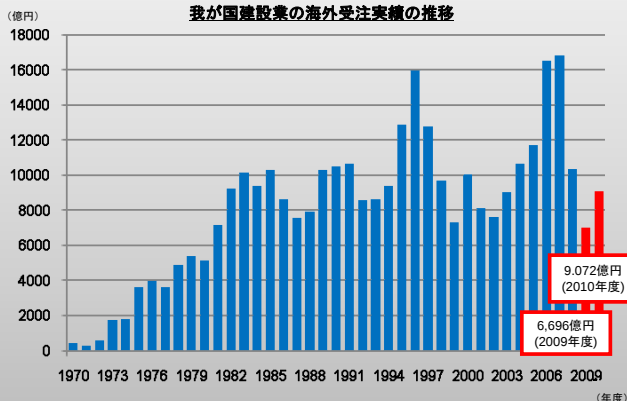
＞日本は2010年度、アジア太平洋、MENAは2009年。

出所: 財団法人建設経済研究所「建設経済レポート」2011年4月版

新成長戦略(平成22年6月18日閣議決定)、国土交通省成長戦略(平成22年5月17日国土交通省成長戦略会議報告)においても、海外展開を推進することとしている。

2. 現状

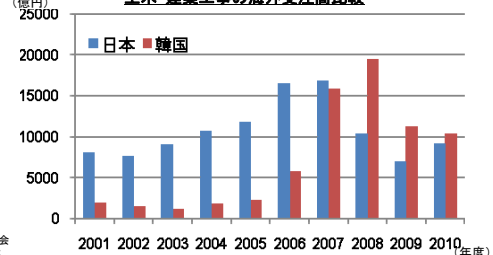
我が国建設業の海外受注実績の推移



出所: 海外建設協会資料

○韓国等諸外国では政府が手厚い支援策を講じている例もあり、競争が激化。

土木・建築工事の海外受注高比較



出所: (社)海外建設協会
韓国国土海洋部

【韓国の支援策】

- ＞「海外建設総合情報サービス網」により発注情報、建設環境情報等を提供。(155ヶ国)
- ＞「海外建設教育訓練プログラム」の実施、教育・セミナーの実施。(年1,400人)
- ＞「中小企業受注支援センター」における専門家による業務支援相談の実施。

3. 当面の施策の方向性

1. 契約・リスク管理の強化

- ・契約・リスク管理の重要性についての意識改革の推進。
- ・国内における国際的な発注・契約方式を取り入れた公共工事の実施の検討、試行。
- ・海外建設ホットラインの拡充。
- ・貿易保険の活用。

2. 情報収集・提供の強化

- ・主要国の建設環境情報やトラブル情報等を収集・提供する仕組みの構築。
- ・JETROとの連携強化
- ・中小企業向け相談窓口を設置するとともに、必要に応じ、専門アドバイザーとの相談をアレンジ。

3. 人材育成の強化

- ・業界における人材育成体制の構築。
- ・研修プログラムの作成、公開講座に対する支援。
- ・我が国留学生、外国人研修生等に関する海外建設人材情報データベースの構築支援。
- ・日本型の建設マネジメントについて経験等有する現地人材の育成。

4. 事業初期段階からの戦略的支援・海外進出意欲の醸成

- ・トップセールスの展開。
- ・建設企業等による案件形成支援。
- ・建設交流会議（PRセミナー）の開催、国際見本市への参画等。
- ・融資（JBIC、政投銀等）の活用促進。
- ・海外現地法人の海外建設工事の完成工事高等を経営事項審査の評価の対象とする方向で検討。

5. 国際建設市場の環境整備

- ・途上国等にみられる外国業者に対する外資制限の緩和等、非関税障壁の撤廃交渉（WTO、二国間）。
- ・投資協定（BIT）、経済連携協定（EPA）の活用。

目指すべき姿

各企業、業界団体、政府が一体となって、
中小建設企業等を含めた我が国建設産業の海外展開を推進

課題6 過剰供給構造の是正

○ 企業数としては過剰

○ 震災により一時的に建設需要が増加しても、過剰供給構造そのものは変わらない

対策6 不良不適格業者の排除

○ 保険未加入企業の排除、技術者適正配置の徹底（再掲）

○ 建設企業としての欠格要件の強化

○ 都道府県との連携強化

	S55年度	H4年度	H22年度
建設投資額	50兆円 (100)	84兆円 (141)	41兆円 (66)
許可業者数	50万社 (1.0)	53万社 (1.1)	50万社 (1.0)
建設業就業者数	548万人 (1.0)	619万人 (1.1)	498万人 (0.9)
※建設投資額の欄の()内はデフレータを加味した数値			

課題7 東日本大震災

- 迅速かつ円滑な復旧・復興
- 特定の地域又は業種で一時的に供給不足となる可能性
- 被災地と原発地域の企業の支援

対策7 震災を受けた特別の対応

- 建設企業の役割を発揮させるための行政による支援等
- 地域企業と地域外企業の適切な活用
- 事業の早期着手のための随意契約や指名競争入札の活用等

東日本大震災に伴い実施した措置(建設業関係)

平成23年6月3日現在

1. 関係機関に対する協力要請

- ①建設業団体に対し災害応急対策への協力について要請(3月12日)
- ②警察庁に対し緊急通行車両等確認証明書等の迅速な発行手続きについて依頼(3月13日)
- ③建設業団体に対しがれき撤去の促進について市町村等への協力を要請(5月20日)

2. 公共工事の円滑な実施と支払い

- ①既契約工事等の一時中止(直轄工事では3月15日に指示、地方へは3月16日に要請)
(東北地方整備局の発注工事は原則一時中止、その他の公共工事も応急復旧に必要な範囲で必要に応じて中止)
- ②被災した工事等への本年度分の支払い(直轄工事では3月15日に指示、地方へは3月18日に要請)
- ③出来高確認のための資料作成が不可能な場合の取り扱い(3月18日)
- ④緊急復旧事業への円滑な前払金の支払い(3月16日)
- ⑤前払率の引上げ(4割→5割)(国は4月22日から、地方は4月27日から)
- ⑥前払金保証の事務処理の迅速化・円滑化について保証会社に要請(3月15日)
- ⑦当面の災害復旧事業における入札及び契約の取り扱い
(随意契約、指名競争入札の活用等)(直轄工事・地方へは4月25日、各省庁へは4月26日に通知)
- ⑧建設企業の節電対策への配慮について依頼(6月3日)

3. 金融支援の拡充・改善

- ①地域建設業経営強化融資制度の拡充
施工中工事の被災に伴う損害額(3月25日)や、ガレキ処理等も対象に追加(5月19日)
- ②下請債権保全支援事業
保証債務の履行の積極的対応を要請(3月24日)、ガレキ処理等に係る債権の買取実施と保証対象に追加(5月19日)

4. 許可の有効期間等の延伸(政令、告示)

- ①建設業許可(被災地本店業者)、経営事項審査(同左)及び監理技術者資格者証(被災地に住所を有する者)の有効期間を8月末まで延長(3月23日)
- ②変更届や監理技術者講習等の義務を震災により期限内に履行できなかった場合、6月末までに履行すれば免責(3月13日)

5. 建設資材の需給・価格動向の情報収集等

- ①建設資機材の需給の安定に係る要請(3月29日)
- ②地方整備局等における建設業団体・資材団体との情報交換・実施
(東北、関東、北陸地整:3月15日～、その他の地域:3月29日～)
- ③民間調査機関の情報収集・情報提供の強化の要請、窓口の開設(3月15日～)
- ④農林水産省・経済産業省との連絡会議の開催(3月15日～)
- ⑤「主要建設資材受給・価格動向調査」の情報提供の充実(4月25日～)

6. その他

- ①東日本大震災で被災した建設企業のためのホットラインを開設(4月18日～)
- ②「東京電力福島第一・第二発電所周辺地域の建設工事等における予定価格の適正な設定等」を発出(4月25日)

建設技能労働者の人材確保のあり方について（概要）

I. 現状と課題

○ 平成9年以降の建設投資・建設技能労働者の減少局面において、人材確保に関するさまざまな課題が顕在化。

1. 就業者の高齢化、若年入職者の減少

【高齢化の進展】

	H9	H22
55歳以上	24.1%	33.1%
全産業	23.5%	28.5%

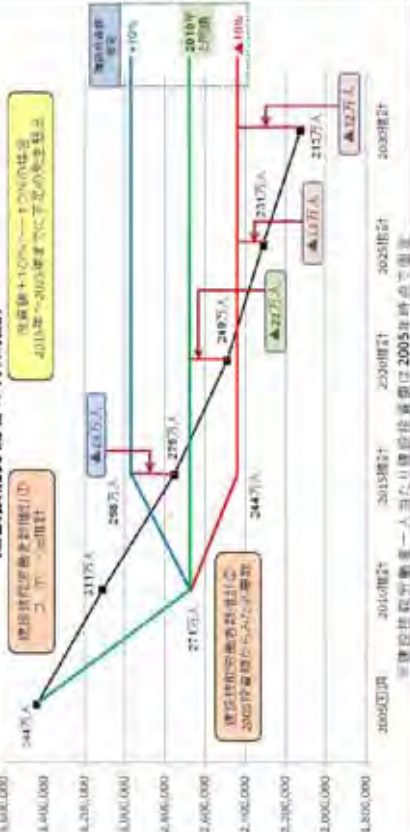
3. 建設投資の減少に伴い、労働環境が悪化

○ 建設投資額

	H9	H21
建設投資額	75兆円	42兆円(▲44%)
技能労働者数	455万人	342万人(▲25%)
賃金水準	4,378千円/年	3,570千円/年(▲18%)

2. 建設技能労働者数は将来ミスマッチが発生する可能性

建設技能労働者の将来推計



III. 対策

1. 労働環境対策等

- 長期・安定的に人材育成を行う企業が少ない
- 競争環境の確保によりダンピングを抑制し、適正な賃金水準を確保
- 雇用関係の明確化
- セーフティネットの充実
- 保護未加入企業、下請企業が一体となった取組
- 行政・元請企業、下請企業が一体となった取組
- 行政・元請企業、下請企業が一体となった取組
- 行政・元請企業、下請企業が一体となった取組

2. 人材確保方策

- 入職しない原因の3割は「イメージの悪さ」
- 若年層の人材確保
- 理想的な仕事は「収入が安定している仕事」
- 建設業界と教育機関が連携した入職促進
- 建設業界（総合・専門工事業）と工業高校等の情報交換、連携したキャリア教育の充実（人材確保活用）
- 専門工事業体におけるキャリアパスの作成
- 入職後の経験年数に応じた職位、責任、年収、技能、年収、基礎技能者や技術者へのルート等の提示
- 重層下請構造の是正
- 企業の自主的な取組、請負・雇用の明確化・適正化
- 重層下請構造の是正
- 企業の自主的な取組、請負・雇用の明確化・適正化
- 重層下請構造の是正
- 企業の自主的な取組、請負・雇用の明確化・適正化

3. 人材育成方策

- 業界全体で人材育成する仕組み
- 工事量減少により、現場の余裕が減少
- OJTの困難化
- 育成目標の明確化
- 夢と誇りのある目標
- OJTからOFF-JT重視の教育訓練への移行
- OFF-JT費用の業界全体での負担システムの構築（建設教育訓練助成金）
- OFF-JTカリキュラムの開発支援等（OJTの補完など）
- 基礎技能者の評価、活用
- 一級技能士、基礎技能者、建設マスターとステップアップしていく
- 位置付けの明確化
- 公共工事、民間工事における活用・業界全体としての処遇改善の取組

II. 対応の方向性

- 中核的な技能労働者の確保
- 建設生産物の品質を向上させるには、現場の中核となる熟練、熟練工の果たす役割が重要
- 今後、中高年の技能労働者の大量退職期を迎えることから、中核となる建設技能労働者の確保・育成が必要
- 人材確保の充実
- 建設技能労働者の技能は、若年時から相当程度の期間をかけて体得していくことが必要
- 将来を担う職長・熟練工の確保に向けて、若年者の入職促進の充実が必要
- 人材育成・技能継承の充実
- 優秀な職長、熟練工を育成していくためには、計画的な人材育成が必要
- 競争激化の中で、従来のOJT中心の技能継承が困難となりつつあり、代替する育成策の充実が必要

○ 人材を大切にしている企業の評価

- 行政・建設業界により評価を推進
- 行政・建設業界により評価を推進
- 行政・建設業界により評価を推進
- 行政・建設業界により評価を推進
- 行政・建設業界により評価を推進
- 行政・建設業界により評価を推進
- 行政・建設業界により評価を推進
- 行政・建設業界により評価を推進

○ 公共事業労働者制度の活用

- 資格保有者の賃金水準の参考公表
- 保護加入状況のチェック等
- 資格保有者の賃金水準の参考公表
- 保護加入状況のチェック等
- 資格保有者の賃金水準の参考公表
- 保護加入状況のチェック等
- 資格保有者の賃金水準の参考公表
- 保護加入状況のチェック等

入札契約適正化指針の改正について



Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の概要

公布 平成12年11月27日

目的

国、特殊法人、地方公共団体等の発注者全体を通じて、入札・契約の適正化の促進により、公共工事に対する国民の信頼の確保と建設業の健全な発達

入札・契約適正化の基本原則の明示

①透明性の確保 ②公正な競争の促進 ③適正な施工の確保 ④不正行為の排除の徹底

全ての発注者に義務付ける事項

(1) 毎年度の発注見通しの公表

・発注工事名・時期等を公表（見通しが変更された場合も公表）

(2) 入札・契約に係る情報の公表

・入札参加者の資格、入札者・入札金額、落札者・落札金額 等

(3) 施工体制の適正化

・丸投げの全面的禁止
・受注者の現場施工体制（技術者の配置・下請の状況等）の報告
・発注者による現場の点検等

(4) 不正行為に対する措置

・不正事実（談合等）の公正取引委員会、建設業許可行政庁への通知

各発注者が取り組むべきガイドライン

(1) 「適正化指針」の閣議決定

・国土交通大臣、総務大臣、財務大臣が共同で案を作成

(2) 主な内容

- ①第三者機関による入札過程、契約内容等のチェック
- ②苦情処理手続き、体制等の整備
- ③入札・契約の方法の改善（一般競争入札の拡大、総合評価方式の拡充、指名競争における指名の適正化・透明化等）
- ④工事の施工状況の評価実施の徹底
- ⑤その他
 - ・不良不適格業者の排除
 - ・ダンピングへの対応
 - ・入札・契約のIT化の推進 等

発注者は、指針に従い、入札・契約の適正化を推進

「適正化指針」のフォローアップ

- ・毎年度、取組み状況を把握し、公表
- ・特に必要のあるときは改善を要請

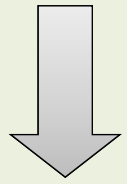
職員に対する教育

建設業者に対する指導 等

＜平成13年4月1日以降の入札・契約から適用＞

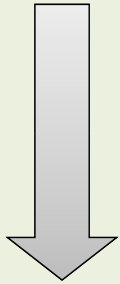
「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（適正化指針）」の改正の流れについて

平成12年11月 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 公布
 平成13年3月 公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針 閣議決定



H15.1 官製談合防止法 施行
 H17.4 公共工事品質確保法 施行

平成18年6月 公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針 一部改正
 （一般競争入札の拡大、総合評価方式の拡充、予定価格等の事後公表の推進、官製談合の排除・防止の徹底 等）



H19.3 官製談合防止法 改正 （職員による入札等の妨害の罪の新設等）
 H21.6 独占禁止法 改正 （課徴金減免制度の拡充等）
 H22.3 入札契約制度の更なる改善について公表 （総合評価落札方式の透明性の確保等）
 H23.6 建設産業戦略会議とりまとめ（地域維持型の契約方式の導入、ダンピング対策の強化、段階選抜方式の活用推進等）

○前回の適正化指針の改正後の動きを踏まえた改正が必要

「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（適正化指針）」の主な改正内容(案)について

公正な競争の促進

○「地域維持型契約方式」の導入

- 地域維持事業（災害対応、除雪、インフラの維持管理の事業）の担い手確保に資するための新たな契約方式として、**包括発注**（一括契約や複数年契約）や、**地域維持型JV**（仮称）による**受注**の仕組みを導入。
- 地域維持型JV（仮称）は、**地域維持事業の実施を目的に継続的に結成**。経常JVや個別企業との同時登録ができる。
- 一般競争入札、総合評価方式
 - 一般競争入札及び総合評価方式を適切に活用。
 - 受発注者双方の事務負担の軽減のため、**段階審査による落札者決定方式**を活用。
- 地域要件について、各発注者が運用方針を作成した上で、適切な設定を図る。
- 予定価格の設定に当たり、設計金額からの**歩切り**は、**行わない**。

透明性の確保

不正行為の排除

- **予定価格**、調査基準価格及び最低制限価格は、**契約締結後の公表**とする。
- 外部から入札関係職員への不当な働きかけがあった場合の「**記録・報告・公表の仕組み**」を導入。

適正な施工の確保

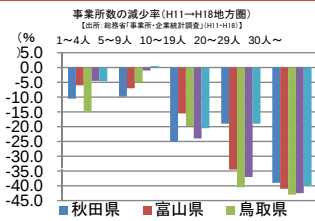
- **調査基準価格**の見直し、**価格による失格基準**の導入によるダンピング対策の強化
- 契約における受発注者間の対等性の確保（標準約款に基づく変更契約等）

その他

- **暴力団排除条項**の整備・活用、暴力団等による不当介入時の通報
- CM方式の活用・拡大

「地域維持型契約方式」の導入

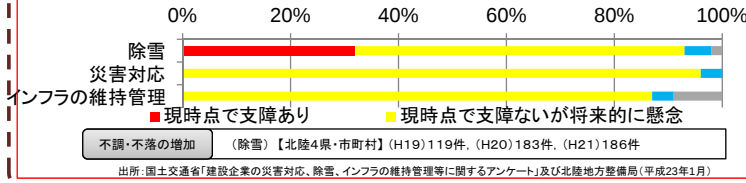
担い手企業の小規模化



地域維持事業の低い採算性

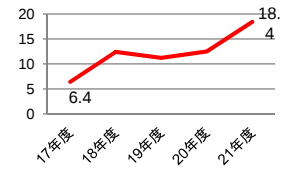


地域維持事業における都道府県の将来的な懸念

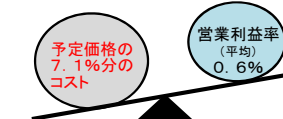


段階審査による落札者決定方式

平均入札参加者数
(国土交通省直轄のWTO対象工事)

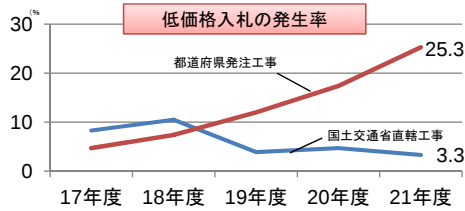


総合評価の技術提案・審査に多くのコストを要している(H21)

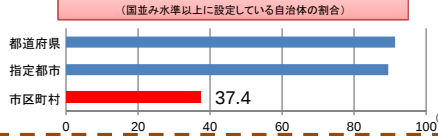


予定価格の7.1%が受発注者全体のコストとなっている。
建設企業の営業利益率は0.6%。

ダンピング対策の強化



低入札価格調査基準価格

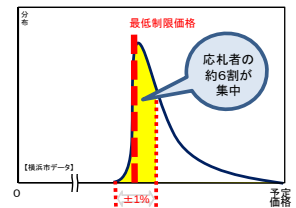
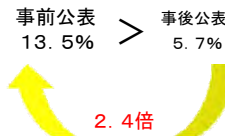


予定価格等の事後公表

予定価格の事前公表(都道府県の36団体)

くじ引き落札の多発

入札行動のゆがみ



地方公共団体に対する入札契約適正化法に基づく要請について (H23.8.25 公共工事の入札及び契約の適正化の推進について)(概要)

I. 緊急に措置に努めるべき事項

○地域維持型契約方式

- ・地域維持事業の担い手確保が困難になるおそれなど担い手の実情を調査。
- ・地域維持事業の事業実施に要する経費を適切に費用計上。
- ・地域の実情に応じ、地域維持型の契約方式として、包括発注(一括契約や複数年契約)や、地域精通度の高い建設企業で構成される建設共同企業体等による受注の仕組みを活用。

○ダンピング対策の強化

- ・低入札価格調査基準価格及び最低制限価格の適切な見直し、価格による失格基準の積極的な導入・活用。

○予定価格等の事前公表の見直し

- 1. 低入札価格調査基準価格・最低制限価格は契約締結後に公表。
- 2. 予定価格についても事前公表の取りやめ等適切に対応。
- ・外部から入札関係職員に対する不当な働きかけ等があった場合の記録・報告・公表の制度を導入。

○予定価格の適切な設定

- ・設計金額(積算金額)からの歩切りは行わない。

○一般競争入札等の活用に必要な条件整備

- ・地域要件の活用に当たり、各発注者が予め運用方針を策定。
- ・入札ボンドの積極的な活用と対象工事の拡大。

○総合評価落札方式における手続の合理化及び透明性の確保

- ・段階審査による落札者決定方式を活用し、受発注者双方の事務量を軽減。また、評価結果の公表及び評価内容の通知等の実施。

○公共工事標準請負契約約款に基づく変更契約の締結の促進等

○談合等の不正行為に対する発注者の関与の防止の徹底

II. 継続的に措置に努めるべき事項

○一般競争入札、総合評価落札方式の適切な活用

○不良・不適格業者の排除

- ・公共工事標準請負契約約款に沿った暴力団排除条項の整備・活用。
- ・不当介入があった場合の通報・報告等の徹底。

○発注者としての体制の補完

- ・CM方式等外部機関の活用、市町村の入札契約制度改善への都道府県の支援。等

III. 情報の公表を行わなければならない事項

○法に基づく公表義務の徹底

IV. その他公共工事の入札・契約に関する留意事項

○前払金・中間前払金の導入・拡大

○工事請負代金の支払手続の迅速化

○地域建設業経営強化融資制度等の普及・拡大

総行第 126 号
国土入企第 14 号
平成 23 年 8 月 25 日

各都道府県知事 あて
(市町村担当課、契約担当課扱い)
各都道府県議会議長 あて
(議会事務局扱い)
各政令指定都市市長 あて
(契約担当課扱い)
各政令指定都市議会議長 あて
(議会事務局扱い)

総 務 大 臣

国 土 交 通 大 臣

公共工事の入札及び契約の適正化の推進について

公共工事の入札及び契約については、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号。以下「法」という。）及び公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号）や公共工事の入札及び契約を巡る最近の状況を踏まえ、不断の見直しを行い、改善をしていくことが求められています。

特に、地方公共団体の長は、入札及び契約の適正化を図るため、法第 7 条及び第 8 条の規定による情報の公表を適切に行い、また、法第 16 条に基づいて、公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（平成 13 年 3 月 9 日閣議決定。以下「指針」という。）に従って必要な措置を講ずるよう努めることにより、入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性の確保、公正な競争の促進、談合その他の不正行為の排除の徹底、公共工事の適正な施工の確保を図らなければなりません。

しかしながら、本年 1 月に公表した法及び指針の措置状況調査の結果によると、地

方公共団体のなかには、法による義務付け事項であるにもかかわらず、未措置事項があるとともに、指針に従って措置を講ずる努力義務のある事項についても、その実施が不十分な事項が見受けられる団体があります。

また、地域の建設企業の減少・小規模化や建設投資の減少に伴って、社会資本等の維持管理、除雪、災害応急対応等の事業の担い手確保が困難となるおそれがあることや、低価格入札が増加していることなど、入札及び契約を巡る最近の状況を踏まえ、去る８月９日、別添のとおり、指針の一部改正が閣議決定されたところであり、各発注者は、法第１６条に基づき、改正後の新たな指針に従って公共工事の入札及び契約の適正化に努めることが求められています。

このため、各地方公共団体におかれては、上記の措置状況調査の結果及び今般の指針改正の趣旨を踏まえ、法による義務付け事項のうち未実施のものについて、速やかに措置を講ずるとともに、地域の実情等を踏まえて、全体として着実に入札及び契約の適正化が進むよう、法第１８条に基づき、特に取り組む必要があると認められる次のⅠ以下に掲げる措置を速やかに講ずるよう要請します。

各都道府県におかれては、入札及び契約の一層の適正化が進むよう、貴都道府県内の市区町村（政令指定都市を除く。）の長及び議会の議長に対して、法の遵守並びに指針及び本要請に沿った取組の徹底をお願いします。また、所管の法人（市区町村所管のものを含む。）に対する法及び指針に沿った取組の要請についてもよろしくお取り計らい下さい。

Ⅰ．緊急に措置に努めるべき事項

次の事項は、法第１６条に基づく努力義務のある事項を定めた指針の中でも、特に緊急に措置に努めるべき事項であり、各地方公共団体の長は、公共工事の入札及び契約の適正化が各発注者を通じて統一的、整合的に行われることによって、初めて公共工事に対する国民の信頼が確保しうるものであることを踏まえて、速やかにそれぞれの措置を講ずるようお願いします。

１．地域維持型契約方式

地域の建設企業は、社会資本等の維持管理、除雪、災害応急対応等の事業（以下「地域維持事業」という。）を行っており、地域社会の維持に不可欠な役割を担っているが、建設投資の大幅な減少等に伴い、地域維持事業を担ってきた地域の建設企業の減少・小規模化が進んでおり、このままでは、事業の円滑かつ的確な実施に必要な体制の確保が困難となり、地域における最低限の維持管理までもが困難となる地域が生じかねない。地域の維持管理は将来にわたって持続的に行われる必要が

あり、入札及び契約の方式においても担い手確保に資する工夫が必要である。

このため、地域維持事業の担い手の実情を調査し、担い手確保のための入札及び契約の方法における工夫が必要な地域が生じるおそれがないかを把握するとともに、地域維持事業に係る経費の積算において、事業の実施に要する経費を適切に費用計上すること。

また、地域維持事業の担い手確保が困難となるおそれがある場合には、仕組みの詳細は検討中であるが、地域の実情に応じ、複数の種類や工区の地域維持事業をまとめた契約単位や、複数年の契約単位など、一の契約の対象を従来よりも包括的に発注するとともに、実施主体は、迅速かつ確実に現場へアクセスすることが可能な体制を備えた地域精通度の高い建設企業とし、必要に応じ、当該建設企業で構成される建設共同企業体等を活用する地域維持型の契約方式を、適切に活用すること。

2. ダンピング対策の強化

近年、低入札価格調査基準価格及び最低制限価格を下回る入札のあった工事の割合が急増しているが、いわゆるダンピング受注は、工事の手抜き、下請けへのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底など、公共工事の品質確保に支障が生じかねないことに加え、公正な取引秩序を歪め、建設業の健全な発達を阻害するおそれがある。また、施工監督の強化など行政コストの増大を招くおそれがある。

このため、低入札価格調査制度及び最低制限価格制度を適切に活用し、ダンピング受注の排除を徹底すること。具体的には、低入札価格調査基準価格及び最低制限価格について、平成23年4月に改正された「工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル」を踏まえた算定方式の改定等により適切に見直すこと。

また、低入札価格調査制度において、一定の価格を下回る入札を失格とする価格による失格基準を積極的に導入・活用するとともに、その価格水準を低入札価格調査基準価格に近づけ、これによって契約内容に適合した履行がされないおそれがある者を適切に排除することにより、制度の実効ある運用を確保すること。この際、低入札価格調査制度の調査要領の策定・公表及び調査結果の公表等により、適切な調査の実施と透明性を確保すること。なお、政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の対象となる公共工事に係る入札については、最低制限価格制度は活用できないこととされていることに留意して運用するものとする。

また、ダンピング受注防止の観点から、入札時において、工事費内訳書の提出を求めること。

あわせて、低入札価格調査基準価格を下回る価格により落札した者と契約する場合における措置として、工事の重点監督の実施、建設業許可行政庁の立入調査との連携、配置技術者の増員の義務付け、履行保証割合の引上げ、前払金支払割合の引下げ等の措置を行うこと。

3. 予定価格等の事前公表の見直し

低入札価格調査基準価格及び最低制限価格については、その事前公表により、当該近傍価格へ入札が誘導されるとともに、入札価格が同額の入札者のくじ引きによる落札等が増加する結果、適切な積算を行わずに入札を行った建設企業が受注する事態が生じるなど、建設企業の真の技術力・経営力による競争を損ねる弊害が生じうること、地域の建設業の経営を巡る環境が極めて厳しい状況にあることにかんがみ、事前公表は取りやめ、契約締結後の公表とすること。

予定価格についても、その事前公表によって同様の弊害が生じかねないこと等の問題があることから、事前公表の適否について十分に検討した上で、弊害が生じた場合には速やかに事前公表の取りやめ等の適切な対応を行うものとする。

この際、入札前に入札関係職員から予定価格、低入札価格調査基準価格又は最低制限価格を聞き出して入札の公正を害そうとする不正行為を抑止するため、外部から入札関係職員に対する不当な働きかけ又は口利き行為があった場合の記録・報告・公表の制度を導入する等、談合等に対する発注者の関与の排除措置を徹底すること。

4. 予定価格の適切な設定

予定価格の設定に当たっては、資材等の最新の実勢価格を適切に反映させるとともに、必要に応じ、見積りを活用した積算方式の活用を図りつつ、実際の施工に要する経費を適切に計上すること。

特に、いわゆる歩切りによる予定価格の切り下げは、予定価格が財務規則等により取引の実例価格等を考慮して適正に定められるべきものとされていること、公共工事の品質や工事の安全の確保に支障を来すとともに建設業の健全な発達を阻害するおそれがあることから、これを行わないこと。

5. 一般競争入札等の活用に必要な条件整備

公共工事の入札及び契約の方法、とりわけ一般競争入札の活用に伴う諸問題に対応するため、定期の競争参加資格審査において、工事成績や地域貢献を重視した発注者別評価点の導入を図るとともに、不良・不適格業者を競争参加資格審査の対象から除外すること。また、個別工事の発注に当たっては、一定の資格等級区分内の者による競争を確保するとともに、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）に基づく中小企業者に関する国等の契約の方針の趣旨も踏まえ、適切な競争参加条件（過去の工事成績及び成績、地域要件等）を設定するなど、必要な条件整備を適切に講じること。地域要件の活用については、恣意性を排除した整合的な運用を確保する観点から、各発注者が予め運用方針を定めるものとする。

入札ボンドについて、市場機能の活用により、契約履行能力が著しく劣る建設企業の排除やダンピング受注の抑制等を図る観点から、「入札ボンド制度の導入について」（平成22年6月1日付け総行第139号）で送付し、「入札ボンド制度の対象工事の拡大等について」（平成22年6月8日付け国総入企第10号）でお願いしたところにより、国と連携して、その積極的な活用と対象工事の拡大を進めること。また、資格審査及び監督・検査の適正化並びにこれらに係る体制の充実、事務量の軽減等を図ること。

6. 総合評価落札方式における手続の合理化及び透明性の確保

総合評価落札方式で入札を行う工事のうち、競争参加者が特に多いため入札段階における発注者及び競争参加者双方の手続コストが増大しているものについては、必要に応じ、まず簡易な技術提案等を求めて、詳細な技術提案を求める者を選定し、その中から落札者を決定する段階審査方式を活用し、双方の事務量の軽減と技術提案の審査精度の向上を図るなど、手続の合理化を図ること。また、小規模な市町村等においては、都道府県が落札者決定基準等について意見を聴くために委嘱した者を活用するなどにより、事務負担の合理化を図ること。

総合評価落札方式は、発注者による技術提案の審査・評価に透明性・公正性の確保が特に求められることから、評価項目等を適切に設定するとともに、技術提案の評価結果について、その点数及び内訳の公表に加えて、「公共工事の入札における総合評価方式の透明性の確保等について」（平成22年4月9日付け国総入企第1号）でお願いしたところにより、具体的な評価内容を当該提案企業に対して通知するなどの措置を講ずること。

7. 公共工事標準請負契約約款に基づく変更契約の締結の促進等

平成22年7月の中央建設業審議会で改正され、「公共工事標準請負契約約款の実施について」（平成22年7月26日付け国土交通省中建審第1号）をもって各発注機関あてに勧告された公共工事標準請負契約約款（昭和25年2月21日中央建設業審議会決定・勧告）に沿って、できる限り速やかに貴団体発注工事に係る請負契約約款の改正を行うこと。また、工事内容の変更等が必要となり、工事費用に変動が生じた場合には、施工に必要な費用が適切に確保されるよう、同約款に沿った契約約款に基づき、必要な変更契約を適切に締結すること。その際には、契約変更手続の透明・公正性の向上及び迅速化のため関係者が一堂に会して契約変更の妥当性等の審議を行う場（設計変更審査会等）の設置・活用を図ること。このほか、現場で発生した問題に迅速に対応する取組（ワンデーレスポンス等）や、発注者、設計者及び施工者の三者間の情報共有等の取組（三者会議等）についても推進を図ること。

8. 談合等の不正行為に対する発注者の関与の防止の徹底

入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）の趣旨及び近年の動向を踏まえ、入札に関する情報管理の徹底や、職員のコンプライアンスの徹底など各般の措置を総合的に講ずることにより、不正行為に対する発注者の関与の防止の徹底に全力を尽くすとともに、不正行為に対しては厳正に対処すること。

このような観点から、職員に対する教育、研修等を適切に行うとともに、入札及び契約の過程並びに契約の内容について審査及び意見の具申等を行う入札監視委員会等の第三者機関の設置をはじめ、必要な対策の実施に積極的に取り組むこと。

また、談合情報を得た場合の取扱要領（談合情報対応マニュアル）の策定・充実及び公表を推進することと併せて、談合情報対応のための内部における連絡・報告体制等を整備すること。

併せて、工事費内訳書の確認、1位不動の状況など入札結果の事後的・統計的分析の活用など入札契約過程の監視の強化に必要な取組を実施することにも努めること。

II. 継続的に措置に努めるべき事項

次の事項は、I. に掲げる事項のほか、法第16条に基づいて措置を講ずるよう努めなければならない事項であり、それぞれの趣旨を踏まえて、速やかに措置を講ずるようお願いします。

1. 一般競争入札の適切な活用

一般競争入札を未導入の地方公共団体においては、速やかにその導入を図ること。また、一般競争入札を導入済の団体においては、一般競争入札の適用範囲を適切に設定すること。

なお、一般競争入札の導入・活用に当たっては、I. 5. のとおり、競争条件の整備を適切に行うこと。

2. 総合評価落札方式の適切な活用

総合評価落札方式の導入を図るとともに、対象工事の考え方を設定することによりその適切な活用を図ること。

また、建設企業の技術開発を促進し、併せて公正な競争の確保を図るため、民間の技術力の活用により、品質の確保、コスト縮減等を図ることが可能な場合においては、工事の規模・態様に応じ、例えば、設計・施工一括発注方式又は詳細設計付

発注方式などの発注方式の活用や、V E方式（注１）等を通じた民間の技術提案の積極的な活用を検討すること。

（注１） V E（バリューエンジニアリング）方式には、工事の入札段階で、施工方法等について技術提案を受け付け審査した上で、競争参加者を決定し、各競争参加者が提案に基づいて入札し、価格競争により落札者を決定する入札時V E方式や、契約後、受注者が施工方法等について技術提案を行い、採用された場合、当該提案に従って設計図書を変更するとともに、提案のインセンティブを与えるため、契約額の縮減額の一部に相当する金額を受注者に支払うことを前提として、契約額の減額変更を行う契約後V E方式などがある。

３．指名停止措置等の適正な運用の徹底

談合等不正行為を行った者に対しては、入札参加資格停止措置の適切な運用により厳正に対処すること。指名停止措置については、客観的な実施を担保するため、あらかじめ指名停止基準を策定し公表するとともに、その適切な運用を図ること。また、当該基準については、指名停止の原因事由の悪質さの程度や情状、結果の重大性などに応じて適切な期間が設定されるよう、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル」及び「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルの運用申し合わせ」、さらには「工事請負契約等に係る指名停止措置の適切な運用等について」（平成１３年１２月１３日付け総行行第１９９号・国地契第４５号総務省自治行政局行政課長・国土交通省大臣官房地方課長通知）を参考に、必要に応じ適宜見直すこと。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号）に基づく排除措置命令等の時期を待たずして資格停止措置あるいは指名停止措置を講じることや、未だ停止措置要件には該当していないにもかかわらず、事実上の指名回避等を行うことについては、慎重に対応すること。

また、談合等不正行為の抑止を図る観点から、談合等不正行為があった場合における受注者の賠償金支払い義務を請負契約締結時に併せて特約する違約金特約条項を適切に付すること。違約金の額は、裁判例等を基準とした合理的な根拠に基づく金額とすること。

４．入札及び契約の過程並びに契約内容の透明性の確保

法第７条及び第８条の規定により、情報の公表を行わなければならない事項に加え、競争参加者の経営状況及び施工能力に関する評点又は当該点数と工事成績その他の各発注者による評点の合計点数、等級区分を定めている場合の区分の基準を公表すること。

Ⅰ． ８．の第三者機関の設置・運営について明確に定め、これを公表するとともに、その活動状況に関する必要な資料を公表するなど透明性の確保を図ること。ま

た、入札及び契約に係る苦情を中立・公正に処理する仕組みを整備すること。

指名行為に係る発注者の恣意性を排除し、不正行為を未然に防止するため、指名競争入札における指名基準を策定・公表すること。なお、指名業者名については、談合を助長することのないよう、入札前には公表しないこと。

入札及び契約に関する情報の公表の際には、透明性の向上を図る観点から、インターネットの活用を積極的に図ること。

5. 適正な施工の確保

適正な施工体制の確保のためには、現場の施工体制を把握し、適切に点検を行うことが重要である。このため、公共工事の監督・検査の充実と併せて、受注者による施工体制台帳の提出及び施工体系図の適切な掲示を徹底し、施工体制台帳等の活用マニュアルを参考に適正な施工体制の確保に努めること。

また、施工能力の乏しい不良・不適格業者の排除の徹底を図るため、施工体制把握のための要領、工事の監督・検査基準等の策定及び公表を推進すること。

発注者支援データベースを積極的に活用し、入札参加者又は落札者が配置を予定している監理技術者の工事現場への専任を的確に確認すること。

6. 不良・不適格業者の排除

建設業法その他工事に関する諸法令（社会保険・労働保険に関する法令を含む）を遵守しない企業やペーパーカンパニー、適切な施工が行い得ない企業などの不良・不適格業者については、建設業許可行政庁等と相互に連携し、公共工事からの排除に向けた取組の徹底を図ること。

暴力団員が実質的に経営を支配している企業やこれに準ずる企業（暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している企業など）が公共工事からの的確に排除されるよう、警察本部と協定を締結し、これに基づき相互通報体制の確立や定期会議の開催などを通じて、緊密な連携の下に十分な情報交換等を行うとともに、公共工事標準請負契約約款に沿った暴力団排除条項の整備・活用を図ること。また、受注者に対し、暴力団員等による公共工事への不当介入があった場合における警察本部及び発注者への通報・報告等を徹底すること。

7. 電子入札の導入

電子入札システムの導入について、談合等の不正行為の防止、事務の簡素化や入札に要する費用の縮減、競争に参加しようとする者の利便性の向上等の観点から、可能な限り速やかにその導入を図ること。

8. 発注者としての体制の補完

学校建物等の耐震化事業など、短期間に複数の事業を並行的に実施しなければな

らない場合や、関係者間の調整が特に円滑に行われなければならない場合には、必要に応じてCM（コンストラクション・マネジメント）方式（注2）等外部機関による支援の活用を積極的に進めることにより、発注者としての体制の補完を図ること。

また、都道府県においては、技術者が不足している小規模な市町村等が発注関係事務を適切に実施できるよう、研修・説明・相談・技術者の派遣等を通じて、積極的に入札契約制度の改善の支援を行うこと。

（注2） CM方式とは、発注者の補助者・代行者であるコンストラクション・マネージャーが、技術的な中立性を保ちつつ発注者の側に立って、設計の検討や工事発注方式の検討、工程管理、コスト管理などの各種マネジメント業務の全部又は一部を行う方式である。

Ⅲ. 情報の公表を行わなければならない事項

次の事項は、法第7条及び第8条の規定により、情報の公表が義務付けられている事項であり、公表が行われていない場合は、速やかに必要事項を公表して下さい。

1. 当該年度の公共工事の発注見通しに関する事項（変更後のものを含む。）（法第7条）
2. 入札及び契約の過程に関する事項（法第8条第1号）
 - ① 入札に参加した者の商号・名称、入札金額
 - ② 落札者の商号・名称、落札金額
 - ③ 入札参加者の資格を定めた場合における当該資格
 - ④ 指名した者の商号・名称
 - ⑤ その他公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号。以下「政令」という。）で定める入札及び契約の過程に関する事項
3. 公共工事の契約内容（法第8条第2号）
 - ① 契約の相手方の商号・名称
 - ② その他政令で定める公共工事の契約内容に関する事項

IV. その他公共工事の入札及び契約に関する留意事項

入札及び契約を通じて建設企業の健全な発展を図ることは、公共工事の適正な施工を確保する上で不可欠であることから、現下の建設業を取り巻く厳しい経営環境を踏まえ、次の措置を適切に講ずるようお願いします。

1. 前払金・中間前払金の導入・拡大の促進

建設工事の元請業者において施工に必要な資金確保が円滑に行われない場合には、下請負人や労働者に対する不払や支払遅延を招きかねず、適正な施工体制の確保が困難となる結果、公共工事の品質に著しい支障が生じることとなることから、建設企業の資金繰りの円滑化を通じて適正な施工が確保されるよう、前払金・中間前払金の導入・拡大を図ること。

また、公共工事に要する材料費等を対象とした前払金の支払については、地域の建設業の経営を取り巻く環境が極めて厳しい状況にあること、また、国土交通省直轄事業においては請負代金額の4割（東日本大震災の被災地にあっては5割）を支払対象としていることも踏まえ、材料費等として必要な経費の支弁を円滑化するため、適切な運用を図ること。また、上記の前払金に追加して支払う前払金（中間前払金）についても、材料費等の2割を超えない範囲において認められており、適切な対応を図ること。

2. 工事請負代金の支払手続の迅速化

完成検査及び出来高部分払方式を実施する事業における既済部分検査を迅速に実施するとともに、工事請負代金の支払手続の迅速化に努めること。

3. 地域建設業経営強化融資制度等の普及・拡大の促進

公共工事請負債権代金を譲渡担保に低利で融資を受けられる地域建設業経営強化融資制度について、未導入団体は早急にその導入を図るとともに、導入済団体についても債権譲渡の承諾手続の迅速な運用に努めること。

また、下請建設企業等が元請建設企業に対して有する工事請負代金債権の保全を図る下請債権保全支援事業の周知を行うこと。

建設生産システムの適正化に向けた 取組に関する自己評価について

■自己評価指標

・中部ブロック発注者協議会の取組に対して、各事項毎に主要な取組みを自己評価指標とする

取組名称	自己評価指標
○公共工事の品質確保対策に関する取組	
・総合評価落札方式の普及促進	1(1) 総合評価落札方式の導入状況(工事)
・工事管理、工事検査、工事成績評定に関する技術力向上と情報共有	1(2) 工事成績評定の実施状況
・公共工事施工の安全対策の強化	1(3) 公共工事施工の安全指針・マニュアルの整備促進状況
○公共工事の円滑な執行に関する取組	
・公共工事発注情報の共有化	2(1) 予定価格の事後公表への移行状況
・受発注者間の工事情報共有	2(2) 受発注者間の工事情報の共有状況
・資材の単価、需給動向に関する情報共有	2(3) 資材価格、需給動向に関する情報共有状況
・設計変更の更なる適正化	2(4) 設計変更ガイドライン・指針の整備状況
○地域を支える建設生産システムの向上に関する取組	
・建設ICT・新技術の普及促進	3(1) 建設ICTの導入状況
・建設企業の施工能力、信頼性、地域貢献度の適切な評価	3(2) 地域貢献の評価状況
・建設施工に関する受発注者からの課題に対する迅速な対応	3(3) ワンデーレスポンスや3者会議の導入状況
・地元優良企業の育成	3(4) 低入札価格調査基準価格の見直し状況

H23年5月31日 記者発表

建設生産システムの適正化に向けた取組に関する自己評価について(H22年度実績及びH23年度目標)

H22年度自己目標達成状況

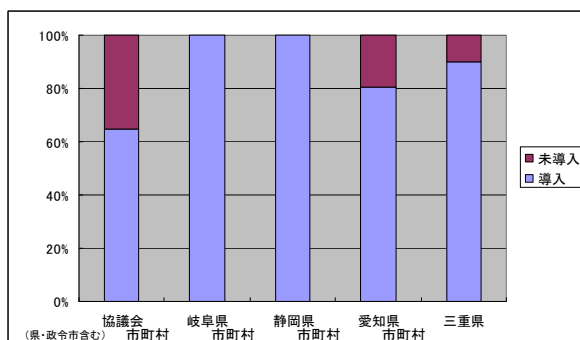
・進んでいる取組

- 1(1) 総合評価落札方式の導入状況
- 1(2) 工事成績評定の実施状況
- 3(2) 地域貢献の評価状況

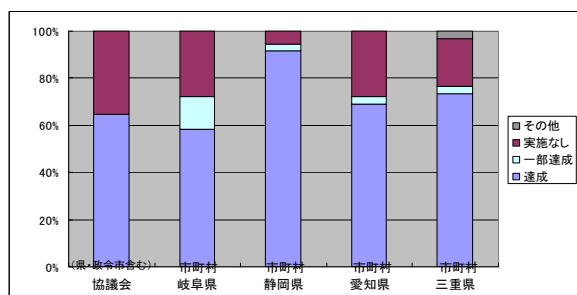
・進んでいない取組

- 1(3) 公共工事施工の安全指針・マニュアル整備推進状況
- 2(1) 予定価格の事後公表への移行状況
- 2(2) 受発注者間の工事情報の共有状況
- 2(3) 建設資材、需給動向に関する情報共有状況
- 2(4) 設計変更ガイドライン・指針の整備状況
- 3(1) 建設ICTの導入状況
- 3(3) ワンデーレスポンスや3者会議の導入状況
- 3(4) 低入札価格調査基準価格の見直し状況

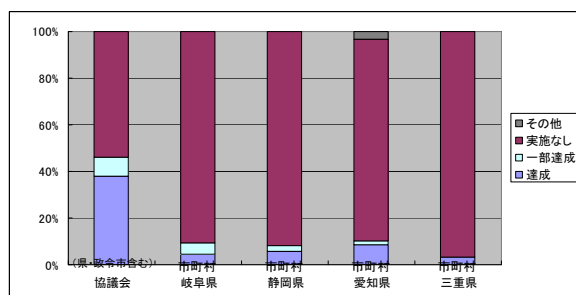
1(1) 総合評価落札方式の導入状況(工事)



1(2) 工事成績評定の実施状況

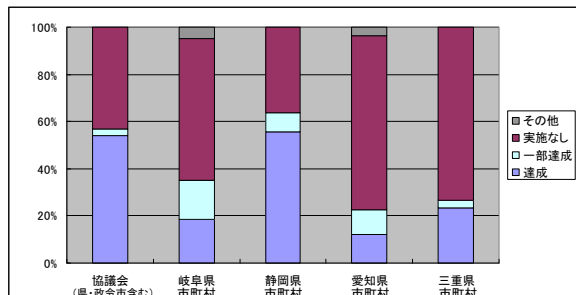


1(3) 公共工事施工の安全指針・マニュアル整備促進状況

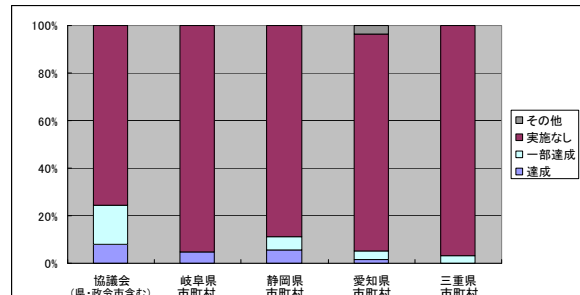


H22年度目標達成状況

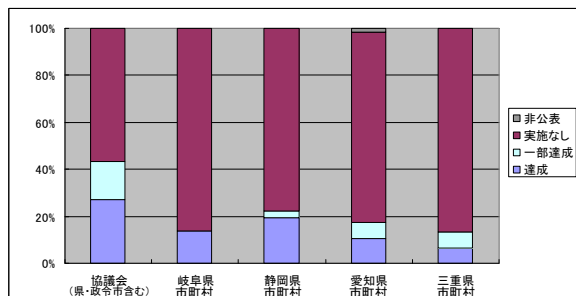
2(1) 予定価格の事後公表への移行状況



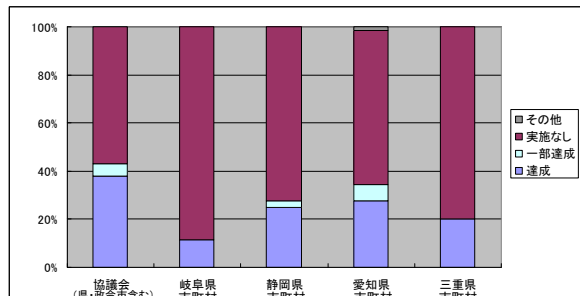
2(2) 受発注者間の工事情報の共有状況



2(3) 建設資材、需給動向に関する情報共有状況

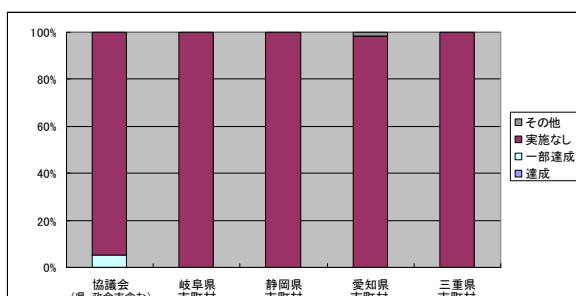


2(4) 設計変更ガイドライン・指針の整備状況

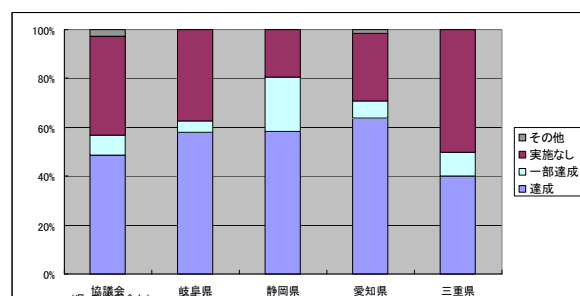


H22年度目標達成状況

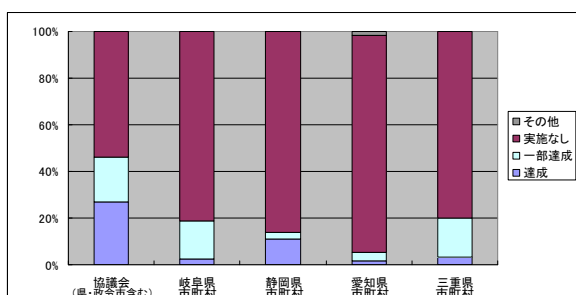
3(1) 建設ICTの導入状況



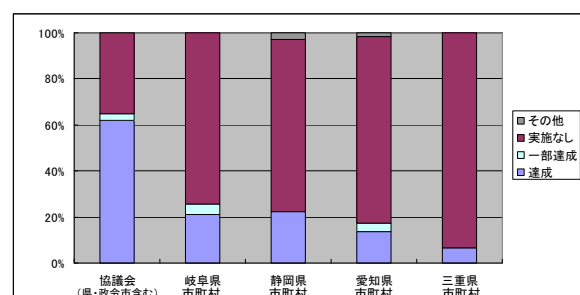
3(2) 地域貢献の評価状況



3(3) ワンデーレスポンスや3者会議の導入状況

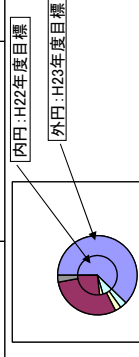


3(4) 低入札価格調査基準価格の見直し状況



H22,H23 目標の比較

公共工事業の品質確保対策に関する取組						公共事業の円滑な執行に関する取組						地域を支える建設生産システムの向上に関する取組			
1(1)	1(2)	1(3)	2(1)	2(2)	2(3)	2(4)	3(1)	3(2)	3(3)	3(4)		3(2)	3(3)	3(4)	
総合評価落札方式の導入状況(工事)	工事成績評定の実施状況	公共工事業の安全指針・マニュアルの整備推進状況	予定価格の事後公表への移行状況	受発注者間の工事情報共有状況	資材価格、需給動向に関する情報共有状況	設計変更ガイドライン・指針の整備状況	建設CITの導入状況	地域貢献の評価状況	ワンデースポンスや3者会議の導入状況	低入札価格調査基準価格の見直し状況		3(2)協議会(県・政令市含む)	3(3)協議会(県・政令市含む)	3(4)協議会(県・政令市含む)	
1(1)協議会(県政令市含む)	1(2)協議会(県・政令市含む)	1(3)協議会(県・政令市含む)	2(1)協議会(県・政令市含む)	2(2)協議会(県・政令市含む)	2(3)協議会(県・政令市含む)	2(4)協議会(県・政令市含む)	3(1)協議会(県・政令市含む)	3(2)協議会(県・政令市含む)	3(3)協議会(県・政令市含む)	3(4)協議会(県・政令市含む)		3(2)協議会(県・政令市含む)	3(3)協議会(県・政令市含む)	3(4)協議会(県・政令市含む)	
1(1)岐阜県市町村	1(2)岐阜県市町村	1(3)岐阜県市町村	2(1)岐阜県市町村	2(2)岐阜県市町村	2(3)岐阜県市町村	2(4)岐阜県市町村	3(1)岐阜県市町村	3(2)岐阜県市町村	3(3)岐阜県市町村	3(4)岐阜県市町村		3(2)岐阜県市町村	3(3)岐阜県市町村	3(4)岐阜県市町村	
1(1)静岡県市町村	1(2)静岡県市町村	1(3)静岡県市町村	2(1)静岡県市町村	2(2)静岡県市町村	2(3)静岡県市町村	2(4)静岡県市町村	3(1)静岡県市町村	3(2)静岡県市町村	3(3)静岡県市町村	3(4)静岡県市町村		3(2)静岡県市町村	3(3)静岡県市町村	3(4)静岡県市町村	
1(1)愛知県市町村	1(2)愛知県市町村	1(3)愛知県市町村	2(1)愛知県市町村	2(2)愛知県市町村	2(3)愛知県市町村	2(4)愛知県市町村	3(1)愛知県市町村	3(2)愛知県市町村	3(3)愛知県市町村	3(4)愛知県市町村		3(2)愛知県市町村	3(3)愛知県市町村	3(4)愛知県市町村	
1(1)三重県市町村	1(2)三重県市町村	1(3)三重県市町村	2(1)三重県市町村	2(2)三重県市町村	2(3)三重県市町村	2(4)三重県市町村	3(1)三重県市町村	3(2)三重県市町村	3(3)三重県市町村	3(4)三重県市町村		3(2)三重県市町村	3(3)三重県市町村	3(4)三重県市町村	



中部発注者協

自己評価内容を公表 整備局、ICT標準化へ

国の発注機関や東海4県の自治体などで構成する中部ブロック発注者協議会（会長・田原浩中部地方整備局長）は、建設生産システム適正化に向けた取り組み状況の自己評価内容を公表した。「総合評価落札方式の導入状況」など11項目について2010年度の達成状況と11年度の実施目標を発注機関ごとにまとめた。

各機関の自己評価コメントのうち中部整備局は「実施目標は達成できた」とし「一部実施を目標としていた『受発注

者の工事情報の共有状況」については今年度の対象工事を40％から60％に拡大、「建設ICT（情報通信技術）」については12年度中の標準化に向けて取り組みを推進するとの目標を示している。

協議会は、公共工事の費確保に向けた発注者間の協力体制強化を目的に08年11月に設置された。建設生産システム適正化に向けた取り組み状況の自己評価には09年度から取り組んでいる。

評価指標は、▽総合評価落

札方式の導入（工事）▽工事成績評定の実施状況▽公共工

建設通信

平成23年6月2日

7面

事施工の安全指針・マニュアルの整備状況▽予定価格の事後公表への移行状況▽受発注者の工事情報の共有状況▽資材価格、発注動向に関する情報共有状況▽設計変更ガイドライン・指針の整備状況▽建設ICTの導入状況▽地域貢献の評価状況▽ワンデーレスポンスや省会議の導入状況▽低入札価格調査基準価格の設置状況——の11項目。

このうち総合評価方式の導入については、中部整備局が本格導入の目標を達成し、11年度も引き続き進めるとしたほか、岐阜、愛知、静岡、三重の4県も昨年度同様それぞれ、それぞれの基準で誘導入を続けることと目標を示している。

取手市では、名古屋市の11年度から1000万円以上の工事を対象に本格導入する目標を示した。

また、建設ICTの導入状況については、中部整備局以外ではほとんど進んでいないものの、11年度の目標として東海建設局が「情報収集、分析による活用方法検討」、水質環境部中部支社が「個別の事業ごとに実施」としている。

市町村では、岐阜県大垣市、七宗町、愛知県武豊町、三重県木曽郡などが「実施」または「一部実施」の予定としている。

自己評価の内容は、協議会や中部整備局のホームページに掲載している。

総合評価

自治体8割以上が導入

中部発注者協議会 実施状況や目標を示す

中部地方整備局など関係機関や自治体などの発注機関で組織する中部ブロック発注者協議会（会長・田原浩中部地方整備局長）は、建設生産システムの適正化に向けた取り組みに関する自己評価について、10年度の取り組み状況と本年度の実施目標をまとめた。

総合評価落札方式は8割以上の自治体が誘導を含め導入済みで、本年度から4自治体が本格導入

を目指す。

自己評価は、総合評価の導入や予定価格の事後公表、建設ICTの導入、ワンデーレスポンスや3

省会議の導入状況など11項目について、各発注機関が自己の取り組みを評価することで、工事の品質確保や円滑な熟行、地域を支える建設生産システム向上につなげる。

中部整備局は、10年度の実施目標は達成できたとし、本年度は建設ICT

Tの取り組みをさらに推進し12年度の中部標準化を目指す。

東海建設局もおおむね目標を達成し、今後は情報共有化や建設ICT導入などの情報化施工関係の推進に努めるとした。

静岡県は、本年度から工事成績評定要領の運用

を一部変更、細分化し適切な評定に努める。岐阜県は、ワンデーレスポンス・3省会議について各部で取り組みに差があるものの、順次導入を図っていく方針。

詳細は中部整備局ホームページに掲載している。

建設工業新聞

平成23年6月2日

7面

「予定価格事後公表」進まず

中部アロック発注者協議会まとめ

建設生産システム適正化への取り組み

中部地方の四市建設業協会、政令市など共発注者協議会を組織する「中部アロック発注者協議会」が、建設生産システムの適正化に向けた取り組みとして、300以上の建設現場を対象とした「建設生産システム適正化調査」を実施した。その結果、100以上の建設現場が「建設生産システム適正化」に取り組んでいることが分かった。また、100以上の建設現場が「建設生産システム適正化」に取り組んでいることが分かった。また、100以上の建設現場が「建設生産システム適正化」に取り組んでいることが分かった。

3県下7割が事前公表

工事成績評定は市町村にも普及

また、「予定価格事後公表」の取り組みは、100以上の建設現場が取り組んでいることが分かった。また、100以上の建設現場が「建設生産システム適正化」に取り組んでいることが分かった。また、100以上の建設現場が「建設生産システム適正化」に取り組んでいることが分かった。

「予定価格事後公表」の取り組みは、100以上の建設現場が取り組んでいることが分かった。また、100以上の建設現場が「建設生産システム適正化」に取り組んでいることが分かった。また、100以上の建設現場が「建設生産システム適正化」に取り組んでいることが分かった。

「予定価格事後公表」の取り組みは、100以上の建設現場が取り組んでいることが分かった。また、100以上の建設現場が「建設生産システム適正化」に取り組んでいることが分かった。また、100以上の建設現場が「建設生産システム適正化」に取り組んでいることが分かった。

建通新聞

平成23年6月15日

1面

「建設生産システム適正化」の取り組みは、100以上の建設現場が取り組んでいることが分かった。また、100以上の建設現場が「建設生産システム適正化」に取り組んでいることが分かった。また、100以上の建設現場が「建設生産システム適正化」に取り組んでいることが分かった。

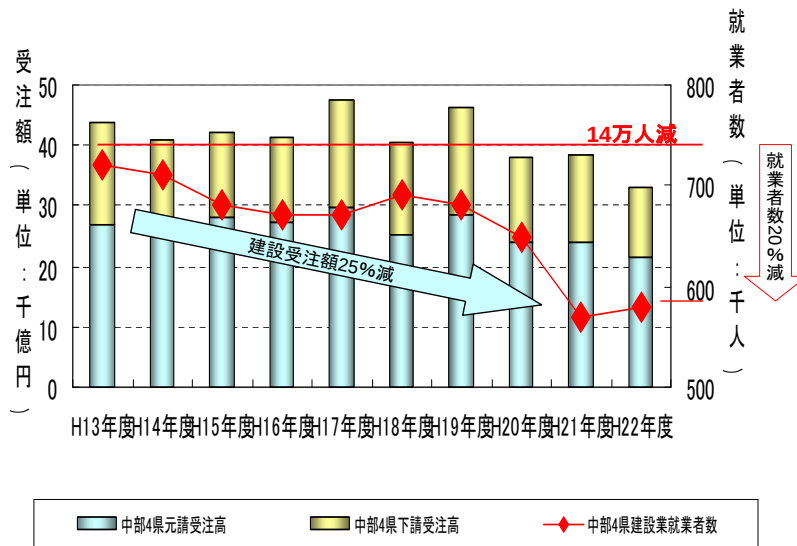
「建設生産システム適正化」の取り組みは、100以上の建設現場が取り組んでいることが分かった。また、100以上の建設現場が「建設生産システム適正化」に取り組んでいることが分かった。また、100以上の建設現場が「建設生産システム適正化」に取り組んでいることが分かった。

1. 中部地方の建設業の動向

1(1) 中部地方の受注額と建設就業者数の推移と倒産件数

- 中部地方の受注額（公共＋民間、土木＋建築）は、H13年度と比較して、**約25%減少**。
- 中部地方の建設業就業者数は、**約20%（14万人）が建設業を離れた**。
- 中部地方の全産業に占める建設業の倒産件数は**約1/4**を占める。

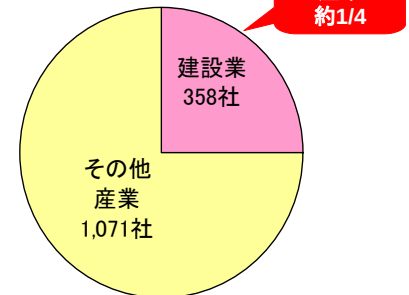
※中部4県：静岡、岐阜、愛知、三重県



出典：国土交通省「建設工事受注動態統計調査報告」、総務省「労働力調査」より作成

建設業倒産件数

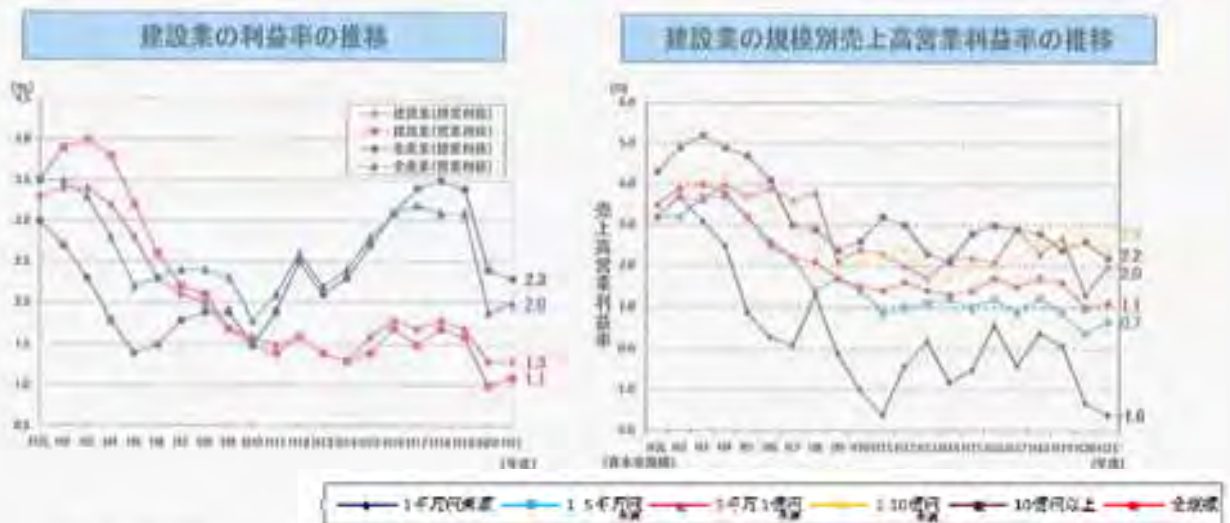
中部地方の全産業に占める建設業の倒産件数



出典：東京商工リサーチ「建設業倒産件数」

1(2) 建設業の利益率・規模別売上高営業利益率の推移

- 産業全体において利益率が大幅に低下、建設業も投資の減少等により、利益率が低迷。
- 企業規模の小さい建設業者ほど、利益率が低迷。



建設業	平成3年度 (利益率のピーク)	平成4年度 (建設投資のピーク)	平成21年度 (対ピーク比)
営業利益率	4.0%	3.8%	1.1% (▲2.9pt)
経常利益率	3.4%	3.2%	1.3% (▲2.1pt)

出典：財務省「法人企業統計」

1(3)災害対応空白地域

各都道府県建設業協会会員企業不在の市区町村数からみる災害対応空白地域



1(4)平成22年死亡災害状況

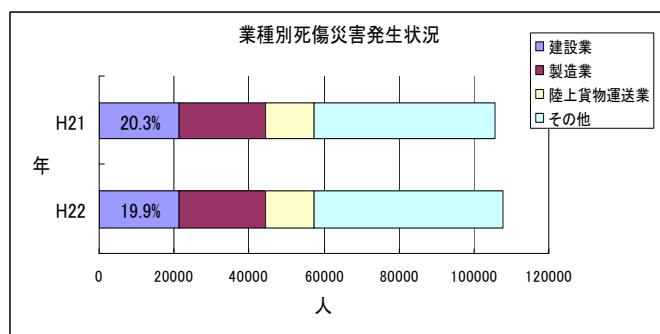
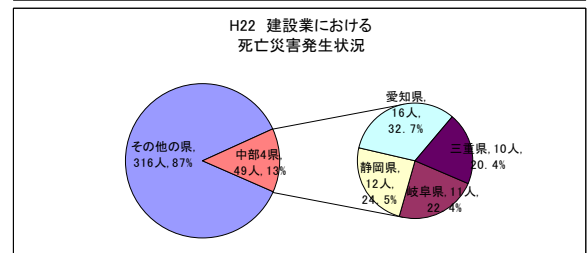
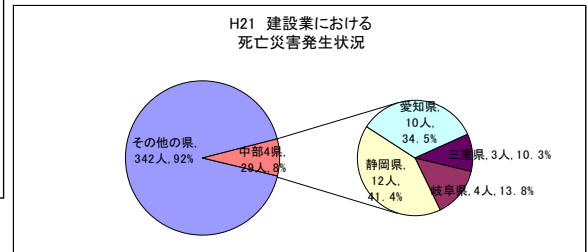
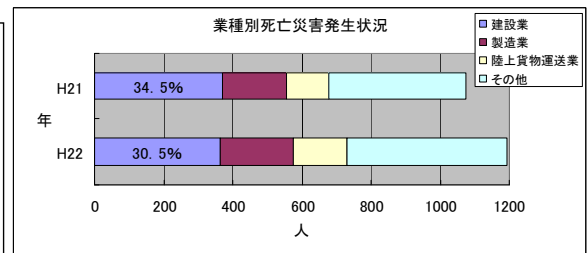
出典:建設の安全(2011. 6)

◎H22年の業種別死傷災害(死亡災害及び休業4日以上)状況は全体で107,759人で、対前年同期比2,041人増加(1.9%増)

・建設業では21,398人、対前年同期比67人減少(0.4%減)

◎H22年の死亡災害は全体で1,195人で前年同期比120人増加(11.2%増)

建設業では365人、対前年度比6人減少(1.6%減)
中部4県では49人で、20人増加。全国の13%を占める

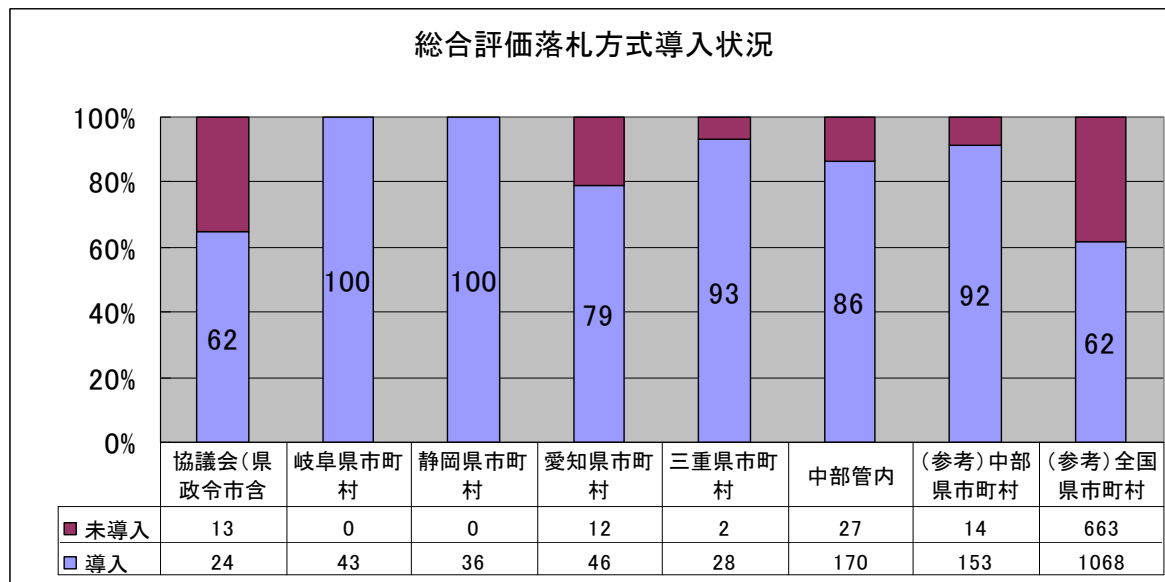


(2) 中部ブロック発注者協議会における状況

2. 総合評価落札方式について

1) 総合評価方式導入状況(H22年度)

- ◆ 総合評価方式導入状況は、約86%である
- ◆ 岐阜県、静岡県では100%の導入である
- ◆ 中部県市町村の導入は全国県市町村の平均を大幅に超えており、全国で一番導入が進んでいる



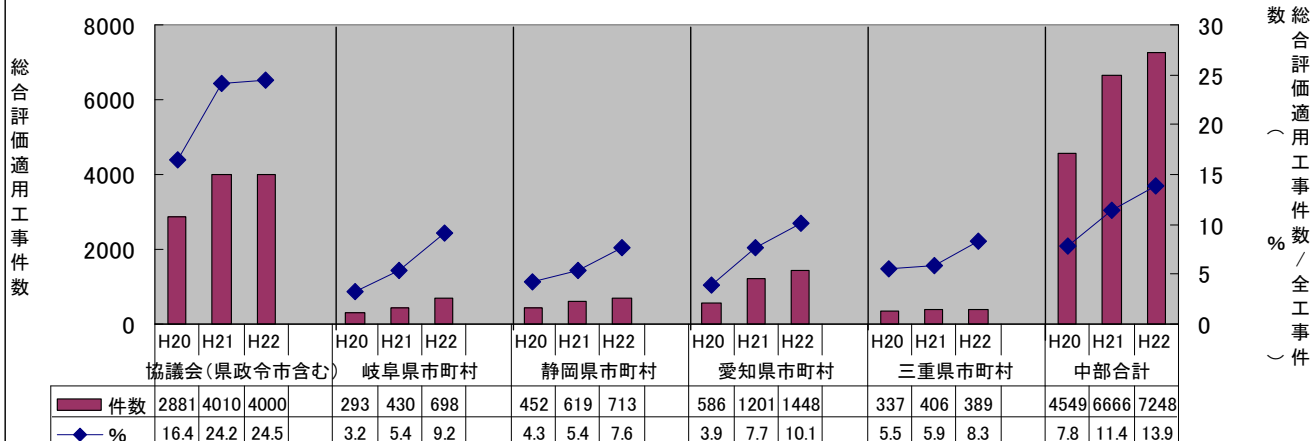
2) 管内別県市区町村の総合評価落札方式の導入状況

地方整備局等 管内名	平成21年度			平成22年度		
	管 県 市 区 町 村 (A)	うち 導 入 割 合 (B)	管 内 導 入 割 合 (C = B / A)	管 県 市 区 町 村 (A)	うち 導 入 割 合 (B)	管 内 導 入 割 合 (C = B / A)
北海道管内	181	15	8.3%	180	25	13.9%
東北管内	235	106	45.1%	234	115	49.1%
関東管内	449	269	59.9%	432	279	64.6%
北陸管内	68	59	86.8%	67	58	86.6%
中部管内	173	153	88.4%	167	153	91.6%
近畿管内	229	159	69.4%	222	155	69.8%
中国管内	115	88	76.5%	114	97	85.1%
四国管内	99	83	83.8%	99	85	85.9%
九州管内	254	142	55.9%	240	151	62.9%
沖縄管内	42	15	35.7%	42	16	38.1%
全国平均	1845	1089	59.0%	1797	1134	63.1%

3) 総合評価落札方式適用工事件数・導入率

◆ 総合評価落札方式の適用工事数、全工事に占める総合評価落札方式の適用工事数の率(導入率)とも年々増加しているが
全工事に占める総合評価導入は協議会で約24.5%、中部全体で約13.9%

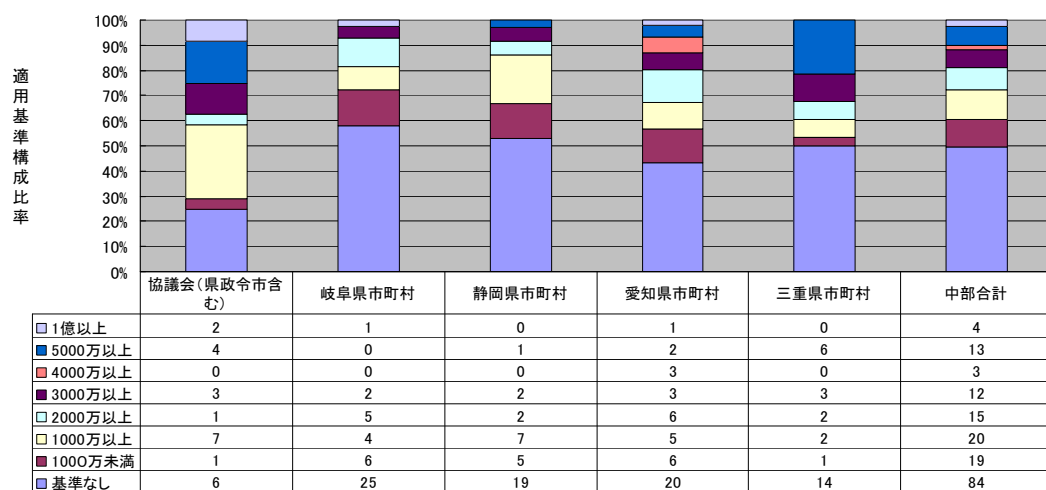
総合評価導入状況



4) 総合評価落札方式適用基準(H22年度)

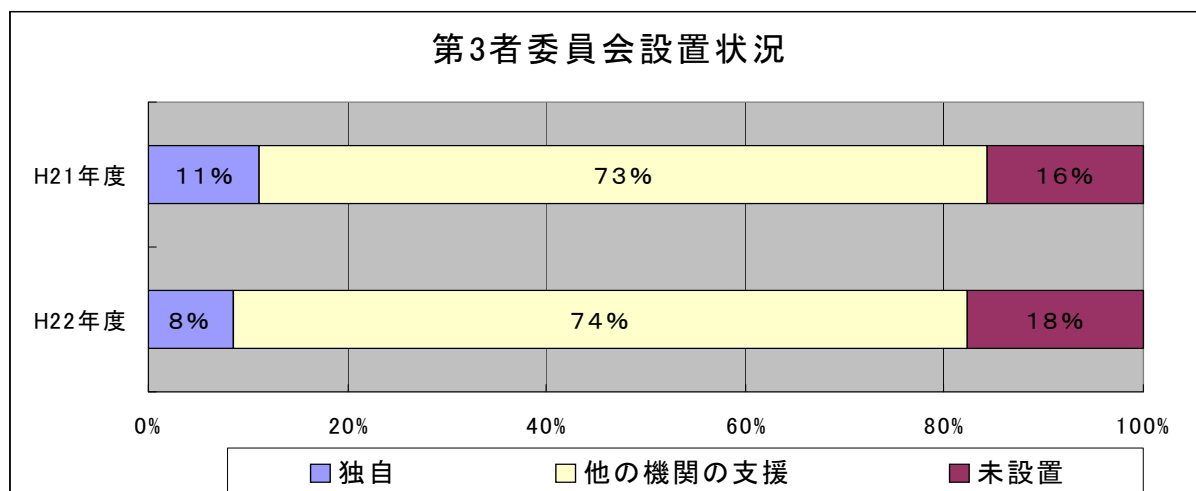
◆ 適用基準を定めていない機関が約半数
1000万台を適用基準としている機関が次に次ぐ

総合評価適用基準



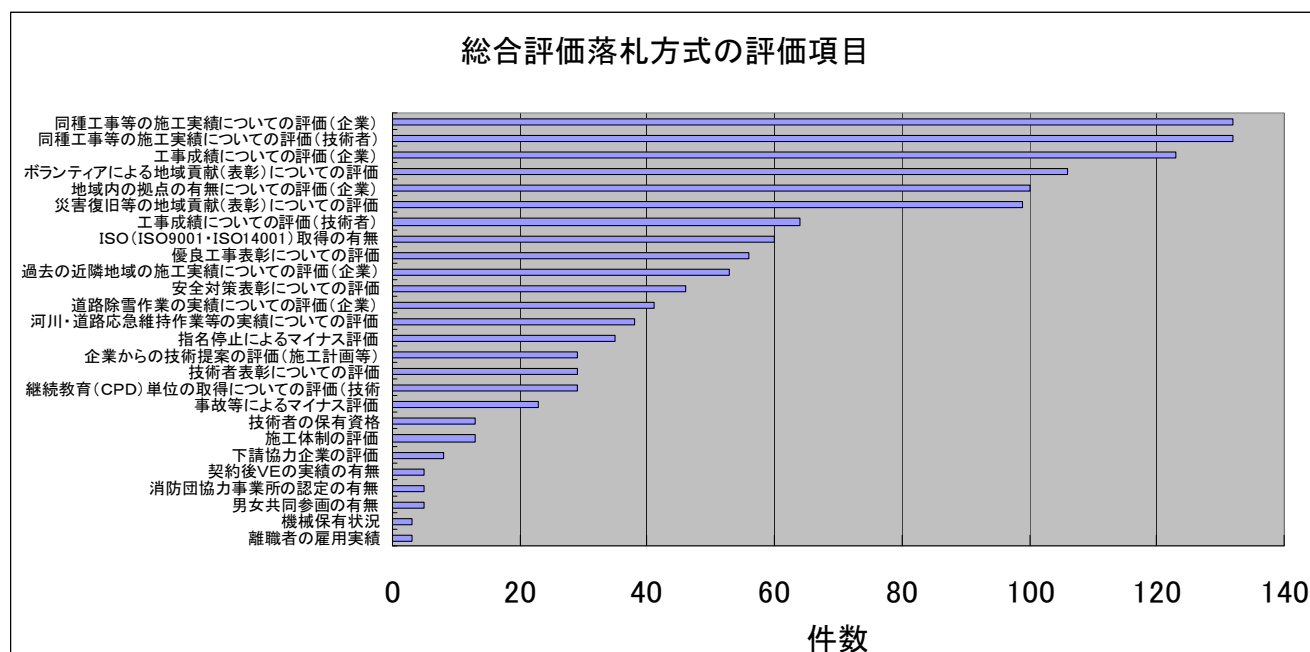
5) 総合評価落札方式第3者委員会設置状況

- ・第3者委員会を設置していない自治体はH22年度27自治体(約18%)
- ・第3者委員会を独自で設置している自治体は13自治体(約8%)
- ・それ以外は県等の支援を受けている
- ・平成21年度と比較し、単独が減少している



6) 総合評価落札方式評価項目(中部4県)H22年度

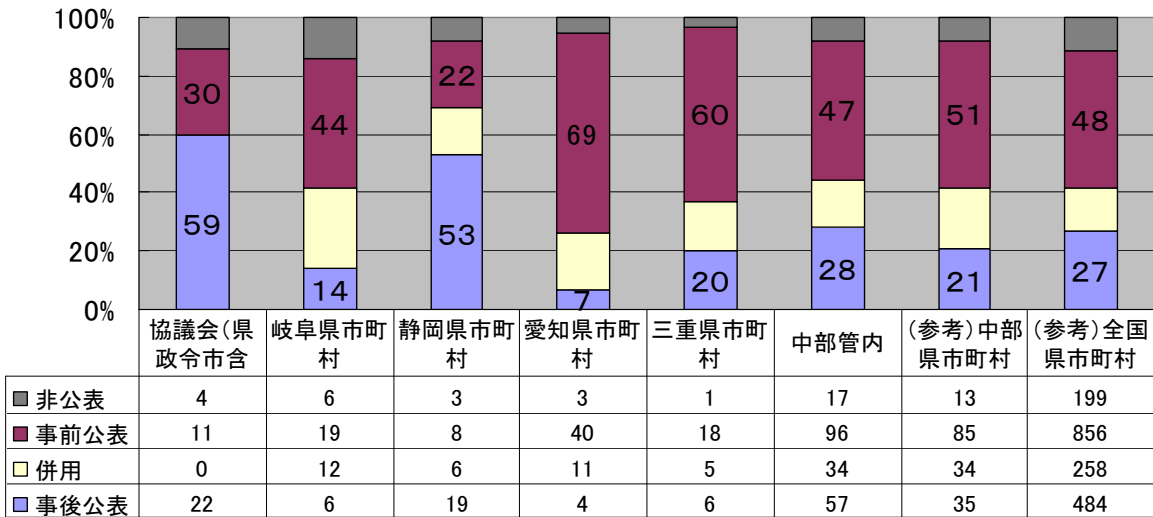
- ・評価項目で、「同種工事等の施行実績(企業)」、「(技術者)」、「工事成績についての評価」など実績を評価項目として導入する自治体が多い



2(2) 予定価格公表状況(H22年度)

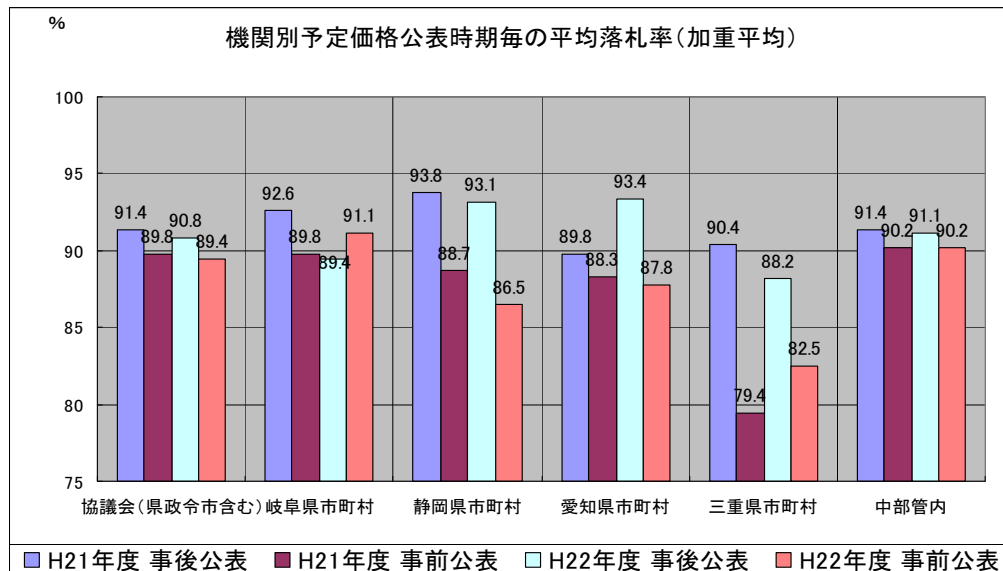
- ◆ 中部管内の予定価格の事後公表は57機関、約28%である
- ◆ 中部の県市町村の事後公表は全国の県市町村と比べ導入が低い
- ◆ 静岡県は事後公表の導入率が高い

予定価格の公表



2(3) 予定価格の公表時期による平均落札率

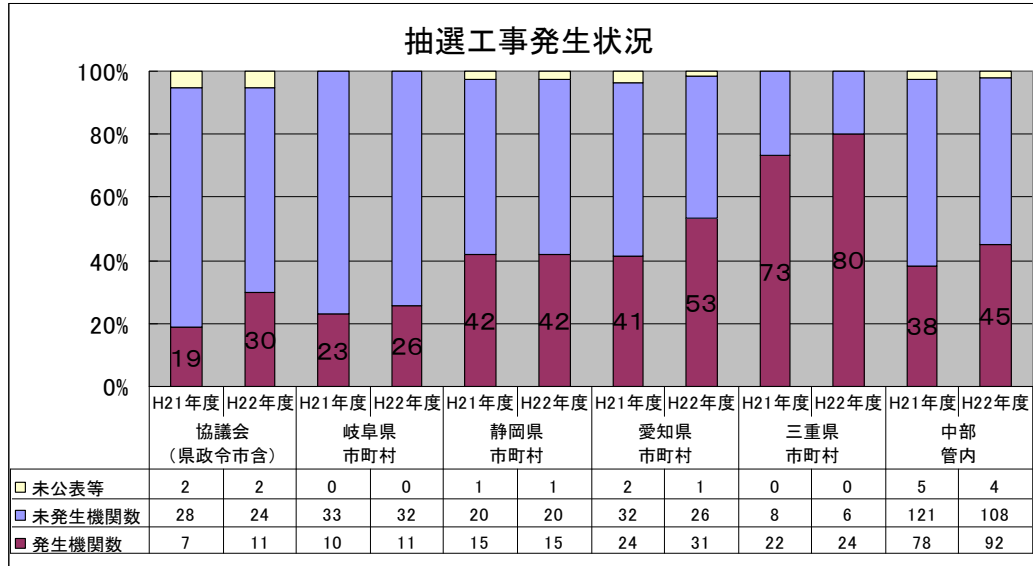
- ◆ H21・H22年度の中部管内の平均落札率は予定価格の事後公表と比較すると事前公表では約1%低い
- ◆ H22年度の事後公表と比較すると静岡県市町村では6.6%、三重県では5.7%、愛知県では5.6%事前公表は低い



2(4) 抽選工事について

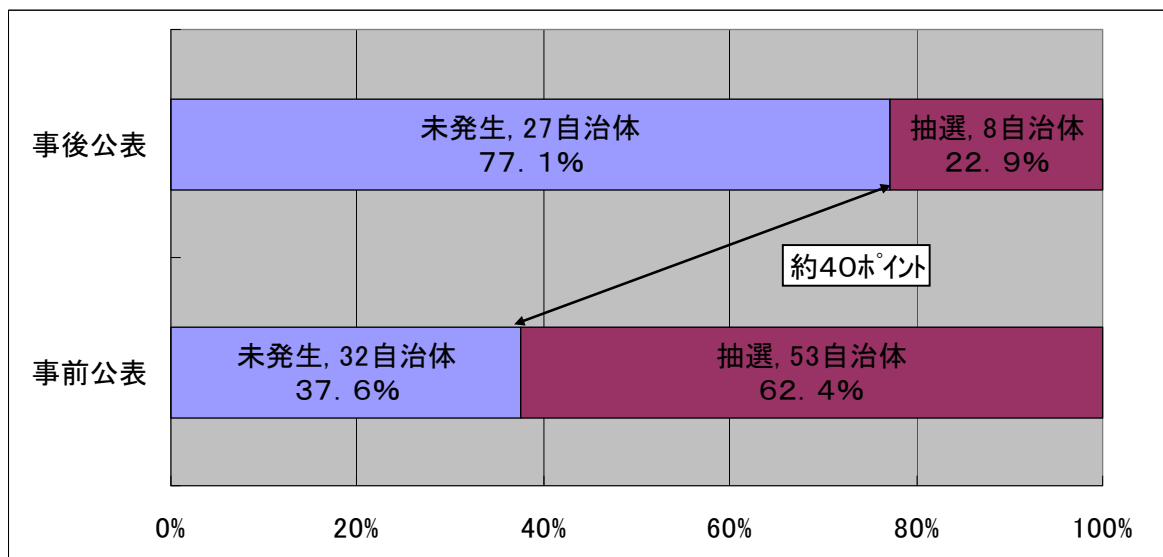
1) 抽選工事発生状況

- ◆H22年度の抽選工事発生機関はH21年度より増加している。
- ◆機関数では14機関、約7%の増加である。



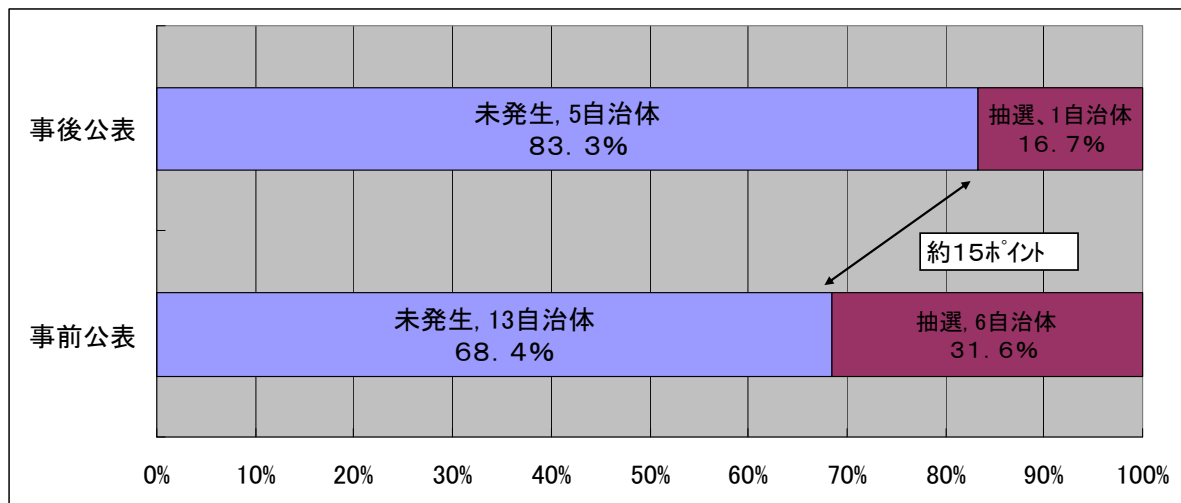
2) H22年度 抽選工事発生と予定価格の公表(中部4県)

- ◆予定価格の事前公表の自治体の抽選工事発生率は事後公表に比べ約3倍、約40ポイント高い。



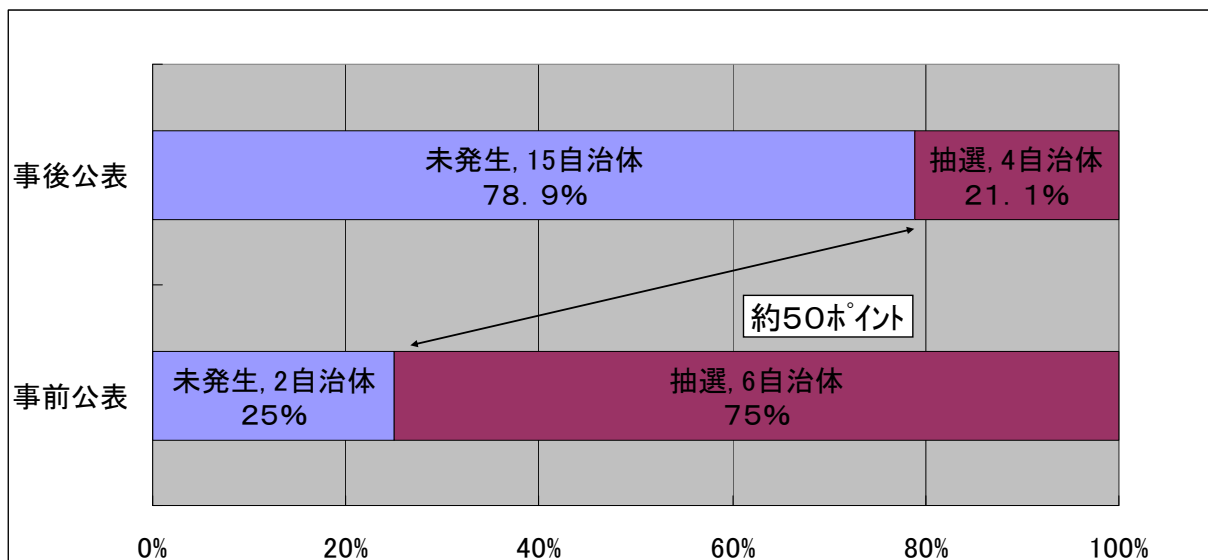
3)H22年度 抽選工事発生と予定価格の公表(岐阜県)

◆予定価格の事前公表の自治体の抽選工事発生率は事後公表に比べ約2倍、15ポイント高い。



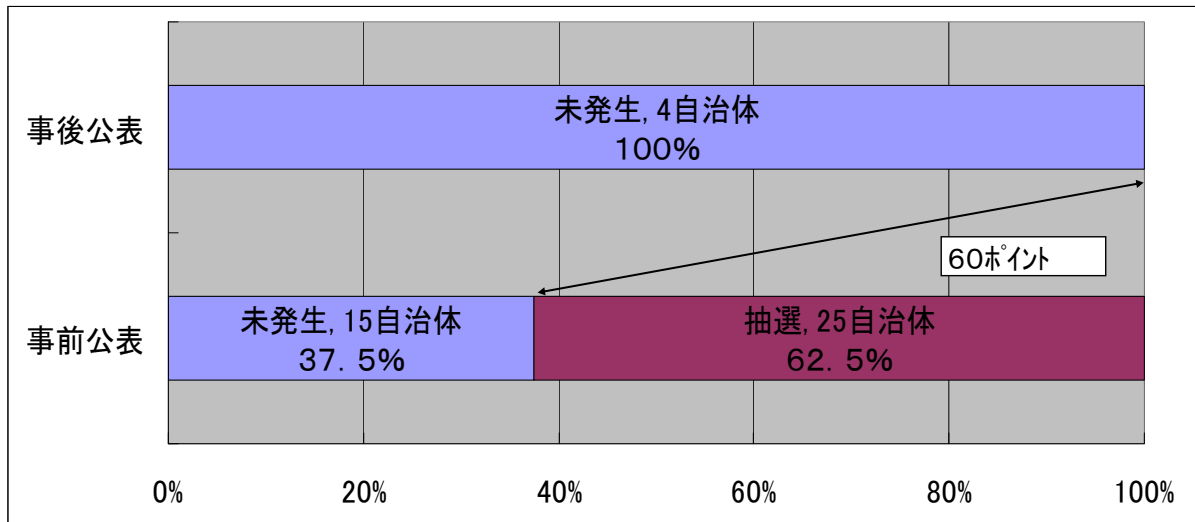
4)H22年度 抽選工事発生と予定価格の公表(静岡県)

◆予定価格の事前公表の自治体の抽選工事発生率は事後公表に比べ約3.5倍、約50ポイント高い。



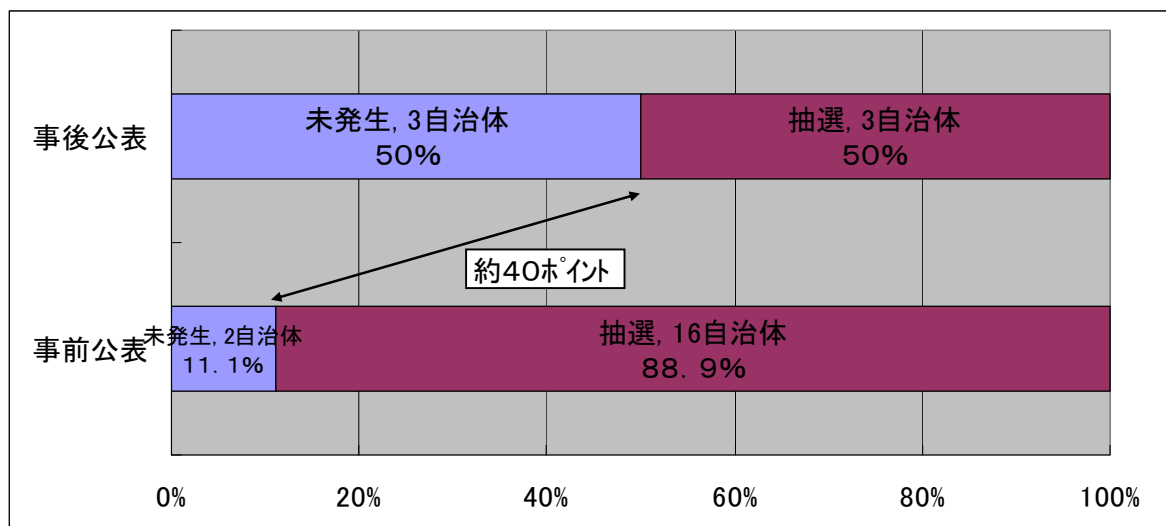
5)H22年度 抽選工事発生と予定価格の公表(愛知県)

- ◆予定価格の事前公表の自治体の抽選工事発生率は60%、
- ◆事後公表の自治体には抽選工事の発生はない。



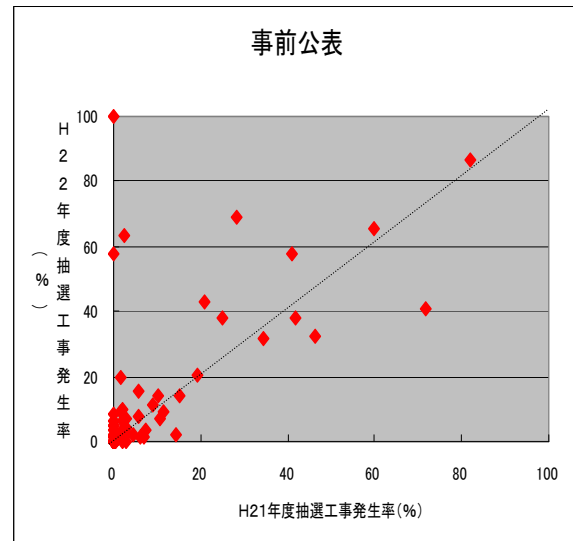
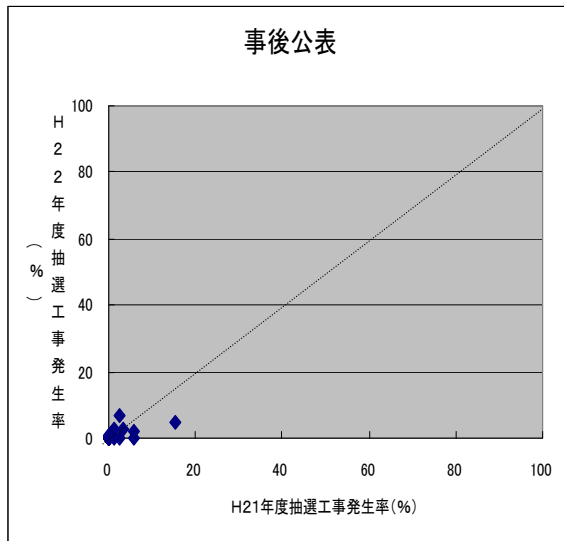
6)H22年度 抽選工事発生と予定価格の公表(三重県)

- ◆予定価格の事前公表の自治体の抽選工事発生率は事後公表に比べ約1.8倍、約40ポイント高い。



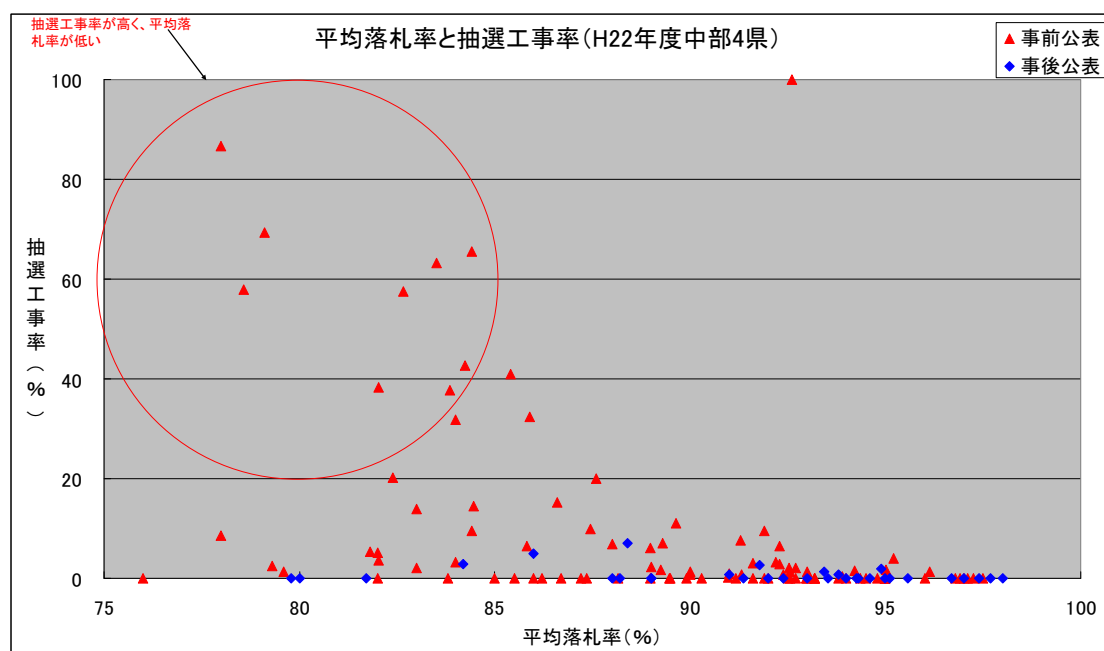
7) 抽選工事発生率と予定価格の公表時期

- ◆ 予定価格の事前公表の機関で抽選工事の発生が多い
- ◆ 平成22年度の抽選工事は、事後公表では平成21年度と比較し発生が減少しているが、事前公表では増加している



2(5) 予定価格の公表時期と平均落札率・抽選工事率

- ・ 抽選工事の発生率が高く、平均落札率の低い自治体は予定価格を事前公表している



2(6)低入札について

1)低入札価格調査制度・最低制限価格制度導入について

・中部4県市町村の低入札調査制度・最低制限価格制度導入の率は全国平均に比べ高い

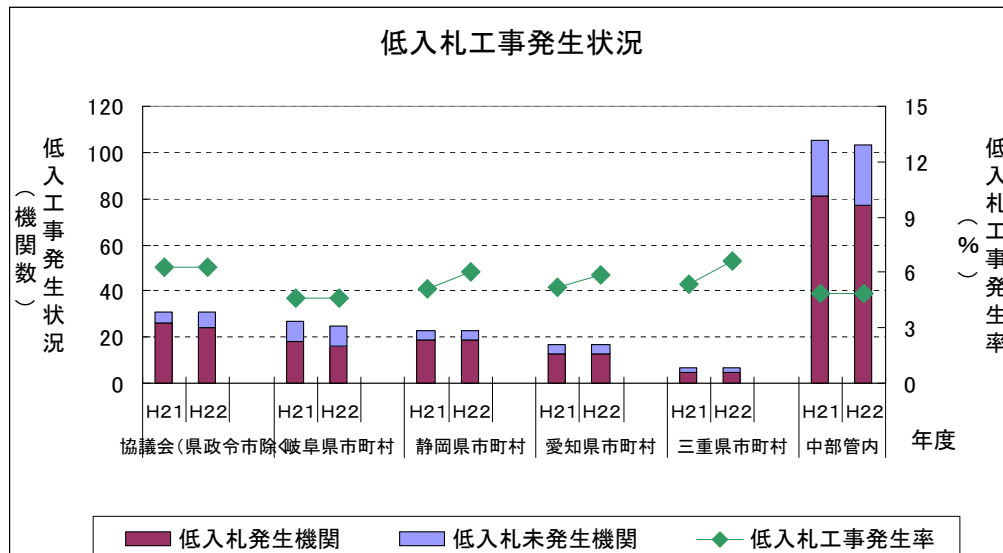
	低入札価格調査制度のみ導入		低入札価格調査制度及び最低制限価格制度併用		最低制限価格制度のみ導入		いずれの制度も導入していない		合計
	自治体数	率(%)	自治体数	率(%)	自治体数	率(%)	自治体数	率(%)	
岐阜県	14	32.5	11	25.6	10	23.3	8	18.6	43
静岡県	11	30.6	12	33.3	9	25.0	4	11.1	36
愛知県	5	8.6	12	20.7	39	67.3	2	3.4	58
三重県	0	0.0	7	23.3	22	73.4	1	3.3	30
中部合計	30	18.0	42	25.1	80	48.0	15	9.0	167
全国地方公共団体	189	10.5	477	26.5	859	47.9	272	15.1	1797

低入札価格調査制度	導入自治体		未導入自治体	
	自治体数	率(%)	自治体数	率(%)
岐阜県	25	58.1	18	41.9
静岡県	23	63.9	13	36.1
愛知県	17	29.3	41	70.7
三重県	7	23.3	23	76.7
中部合計	72	43.1	95	56.9
全国地方公共団体	666	37.1	1131	62.9

最低制限価格制度	導入自治体		未導入自治体	
	自治体数	率(%)	自治体数	率(%)
岐阜県	21	48.8	22	51.2
静岡県	21	58.3	15	41.7
愛知県	51	87.9	7	12.1
三重県	29	96.7	1	3.3
中部合計	122	73.1	45	26.9
全国地方公共団体	1336	74.3	461	25.7

2)低入札工事発生状況

- ◆「低入札価格調査」の導入において、75%の機関で低入札工事が発生している
- ◆低入札工事件数の率では中部管内の平均は約5%である
- ◆三重県、静岡県、愛知県で低入札工事発生率は上昇している



3) 低入札価格調査基準価格・最低制限価格の公表時期

◆中部4県市町村の低入札調査基準価格・最低制限価格の事後公表率は全国平均に比べ高い

低入札価格調査基準価格	事後公表		事後公表及び事前公表を併用		事前公表		非公表		導入自治体
	自治体数	率(%)	自治体数	率(%)	自治体数	率(%)	自治体数	率(%)	
岐阜県	10	40.0	1	4.0	3	12.0	11	44.0	25
静岡県	22	95.7	0	0.0	0	0.0	1	4.3	23
愛知県	7	41.2	0	0.0	2	11.8	8	47.0	17
三重県	5	71.4	0	0.0	2	28.6	0	0.0	7
中部合計	44	61.1	1	1.4	7	9.7	20	27.8	72
全国地方公共団体	349	52.4	13	2.0	70	10.5	234	35.1	666

最低制限価格	事後公表		事後公表及び事前公表を併用		事前公表		非公表		導入自治体
	自治体数	率(%)	自治体数	率(%)	自治体数	率(%)	自治体数	率(%)	
岐阜県	6	28.6	0	0.0	3	14.3	12	57.1	21
静岡県	17	81.0	0	0.0	0	0.0	4	19.0	21
愛知県	12	23.5	4	7.8	9	17.6	26	51.1	51
三重県	22	75.9	0	0.0	3	10.3	4	13.8	29
中部合計	57	46.7	4	3.3	15	12.3	46	37.7	122
全国地方公共団体	633	40.4	32	2.4	189	14.1	482	36.1	1336

4) 低入札価格調査基準価格の算定式について

	独自モデル						H21.4公契連 モデル		H20.6公契連 モデル		S61.6公契連 モデル		算定式 未公表		低入 札価 格調 査制 度導 入自 治体
	水準未公表		H21.4公契連モ デル同等以上		H21.4公契連 モデル以下		採用・準用・ 準拠含む		採用・準用・ 準拠含む		採用・準用・ 準拠含む				
			自治 体数	率 (%)	自治 体数	率 (%)	自治 体数	率 (%)	自治 体数	率 (%)	自治 体数	率 (%)	自治 体数	率 (%)	
岐阜県	16	64.0	1	4.0	0	0.0	4	16.0	1	4.0	1	4.0	2	8.0	25
静岡県	6	26.1	0	0.0	0	0.0	10	43.5	4	17.4	3	13.0	0	0.0	23
愛知県	7	41.1	1	5.9	0	0.0	5	29.4	1	5.9	1	5.9	2	11.8	17
三重県	0	0.0	0	0.0	0	0.0	4	57.1	3	42.9	0	0.0	0	0.0	7
中部合計	29	40.3	2	2.8	0	0.0	23	31.9	9	12.5	5	6.9	4	5.6	72
全国地方 公共団体	45	6.8	34	5.1	73	11.0	287	43.0	95	14.2	83	12.5	49	7.4	666

5)最低制限価格制度・最低制限価格の算定式について

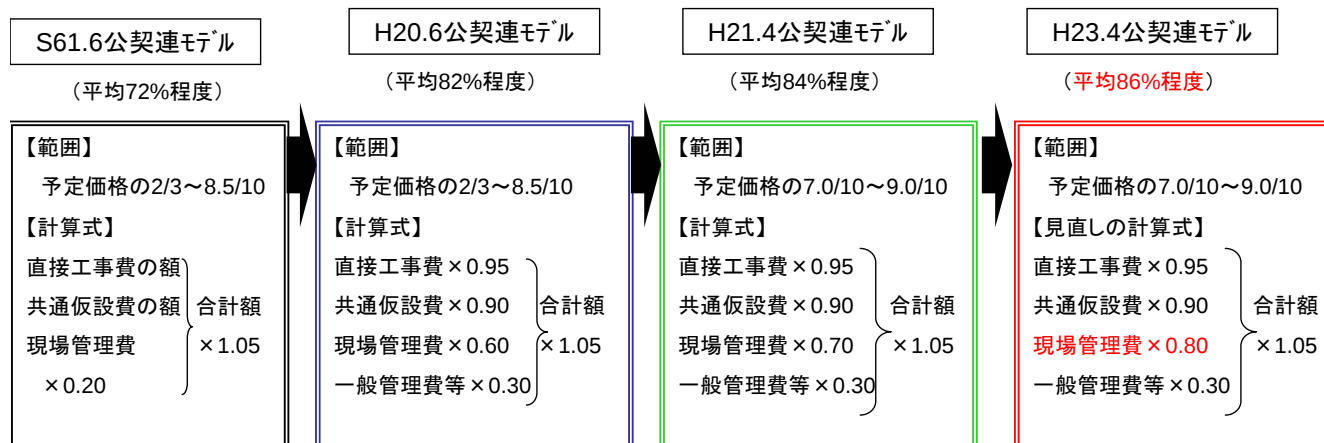
	独自モデル						H21.4公契連 モデル		H20.6公契連 モデル		S61.6公契連 モデル		算定式 未公表		最低 制限 価格 制度 導入 自治 体
	水準未公表		H21.4公契連モ デル同等以上		H21.4公契連モ デル以下		採用・準用・準 拠含む		採用・準用・ 準拠含む		採用・準用・ 準拠含む				
	自治 体数	率 (%)	自治 体数	率 (%)	自治 体数	率 (%)	自治 体数	率 (%)	自治 体数	率 (%)	自治 体数	率 (%)	自治 体数	率 (%)	
岐阜県	7	33.3	1	4.8	0	0.0	1	4.8	1	4.8	1	4.8	10	47.5	21
静岡県	7	33.3	0	0.0	0	0.0	7	33.3	1	4.8	2	9.5	4	19.1	21
愛知県	23	45.1	1	2.0	0	0.0	4	7.8	3	5.9	6	11.8	14	27.5	51
三重県	6	20.7	2	6.9	0	0.0	7	24.1	7	24.1	3	10.3	4	13.8	29
中部合計	43	35.2	4	3.3	0	0.0	19	15.6	12	9.8	12	9.8	32	26.2	122
全国地方 公共団体	127	9.5	71	5.3	164	12.3	407	30.5	127	9.5	91	6.8	349	26.1	1336

7)低入札価格調査基準価格の見直し

低入札価格調査基準価格:

調査基準価格とは、予算決算及び会計令第85条において、「当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準」として、この価格を下回った場合には調査を行うこととしている価格のこと

低入札価格調査基準価格の見直しについて



・計算式の改訂後も、低入札価格調査基準価格の分布は7.0/10～9.0/10に収まるため、範囲は見直さず。

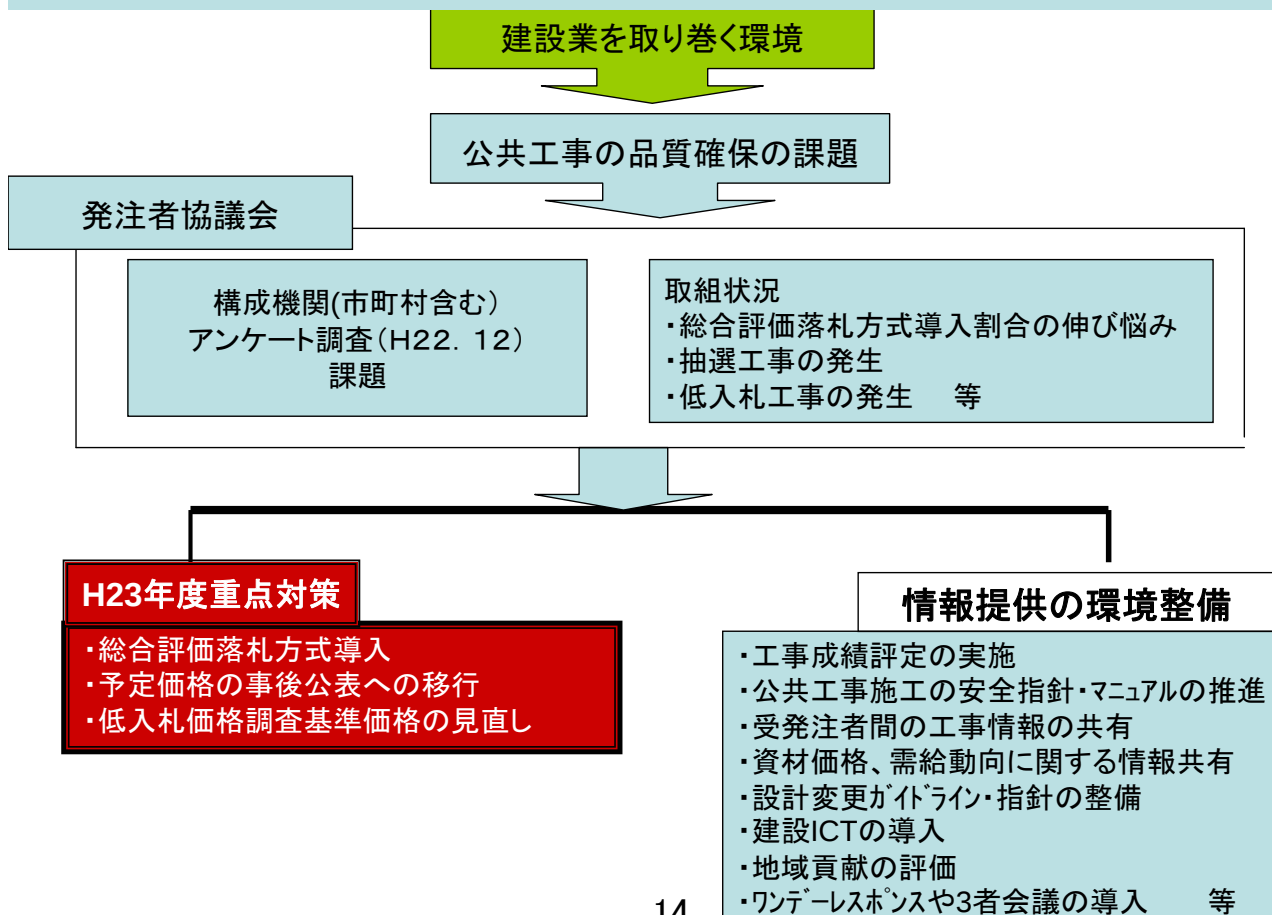
8) 低入札価格調査における都道府県別の排除率内訳(H22年度) 国土交通省調べ

- ◆低入札価格調査基準価格を下回った入札を失格とした割合(排除率)の全国平均は42.7%である。
- ◆中部では、全国平均より低い。

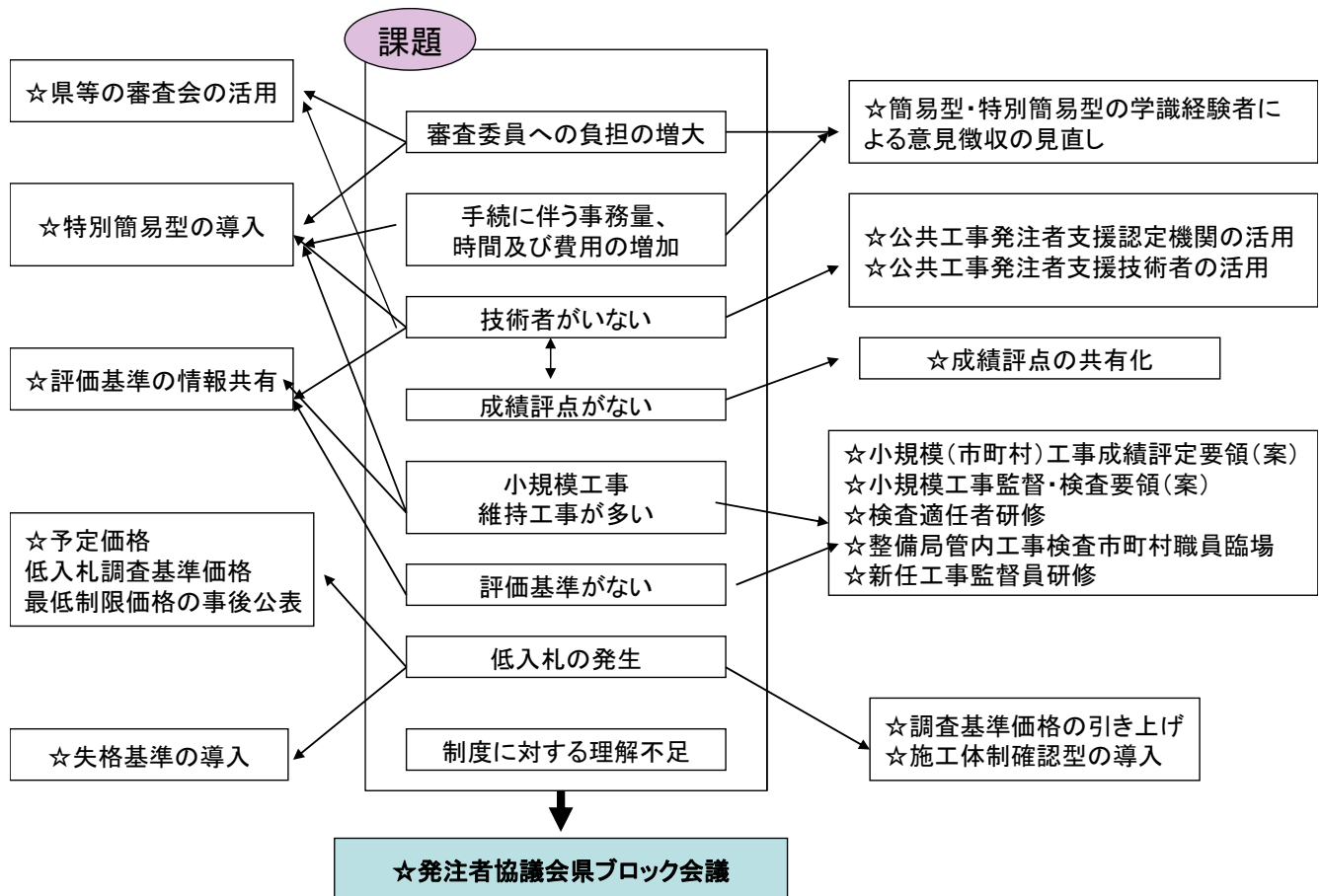
排除率	都道府県数	都道府県名									
100%	4	奈良県	香川県	高知県	沖縄県						
80%以上100%未満	4	北海道	千葉県	滋賀県	愛媛県						
60%以上80%未満	7	秋田県	山形県	京都府	兵庫県	岡山県	徳島県	長崎県			
40%以上60%未満	9	宮城県	茨城県	東京都	福井県	鳥取県	島根県	広島県	山口県	佐賀県	
20%以上40%未満	7	福島県	栃木県	群馬県	山梨県	岐阜県	大阪府	大分県			
0%超20%未満	8	青森県	岩手県	埼玉県	富山県	静岡県	愛知県	三重県	和歌山県		
0%	5	新潟県	長野県	熊本県	宮崎県	鹿児島県					
合計	44										

(注)上記のほか、調査基準価格を下回った案件が0であった団体が3団体(神奈川県、石川県、福岡県)ある。

3. 公共工事の品質確保の課題に向けた対策について



①総合評価落札方式の導入の拡大・推進



②予定価格の事後公表への移行

- ・予定価格の公表の実施
- ・予定価格の事前公表理由の公表
- ・予定価格の事後公表の試行
- ・予定価格の事後公表

③低入札価格調査基準価格の見直し

- ・低入札調査基準価格の導入
- ・低入札調査基準価格の事後公表
- ・低入札調査基準価格算定式の公表
- ・低入札調査基準価格算定式の最新公契連モデル(H23.4)の導入
- ・総合評価落札方式適用工事における価格による失格基準の整備
- ・施工体制確認型総合評価落札方式の実施

調査設計等業務における総合評価方式の試行

1. 経緯

公共工事の上流部において実施される調査・設計業務は、業務を実施する技術者の技術力等が成果品の品質に大きな影響を与え、その品質確保が公共工事の品質確保のために重要となる。

一方で、公共投資の削減により、公共工事に係る調査・設計等において、不適格業者の参入によるいわゆるダンピング受注の発生や成果品の品質低下など、公共工事の品質確保について懸念が高まってきている。

本県では平成 22 年 4 月から、調査設計等業務委託において、第三者による照査を義務付けた低入札価格調査制度を実施しているが、これに加え、総合評価落札方式を試行導入した。

2. 概要

①「標準型」と「簡易型」の 2 種類

標準型：資格、実績、成績、実施方針、評価テーマ

簡易型：資格、実績、成績、実施方針

②価格評価の算定方式に、評価上限価格を導入

ダンピング受注や品質低下が懸念される価格を下回った入札を抑制するため、低入札価格調査制度に基づく調査基準価格の算定方法を準用し評価上限価格を設定している。

③技術評価：価格評価＝1：1（標準型）、1：2（簡易型）

④評価値の算出方法は、加算方式

3. 平成 22 年度試行の結果

①実施件数

タイプ	テーマ数	照査技術者の評価		計
		あり	なし	
標準型	2 項目	2 件 (4.9%)	2 件 (4.9%)	4 件 (9.8%)
	1 項目	5 件 (12.2%)	1 件 (2.4%)	6 件 (14.6%)
簡易型	なし	25 件 (60.8%)	6 件 (14.6%)	31 件 (75.6%)
計		32 件 (78.0%)	9 件 (22.0%)	41 件 (100%)

落札率別件数

②落札率

平均落札率：77.8%

最低落札率：63.4%

落札率	件数（割合）
90%以上100%以下	7件（17.1%）
80%以上90%未満	7件（17.1%）
70%以上80%未満	17件（41.5%）
70%未満	10件（24.4%）
計	41件（100%）
【参考】評価上限価格未満	6件（14.6%）

③技術順位と価格順位

		落札者技術順位		
		1位	1位以外	計
落札者 価格順位	1位	15件（42.9%）	6件（17.1%）	21件（60.0%）
	1位以外	11件（31.4%）	3件（8.6%）	14件（40.0%）
	計	26件（74.3%）	9件（25.7%）	35件（100%）

※最終評価対象者が1者のみだった6件は除外

④評価上限価格適用者の状況（最終評価対象者1者を含む）

	適用案件数（A）	Aのうち評価上限価格適用者が評価値1位（B）	（B）のうち評価上限価格適用者との契約件数
標準型	4件（9.8%）	1件（2.4%）	1件（2.4%）
簡易型	10件（24.4%）	7件（17.1%）	5件（12.2%）
計	14件（34.1%）	8件（19.5%）	6件（14.6%）

4. 課題

- ①実施方針および評価テーマの評価方法
- ②評価項目（企業の地域要件や社会貢献等）
- ③技術評価と価格評価の比率
- ④他分野（地質調査等）への拡充

5. 今後の方針

国および他県の状況を見ながら、本県における昨年度、今年度の実施状況を検証・分析し、課題や問題点の改善を図りながら業務委託分野での総合評価方式の拡充について検討していく。



長引く景気の低迷や国や県による公共事業の減少など、依然として厳しい経済状況に配慮し入札制度を見直しました。

平成22年12月 見直しの内容

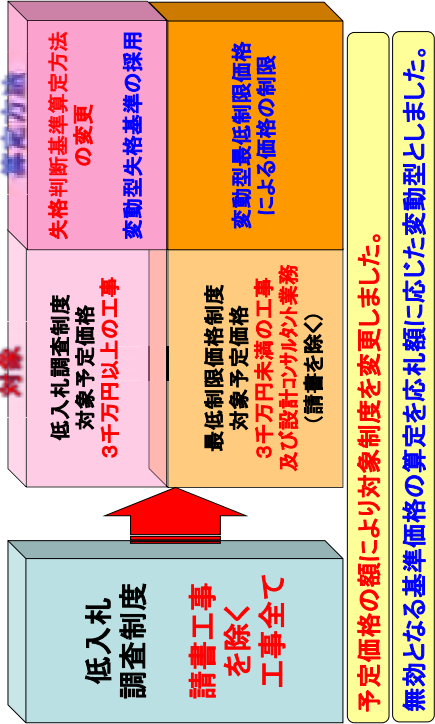
工事関係	設計コンサルタント関係
○総合評価落札方式の本格実施 ○地元企業優先の発注条件 ○支店・営業所の参加資格 ○低入札制度の見直し ○工事設計内訳書の公開	○低入札対策の導入 ○支店・営業所の参加資格 ○設計内訳書の公開

高山市低入札対策の変遷について

低入札制度	低入札失格基準
平成10年10月 低入札制度調査制度の導入	
平成19年2月 低入札調査基準価格の改正 平成20年2月以前の 公契約モデルへ移行	高山市独自モデル 失格判断基準 (数値的相対基準)の導入
平成21年9月 低入札調査基準価格の改正 平成21年4月改正の 公契約モデルへ移行	低入札失格判断基準の見直し 富士芝選定の 低入札特別重点調査の対象 となる価格の算定式へ移行
平成22年12月 ○最低制限価格制度の導入 ○設計コンサルタント等業務への 最低制限価格制度の導入	○変動型低入札失格判断基準 の導入 ○変動型最低制限価格の導入

2

低入札対策 制度改正の主なポイント



3

◎ 期待している効果

- ① 極端な価格のダンピング防止
- ② 失格基準価格が把握しにくいため、くじ引きによる落札者決定が避けられる。
- ③ 有効な入札額の平均を基準とすることにより入札価格に対する企業の努力に応えられる。
- ④ 物価や景気動向等その時勢にあった適正な失格基準や最低制限価格となる。

4

低入札対策①

変動型失格基準を用いた 低入札調査制度 (設計金額 3,000万円以上)

5

工事の低入札対策について 変動型低入札失格判断基準について

低入札調査基準価格については、平成21年4月改正の公契連モデルを採用しています。	
変動型失格判断基準について 低入札調査基準価格を下回った応札者が1者以上あった場合は、全ての応札者の提出された工事費内訳書を基に有効な応札であるかを判断するとともに、有効な応札額の平均額が失格判断基準の価格となります。改正前の失格判断基準を有効入札の判断基準としています。	
有効入札の判断基準(各費用の算定額を千円止めたものが基準となります。)	
工種	算定式
『土木一式』	直接工事費×75% +共通仮設費×70% +現場管理費×70% +-一般管理費×30%
『建築一式』 営繕工事の『電気』『電気通 信』『管工』、解体工事に限る 『とび・土工・コンクリート』	直接工事費×90%×75% +共通仮設費×70% +(直接工事費×10%+現場管理費)×70% +-一般管理費×30%
営繕工事以外の『電気』『電気 通信』『機械器具設置』	機器費×69%+直接工事費×75% +共通仮設費×70% +現場管理費×70% +-一般管理費×30%

7

変動型失格判断基準について

応札者に1以上調査基準を下回った応札があった場合、次の手順により失格判断基準を算定します。

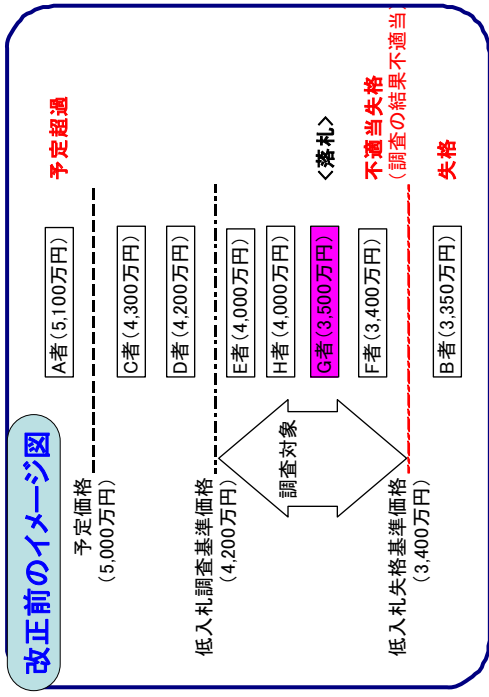
有効入札の判定 (以下の項目について判定)

1. 予定価格を超過していないか？
2. 有効入札基準価格の計算式における総額を下回っていないか？
3. 直工費(機器費)、共通仮設費、現場管理費、一般管理費の算定額の何れも下回っていないか？

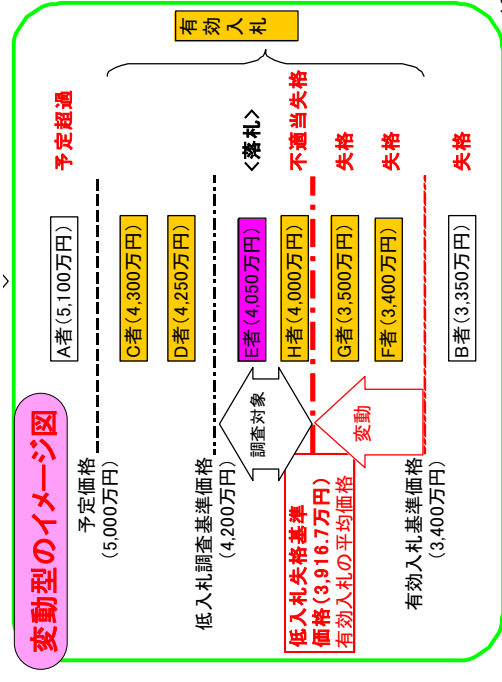
有効入札者の平均応札額を算定し、調査基準価格を下回った場合は平均応札額を失格判断基準価格とします。
上回った場合は調査基準価格が失格判断基準価格となります。

有効な応札額により失格判断基準が変動します。
失格判定が応札額により変動することにより適正価格に近い応札を臨むことができますと考えています。

8



9



10

低入札対策②

変動型最低制限価格制度

(設計金額 3,000万円未満)

13

変動型最低制限価格について

変動型最低制限価格について

最低制限基準価格を設け、基準価格を下回った応札が1以上あった場合は、全ての応札者の提出された工事費内訳書もしくは入札額記載書を基に有効な応札であるかを判断するとともに、有効な応札額の平均額が最低制限価格となります。

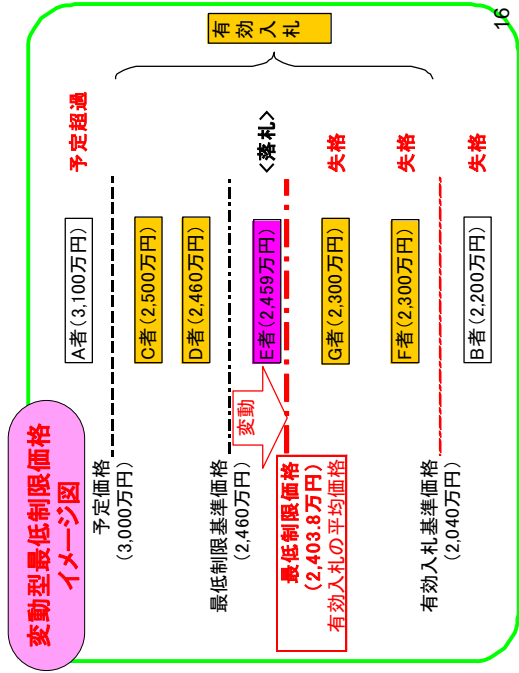
最低制限基準価格は低入札調査基準価格の算定式と同じとなります。

有効入札の判断基準についても低入札と同じとなります。

予定価格によって入札内訳書の提出が不要なケースを設定しているため判定方法が変わります。

種別	内訳書の提出	有効入札判定内容
予定価格(税込み)額 5百万円未満(請書を除く)	提出なし	1. 予定価格の超過による判定 2. 有効入札基準価格の総額による判定
予定価格(税込み)額 5百万円以上3千万円未満	必須	1. 予定価格の超過による判定 2. 有効入札基準価格の総額による判定 3. 有効入札基準価格の内訳による判定

15



低入札対策③

変動型最低制限価格制度

(設計コンサルタント業務)

設計コンサルタント等業務
変動型最低制限価格の導入について

工事関係と同様に変動型最低制限価格を採用。

工事の最低制限価格制度と同様に最低制限基準価格を設け、基準価格を下回った応札が1以上あった場合は、全ての応札者の提出された入札総記載書を基に有効な応札であるかを判断するとともに、有効な応札額の平均額が最低制限価格となります。

有効入札の判断基準(有効入札基準価格)も設定します。

最低制限基準価格については、表-1のとおりとなります。

予定価格の適用範囲

予定価格(税込み)額60万円以下を除くすべて

変動型最低制限価格のメリット

有効な応札額により最低制限価格が変動します。

制限価格が応札額により変動することで、より適正価格に近い応札を随むことができます。

また、極端なダンピング等に対し有効であると考えています。

設計コンサル関係業務の
入札状況について

平成21・22年度 入札状況(70%未満発生件数のまとめ)

項目 年度	全体				建築設計 コンサルタント				測量業務 地質調査・ 補償業務			
	全件 数		発生 件数		全件 数		発生 件数		全件 数		発生 件数	
	81	22	31	17	35	5	12	0	3	0	71.82%	2
平成21年度 最小落札率	67.24% (全体)				37.21%				76.17%			
平成22年度 平成22年12月末現在 最小落札率	74.18% (全体)				36.44%				51.30%			

特に建築設計等業務や建築コンサルタント業務においては
低入札の対象と見られる案件が増加しています。

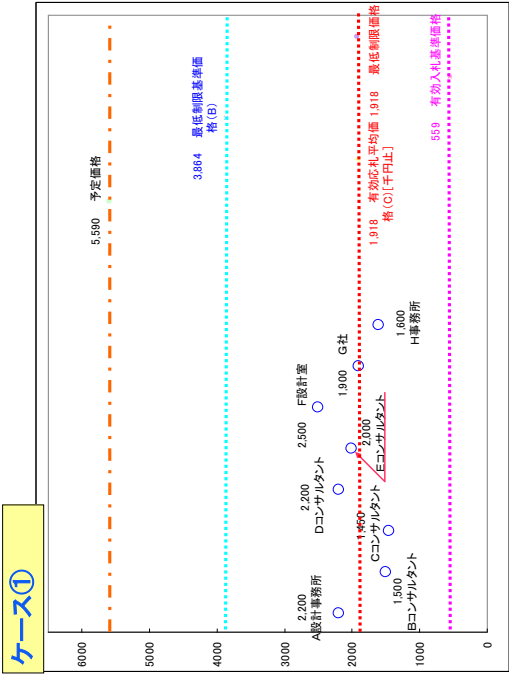
最低制限価格制度の内容について

○最低制限基準価格 算定式表					
算出した額の適用範囲					
地質調査業務以外の業務					
算出した額が予定価格の10分の8を超える場合は10分の8に相当する額(上限のみ)					
地質調査業務					
算出した額が予定価格の10分の8、5を超える場合は10分の8、5に相当する額(上限のみ)					
業務区分	①	②	③	④	⑤
項目及び名称	直接費	間接費等	直接(特別)経費等	技術経費等	諸経費等(間接経費)
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額			諸経費の額 に10分の3 を乗じて得た額
建築関係	直接人件費の額		特別経費の額	技術料等経費の額	に10分の5 を乗じて得た額
土木関係	直接人件費の額		特別経費の額	技術料等経費の額	に10分の5 を乗じて得た額
建築コンサルタント業務	直接人件費の額		直接経費の額	技術料等経費の額	に10分の5 を乗じて得た額
地質調査業務		直接測量費の額	直接経費の額	解析等調査業務費 に10分の7 を乗じて得た額	諸経費の額 に10分の3 を乗じて得た額
補償関係		直接測量費の額	直接経費の額	技術料等経費の額	に10分の3 を乗じて得た額
コンサルタント業務		直接人件費の額	直接経費の額	に10分の5 を乗じて得た額	に10分の5 を乗じて得た額
監理業務委託		直接人件費の額	直接経費の額	技術料等経費の額	に10分の5 を乗じて得た額
コンサルタント業務		直接人件費の額	特別経費の額	に10分の5 を乗じて得た額	に10分の5 を乗じて得た額
歩掛に原積を 使用された場合					
地質調査業務以外の業務					
算出した額が予定価格の10分の8、5に相当する額					
地質調査業務					
算出した額が予定価格の10分の8、5に相当する額(上限のみ)					
地質調査業務					
算出した額が予定価格の10分の8、5に相当する額(上限のみ)					
地質調査業務					
算出した額が予定価格の10分の8、5に相当する額(上限のみ)					
地質調査業務					
算出した額が予定価格の10分の8、5に相当する額(上限のみ)					
地質調査業務					
算出した額が予定価格の10分の8、5に相当する額(上限のみ)					
地質調査業務					
算出した額が予定価格の10分の8、5に相当する額(上限のみ)					
地質調査業務					
算出した額が予定価格の10分の8、5に相当する額(上限のみ)					
地質調査業務					
算出した額が予定価格の10分の8、5に相当する額(上限のみ)					
地質調査業務					
算出した額が予定価格の10分の8、5に相当する額(上限のみ)					
地質調査業務					
算出した額が予定価格の10分の8、5に相当する額(上限のみ)					
地質調査業務					
算出した額が予定価格の10分の8、5に相当する額(上限のみ)					
地質調査業務					
算出した額が予定価格の10分の8、5に相当する額(上限のみ)					
地質調査業務					
算出した額が予定価格の10分の8、5に相当する額(上限のみ)					
地質調査業務					
算出した額が予定価格の10分の8、5に相当する額(上限のみ)					
地質調査業務					
算出した額が予定価格の10分の8、5に相当する額(上限のみ)					
地質調査業務					
算出した額が予定価格の10分の8、5に相当する額(上限のみ)					
地質調査業務					
算出した額が予定価格の10分の8、5に相当する額(上限のみ)					
地質調査業務					
算出した額が予定価格の10分の8、5に相当する額(上限のみ)					
地質調査業務					
算出した額が予定価格の10分の8、5に相当する額(上限のみ)					
地質調査業務					
算出した額が予定価格の10分の8、5に相当する額(上限のみ)					
地質調査業務					
算出した額が予定価格の10分の8、5に相当する額(上限のみ)					
地質調査業務					
算出した額が予定価格の10分の8、5に相当する額(上限のみ)					
地質調査業務					
算出した額が予定価格の10分の8、5に相当する額(上限のみ)					
地質調査業務					
算出した額が予定価格の10分の8、5に相当する額(上限のみ)					
地質調査業務					
算出した額が予定価格の10分の8、5に相当する額(上限のみ)					
地質調査業務					
算出した額が予定価格の10分の8、5に相当する額(上限のみ)					
地質調査業務					
算出した額が予定価格の10分の8、5に相当する額(上限のみ)					
地質調査業務					
算出した額が予定価格の10分の8、5に相当する額(上限のみ)					
地質調査業務					
算出した額が予定価格の10分の8、5に相当する額(上限のみ)					
地質調査業務					
算出した額が予定価格の10分の8、5に相当する額(上限のみ)					
地質調査業務					
算出した額が予定価格の10分の8、5に相当する額(上限のみ)					
地質調査業務					
算出した額が予定価格の10分の8、5に相当する額(上限のみ)					
地質調査業務					
算出した額が予定価格の10分の8、5に相当する額(上限のみ)					
地質調査業務					
算出した額が予定価格の10分の8、5に相当する額(上限のみ)					
地質調査業務					
算出した額が予定価格の10分の8、5に相当する額(上限のみ)					
地質調査業務					
算出した額が予定価格の10分の8、5に相当する額(上限のみ)					
地質調査業務					
算出した額が予定価格の10分の8、5に相当する額(上限のみ)					
地質調査業務					
算出した額が予定価格の10分の8、5に相当する額(上限のみ)					
地質調査業務					
算出した額が予定価格の10分の8、5に相当する額(上限のみ)					
地質調査業務					
算出した額が予定価格の10分の8、5に相当する額(上限のみ)					
地質調査業務					
算出した額が予定価格の10分の8、5に相当する額(上限のみ)					
地質調査業務					
算出した額が予定価格の10分の8、5に相当する額(上限のみ)					
地質調査業務					
算出した額が予定価格の10分の8、5に相当する額(上限のみ)					
地質調査業務					
算出した額が予定価格の10分の8、5に相当する額(上限のみ)					
地質調査業務					
算出した額が予定価格の10分の8、5に相当する額(上限のみ)					
地質調査業務					
算出した額が予定価格の10分の8、5に相当する額(上限のみ)					
地質調査業務					
算出した額が予定価格の10分の8、5に相当する額(上限のみ)					
地質調査業務					
算出した額が予定価格の10分の8、5に相当する額(上限のみ)					
地質調査業務					
算出した額が予定価格の10分の8、5に相当する額(上限のみ)					
地質調査業務					
算出した額が予定価格の10分の8、5に相当する額(上限のみ)					
地質調査業務					
算出した額が予定価格の10分の8、5に相当する額(上限のみ)					
地質調査業務					
算出した額が予定価格の10分の8、5に相当する額(上限のみ)					
地質調査業務					
算出した額が予定価格の10分の8、5に相当する額(上限のみ)					
地質調査業務					
算出した額が予定価格の10分の8、5に相当する額(上限のみ)					
地質調査業務					
算出した額が予定価格の10分の8、5に相当する額(上限のみ)					
地質調査業務					
算出した額が予定価格の10分の8、5に相当する額(上限のみ)					
地質調査業務					
算出した額が予定価格の10分の8、5に相当する額(上限のみ)					
地質調査業務					
算出した額が予定価格の10分の8、5に相当する額(上限のみ)					
地質調査業務					
算出した額が予定価格の10分の8、5に相当する額(上限のみ)					
地質調査業務					
算出した額が予定価格の10分の8、5に相当する額(上限のみ)					
地質調査業務					
算出した額が予定価格の10分の8、5に相当する額(上限のみ)					
地質調査業務					
算出した額が予定価格の10分の8、5に相当する額(上限のみ)					
地質調査業務					
算出した額が予定価格の10分の8、5に相当する額(上限のみ)					
地質調査業務					
算出した額が予定価格の10分の8、5に相当する額(上限のみ)					
地質調査業務					
算出した額が予定価格の10分の8、5に相当する額(上限のみ)					
地質調査業務					
算出した額が予定価格の10分の8、5に相当する額(上限のみ)					
地質調査業務					
算出した額が予定価格の10分の8、5に相当する額(上限のみ)					
地質調査業務					
算出した額が予定価格の10分の8、5に相当する額(上限のみ)					
地質調査業務					
算出した額が予定価格の10分の8、5に相当する額(上限のみ)					
地質調査業務					
算出した額が予定価格の10分の8、5に相当する額(上限のみ)					
地質調査業務					
算出した額が予定価格の10分の8、5に相当する額(上限のみ)					
地質調査業務					
算出した額が予定価格の10分の8、5に相当する額(上限のみ)					
地質調査業務					
算出した額が予定価格の10分の8、5に相当する額(上限のみ)					
地質調査業務					
算出した額が予定価格の10分の8、5に相当する額(上限のみ)					
地質調査業務					
算出した額が予定価格の10分の8、5に相当する額(上限のみ)					
地質調査業務					
算出した額が予定価格の10分の8、5に相当する額(上限のみ)					
地質調査業務					
算出した額が予定価格の10分の8、5に相当する額(上限のみ)					
地質調査業務					
算出した額が予定価格の10分の8、5に相当する額(上限のみ)					
地質調査業務					
算出した額が予定価格の10分の8、5に相当する額(上限のみ)					
地質調査業務					
算出した額が予定価格の10分の8、5に相当する額(上限のみ)					
地質調査業務					
算出した額が予定価格の10分の8、5に相当する額(上限のみ)					
地質調査業務					
算出した額が予定価格の10分の8、5に相当する額(上限のみ)					
地質調査業務					
算出した額が予定価格の10分の8、5に相当する額(上限のみ)					
地質調査業務					
算出した額が予定価格の10分の8、5に相当する額(上限のみ)					
地質調査業務					
算出した額が予定価格の10分の8、5に相当する額(上限のみ)					
地質調査業務					
算出した額が予定価格の10分の8、5に相当する額(上限のみ)					
地質調査業務					
算出した額が予定価格の10分の8、5に相当する額(上限のみ)					
地質調査業務					
算出した額が予定価格の10分の8、5に相当する額(上限のみ)					
地質調査業務					
算出した額が予定価格の10分の8、5に相当する額(上限のみ)					
地質調査業務					
算出した額が予定価格の10分の8、5に相当する額(上限のみ)					
地質調査業務					
算出した額が予定価格の10分の8、5に相当する額(上限のみ)					
地質調査業務					
算出した額が予定価格の10分の8、5に相当する額(上限のみ)					
地質調査業務					
算出した額が予定価格の10分の8、5に相当する額(上限のみ)					
地質調査業務					
算出した額が予定価格の10分の8、5に相当する額(上限のみ)					
地質調査業務					
算出した額が予定価格の10分の8、5に相当する額(上限のみ)					
地質調査業務					
算出した額が予定価格の10分の8、5に相当する額(上限のみ)					
地質調査業務					
算出した額が予定価格の10分の8、5に相当する額(上限のみ)					
地質調査業務					
算出した額が予定価格の10分の8、5に相当する額(上限のみ)					
地質調査業務					
算出した額が予定価格の10分の8、5に相当する額(上限のみ)					
地質調査業務					
算出した額が予定価格の10分の8、5に相当する額(上限のみ)					
地質調査業務					
算出した額が予定価格の10分の8、5に相当する額(上限のみ)					
地質調査業務					
算出した額が予定価格の10分の8、5に相当する額(上限のみ)					
地質調査業務					
算出した額が予定価格の10分の8、5に相当する額(上限のみ)					
地質調査業務					
算出した額が予定価格の10分の8、5に相当する額(上限のみ)					
地質調査業務					
算出した額が予定価格の10分の8、5に相当する額(上限のみ)					
地質調査業務					
算出した額が予定価格の10分の8、5に相当する額(上限のみ)					
地質調査業務					
算出した額が予定価格の10分の8、5に相当する額(上限のみ)					
地質調査業務					
算出した額が予定価格の10分の8、5に相当する額(上限のみ)					
地質調査業務					
算出した額が予定価格の10分の8、5に相当する額(上限のみ)					
地質調査業務					
算出した額が予定価格の10分の8、5に相当する額(上限のみ)					
地質調査業務					
算出した額が予定価格の10分の8、5に相当する額(上限のみ)					

ケース①：制限価格が最低制限基準価格を下回る場合

見積書比較価格	5,590,000								
有効入札基準価格	559,000								
応札者名	入札書記載価格	有効入札判定	制限価格判定	落札順位	落札決定				
A設計事務所	2,200,000	○	○		2				
Bコンサルタント	1,500,000	○	×						
Cコンサルタント	1,450,000	○	×						
Dコンサルタント	2,200,000	○	○		2				
Eコンサルタント	2,000,000	○	○		1	○			
F設計室	2,500,000	○	○		3				
G社	1,900,000	○	×						
H事務所	1,600,000	○	×						
有効入札合計金額	15,350,000	円	有効入札応札者数 (A)	8 者					
			有効応札平均価格 (C) [千円]	1,918,000					
			最低制限基準価格 (B)						
			最低制限価格						
			(B) (C) の低い方の額	1,918,000					

21



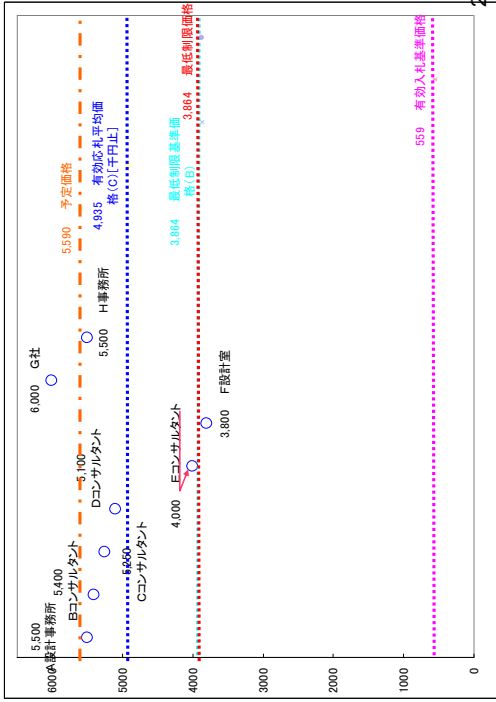
22

ケース②：最低制限基準価格が制限価格となる場合

見積書比較価格	5,590,000								
有効入札基準価格	559,000								
応札者名	入札書記載価格	有効入札判定	制限価格判定	落札順位	落札決定				
A設計事務所	5,500,000	○	○		5				
Bコンサルタント	5,400,000	○	○		4				
Cコンサルタント	5,250,000	○	○		3				
Dコンサルタント	5,100,000	○	○		2				
Eコンサルタント	4,000,000	○	○		1	○			
F設計室	3,800,000	○	×						
G社	6,000,000	×	予定超過無効						
H事務所	5,500,000	○	○		5				
有効入札合計金額	34,550,000	円	有効入札応札者数 (A)	7 者					
			有効応札平均価格 (C) [千円]	4,935,000					
			最低制限基準価格 (B)						
			最低制限価格						
			(B) (C) の低い方の額	3,864,000					

23

ケース②



24

○今後の課題

- ・ 公契連モデルの引上げに伴う算定式の見直し。
- ・ 高価格入札に対する対策。
- ・ 有効な入札額の平均基準の“高止まり”に対する対策。

今後も様々な情勢を考慮しながら適宜制度の見直しを行う予定です。

25



岡崎市の総合評価落札方式の取り組み

1 総合評価方式の導入の沿革

総合評価方式について、岡崎市は、平成18年度に簡易型1件を試行したのをはじめとして、平成19年度に簡易型9件、平成20年度は、簡易型6件、特別簡易型12件の計18件を試行したのち、平成21年度から予定価格5千万円以上の工事を対象に、本格導入しております。

試行するなか、手続き開始から契約まで長期間を必要とするのに加え、事務量が増大となるため、このままでは自治体に総合評価方式普及するのが難しいのではないかと考えておりました。

なんとか手続きの簡略化ができないものかと考えていたところ、平成19年11月30日に開催された、脇雅史参議院議員らで構成される「公共工事品質確保に関する議員連盟」の第4回目の部会に招かれる機会を得ました。

この席上において、本市の当時の副市長が「総合評価方式を拡大するためには、地方自治法を改正し、1工事ごとに学識経験者の意見を聞くのではなく、方法について意見を聞いて、同様の方法で実施する場合には学識経験者の意見を省略できるようにしていただきたい」と訴えました。

のちに、議員連盟がまとめた「公共工事の品質確保に関する提言」において、総合評価方式における手続きの簡略化が採用されたことに、少なからず貢献できたのではないかと考えております。

平成20年3月1日施行の地方自治法施行令の一部を改正する政令により、総合評価一般競争入札を行う場合、従来は、「入札を行おうとするとき」、「落札者決定基準を定めようとするとき」、「落札者を決定しようとするとき」のそれぞれにおいて、あらかじめ学識経験者からの意見を聞かなければならないこととされておりましたが、この手続き簡略化され、「落札者決定基準を定めようとするとき」だけでよいことに改められました。

これにより、自治体において、総合評価方式の実施が容易になり、普及につながったのではないかと考えております。

岡崎市では、平成22年度から、総合評価方式の対象金額を、それまでの予定価格5千万円以上から4千万円以上として、対象を拡大しております。

総合評価方式の件数及び割合は表1のとおりになります。

表 1

	総合評価 方式件数	価格競争を含む一般競争入 札件数	一般競争入札に おける総合評価 方式の割合	備 考
平成 1 8 年度	1	6 8 1	0.1%	試行
平成 1 9 年度	9	7 7 5	1.2%	試行
平成 2 0 年度	1 8	7 1 2	2.5%	試行
平成 2 1 年度	8 9	7 1 0	12.5%	本格実施（予定価格 5 千万 円以上）
平成 2 2 年度	1 0 5	5 9 5	17.6%	本格実施（予定価格 4 千万 円以上）

2 総合評価方式の選定方法

総合評価方式の実施にあたっては、当該工事の特性（予定価格、規模、工事内容、技術難易度等）に応じて、下記のいずれかの形式を選定します。

(1) 特別簡易型

技術的な工夫の余地が小さく、かつ規模が小さい工事に適用し、施工実績や社会貢献度を評価する。予定価格 6 億円未満の工事。

(2) 簡易型

技術的な工夫の余地が小さいが、施工の確実性を確保するために、特別簡易型の内容に加え、簡易な施工計画も評価する。予定価格 6 億円以上 10 億円未満の工事。

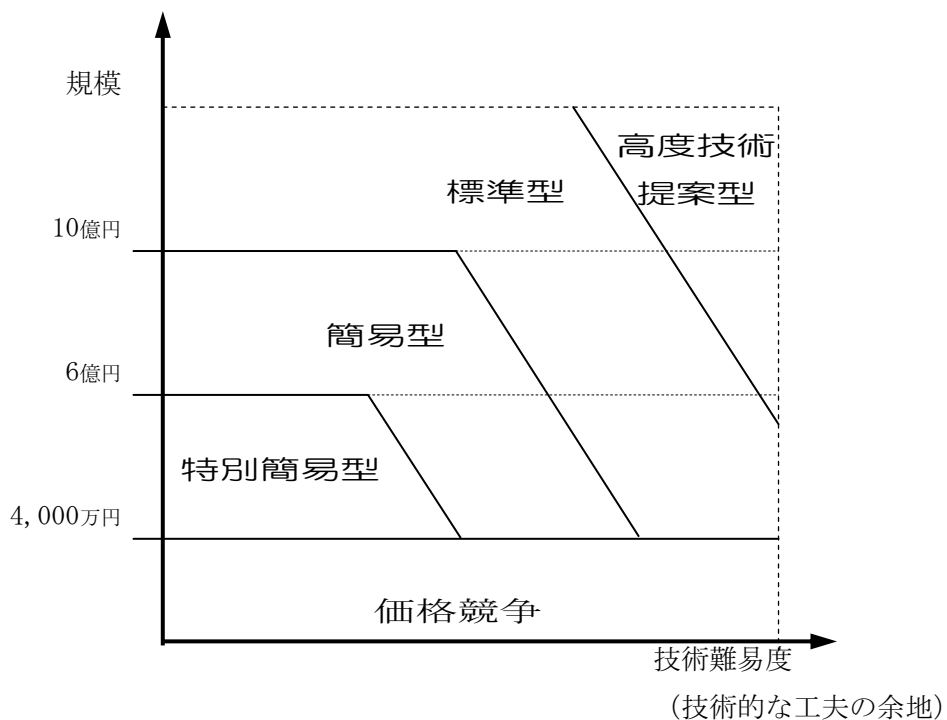
(3) 標準型

技術的な工夫の余地が大きい工事で、周辺環境や交通への影響、安全対策、工期の縮減等の観点から技術提案を求め評価する。予定価格 10 億円以上の工事。

(4) 高度技術提案型

技術的な工夫の余地が大きい工事で、強度、耐久性、維持管理の容易さ、環境の改善、景観の調和、ライフサイクルコスト等の観点から高度の技術提案を求め評価する。

【総合評価方式 適用表】



3 総合評価方式と工事成績

岡崎市が総合評価方式を本格実施した平成 21 年度の工事成績と過去 4 年の全工事の工事成績を比較検討すると下記のとおりとなります。

表 2 平成 21 年度 総合評価方式の業種別工事成績

	土木	建築	水道	管	舗装	造園	電気	内装	計
件数	38	23	14	3	3	4	3	1	89
平均工事成績	74.3	74.5	73.8	76.0	78.7	72.3	70.0	74.0	74.3

表 3 岡崎市全体工事成績（総合評価方式含む）

	平均工事成績
平成 19 年度	69.1
平成 20 年度	69.8
平成 21 年度	70.8
平成 22 年度	70.8

表２は、平成 21 年度に総合評価方式で発注した工事の成績評定です。全体平均で 74.3 点になりました。（平成 20 年度以前は試行段階で総合評価方式の件数が少なく、また平成 22 年度に総合評価方式で発注されたものはまだ、すべて成績評定が出されていないため、検討対象から除外しました。）

表３はそれぞれの年度内で検査が行われた全工事（前年度からの継続工事も含まれる）の平均工事成績です。

これらを比較しますと、明らかに総合評価方式による場合の工事成績評定が高得点であることがわかります。また、表３のとおり総合評価方式を導入し、件数が増えてくるにつれて、平均工事成績も少しずつ上昇してきていることから、工事の品質確保について、総合評価方式が十分に効果を発揮していると考えております。

（全体工事成績より総合評価の方が 3.5 ポイントアップ）

４ 総合評価方式の実績と落札率

岡崎市が総合評価方式を本格実施した、平成 21、22 年度の実績と落札率は下記のとおりとなります。

表 4

業種別件数	平成 22 年度				平成 21 年度		
	標準型	簡易型	特別簡易	逆転件数	簡易型	特別簡易	逆転件数
土 木	1	0	59	6	0	38	1
建 築	0	0	8	1	2	21	7
電 気	0	1	8	2	0	3	0
管	0	0	4	1	0	3	0
舗 装	0	0	6	0	0	3	0
と び	0	0	1	0	0	0	0
浚 渫	0	0	1	0	0	0	0
内 装	0	0	1	0	0	1	0
防 水	0	0	1	0	0	0	0
機 械	0	0	1	0	0	0	0
造 園	0	0	2	0	0	4	0
水 道	0	1	10	1	0	14	3
計	1	2	102	11	2	87	11
平均落札率	48.5%	58.4%	78.5%	82.9%	93.1%	89.4%	91.9%

総合評価方式の本格実施をした、平成 21 年度と 22 年度を比較すると、対象工事を予定価格 5 千万円以上から 4 千万円以上に拡大したため、件数も 16 件増えております。

また、総合評価方式ならではの、最低価格者ではなく、評価点が高い者が落札する逆転落札も、平成 21 年度は 11 件で全体の 12.4%、平成 22 年度も 11 件で 10.5%となっております。

しかし、昨今の経済状況の低迷により、全体の工事発注件数も減っていることから、競争が激化し、落札率が低下しております。

特別簡易型 ー10.9%

簡易型 ー34.7%

初めて実施した標準型に至っては 48.5%の低落札となりました。

5 平成 23 年度の取り組みと今後の展望

岡崎市は、昨年度まで、総合評価方式の趣旨を鑑みると、価格によるカットライン設定はなじまないと考え、総合評価方式に限り、低入札価格調査制度も最低制限価格制度も採用しておりませんでした。

しかし、この総合評価方式においても低落札が増えてきていることから、長期的に見た場合、工事の品質低下や下請業者へのしわ寄せが懸念されます。

そこで、平成 23 年度からは、特別簡易型においては変動型最低制限価格制度（別紙 1）を、簡易型、標準型、高度技術提案型においては低入札価格調査制度を導入しました。

その他、技術評価点のさらなる充実をはかるために、特別簡易型の評価項目（別紙 2）を追加し、評価点が 3 点アップしました。

また、総合評価方式に限らず、市内本店業者保護の観点から、市内調達の基準額の引き上げを行っております。

市内調達額

土木一式 予定価格 2 億円未満 → 3 億円未満

建築一式 予定価格 4 億円未満 → 6 億円未満

その他 26 業種 予定価格 6 千万円未満 → 1 億円未満

今後も、総合評価方式の拡大を推進していきたいと思いますが、資格審査や技術審査等の事務量の増加と職員数の確保が課題となります。

また市内の工事のレベルでは技術的な工夫の余地が大きい工事が少なく、特別簡易型の総合評価方式に偏る傾向があります。その中で、特に特別簡易型は、各評価項目の評価基

準が実績に対する評価基準となるため評価に差がつかなくなり、単なる価格競争になってしまうことが危惧されるので、定期的に評価項目及び評価基準の見直しが必要となることや、長年の経済低迷や震災の影響による公共工事の大幅な削減状況下で地元企業の優先対策や雇用の拡大等図るため入札・契約制度の見直しを行っていきたいと考えております。

落札決定の流れ(工事:最低制限価格設定案件)

落札候補者

定型最低制限価格を下回るか

※定型最低制限価格(税抜)=直接工事費×95%+共通仮設費×90%+現場管理費×70%+一般管理費×30%
(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)
(予定価格(税抜)の10分の7～10分の9の範囲)

<下回らない場合>

落 札

<下 回 る 場 合>

下回った者の数は

<2者以上の場合>

変動型最低制限価格

※下回った者の入札金額を平均した額
に10分の9.5を乗じて得た額
(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

<下回らない場合>

落 札

<下 回 る 場 合>

失 格

次順位者を
落札候補者

<1者の場合>

変動型最低制限価格

※定型最低制限価格×95%
(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

<下回らない場合>

落 札

<下 回 る 場 合>

失 格

次順位者を
落札候補者

<具体的な事例>

	工 事 ①	工 事 ②	工 事 ③
定型最低制限価格	1,700万円	1,700万円	1,700万円
A 社	1,400万円	1,300万円	1,650万円
B 社	1,500万円	1,700万円	1,700万円
C 社	1,600万円	1,800万円	1,750万円
D 社	1,900万円	1,900万円	1,900万円
E 社	1,950万円	1,950万円	
F 社	2,000万円		
G 社	2,050万円		
下回った者の平均値	1,500万円(3者)		
変動型最低制限価格	1,425万円	1,615万円	1,615万円
結 果	A者失格、B者落札	A社失格、B社落札	A社落札

別紙 2

3 総合評価に関する事項

(1)ー 1 評価項目、評価基準及び得点配分（市内用）

評価項目			評価基準	配点
企業の能力	1-1	同種工事※の施工実績 (過去5年以内)	7本以上	3
			4～6本	2
			1～3本	1
			実績なし	0
	1-2	同一業種の工事成績 (岡崎市における前年1年間に 完成させた同一業種の平均点)	75点以上	4
			73点以上 75点未満	3
			71点以上 73点未満	2
			69点以上 71点未満	1
			65点以上 69点未満	0
			65点未満	－1
配置予定技術者の能力	2-1	同種工事※の施工実績 (過去5年以内)	3本以上	3
			2本	2
			1本	1
			実績なし	0
	2-2	同種工事※の工事成績 (過去5年以内の工事成績)	80点以上	2
			75点以上 80点未満	1
			75点未満	0
	2-3	保有資格	1級技士等	2
			上記以外	0
	2-4	継続教育（CPD）の取組み	推奨単位以上取得	2
			推奨単位の2分の1以上取得	1
			上記以外	0
社会貢献	3-1	障がい者雇用	法定以上	1
			上記以外	0
	3-2	男女共同参画社会実現に向けた 取組み	取組みあり	1
			取組みなし	0
地域貢献	4-1	災害協定	協定あり	1
			協定なし	0
	4-2	ボランティア	活動あり	1
			活動なし	0
	4-3	岡崎市消防団協力事業所	認定あり	1
			認定なし	0

I S O	5-1	IS09001	認証あり	1
			認証なし	0
	5-2	IS014001	認証あり	1
			認証なし	0
合 計				2 3

※ 同種工事の定義

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

(1)－2 評価項目、評価基準及び得点配分（市内・準市・市外用）

評価項目			評価基準	配点
企業の能力	1-1	同種工事※の施工実績 (過去5年以内)	7本以上	3
			4～6本	2
			1～3本	1
			実績なし	0
	1-2	同一業種の工事成績 (過去1年以内の工事成績)	85点以上	4
			82点以上 85点未満	3
			78点以上 82点未満	2
			74点以上 78点未満	1
			70点以上 74点未満	0
			70点未満	－1
配置予定技術者の能力	2-1	同種工事※の施工実績 (過去5年以内)	3本以上	3
			2本	2
			1本	1
			実績なし	0
	2-2	同種工事※の工事成績 (過去5年以内の工事成績)	80点以上	2
			75点以上 80点未満	1
			75点未満	0
	2-3	保有資格	1級技士等	2
			上記以外	0
	2-4	継続教育（CPD）の取組み	推奨単位以上取得	2
			推奨単位の2分の1以上取得	1
			上記以外	0
社会貢献	3-1	障がい者雇用	法定以上	1
			上記以外	0
	3-2	男女共同参画社会実現に向けた取組み	取組みあり	1
			取組みなし	0
地域貢献	4-1	災害協定	協定あり	1
			協定なし	0
	4-2	ボランティア	活動あり	1
			活動なし	0
	4-3	岡崎市消防団協力事業所	認定あり	1
			認定なし	0
ISO	5-1	ISO9001	認証あり	1
			認証なし	0

(2) 総合評価の方法

落札者は、標準点（100点）と(1)によって得た加算点を当該入札参加者の入札価格で除して得た数値（評価値）の最も高い者とする。

$$\text{評価値} = (\text{標準点100点} + \text{加算点}) \div \text{入札価格}$$

(3) 書類に関する留意事項

様式	評価項目	留意事項
一般競争参加資格申請書 (様式1)	—	① 配置予定技術者欄には、この工事に配置を予定する技術者を必ず記入する。 ② 施工実績欄には、入札参加条件を満たす施工実績を必ず記入する。
企業の能力に関する申告書 (様式2)	1-1	① 同種工事の施工実績の本数に応じ、評価する。 ② 評価対象期間は、 <u>平成18年1月1日以降に完成させた工事</u> とする。 ③ 評価の対象は、CORINS（コリンズ）に登録されている工事のみとし、未登録の工事は対象としない。 ④ 建設工事共同企業体（JV）で施行した工事の実績は、出資比率の多寡に関わらず、評価の対象とする。
	1-2 (市内)	① 平成22年1月1日から平成22年12月31日までの間に完成させた工事の平均点を評価するものとし、工事成績評価点計算書（平成23年度岡崎市総合評定値の通知に同封）の平均工事成績を記載し申告するものとする。 ② 評価の対象は、この工事の発注業種と同じ業種のものとする。 ③ 申告が無い場合の評価は、－1点とする。
	1-2 (市内・準市・市外)	① 同一業種（発注する工事の建設業の種類と同じ業種）の工事成績の取得最高点を評価する。 ② 評価の対象は、CORINS（コリンズ）に登録されている工事（岡崎市の発注した工事以外でもよい。）とし、未登録の工事は対象としないが、請負金額や施工内容等は問わない。 ③ 評価対象期間は、 <u>平成22年1月1日以降に完成させた工事</u> とする。 ④ 申告が無い場合の評価は、－1点とする。 ⑤ 評価の対象は、CORINS（コリンズ）に登録されている工事のみとし、未登録の工事は対象としない。
配置予定技術者の能力に関する申告書(様式3)	2-1	① 同種工事の施工実績の本数に応じ、評価する。 ② 配置予定技術者が「主任技術者」又は「監理技術者」であったものを評価の対象とする。 ③ 評価対象期間は、 <u>平成18年1月1日以降に完成させた工事</u> とする。 ④ 評価の対象は、CORINS（コリンズ）に登録されている工事のみとし、未登録の工事は対象としない。 ⑤ 建設工事共同企業体（JV）で施行した工事の実績は、出資比率

		の多寡に関わらず、評価の対象とする。
	2-2	① 同種工事の工事成績の取得最高点を評価する。 ② 評価の対象は、CORINS（コリンズ）に登録されている工事とし、未登録の工事は対象としない。 ③ 配置予定技術者が「主任技術者」又は「監理技術者」であったものを評価の対象とする。 ④ 評価対象期間は、平成18年1月1日以降に完成させた工事とする。 ⑤ 建設工事共同企業体（JV）で施行した工事の実績は、出資比率の多寡に関わらず、評価の対象とする。
	2-3	① 配置予定技術者が保有する資格のうち、発注する工事の建設業法の種類に適合した資格に応じ、評価する。 ② 評価の対象は、1級土木施工管理技士などの建設業法上の1級資格、1級建築士及び技術士とし、職業能力開発促進法の1級資格は、評価の対象とはならない。 ③ 評価は、一般競争参加資格申請書（様式1）の[9]欄資格免許の種類により行う。
	2-4	① 配置予定技術者が継続教育（CPD）に取り組み、各団体の推奨単位以上、又は、推奨単位の2分の1以上を取得している場合、評価する。 ② 評価の対象となる機関の例示と、その機関の推奨単位は、次のとおりとする。 ・（社）日本技術士会 150単位（3年間） ・（社）全国土木施工管理技士連合会 30単位（1年間） ・農業土木技術者継続教育機構 50単位（1年間） ・（社）日本建築士会連合会 50単位（1年間）
社会貢献に関する申告書（様式4）	3-1	① 障がい者雇用について、次のいずれかの場合、評価する。 ア 公共職業安定所に障がい者雇用状況報告書の提出義務のある者（常用雇用労働者の数が56人以上の者）は、障がい者の実雇用率が1.8%以上 イ ア以外の者（常用雇用労働者の数が55人以下の者）は、障がい者雇用の数が1名以上
	3-2	① 愛知県ファミリーフレンドリー企業に登録をしている場合、評価する。
地域貢献に関する申告書（様式5、6）	4-1	① 岡崎市と「災害時における応急対策の協力に関する協定」を締結している場合、評価する。
	4-2	① 地域に貢献するボランティア活動を行っている場合、評価する。 ② 活動区域は岡崎市内とする。
	4-3	① 岡崎市消防団協力事業所に認定されている場合、評価する。
ISOに関する申告書（様式7）	5-1	① ISO9001の認証を受けている場合、評価する。
	5-2	① ISO14001の認証を受けている場合、評価する。

地域精通の評価(提出書類なし)	6 (市内・準市・市外)	① 地区区分が「市内」の場合、評価するものとし、「準市・市外」の場合、評価しない。 ② 評価は、一般競争参加資格申請書(様式1)の[6]欄 地区区分により行う。 ③ 地区区分の定義は、岡崎市一般競争入札の公告説明書に記載したとおりとする。
-----------------	-----------------	---

(4) J Vを結成する場合の評価対象者及び配点

評価項目		評価対象者(配点)
1-1	同種工事の施工実績	代表
1-2	同一業種の工事成績	代表
2-1	同種工事の施工実績	代表
2-2	同種工事の工事成績	代表
2-3	保有資格	代表
2-4	継続教育(CPD)の取組み	代表
3-1	障がい者雇用	代表
3-2	男女共同参画社会実現に向けた取組み	代表
4-1	災害協定	共通
4-2	ボランティア	共通
4-3	岡崎市消防団協力事業所	共通
5-1	ISO9001	代表(0.5点)・他(0.5点)
5-2	ISO14001	代表(0.5点)・他(0.5点)
6	所在地	共通

代表：代表構成員 他：その他の構成員 共通：どちらでも良い

4 その他

- 書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- 審査に必要な場合、申告内容を証明する書類等を請求することがあるが、申請時には、添付する必要はない。
- 提出された書類は、返却しない。
- 評価値及び加算点は、入札執行結果に合わせて公開される。
- 提出した申請書等に虚偽記載等明らかに悪質な行為が判明した場合は、落札者とせず、落札決定後であれば契約を行わず、又は、契約後であれば契約を解除する。

5 問い合わせ先

岡崎市総務部契約課審査班(西庁舎7階)

〒444-8601 住所 岡崎市十王町2丁目9番地

Tel 0564-23-6203(直通)

東海農政局における取組み事例

平成23年度工事における総合評価落札方式の評価基準等の改正

1. 総合評価落札方式等に関する評価基準の改正概要
2. 技術提案の採否に関する詳細な通知の実施について
3. 総合評価方式について

1. 総合評価落札方式等に関する評価基準の改正概要

改正の目的

- 平成23年度の総合評価方式の実施にあたり、更なる競争性・透明性の確保を図る。
- 総合評価方式の評価基準の改善により、工事目的物の更なる品質の向上を目指す。
- 地元中小企業の積極的な活用促進を図る。

1. 競争性の確保

- ① 平成22年度の工事毎の評価状況の分析結果を踏まえ、一層の競争性を確保するよう評価基準を改善

⇒ VE提案評価に関する評価基準を改善

4. その他の改善事項

- ① 競争参加者の不誠実な行為に対する厳格な評価

⇒ 不誠実な行為に対する減点基準を新設

2. 工事目的物の品質確保、向上対策

- ① 工事目的物の品質確保と向上には、直接工事を担当する技術者が有する施工経験や技術力(資格)が重要であり、技術者評価に関する評価項目を拡充

⇒ 技術者が併せ持つ、工事に有為な資格の評価を新設
 ⇒ 直近の実績を評価するため、技術者の経験(同種工事)対象期間を短縮
 ⇒ 同規模工事の施工実績評価を追加(簡易型)

5. 地元中小企業対策

- ① 地元中小企業の競争参加を促進するため、一定地域内での施工実績等を重視した評価方式を新設

- ② 小規模工事では、技術提案の提出を求めない評価方式を新設

⇒ 地元中小企業を対象とする「簡易Ⅱ型」の新設

3. 技術力による競争の推進

- ① 技術提案の評価において、案件の特性に応じた、より柔軟な評価を可能とするため評価基準を改善

- ② 新たな標準型評価方式を設定(手続きの簡素化)

⇒ 技術提案ヒアリングを省略した「標準A-Ⅱ型」を設定
 ⇒ 技術提案に関する評価基準を改善

6. 透明性の確保

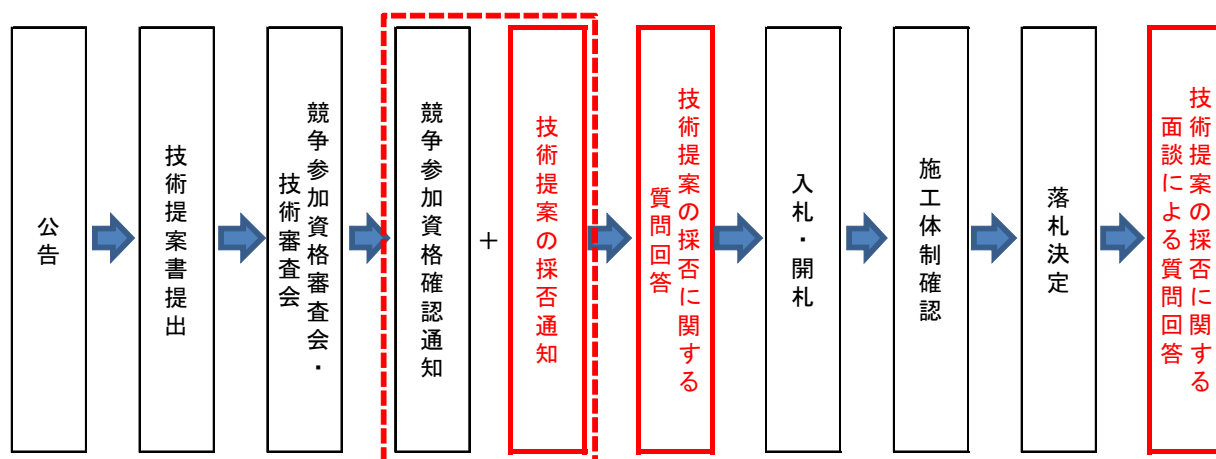
- ① 発注者が示す技術提案テーマに対し、競争参加者が提出した技術提案に関する採否を通知

- ② さらに、応札者(希望者)に対して、落札者決定後に面談等により技術提案の評価結果に関する説明を実施(設計課(技術審査官)が窓口)

2. 技術提案の採否に関する詳細な通知の実施について

技術提案の採否に関する詳細な通知

平成23年4月以降に入札手続を開始する工事の総合評価落札方式(標準A型、B型)にあたっては、総合評価落札方式における評価の過程の透明性を一層向上させる観点から、各入札者から提出された技術提案の各項目において、採用となる項目及び採用と
ならない項目を競争参加資格の確認通知と合わせて、当該技術提案を提出した入札者
に対し通知する。



3. 総合評価方式について

※ 黄色は平成23年度に新たに運用を開始する総合評価方式

総合評価方式		加算点	概要
高度技術提案型		50点	工事規模が大きく、特に技術的工夫の余地の大きい工事であって、競争参加者に構造上の工夫や特殊な施工方法等の、高度な技術提案を求め評価することにより、品質向上が期待される工事
標準A型 (品質向上重視型)	I 型	50点	工事規模が大きい、または技術的な工夫の余地が大きな工事であって、競争参加者に特定の技術的課題について技術提案を求めることにより、発注者が示した設計図書に比べ品質向上が期待される工事(主に、WTO工事を対象)
	II 型	50点	標準A—I型に該当する工事のうち、求める技術提案の内容が標準的なテーマであるなどの要件から、ヒアリングを省略する工事(主に、Aクラスの工事を対象)
標準B型(施工計画重視型)		40点	工事規模は比較的大きく、かつ技術的な工夫の余地が比較的小さい一般的な工事であって、競争参加者に発注者が示す仕様に基づき、施工上の技術的対応や工夫などの技術提案を求めることにより、適切かつ円滑な実施が期待される工事(主に、Bクラスの工事を対象)
簡易型	I 型	30点	工事規模が小さく、かつ技術的な工夫の余地が比較的小さい一般的な工事であって、競争参加者に発注者が示す仕様に基づき、簡易な施工計画の技術提案を求めることにより、適切かつ円滑な実施が期待される工事(Cクラス以下の工事を対象)
	II 型	30点	簡易I型に該当する工事のうち、特に小規模な工事であって、地域に精通した者により、発注者が示す仕様に基づく堅実な施工を期待する工事(Cクラス以下の工事で、特に小規模な工事を対象)

加算点の算定方法は、「1位満点方式」として、「評価点の合計値」が最も高い者に加算点の最高点を、その他の者には「評価点の合計値」に応じ、加算点の最高点を按分して求められる点数を「加算点」として付与する。

中部地方整備局における取組事例

- ・透明性確保に関する改善策(H22～)
- ・中部地方整備局の情報化施工(建設ICT)
- ・H23年度 情報共有システム(ASP)の試行拡大

透明性確保に関する改善策 技術提案の採否(○ー×)通知等に関する取組(H22試行)

総合評価落札方式(工事)における評価の過程の透明性をより一層向上させる観点から、入札参加者に対する技術提案等の採否に関する通知について試行

□技術提案等の採否の通知

- ・各入札参加者から提出された技術提案等のうち、加算点付与かを競争参加資格の確認通知時に通知(○、ー、×)

□問い合わせ窓口の設置

- ・通知(○、ー、×)に関する問い合わせ対応窓口を設置

□問い合わせ、面談等による説明

①問い合わせの方法

- ・入札参加者は、通知(○、ー、×)について「文書」で問い合わせが可能

②問い合わせに対する説明

- ・問い合わせがあった場合、入札参加者に「文書」で説明を行う

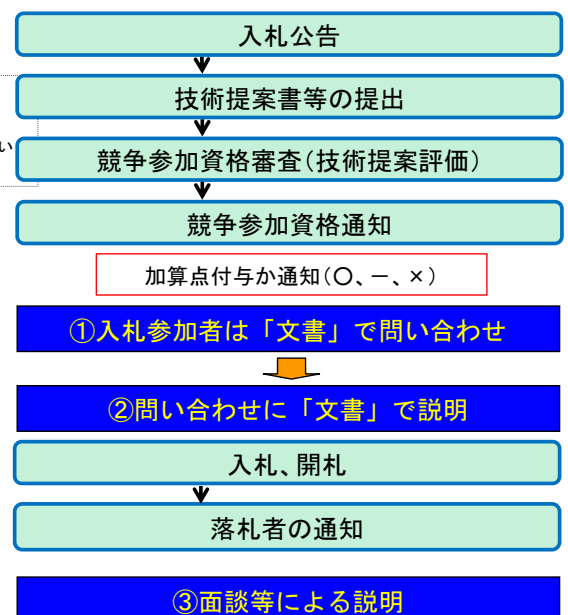
③落札者の決定後の面談等による説明

- ・入札参加者は、落札者の決定の通知後、面談等による説明を求めることが可能
- ・問い合わせを行わなかった入札参加者も、面談等による説明を求めることが可能

評価結果
○:加算点付与の対象
ー:加算点付与の対象としない
×:実施不可

○:①***
ー:②◆◆◆
×:③▲▲▲
○:④□□□
○:⑤×××

↑
技術提案番号

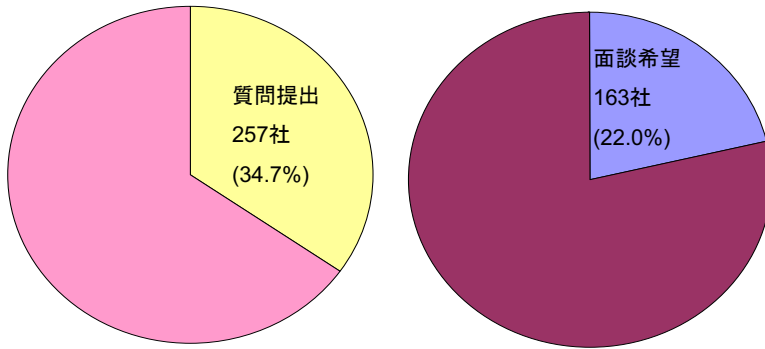


透明性確保に関する改善策 技術提案の採否(○-×)通知等に関する取組(H22試行)

平成22年度年度
試行状況

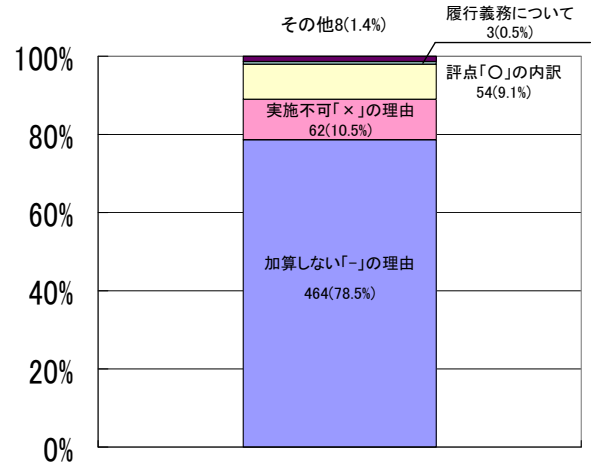
- ・試行件数：本官31件、分任官11件
- ・質問提出：257社／741社（35%）
- ・面談実施：163社／質問社741社（22%）
- ・最多質問内容：加点評価されない理由（79%）

問い合わせ・面談希望状況



試行工事入札参加企業数(のべ741社)

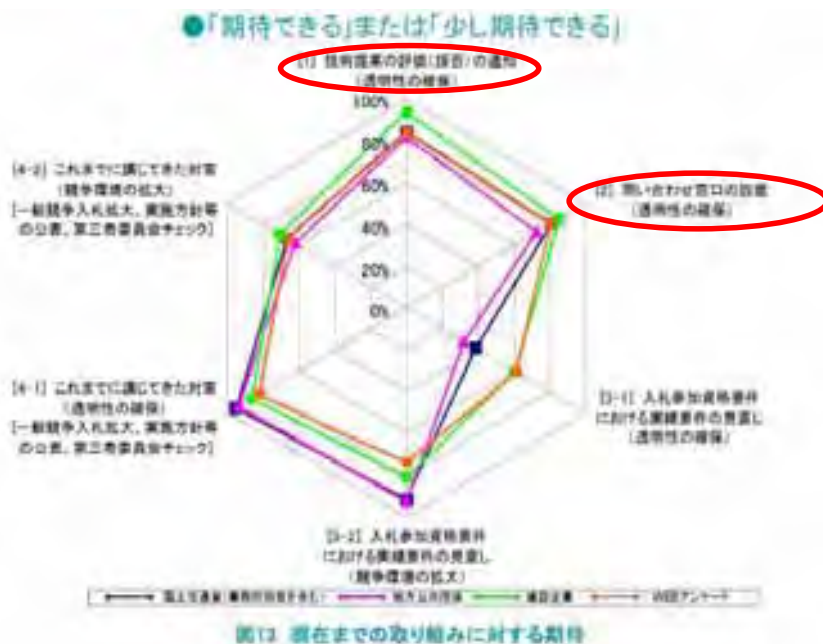
質問内容の内訳



全質問:591件

透明性確保に関する改善策 技術提案の採否(○-×)通知等に関する取組(H22試行)

企業へのアンケートでは高い評価(H23. 3月)



番号	アンケート内容
[1]	技術提案の評価(採否)の通知は、透明性の確保に寄与することが期待できますか？
[2]	問い合わせ窓口の設置は、透明性の確保に寄与することが期待できますか？
[3-1]	入札参加資格要件における実績要件の見直しは、透明性の確保に寄与することが期待できますか？
[3-2]	入札参加資格要件における実績要件の見直しは、競争環境の拡大に寄与することが期待できますか？
[4-1]	これまでに講じてきた対策(一般競争入札拡大、実施方針等の公表、第三者委員会チェック)は、透明性の確保に寄与することが期待できますか？
[4-2]	これまでに講じてきた対策(一般競争入札拡大、実施方針等の公表、第三者委員会チェック)は、競争環境の拡大に寄与することが期待できますか？

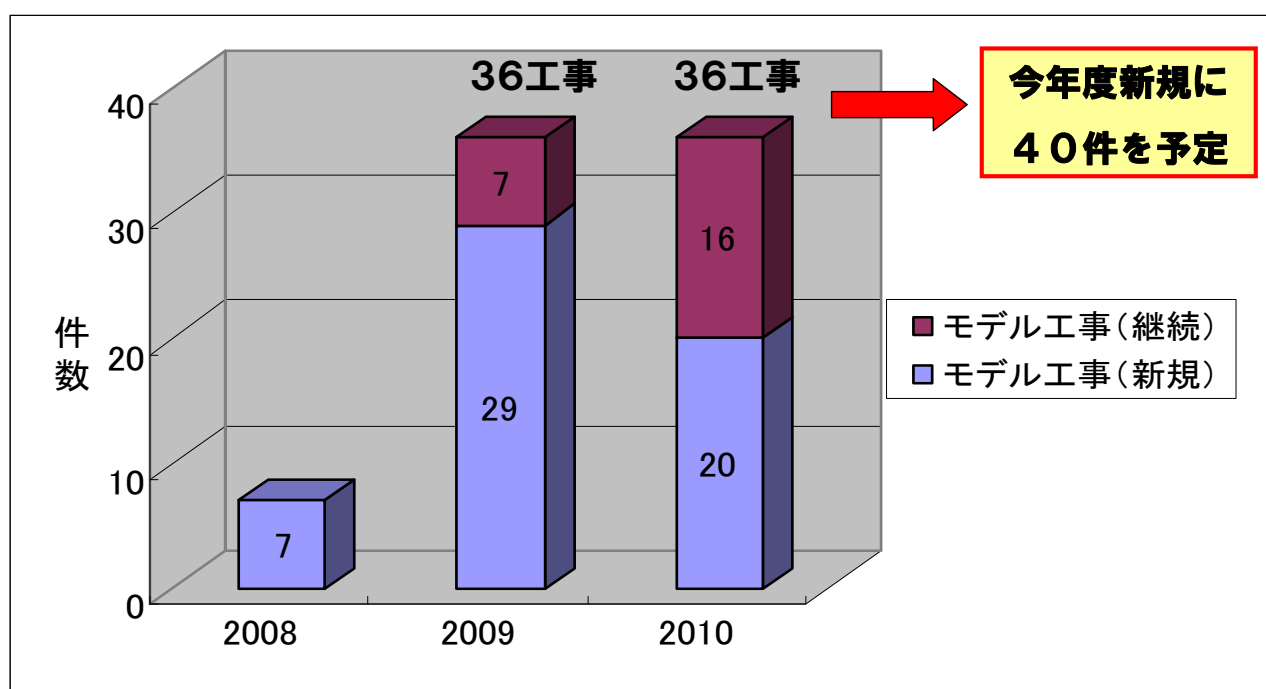
中部地方整備局の情報化施工(建設ICT)

中部地方整備局管内のほぼ全事務所で試験施工を実施



中部地方整備局の情報化施工モデル工事数

中部地方整備局管内のほぼ全事務所で試験施工を実施



現場見学会(研究会主催) これまでに18回実施し、約1,600名が参加

導入→普及促進を図るための中部地整実施方針

中部地整では、全国での一般化・実用化のスケジュールに先立ち、平成24年度から建設ICTの一部技術について標準的な施工方法とする（中部標準化）。

■ 中部地整の標準化スケジュール(案)

ICT技術	H23	H24	H25	H26
TS出来形管理(土工)	実用化段階	中部標準化 候補技術	一般化	
MCモータグレーダ				
TS/GNSS締固管理技術	検証段階		「一般化・実用化推進技術」に準じて推進	
MCブルドーザ				
MGブルドーザ				
MGバックホウ				

その他の技術は、引き続き現場での検証や導入にあたっての課題整理を実施

(参考) 全国の一般化・実用化スケジュール ※

※平成22年8月2日付「情報化施工技術の一般化・実用化について」(国土交通省)を基に作成

ICT技術	H23	H24	H25
TS出来形管理(土工)	普及措置		一般化
MCモータグレーダ			
TS/GNSS締固管理技術	早期実用化に向け検討		
MCブルドーザ			
MGブルドーザ			
MGバックホウ			

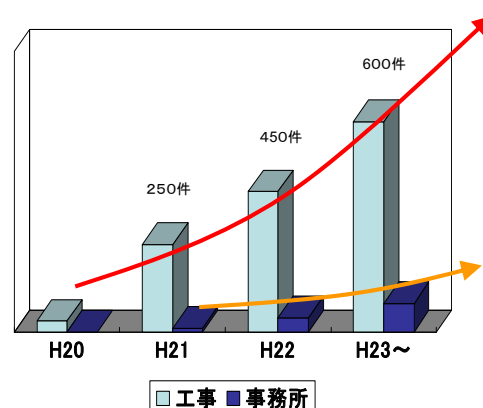
H23年度 情報共有システム(ASP)の試行拡大

(1) 対象工事の拡大

- 平成22年度ASP導入率：約40%
- ↓
- 平成23年度ASP導入率：約50%
(約600工事)

(2) 全工事試行の事務所の拡大

- 平成22年度：各県1事務所
- ↓
- 平成23年度：各県2事務所



(3) 業務委託への適用拡大

- 情報共有システムの業務委託への活用を検討



**○ 試行拡大により、本格導入に向けて、
業務内容の改善、職員の習熟に取り組む**

平成23年度 建設ICTモデル工事一覧表(予定)

H23.9.26現在

※ 一覧表のICT導入技術は参考です。現場の状況等により変更になる可能性があります。

事務所名	区分	工事名	対象工種	通用が見込まれる技術								主な工事内容	備考
				情報共有システム	MC グレーダ	MC/MG ブルドーザ	MG バックホウ	MC As2インジヤ	TS/GNSS 縛固め管理	TS 出来形管理	その他技術		
木曽川上流	河川	平成23年度 杭瀬川綾里築堤工事	河川土工	○		○			○	○		築堤工 15,000立方m	
木曽川上流	河川	平成23年度 杭瀬川南若森築堤工事	河川土工	○		○			○	○		築堤工 18,000立方m	
木曽川上流	河川	平成23年度 牧田川根古地築堤工事	河川土工	○		○	○		○	○		築堤工 11,000立方m	
木曽川上流	河川	平成23年度 木曽川上流横山ダム土砂掘削工事	河川土工	○			○			○		土砂掘削工事 約1万立方m	
静岡河川	河川	平成23年度 安倍川向敷地堤防補強工事	河川土工	○		○			○	○		堤防補強 L=400m、河川土工1式(盛土4000立法m)法覆護岸工1式(大型連節ブロック6000平方m)	
沼津河川国道	海岸	平成23年度 富士海岸吉原地区養浜工事	養浜工	○		○				○		養浜工(陸上)V=30,000M3	
富士砂防	砂防	平成23年度 富士山 栗ノ木沈砂地上流床固工事	砂防土工	○			○			○		床固工1式、護岸工1式、残土搬出1式	
富士砂防	砂防	平成23年度 富士山 栗ノ木沈砂地左支床固工事	砂防土工	○			○			○		床固工1式、護岸工1式、残土搬出1式	
富士砂防	砂防	平成23年度 富士山 栗ノ木沈砂地護岸工事	砂防土工	○			○			○		護岸工1式、残土搬出1式	
浜松河川国道	河川	平成23年度 天竜川池田河道整備工事	河川土工	○			○			○		河道掘削3万立方m、樹木伐開2万平方m、管理用通路整備1式	
浜松河川国道	河川	平成23年度 天竜川中野町河道掘削工事	河川土工	○			○			○		河道掘削1万立方m、樹木伐開2万平方m	
浜松河川国道	河川	平成23年度 天竜川白鳥河道掘削工事	河川土工	○			○			○		河道掘削2万立方m、樹木伐開1万平方m	
庄内川	河川	平成23年度 庄内川西枇杷島築堤工事	河川土工	○			○		○	○		工事延長 L=500m、盛土 3,000立方m	
三重河川国道	河川	平成23年度 雲出川中流部河道掘削工事	河川土工	○			○			○		河川土工1式(河道掘削20,000立方m、残土処理工1式)	
三重河川国道	河川	平成23年度 宮川川端河道掘削工事	河川土工	○			○			○		河川土工1式(河道掘削50,000立方m、残土処理1式)	
三重河川国道	河川	平成23年度 宮川辻久留築堤護岸工事	河川土工	○		○	○		○	○		築堤護岸L=150m、河川土工1式(盛土10,000立方m)、法覆護岸工1式(大型連節ブロック張1,000平方m)、構造物撤去工1式、仮設工1式	
木曽川下流	河川	平成23年度 木曽川小島築堤工事	河川土工	○		○			○	○		築堤 L=540m V=20000M3 ドレーン L=540m	
木曽川下流	河川	平成23年度 揖斐川城南防災ステーション整備工事	河川土工	○		○			○	○		盛土工 一式 V=20000M3	
矢作ダム	河川	平成23年度 矢作ダム貯砂ダム上流堆積土砂掘削工事	河川土工	○			○			○		土砂掘削工事 1式(掘削工 約3万立方m)	
多治見	道路	平成23年度 19号恵中拡幅雀ヶ根道路建設工事	道路土工	○	○		○	○		○		延長 L=450m、道路土工 1式、舗装工 1式	
多治見	道路	平成23年度 19号恵中拡幅原西道路建設工事	舗装工	○	○			○		○		延長 L=400m、橋台2基 生コンクリート約500立方m 鉄筋約36t	
多治見	道路	平成23年度 19号恵中拡幅青木地区道路建設工事	舗装工	○	○			○		○		延長 L=480m 橋台 2基 生コンクリート約820立方m 鉄筋約60t 門型カルバート L=32m 内空高2.5m、3.5m 内空幅2.0m	
岐阜国道	道路	平成23年度 東海環状大垣地区整備工事	舗装工	○	○			○		○		工事延長L=1,500m、排水工500m、調整池工22千平方m、立入防止柵工2千m、側道舗装1式	
岐阜国道	道路	平成23年度 東海環状養老JCT直江西整備工事	舗装工	○	○			○		○		工事延長L=700m、排水工300m、調整池工16千平方m、立入防止柵工1,400m、仮置ヤード復旧工100千平方m、側道舗装1式	
岐阜国道	道路	平成23年度 東海環状養老JCT直江東整備工事	舗装工	○	○			○		○		工事延長L=700m、排水工300m、調整池工41千平方m、立入防止柵工2,700m、側道舗装1式	
沼津河川国道	道路	平成23年度 伊豆縦貫谷田道路建設工事	道路土工	○		○	○		○	○		延長 L=400m、掘削工 130,000立方m 盛土30,000立方m	
沼津河川国道	道路	平成23年度 伊豆縦貫大場北道路建設工事	道路土工	○		○	○		○	○		延長 L=500m、掘削工 100,000立方m	
沼津河川国道	道路	平成23年度 伊豆縦貫大場南道路建設工事	道路土工	○		○	○		○	○		延長 L=340m、掘削工 9,000立方m、盛土工 90,000立方m	
名古屋国道	道路	平成23年度 1号一色大橋道路建設工事	舗装工	○			○		○	○		延長L=800m 盛土工 10000立方m、地盤改良 1式、擁壁工1式、排水構造物工 500m、構造物撤去工1式、ボックスカルバート工1式、アスファルト舗装 5000平方m	
名四国道	道路	平成23年度 155号豊田南BP美山北道路建設工事	道路土工	○			○			○		工事延長 L=140m、U型擁壁 58m、連続地中壁 68m、重力式擁壁 1式、PC壁体 1式	

平成23年度 建設ICTモデル工事一覧表(予定)

H23.9.26現在

※ 一覧表のICT導入技術は参考です。現場の状況等により変更になる可能性があります。

事務所名	区分	工事名	対象工種	適用が見込まれる技術								主な工事内容	備考
				情報共有システム	MC グレーダ	MC/MG ブルドーザ	MG バックホウ	MC As2iニッパ	TS/GNSS 縛固め管理	TS 出来形管理	その他技術		
名四国道	道路	平成23年度 155号豊田南BP美山柿本道路建設工事	道路土工	○			○			○		工事延長 L=160m、U型擁壁 135m、連続地中壁 114m、PC壁体 1式	
名四国道	道路	平成23年度 23号蒲郡BP蒲郡西IC道路建設工事	道路土工	○			○		○	○		工事延長 L=260m、盛土 9万5千立方m、地盤改良 1万9千立方m、重力式擁壁 150m、補強土壁 2千500平方m、コンクリートブロック積 1,000平方m	
名四国道	道路	平成23年度 23号蒲郡BP神ノ郷高架橋下部工事	道路土工	○			○		○	○		工事延長 L=240m、切土 100立方m、盛土 7千立方m、地盤改良 230立方m、重力式擁壁 110m、補強土壁 550平方m、RC橋台 2基、RC橋脚 2基、深礎杭 10本、現場打囲架 12m	
名四国道	道路	平成23年度 23号蒲郡BP清田道路建設工事	道路土工	○			○			○		工事延長 L=200m、切土 10万立方m、連続繊維補強土 360平方m、植生基材吹付 5千平方m	
名四国道	道路	平成23年度 23号蒲郡BP蒲郡IC橋下部工事	道路土工	○			○			○		工事延長 L=240m、RC橋脚 3基、場所打杭 34本	
名四国道	道路	平成23年度 23号豊橋BP為当舗装工事	舗装工	○	○			○		○		工事延長 L=1,000m、アスファルト舗装 7千500平方m、標識工 1式、照明工 1式	
名四国道	道路	平成23年度 23号豊橋BP豊橋港IC道路建設工事	道路土工	○			○		○	○		工事延長 L=420m、切土 3千770立方m、盛土 1万3千600立方m、重力式擁壁 16m、プレキャストL型擁壁 271m、補強土壁 798平方m、排水構造物工 1式、仮設工 1式	
紀勢国道	道路	平成23年度 42号新鹿IC道路建設工事	道路土工	○			○			○		工事延長200m、切土8万立方m、RC橋台 2基、RC橋脚 1基	
紀勢国道	道路	平成23年度 紀勢線海山IC舗装工事	舗装工	○	○			○		○		工事延長L=1000m、アスファルト舗装9500平方m、排水工 約1000m、車線分離標 約100本	
北勢国道	道路	平成23年度 東海環状東員道路建設工事	道路土工	○			○		○	○		L=100m、盛土工 約12千立方m、法面工 1式、排水構造物工 1式	
飯田国道	道路	平成23年度 三遠南信龍江新地道路建設工事	道路土工	○			○			○		工事延長1400m、切土工70,000立方m、法面工5,000平方m、橋台2基、排水工1式	
飯田国道	道路	平成23年度 三遠南信龍江上城道路建設工事	道路土工	○			○		○	○		工事延長700m、切土工190,000立方m、盛土工12,000立方m、法面工12,000平方m、橋台3基、補強土壁1式、排水工1式	
件数合計				42	8	16	29	8	17	42			

・建設ICT総合サイト(中部地方整備局HP)

中部地方整備局 > 企画部 > 建設ICT(情報化施工)の推進
<http://www.cbr.mlit.go.jp/kensetsu-ict/ict-model.html>

平成 23 年 6 月 30 日
国土交通省中部地方整備局

平成 22 年度公共工事の品質確保の促進に関する取り組み 中部地方整備局による発注者としての自己評価

平成 22 年度の中部地方整備局による発注者としての自己評価を行いました。

本年度は、平成 22 年 1 月に公表しました、自己評価手法のうち、評価項目等の見直しを行いました。

平成 22 年度の自己評価を行った結果、評価結果は「A c」となり、平成 21 年度の評価結果「A c」と変わりありませんでした。

なお、「改善の傾向」の項目は当初設定した目標を達成できたことから、(+)とし、これに「今後に向けたコメント」を加えて、自己評価結果は下記のとおりです。

中部地方整備局の発注者としての自己評価

A c (+)

実施目標は達成できた。

平成23年度は一部実施としていた「建設ICT」について中部標準化に向け、総合評価方式の評価項目に加える等さらに取組を推進する。

また、工事事故の発生件数は前年度に比べ、わずかに減少はしたが、引き続きの減少を目指すと共に、適正な工期確保に向け取組む。

取り組み状況

改善の傾向

今後に向けたコメント

1. 配付資料
2. 配布先
3. 解 禁
4. 問合せ先

別紙の通り

中部地方整備局記者クラブ

なし

中部ブロック発注者協議会事務局

中部地方整備局 TEL 052-953-8131

企画部 技術管理課長 高松 信治

企画部 課長補佐 石橋 雅子

公共工事の品質確保の促進に関する取り組みの 中部地方整備局による発注者としての自己評価

公共工事の品質は、公共工事の発注者及び受注者がそれぞれの役割を果たすことにより、現在及び将来の国民のために確保されなければなりません。

また、公共工事の効率化や品質向上及び適正な利益の確保を図るため、建設生産システムの向上に関する取り組み等を促進する必要があります。

中部ブロック発注者協議会では、これらの取り組みをより確実なものとするため、平成 23 年 6 月に建設生産システムの適正化に向けた自己評価について、公表を行いました。

中部地方整備局では、この結果に幾つかの項目を加え、平成 22 年 1 月に公表している自己評価手法に対し、以下の見直しを行った上で、平成 22 年度の中部地方整備局としての自己評価を行いました。

見直しについて

1. 評価項目の見直し

- ・⑬「工事成績（平均点+5点以上の率）」を取組の進捗がわかる「工事成績（平均点の上昇率）」に変更しました。
- ・⑭「適正工期（休日作業率）」を「長時間労働排除（適正工期）」に変更しました。

2. 評価段階の見直し

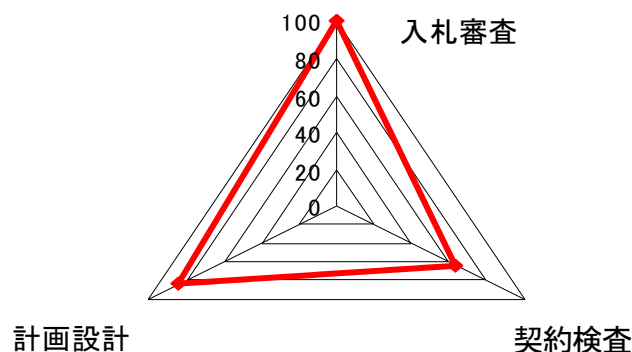
- ・「ワンデーレスポンスの実施」など実施状況で評価するものは、実施したか否かで 2 段階評価を「中部ブロック発注者協議会」自己評価に合わせ、実施段階を 4 段階評価にすることで、取組の進捗がわかるように変更しました。

前回（H 22 年 7 月）に公表しました、平成 21 年度の自己評価を上記の見直しに従い、評価した結果は「A c」となり、変わりありませんでした。

【参考平成 21 年度自己評価】

A c (+)

実施目標は概ね達成できた。平成22年度は工事故の減少を目指すとともに、一部実施としていた「建設ICT」については目標を達成したが、今後本格導入に向けて更に推進する。



1, 発注者評価手法について

(1) 評価者 (※前回どおり)

- ・ 発注者自らの自己評価とします。

(2) 評価の視点や考え方 (※前回どおり)

- ・ 評価の視点は、下表のとおり①執行プロセス②執行結果③執行環境の3点とし、幅広く評価項目を抽出しました。
- ・ 評価の各視点は、公共工事の過程を時系列で括った3段階（計画設計・入札審査・契約検査）で評価します。
- ・ 公共工事の品質確保は発注者の努力のみでは達成できず、受注者の良質な施工によって初めて実現が可能です。また、こうしてつくられた良質な社会資本を社会(国民)に適切に提供し、地域に役立つ事で公共工事の目的が達成されます。

このような考えから、発注者の取り組みの影響が受注者、国民に広がることから、今回検討した自己評価は、発注者、受注者、国民の、責務の遂行、利益・利便の享受など、それぞれの幸せに着目した三方良しの視点から評価する手法としました。

事 項	内 容
執行プロセス	公共工事の執行過程において、法令等に基づき行われる品質確保の取り組み
執行結果	工事目的物の品質、要したコストや工期、安全性、環境対策などの公共工事の執行結果
執行環境	良好な調達を行う上での建設生産システムの環境（状態）

(3) 評価手法 (※評価項目の見直し、評価段階を4段階に統一)

①評価項目

- ・ 幅広い評価項目の中から、公共工事の各執行過程（計画設計・入札審査・契約検査）において主要な項目を選定し、取り組みの達成度を評価します。（別紙ー1）
- ・ 選定した評価項目は、中部ブロック発注者協議会で定められた11項目の自己評価項目を基本とし、法令で位置付けられている義務事項、努力義務事項、その他の取り組みとし、品質の確保、コストの縮減、プロセスの透明性等を追加して、21項目を選定しました。

②評価の仕方

- ・ 各発注段階毎に①実施率で評価するもの②実施状況で評価するものに分け、実施率で評価するものは、4段階（配点比率5：3：1：0）で評価、実施状況で評価するものは、実施の段階に応じ4段階評価します。
- ・ 配点については、評価項目基礎点を公共工事の品質確保に対する寄与度で重み付けした3段階（20，10，5点）とし、別紙ー1に定めた発注者、受注者、国民における取り組みの影響率（配点率）を掛け項目毎の得点を算出します。
1項目最大60点から12点とし、合計606点満点とします。
- ・ 影響率は3者（発注者、受注者、国民）に対する影響度により7パターンを設定します。（別紙ー2）

③評価結果の表示

○取り組み状況

- ・ 評価結果は、一目で分かりやすい格付けをイメージした表示方法としました。
- ・ 21項目の総得点の満点に対する得点率により以下の格付け表示を用います。

取り組み状況	記号	得点率
公共工事の品質確保に十分に取り組んでいる	Aa	90%以上
	Ab	90%未満80%以上
	Ac	80%未満70%以上
公共工事の品質確保に取り組んでいる	Bb	70%未満60%以上
	Bc	60%未満50%以上
公共工事の品質確保の取り組みが一般的だが更なる取り組みが必要	C	50%未満

○改善の傾向

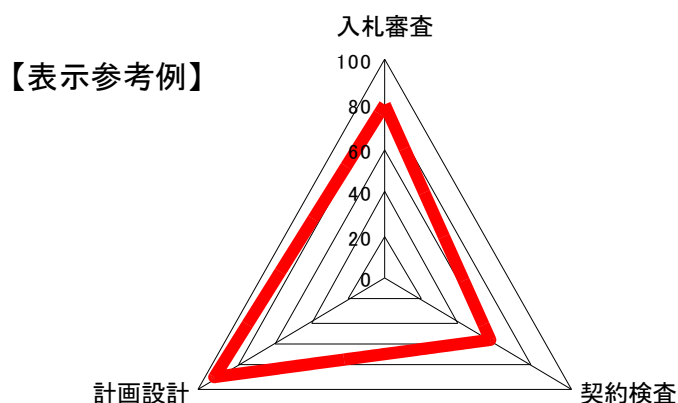
- 発注者は取り組みについて目標を設定し、品質確保の取り組みを改善する努力をしています。このため、その達成状況を記号化し、改善の傾向を表します。
中部ブロック発注者協議会において目標を定めているため、この達成状況を年度末にフォローアップして表記しています。

目標達成状況	記号	達成率
発注者による設定目標を達成できた	(+)	90%以上
概ね達成できた	(±)	90%未満70%以上
達成できない	(-)	70%未満

- 併せて、来年度の取り組み方針や重点項目等をコメントし、取り組みの状況の格付け、改善の傾向、コメントをセットとして評価結果とします。

④評価結果の補完（レーダーチャート表示）

- 格付け評価の内容を補完し、重点的に改善すべき点を明らかにし、自らの改善行動に繋げることを目的として、公共工事の執行過程毎の評価内容をレーダーチャートにより詳細明示します。



2. 評価結果の活用（※前回どおり）

- 取り組みを計画、実行した後、これらを再評価することで次の改善点の把握を行い、継続的に取り組みの改善に繋げることで公共工事の更なる品質向上を図ります。
(PDCA)

3, 中部地方整備局の自己評価

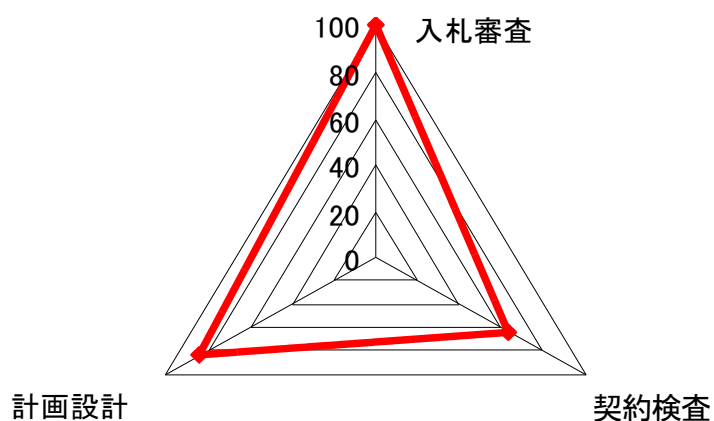
- 平成22年度末を基本とした中部地方整備局の取り組み状況を自己評価した結果、以下のとおりとなりました。

A c (+)

実施目標は達成できた。

平成23年度は一部実施としていた「建設ICT」について中部標準化に向け、総合評価方式の評価項目に加えるなど、さらに取組を推進する。

また、工事事故の発生件数は前年度に比べ、わずかに減少はしたが、引き続きの減少を目指すと共に、適正な工期確保に向け取組む。



建設産業の再生と発展のための方策 2011

平成23年6月23日

国土交通省建設産業戦略会議

目 次

～はじめに～	p 1
～第 1 章 現状分析と直面する課題～	p 2
Ⅰ. 建設産業の現状に関する定量的分析	p 2
Ⅱ. 建設産業が直面する課題	p 5
1. 地域社会の維持	p 5
2－1. 技能労働者の雇用環境と社会保険等の加入状況	p 6
2－2. 重層下請構造	p 7
3. 技術者の育成と適正配置	p 7
4. 公共調達市場と受発注者関係	p 8
5. 海外建設市場への積極的進出	p10
6－1. 過剰供給構造	p11
6－2. 新たな事業分野への展開等	p12
7. 東日本大震災	p12
～第 2 章 実施すべき対策～	p15
対策 1 地域維持型の契約方式の導入	p15
対策 2－1 保険未加入企業の排除	p15
対策 2－2 重層下請構造の是正と施工力のある企業の育成	p17
対策 3 技術者データベースの整備と業種区分の点検	p18
対策 4 入札契約制度改革の推進	p19
対策 5 海外展開支援策の強化	p21
対策 6－1 過剰供給構造の是正と不良不適格業者の排除	p22
対策 6－2 新たな事業分野への展開等	p24
対策 7 東日本大震災を受けた特別の対応	p24
～方策の実現に向けて～	p26

～はじめに～

建設産業の使命は、国民生活や経済活動の基盤である住宅・社会資本の整備を通じ、我が国経済社会の発展に貢献することにある。特に、地域においては、経済・雇用を支えるとともに災害対応等において極めて重要な役割を果たしている。

しかしながら、建設投資の急激かつ大幅な減少等により、我が国の建設産業は過剰供給構造にあり、競争の激化等によりかつてない厳しい状況に直面している。

地域においては、地域社会を支えてきた建設企業が疲弊し、これまで担ってきた災害対応等の機能の維持が困難となり、災害対応空白地帯が発生する等の問題が指摘されている。また、労働環境の悪化等により、若年者の入職が減少し、建設生産を支える技能・技術の承継が困難となっている。

一方、成長市場として有望な海外市場等においても、受注や事業遂行が必ずしも円滑に行われておらず、我が国建設企業の高い技術力を活かしきれていない。

さらに、建設市場については、現在も社会資本整備重点計画の見直しが行われているところであるが、民間市場も含め、今後は、少子・高齢化や環境意識の高まり、PPP／PFI等による事業の必要性、維持管理・リフォーム工事等の比重の増加など、様々な変化が指摘されている。

こうした状況を踏まえ、今後の建設産業の再生方策を策定することを目的として、平成22年12月17日、国土交通大臣の指示を受けて第1回建設産業戦略会議が開催された。建設産業戦略会議においては、「建設産業政策2007」に掲げられた目標や政策の方向性は現在も変わらないとの認識の下、建設産業団体からのヒアリングも含め、これまで12回にわたり検討を重ねてきた。検討に当たっては、現在多くの関係者による対応が進行中の東日本大震災に伴う影響も勘案しつつ、建設産業の置かれている状況をできる限り定量的に分析した上で、建設産業が直面する課題を整理するとともに、関係者が取り組むべき具体的な対策について議論を深めてきた。

そして今般、「建設産業の再生と発展のための方策 2011」として取りまとめ、提言を行うものである。

～第1章 現状分析と直面する課題～

I. 建設産業の現状に関する定量的分析

建設投資の急激かつ大幅な減少がもたらしている影響を具体的に明らかにするため、売上高総利益率（以下「粗利率」という。）、売上高営業利益率（以下「営業利益率」という。）、就労形態、企業の規模動向等に着目し、次のとおり、建設産業の現状に関する定量的分析を行った。

（1）企業数の過剰及び雇用環境の悪化等について

平成22年度においては、建設投資額（見通し）が平成4年度のピーク時から半減する中、建設業許可業者数は平成11年度のピーク時と比較しても17%程度の減少にとどまっている。また、営業利益率（平成21年度）は、平成3年度をピークに、建設投資の減少と同様に大きく下落してきており、平成7年度以降は全産業平均を下回り、現在も低迷が続いている。なお、営業利益率の低迷はあらゆる規模の企業でみられるものの、小規模な企業や、土木を中心とする総合工事業に顕著である。【資料I-1～I-4】

これは、建設投資の急激な減少により需給バランスが崩れ、競争が激しい状態が続いており、建設産業は企業数としては過剰となっていると、一般的には考えられる。

そこで、建設投資額と粗利率の関係についてみると、平成4年度頃から、建設投資額と建設企業の売上高の減少が続いているにもかかわらず、平成21年度までの間の粗利率は、16～18%程度の範囲で推移している※1【資料I-5】。

その理由は、次のように考えられる。建設業は労働集約的な産業であるため、売上原価に占める賃金の割合が高いが、賃金は、一般的に、売上高に比例して変動する材料費等とは異なり変動しにくい（非弾力的である）ことから、売上高が減少した場合、通常は売上原価率が上昇し、粗利率は低下することとなる。しかしながら、上述のように粗利率が一定の範囲で推移していることは、売上原価率（売上原価の多くは労務費、外注費等の工事原価である。）の上昇が抑えられていることを示している。これを技能労働者1人当たりでみた場合、技能労働者数は平成9年のピーク時から平成21年までの間に25%程度減少しているものの、建設投資額（ピーク時から半減）よりも減少の程度が緩やかであることから、技能労働者1人当たりの原価が減少してきていることとなり、特に労務費や外注費

※1 資本金10億円以上の企業では、売上高の減少に伴って粗利率が12～13%程度から10～11%程度に低下している（平成4年度～平成21年度）【資料I-6】。

等の工事原価が減少していることが推察される【資料Ⅰ-7】。

実際に、平成９年度から平成２０年度までの間の技能労働者の就労形態及び給与支払形態の変化をみると、技能労働者の非社員化・非常勤化が進むとともに、月給制から日給月給制^{※2}等への転換が図られてきており、この間、建設業に従事する労働者の賃金は低下してきている【資料Ⅰ-8、Ⅰ-9】。

このように、建設産業全体としてみれば、建設企業は、売上高の減少に伴い、技能労働者の外部化等による労務費の変動費化や、技能労働者への支払賃金の低下等を通じて、工事原価を縮減してきたものと考えられる。

その一方で、平成４年度以降、営業利益率の低下に伴い、売上高に占める販管費（販売費・一般管理費）の比率は上昇している^{※3}が、これは、売上高が大きく減少する中で、間接経費の負担が重くなっていることを意味している。これを規模別にみると、特に資本金１億円未満の比較的小規模な企業にこの傾向が顕著である。【資料Ⅰ-5、Ⅰ-6】

以上のとおり、建設投資の減少に比べ企業数はそれほど減少していないこと、競争が激化し営業利益率が全産業に比べ低迷していること、販管費負担が重くなっていること等を考えれば、建設産業は企業数としては過剰になっていると判断できる【資料Ⅰ-1～Ⅰ-9】。

また、これらにより、技能労働者の雇用環境の悪化が生じていると考えられる。

（２）企業の小規模化等について

次に、従業員規模別の建設企業数の変化をみると、平成１１年から平成１８年までの間に、従業員１０人以上の企業が大幅に減少しているが、１０人未満の企業はそれほど大きく減少していない。また、平成１１年から平成１９年までの間に、建設企業の保有する建設機械の台数も大きく減少している。このことから、企業の小規模化、軽量化が進んでおり、この傾向は特に地方圏において顕著であると推察される。【資料Ⅰ-10、Ⅰ-11】

企業の小規模化、軽量化は、技能労働者のうち常勤の者の割合がこの１０年間で約８割から約６割に減少していることや、売上高販管費率（通常、企業規模が小さくなるほど高くなる傾向にある。）が上述のとおり上昇傾向にあることと整合性がとれている【資料Ⅰ-5、Ⅰ-8】。

このように、建設企業の小規模化、軽量化が進んでおり、特に地方圏において、十分な労働者や機械を確保している施工力、災害対応力のある企業が不足してき

※2 日給月給制：１日当たりの賃金（日給）を定め、それに実働日数を乗じて月単位ごとに支払われる給与制

※3 資本金１０億円以上の企業では、販管費の比率は８％前後で安定的に推移している（平成４年度～平成２１年度）【資料Ⅰ-6】。

ている可能性がある。

（３）定量的分析のまとめ

以上より、建設産業は建設投資の減少を背景に厳しい状況に直面しており、建設投資の減少に比べ企業数が減少していないことや、販管費負担が重く他産業と比べ営業利益率が低迷してきていること等から、建設産業の活力が大きく低下しているとともに、企業数が過剰となっていると考えられる。

また、企業数が過剰となっている一方で、売上高や利益の減少に伴う企業体力の低下、企業の小規模化、軽量化等が進行しており、この傾向は特に地方圏を中心としてみられることから、採算性が低く、かつ、一定の労働者や機械の確保が必要となる災害対応、除雪、インフラの維持管理など、建設企業が従来地域社会の維持のために担ってきた役割を果たせなくなっているおそれがあると考えられる。

さらに、建設投資の減少に伴う工事原価の圧縮等により技能労働者の雇用環境の悪化が進んでおり、これが若年入職者の減少と就業者の高齢化の一因となっていると考えられ、将来的な技能労働者の不足や、建設生産を支える技能・技術が承継できないといった懸念が増している。

また、大手・中堅企業においても、他産業と比較して低い利益率にとどまっており、厳しい環境が続いている【資料Ⅰ-3】。

（４）東日本大震災に伴う影響

内閣府の試算では、東日本大震災によるストック（社会資本・住宅・民間企業設備）の毀損額は約１６兆円～約２５兆円とされている【資料Ⅰ-12】。これによれば、今後の復旧・復興過程において、被災地における一時的な建設需要の増加が見込まれることから、地域の建設企業では十分に対応できない地域又は業種が生じ、供給不足となる可能性を指摘する声もある。

ただし、被災地以外の地域における建設投資等の現状や、震災復興の進捗後に需要が急減した阪神・淡路大震災の例を踏まえれば、被災地の一時的な需要増が、（１）～（３）で分析した産業全体としての過剰供給構造等に大きな変化を及ぼすことにはならないと考えられる。

Ⅱ. 建設産業が直面する課題

Ⅰ. の分析を踏まえれば、建設産業は次のような課題に直面していると考えられる。

1. 地域社会の維持

→ 対策 1

(1) 地域維持事業の現状と企業の小規模化

地域の建設企業は、災害対応、除雪、インフラの維持管理等、地域社会の維持に不可欠な役割を担っている。例えば、東日本大震災においては、地域事情に精通した建設企業が、震災発生直後から安全確保等のための活動を開始し、応急復旧工事の実施などに大きく貢献した（震災対応の検証については7. を参照）。

しかしながら、Ⅰ. で述べたとおり、特に地方圏において、企業体力の低下、企業の小規模化、軽量化等が進んできていることから、採算性が低く、かつ、一定の労働者や機械の確保が必要となる災害対応、除雪、インフラの維持管理等（以下「地域維持事業」という。）を行い得る企業が減少し、このままでは最低限の維持管理等まで困難となる地域が生じかねないなど、地域社会の維持に支障を来す事例や懸念が発生している【資料Ⅱ-1-1】。この影響は、昨冬の豪雪に伴う除雪作業の停滞等や、地方公共団体が行う地域維持事業の入札における競争参加者の減少や不落不調の増加といった現象に現れつつある【資料Ⅱ-1-2、Ⅱ-1-3】。

(2) 地域維持事業に係る入札契約の現状と課題

地域維持事業に係る入札契約をめぐっては、建設企業において実際に要している経費が積算に十分に反映されていない場合もあること等により収益性が低く、受注意欲が低下していること、短期間・小規模の受注では人員配置や機械の確保など計画的経営が困難となっており、財務体質の悪化に伴い、経営リスクをとりづらくなっていること、担い手である建設企業の小規模化等により、必要な人員や機械を保有するためのコストを負担できず、事業実施のための体制確保が可能な企業が減少している可能性があること等の課題があると考えられる【資料Ⅱ-1-4～Ⅱ-1-6】。

また、このような状況を受けて、地域社会の維持に責任を有する大半の地方公共団体においては、地域維持事業の実施に将来的な懸念を抱いており、とりわけ、除雪については既に支障が生じているとする団体が少なくない。このため、国土交通省や地方公共団体が行う地域維持事業の一部においては、必要に応じて、複数企業による共同組織との間で、複数の地域維持事業を一括した契約や、複数年契約を結ぶ等の工夫が始まっている。

こうした先行的取組のうち、複数年契約については、より長期的なスケジュー

ルを立てた上で計画的に人員・機械の確保を図ることができ、経営の安定化が可能となるメリットがあるとされている。また、複数企業で構成する共同組織による契約については、受注者の構成企業間の協力体制により、必要な人員・機械の確保と効率的な運用が可能となり（例えば、機械やオペレーターの相互融通が可能、路線単位に縛られず面的に作業可能など）、事業が集中発生した時も対応が可能となるとされている。さらに、発注者にとっても、複数年契約により、安定的に維持管理体制が確保されるメリットが期待できる。【資料Ⅱ-1-7～Ⅱ-1-9】

今後増加が見込まれる社会資本の維持管理等も含め、地域の維持管理が持続的に行われるようにするためには、担い手である建設企業の持続的な体制確保に資する様々な取組が必要であり、入札契約制度においても、必要に応じて複数年契約や複数企業による契約等を活用することにより、担い手確保に資する工夫が必要である。

2-1. 技能労働者の雇用環境と社会保険等の加入状況

→ 対策2 対策4

（1）技能労働者の雇用環境の悪化

技能労働者は、工事現場における建設生産の担い手であり、要である。しかしながら、技能労働者の過不足状況をみると、平成20年以降は過剰傾向にあるものの、高齢化が進む一方で若年労働者が減少しており、将来的には技能労働者の不足が見込まれている。I. で述べたとおり、建設企業は、建設投資の減少に伴い売上高が減少する中で、企業経営を成り立たせるため、技能労働者の非社員化・非常勤化、日給月給制等への転換等を行うことで、労務費や外注費等の工事原価を縮減してきたと推察される。その結果、労務費が変動費化し、賃金の低下等、技能労働者の雇用環境の悪化が進んだことが、若年入職者の減少と就業者の高齢化の一因となっていると考えられる。【資料Ⅱ-2-1～Ⅱ-2-5】

（2）社会保険等の加入状況と課題

建設産業においては、下請企業を中心に、慣習的に技能者を直用^{※4}、準直用^{※5}などと呼ぶ不明確な関係で使用し、関係法令により義務付けられている社会保険・労働保険（以下「社会保険等」という。）のうち、特に年金、医療、雇用保険について、企業としての未加入、一部労働者の未加入など、法定福利費を適正に負担しない保険未加入企業が存在している【資料Ⅱ-2-6～Ⅱ-2-11】。

社会保険等の未加入は、技能労働者の処遇を低下させ、若年入職者減少の一因

※4 直用：当該企業に専属で常時使用される関係にあるが、給与形態や保険加入等の処遇面では社員とは一線を画する者。

※5 準直用：明確な定義はないが、使用される頻度や処遇の面で直用に準ずる扱いを受ける者。

となっている。また、保険未加入企業の存在により、適正に法定福利費を負担し、人材育成を行っている企業ほどコスト高となり、競争上不利になるという矛盾した状況が生じている。このため、保険未加入企業の排除に向けた取組により、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保を図るとともに、企業間の健全な競争環境を構築する必要がある。【資料Ⅱ-2-12～Ⅱ-2-15】

2-2. 重層下請構造

→ 対策2 対策3 対策4 対策6-1

現在の重層下請構造は、個々の企業が経済的合理性に基づき原則自由に行動し、各工事契約において繰り返し下請契約を締結した結果として形成されている【資料Ⅱ-2-16、Ⅱ-2-17】。

重層下請構造が進んだ要因としては、建設生産の内容の高度化等による専門化・分業化の進展だけでなく、受注産業の特性としての業務量の増減及び繁閑の発生への対応、外注によるコスト削減への対応が挙げられる。重層下請構造は、間接経費の増加による生産性の低下・労務費へのしわ寄せ、施工責任の不明確化・品質の低下、安全指示の不徹底等による安全性低下といった問題を生じさせ、結果として経済的に不合理との指摘がある。【資料Ⅱ-2-18、Ⅱ-2-19】

このため、重層下請構造の是正を促進するとともに、人を大切にする施工力のある企業を中心とした施工体制を確立することが必要である。これにより、人材の確保・育成を促進し、建設産業全体の生産性を向上させることが可能となる。

3. 技術者の育成と適正配置

→ 対策3

(1) 技術者の育成と現場における適正配置に係る課題

建設業の新規入職者は減少しており、就業者に占める若年層の割合も他産業と比べ低い水準となっている。担い手となる技術者が世代交代する中で、技術者の資質・技術力を維持、向上するための機会が減少しており、建設業における優秀な技術者の確保、育成は喫緊の課題となっている。また、実績を有する一定の監理技術者等が同種の工事に配置される傾向にあり、他の技術者が現場で実績を積む機会が減少しているという指摘もある。【資料Ⅱ-2-2、Ⅱ-3-1、Ⅱ-3-2】

環境や安全に対する高い社会的要請がある中で、複雑化する施工管理を統括し建設工事の品質を確保することは一層重要となっており、そのためには技術者の適正配置がますます重要となる。一方、技術者配置等に係る監督処分が後を絶たない状況にあり、技術者の適正配置が確保されなければ、建設工事の適正な施工に支障を来すことが危惧されるところである。

監理技術者等は、一定の資格、建設企業との雇用関係、重要な工事における現

場の専任が法令等で要請されているが、公共工事における主任技術者や民間工事における技術者の適正配置を確認することは十分に行われていない場合があり、これらの工事を含めて技術者の資格等の確認が適切に行われる必要がある【資料Ⅱ-3-3】。

（２）建設工事の実態に即した業種区分の在り方

建設工事は、多種多様な専門的技術の組合せにより行われており、それぞれ施工技術上の特性が異なるため、対応した資格を有する技術者が施工にあたる必要がある。そのため、それぞれの専門的技術分野において建設業を営む者の資質の向上、適正な施工能力の確保が必要であることから、業種別許可制度が採用されており、業種区分の果たす役割は大きい。

現在の業種区分は、施工技術の相違や取引慣行、業界の実態等を勘案して、昭和４６年に設定されたものであり、このことにより専門工事業の地位の安定化や技術の向上、さらには発注者保護が図られてきたが、その後４０年が経過し、ストックの増加、少子高齢化、環境重視等建設業を取り巻く社会情勢が変化するとともに、建設工事の内容の変化、専門技術の進展、関連制度の改正等もあることから、現在の業種区分が実態と乖離していないか、多様な視点による点検が必要となっている。【資料Ⅱ-3-4～Ⅱ-3-6】

4. 公共調達市場と受発注者関係

→ 対策４

（１）ダンピング対策の現状と課題

いわゆるダンピング受注は、建設業の健全な発展を阻害するとともに、工事の手抜き、下請企業へのしわ寄せ、賃金の低下や社会保険等の未加入等の労働条件の悪化、安全対策の不徹底、コスト縮減のため重層下請化等につながりやすく、結果として工事の品質の確保に支障を来し、安全性にも影響を与えかねず、また、国民の負担の増加にもつながりかねないことから、その排除は重要な課題である。低価格入札については、累次にわたるダンピング対策による一定の抑制効果はみられるものの、地方公共団体においては、取組にばらつきがみられる状況である。【資料Ⅱ-4-1、Ⅱ-4-2】

ダンピング受注の排除のため、国においては、工事の品質確保の観点から、受注者として不可避な費用をもとに、落札率と工事成績との関係も考慮して低入札価格調査基準価格を適切に設定し、地方公共団体に対しても同様の基準の採用を要請してきた。しかしながら、依然としてこの価格水準への見直しが行われていない地方公共団体も少なくなく、また、低入札価格調査基準価格を設定した案件のうち排除に至ったのは平成２１年度実績で５．９％と、最低制限価格を設定し

た案件に係る排除割合よりも相当低く、制度の実効性の向上が課題である。【資料Ⅱ-4-3～Ⅱ-4-5】

また、予定価格、最低制限価格及び低入札価格調査基準価格（以下「予定価格等」という。）の事前公表については、建設企業の見積努力を損なわせ、また、くじ引きによる落札の増加、すなわち偶然による受注が増加することになり、結果として技術力・経営力に優れた企業の努力が報われない状況を招くことから、国は地方公共団体に対し、事後公表への移行を要請してきた。この結果、事後公表へ移行する都道府県が増加してきているものの、例えば予定価格の事前公表については、平成22年9月現在で、依然として36団体（事後公表と併用している団体を含む。）で行われている。予定価格を事前公表すると、最低制限価格又は低入札価格調査基準価格を容易に類推できるようになり、これらの価格付近に応札価格が誘導される形で応札行動にゆがみが生じるとともに、この結果、事前公表のみを採用している都道府県では、事後公表のみとしている都道府県と比べくじ引き落札の発生率が2.4倍と高くなっており、依然として事前公表の取りやめが重要な課題であると考えられる。【資料Ⅱ-4-6、Ⅱ-4-7】

なお、予定価格等の事前公表を行っている都道府県の管内市区町村では、事前公表の実施割合が高い傾向があり、まずは都道府県での改善と管内市区町村への指導が重要であると考えられる【資料Ⅱ-4-8】。

（２）入札手続の効率性・手続負担の問題

国土交通省直轄工事においては、近年、大規模工事を中心に競争参加者数が増加している。また、地方公共団体、特に政令指定都市において、一般競争における競争参加者数が特に多い団体もあり、受発注者双方にとって、入札契約段階における事務負担が増加しており、ひいては公共調達に係る社会的コスト・国民負担が増大している。このため、全体的な事務負担の軽減を図ることにより、効率的で実効ある競争環境を整備することが求められている。【資料Ⅱ-4-9、Ⅱ-4-10】

（３）地域企業の活用に係る課題等

一般競争を導入している地方公共団体における地域要件の採用状況については、平成22年9月現在で92.2%と高い比率となっているが、地域要件の設定に関する運用方針を定めず案件ごとに個別判断している団体もあり、明確かつ整合的な運用の確保が課題である【資料Ⅱ-4-11】。

また、元請企業が、地元の建設企業や資機材会社等を活用することにより工事全体の品質確保に資するとの観点も重要である【資料Ⅱ-4-12、Ⅱ-4-13】。

（４）建設関連業における品質確保・納期の平準化の必要性

調査設計等業務を担う建設関連業においては低入札が近年増加傾向にあり、それに伴う業務の品質低下が懸念されている。国土交通省直轄業務においては、総合評価落札方式や低入札価格調査制度の導入及び履行確実性評価といった取組を進め、低入札落札者数の割合が大きく減少する等の成果を上げている。

調査設計等業務の発注に当たっては、業務内容に照らして高度なもの等に適用されるプロポーザル方式、一般的な技術・知識を必要とする業務で、技術的工夫の余地があるものに適用される総合評価落札方式及び技術的工夫の余地が少ないものに適用される価格競争方式のいずれかを適切に選定することが成果物の品質確保と適正な競争のために必要である。しかしながら、多くの地方公共団体においては、プロポーザル方式や総合評価落札方式が導入されていないこと、また、低入札価格調査制度、最低制限価格制度の導入も進んでおらず、依然として予定価格の事前公表を行っている地方公共団体も多い状況にあり、ダンピング受注排除が不十分との指摘がある。【資料Ⅱ-4-14～Ⅱ-4-15】

さらに、調査設計等業務は年度末に納期が集中する傾向が顕著であり【資料Ⅱ-4-16】、このことが技術者の労働環境の悪化を招いているとの指摘もある。このため、国土交通省直轄業務においては、平成23年度より納期の平準化について具体的な目標を掲げるといった取組がなされているところであり、地方公共団体においても同様の取組が必要である。

（５）発注者と受注者との片務的關係の問題

建設業法においては、契約当事者は、各々対等な立場における合意に基づいて、契約締結及びその履行を図るべきものとし、不当に低い請負代金の禁止、不当な使用資材等の購入強制の禁止等を定めている。しかし、これらの規定の趣旨が十分に認識されていない場合等においては、法令遵守が徹底されていないおそれがある。

このため、発注者と受注者の間で行われる請負契約の締結やその履行に関し、法律の不知等による法令違反行為を防ぎ、発注者と受注者との対等な関係の構築及び公正・透明な取引の実現を図る必要がある。

（６）多様な発注ニーズへの対応

近年、設計や施工に関する発注ニーズは、これまでの総価請負契約にとどまることなく、特に民間工事において、CM、設計施工一括など多様化してきている。このため、今後、こうした新たなニーズに対応した契約方式について検討することが求められている。

国内では、建設投資が急激に減少している一方、アジア等では膨大なインフラ需要が見込まれており、海外市場は有望な成長市場と位置付けられている。このような中で、我が国企業の海外進出意欲も高まっており、政府としても、新成長戦略（平成22年6月18日閣議決定）において、「土木・建築等で高度な技術を有する日本企業のビジネス機会」を拡大し、「日本の建設業のアジア展開を後押しする」としている。【資料Ⅱ-5-1、Ⅱ-5-2】

しかしながら、海外市場における現状をみると、我が国建設企業は、耐震・免震技術、シールド等の掘削技術等の高度な技術力、安全管理、工期の遵守等に優れているものの、海外市場で必要な契約・リスク管理等のマネジメント力の不足や価格競争の激化等により海外受注額が伸び悩んでいる。また、発注者等との交渉が難航し、事業が円滑に進んでいないものもみられ、海外売上比率も大手5社でも概ね20%以下であり、海外の企業と比して低い。海外市場での競争もより厳しくなっており、例えば韓国においては、アジア経済危機の平成9年以降、政府、業界団体及び建設企業が一体となって海外市場に関する幅広い情報提供や人材育成等を継続したことも一つの大きな要因となって、海外建設受注額が平成20年に日本を逆転している。

こうしたことから、我が国企業が海外市場に積極的に進出できるよう、海外展開のための各企業、業界団体及び政府が一体となった更なる対応が求められている。【資料Ⅱ-5-3～Ⅱ-5-8】

6-1. 過剰供給構造

→ 対策2 対策3 対策6-1

（1）不良不適格業者の排除に係る現状と課題

I. で述べたとおり、建設産業が直面している課題の多くは、その根本的な原因が過剰供給構造にあり、過剰供給構造は、地域企業の疲弊や雇用環境の悪化など深刻な問題を引き起こしている。

これらの問題の解消に資する効果的な取組のひとつとして、不良不適格業者の排除が挙げられる。

不良不適格業者の排除については、これまでも、その時代の社会的背景に即した重要な課題を中心に、指導監督等により行われてきたところであり、技術力、施工力を全く有しないペーパーカンパニーなど建設業法に違反する企業のほか、建設業法上の要件は満たしているものの、施工を満足に行えない企業などがその対象とされてきた【資料Ⅱ-6-1】。

今般、建設産業が直面している課題を踏まえ、特に排除すべき不良不適格業者を明確化するとともに、なお一層の指導監督の徹底を図ること等が必要である。

また、建設業界全体の法令遵守を強化し、不良不適格業者排除の実効を上げるための方策についても、併せて検討・実施することが求められる。

(2) 企業再編・転業・廃業時の支援

企業再編等については、例えば事業譲渡の際に引継ぎ先を見つけるのが難しい等の課題も挙げられており、他社との協業化や企業連携、合併等の企業再編、あるいは転業、廃業などへの意向は、ここ数年、低下傾向にある【資料Ⅱ-6-2】。このため、企業再編等が効果的に行われるよう、企業再編等を希望する企業による円滑な実施が可能となる環境を整備することが求められている。

6-2. 新たな事業分野への展開等

→ 対策6-2

(1) 国等の支援による新事業発掘や事業化の促進

建設市場については、今後のインフラ整備における新たなPPP／PFIの活用や、維持管理・リフォーム工事等の拡大が見込まれるなど、市場の環境が変化しつつある【資料Ⅱ-6-3～Ⅱ-6-5】。こうした成長が見込まれる市場は、建設企業等にとっての新たな活躍の場となり得るが、建設企業等には新事業展開に向けたノウハウが十分には蓄積されていない現状にある。このため、今後、成長が見込まれる市場において建設企業等が中心的な役割を果たしていく上で必要となる企画・立案・調整能力の底上げやノウハウの蓄積を進めていくことが求められている。【資料Ⅱ-6-6】

(2) CMの制度化等による新たな国内市場の創設、マネジメント力の強化

CM方式については、民間における調査・研究、資格制度の整備等が進められる一方、国土交通省においても、平成14年に「CM方式活用ガイドライン」を発表する等、かねてよりその導入促進に向けた取組が行われてきた。民間の調査結果によれば、CM事業の受注実績は5年間(平成16年度～平成20年度)で883件から2,603件へ約3倍に増加するなど、CM市場は拡大傾向にあるが、公共市場における導入はあまり進んでいない【資料Ⅱ-6-7】。これは、CM方式の共通ツールの整備、制度的制約の在り方、CM方式の普及・啓発等の課題が存在するためと考えられる【資料Ⅱ-6-8】。

建設投資が減少する中で、大手・中堅企業の高い技術力・事業企画力を活かしたCM事業の市場開拓の余地は大きく、とりわけ市場開拓の余地が大きい公共工事におけるCM方式の更なる普及を目指す必要がある。

7. 東日本大震災

→ 対策7

(1) 災害対応の担い手としての建設企業の役割

今回の震災において、被災地の建設企業は、国や地方公共団体との間で締結している災害協定等に基づき、震災発生直後からいち早く現場に駆けつけ、地域における被災情報の収集、重機や資機材の調達、応急復旧工事の実施などに大きな役割を果たすとともに、被災者雇用の維持にも貢献してきた。また、大手建設企業も、その技術力や体制を活かした応急復旧活動を展開してきた。例えば、沿岸部の国道等が早期に通行可能となったが、これは、震災発生直後から被災地の建設企業等の協力が得られたことが大きな理由である。

一方、今回の震災は、類を見ない広域災害となったことやライフラインが途絶えたことなど極めて深刻な事態となったため、被災地での様々な要求、要望に十分に対応できたか否かについては、更なる検証が必要であり、その検証結果を今後の地域の建設企業の在り方に反映していくべきである。

(2) 被災地における企業の状況及び今後の課題

被災地の企業に対して、復旧・復興工事の担い手としての役割を果たせるよう、これまで、公共工事の代金等の円滑な支払や金融支援の拡充・改善、許可の有効期間等の延長、建設資材の需給・価格動向の情報収集・提供の充実等各種支援策を実施してきており、建設企業の資金繰りや被災地の復旧に一定の効果を上げているところである。

今後、原発地域の企業に係る補償問題への対応等が、引き続き検討すべき課題となっている。

(3) 復旧・復興工事への円滑な対応のための課題

今後、東日本大震災復興構想会議における提言等も踏まえながら被災地において実施されていく復旧・復興の過程において、短期的に建設需要が増加した場合には、地域的に、あるいは業種単位で建設企業による供給力が不足するのではないかと指摘がなされており、特殊かつ専門性の高い一部の工事等については、対応できる監理技術者が不足してきているとの声もある。地域要件等を設定した災害復旧事業の発注が進み、被災者雇用の観点から地域の建設企業の受注機会の確保が推進されているが、地域の建設企業の手持ち工事量が過大となると、十分な施工体制が確保されず、品質等に影響が生じる可能性があり、さらに、一括下請負やいわゆる上請等の問題が生じかねない。なお、建設企業の被災や倒産等により一時的に他企業への再就職を余儀なくされた技術者が、再就職先との恒常的雇用関係がないために公共工事の現場への配置が認められない問題を指摘する声もある。

このような被災地における供給力不足の懸念がある一方で、復旧・復興需要が

一巡した後は、被災地の建設投資が大きく減少する可能性もあり、そのような状況への対応の検討も求められる。

さらに、当面の災害復旧事業については、発注者も被災する中、相当量の災害復旧事業を短期集中的に行う必要があることから、透明性・公正性に配慮しつつ、早期に事業着手が可能な入札契約方式の活用を推進すべきである。

～第２章 実施すべき対策～

第１章で述べた課題に対応するため、次の対策を実施することが必要である。

対策１ 地域維持型の契約方式の導入

災害対応、除雪、インフラの維持管理等を適切に実施し、地域社会の維持を図るためには、その担い手の確保が不可欠であり、入札契約制度において、地域の建設企業の経営リスクが抑えられ安定経営が図られるとともに、人員・機械の確保と効率的運用が可能となるような工夫を行う必要がある。

このため、将来にわたって、地域に不可欠な維持管理等を適切に行い得る担い手の確保が困難となるおそれがある場合には、必要に応じて、複数の種類や工区をまとめた契約単位や、複数年の契約単位等により、地域維持事業を包括して発注する方式を導入するとともに、担い手となる建設企業の小規模化により地域維持事業の実施体制の確保が困難となっている地域において、地域維持事業の受注・実施を目的として地域建設企業により経常的に結成される「地域維持型ＪＶ」（仮称）等が、透明かつ適正な競争を通じて地域維持事業を請け負い、協同して効率的に実施する方式を導入するなど、新たな契約方式が必要である。

あわせて、待機費用や固定的経費など建設企業において実際に要する通常妥当な経費が適切に契約金額に盛り込まれていない場合には、実態を踏まえた積算や精算方法となるよう求めていく必要がある。【資料①-1、①-2】

対策２－１ 保険未加入企業の排除

（１）関係者一体となった取組

保険未加入企業の排除に際しては、建設産業全体としての枠組みを整備し、行政、元請企業及び下請企業が一体となって取り組んでいくことが必要である。

①行政における取組

行政においては、建設産業行政担当部局が、社会保険等担当部局における加入徹底の取組と連携して、建設産業の健全な発展を促進する観点から指導監督していく枠組みが必要である。具体的には、建設業許可更新時、経営事項審査時及び立入検査時における保険加入状況のチェックや指導監督を行い、未加入企業をなくしていく取組を行うべきである。

②元請企業における取組

元請企業においては、下請企業を中心に保険未加入企業が存在している状況

を改善していくため、建設工事の施工及び労働者の使用に関する法令についての指導責任の一環として、下請企業の保険加入を指導する枠組みが必要である。具体的には、特定建設業者による下請指導責任及び下請指導内容を明示し、元請企業が、施工体制台帳、作業員名簿等により、下請企業や建設現場の各労働者の保険加入状況をチェック・指導し、保険未加入企業を排除していく取組を行うべきである。また、行政においては、これら元請企業による下請指導状況をチェックしていくことにより、実効性を確保していくべきである。

③下請企業における取組

下請企業においては、現場就労者について、雇用関係にある社員と請負関係にある者の二者を明確に区別した上で、雇用関係にある社員についての保険加入を徹底すべきである。また、請負関係にある者については、再下請通知書を活用して保険加入状況をチェックすることにより、保険未加入企業を排除していく取組を行うべきである。

その際、労働者単位の加入状況のチェックを効率的に行うため、建設産業団体において労働者の保険加入状況をＩＴを活用してチェックする方策など、効率化のための方策を講ずるべきである。

（２）派生する課題への対応

保険未加入企業の排除方策の実施に伴い、法定福利費の事業主負担分の支払又は抑止のため、労働者の賃金へのしわ寄せやいわゆる一人親方の増加が懸念されるところである。このため、法定福利費については、発注者が負担する工事価格に含まれる経費であることを周知徹底するとともに、個別の請負契約の当事者間において見積時から適正に考慮するよう徹底していくなど、下請企業まで適正に流れていく方策を講じていく必要がある。また、建設業における請負及び雇用に関するルール徹底などの重層下請構造の是正方策を併せて実施していく必要がある。

（３）進め方

専門工事業の業態、職種によっては、保険加入の現況と目指すべき姿にギャップがあることから、排除方策の全体像を示した上で、１年程度の周知・啓発期間を設け、行政、元請企業、下請企業が一体となって、保険加入の促進に向けた機運を醸成する体制を整備する必要がある。周知・啓発期間の終了後、速やかに大規模工事から行政によるチェックの徹底を進め、その範囲を順次拡大していくことで、実施後５年を目途に、企業単位では加入義務のある許可業者について加入

率100%、労働者単位では製造業相当※6の加入状況を目指すべきである。【資料②-1、②-2】

対策2-2 重層下請構造の是正と施工力のある企業の育成

(1) 自主的な取組

下請契約は、個々の企業において、工事ごとにその経済的合理性、必要性等を勘案してなされているものである。このため、行政による一律の回数制限という規制手法ではなく、契約当事者である建設企業において、下請契約の必要性・適法性のチェック、施工力のある下請企業の選定、工事の平準化等により、重層構造是正のための自主的な取組が積極的になされていくことが望ましい。

(2) 請負及び雇用に関するルールの徹底等

一方、下請契約が原則自由であることは、市場参加者のルールの遵守を前提としており、建設業における請負及び雇用に関するルールの徹底（技術者データベースや施工体制台帳等に基づく一括下請負の確認強化及び主任技術者の配置徹底（対策3）、労働者性や請負・派遣の判断基準等の周知徹底等）を通じ、請負及び雇用関係の適正化に取り組んでいくことが必要である【資料②-3】。

また、保険未加入企業の排除方策を実施していくことは、雇用関係の明確化により、請負契約から雇用契約への移行を促し、また、下請単価の適正化により、コスト削減のための外注を抑止することとなるため、重層下請構造の是正にも一定の効果が見込まれるものである（対策2-1）。

(3) 優れた技能者を有した企業の育成・評価

建設工事の施工に当たっては、基幹技能者に品質管理や工事の調整、安全管理等の役割が期待されている。また、国土交通省直轄事業においては、基幹技能者の配置について評価をする総合評価方式を試行している。

優れた技能者を有した企業を育成していくためには、現場をまとめ、効率的に作業を進めるためのマネジメント能力に優れた基幹技能者について、目指すべき技能者像として活用していくことが必要である。【資料②-4】

このほか、下請企業の技術力の適切な評価、下請企業の見積を踏まえた入札方式の活用（対策4）等により、施工力のある企業の育成が図られるものと考えられる。

(4) 公共事業労務費調査の人材確保・育成への活用

※6 この場合、建設業と製造業における産業構造や就労構造の相違を考慮する必要がある。

公共事業労務費調査※7について、建設産業を支える技能・技術の承継の確保を図るため、資格保有者の賃金水準の把握及び参考公表、保険加入状況のチェックを行い、資格取得へのインセンティブ、キャリアパスの作成等による人材の確保・育成や、保険未加入企業の排除方策へ活用していくことが求められる【資料②-5】。

また、公共事業労務費調査については、公共工事従事者の賃金支払実態をより的確に把握するため、技能程度の把握、標本の確保等、引き続き、調査の適正化等に取り組むことが必要である。

対策3 技術者データベースの整備と業種区分の点検

(1) 技術者に関するデータベースの整備

現場に配置される監理技術者等の本人性、所属企業、資格や技術力に係る情報等を効率的に確認し、適正な技術者の配置を確保するとともに、専任制の徹底により、重要な工事における施工品質や安全性の確保等を図ることが必要である。

そのため、技術者に関するデータベースを整備し、発注者、許可行政庁等が必要に応じてアクセスすることで、技術者の適正配置を確保する仕組みを構築すべきである。

データベースの更新においては、技術者による技術力の維持・向上の取組を確認することが望ましい。その他、データベースには、技術者の資質・技術力に係る資格や実績等の情報を蓄積し、適正な評価に活用できるようにすることにより、技術者にインセンティブが生じ、技術力の維持・向上に資することが期待される。

また、民間工事を含めて技術者の現場配置に関する情報を収集することで、民間工事を含めて専任制確認の充実を図ることも必要である。

このようなデータベースの整備は、まずは、一定規模以上の建設工事において請負人の指導・監督を含む総合的な管理を行う監理技術者から進められることが妥当と考えられるが、対象を主任技術者に拡大することにより、建設工事全体の技術者の適正配置が促進され、不良不適格業者の排除や健全な競争環境の確保につながると考えられるため、段階的な措置も取り入れながら拡大を検討する必要がある。さらに、工事の品質や安全性の確保等を図る上では、技能者の有する技能、資格等が重要な要素であることから、技能者について、技能資格、作業資格等を含めたデータベース化の検討を進めていくべきである。【資料③-1～③-3】

(2) 時代の変化を踏まえた業種区分の点検

※7 公共事業労務費調査：公共工事の予定価格の積算に用いる公共工事設計労務単価の設定のため、国、都道府県等の発注機関が、毎年10月に公共工事従事者（約20万人）を対象に実施する賃金支払実態調査

業種区分を点検するに当たり、検討する視点として、まず、当該工事に要する技術の専門性（他との差別化の状況）が挙げられる。このほかにも、業種別の許可業者数、完成工事量の推移など外形的な必要性、他業種の許可との重複の状況、関連する法令の新設等の社会的ニーズの動向等も視点として考慮すべきであり、エンドユーザーである発注者の保護に資するよう、これらの視点から総合的に分析し、建設業界の意見も聴取しながら検討を進めるべきである。

また、昭和46年に現在の業種区分が設定されて以来40年間見直しに至らなかったことを踏まえ、時代の変化に柔軟に対応できるような望ましい在り方について、今後、研究していく必要がある。【資料③-4】

対策4 入札契約制度改革の推進

健全な公共調達市場の整備を図るため、次の（１）～（６）の取組を行うことが必要である。また、適切な受発注者関係の構築等のため、（７）及び（８）の取組を行うことが必要である。

（１）ダンピング対策等の強化

建設業の健全な発展と公共工事の品質の確保を図るため、地方公共団体等における対策の更なる徹底等によりダンピングの防止を図ることが必要である。これにより、適正価格での受注が進み、結果として対策2に掲げた社会保険等への加入促進や、重層下請構造の改善といった効果も期待される。

国においては、工事の品質確保の観点から、受注者として不可避な費用をもとに、落札率と工事成績との関係も考慮して低入札価格調査基準価格を適切に設定してきたところであるが、地方公共団体等において、具体的には、最低制限価格制度や低入札価格調査制度の導入、最低制限価格や低入札価格調査基準価格の国並み水準への引上げ、低入札価格調査制度における数値的失格判断基準の設定及び水準の引上げが必要である。【資料④-1】

また、予定価格等の公表時期については、事前公表は取りやめるよう措置すべきである。予定価格の設定に当たり、適正な積算の徹底に努めるとともに、発注者が積算した金額の一部を正当な理由なく控除するいわゆる歩切りについては、公共工事の品質や工事の安全の確保に支障を来すとともに、建設業の健全な発展を阻害するおそれがあることから、これが行われないよう措置すべきである。

（２）落札決定の効率化（段階選抜方式）

例えば、国土交通省直轄工事においては、近年、大規模工事を中心に競争参加者数の増加がみられるところである。競争参加者が特に多く、公共調達に係る社

会的コストが増大している工事、とりわけ総合評価を活用する工事においては、競争性を維持しながら契約の相手方をより合理的・効率的に選定できるよう、広く競争参加者を募った上で、諸外国でも多くみられるように第一段階の競争における評価点が上位の概ね５者程度に、最終的な落札者を決めるための入札書及び詳細な技術提案等を求める競争方式の活用を推進することが必要である。【資料④-2】

（３）地域企業の適切な活用

地域要件の設定をよりの確かつ整合的に行っていくため、地域要件の設定を案件ごとに個別判断している地方公共団体においては、地域要件の設定に関する運用方針を定めることが適当である。

その他、入札契約において、災害発生時における対応等や、地元の建設企業や資機材会社を活用する元請企業を評価する総合評価方式の活用を促進することが必要である。【資料④-3】

（４）下請企業の技術力の適切な評価

専門工事の施工内容が特に重要な工事において、下請企業等の技術力を適切に評価するため、下請企業等の技術提案を審査する総合評価方式（特定専門工事審査型総合評価方式）の活用を推進することが必要である。

（５）下請企業の見積を踏まえた入札方式の活用等

下請企業への適切な支払を担保することにより、下請工事の適正な施工を確保するため、まずは、専門工事の施工内容が特に重要な工事等から、下請企業の見積を踏まえた入札方式等の試行を実施し、その課題等を明らかにしていくべきである。

また、支払ボンドは、下請代金の保全により専門工事を担う下請企業が安心して質の高い工事を行える環境を整えるとともに、重層下請構造の是正など元下間の構造改善等にも寄与し得るものであり、試行導入に向けた取組を行うことが必要である。【資料④-4】

（６）建設関連業における品質確保・納期の平準化

調査設計等業務の品質確保を図るとともに、技術力に優れた企業の持続的経営と技術の次世代への承継が可能となるよう、地方公共団体に対し、技術力の適正評価（総合評価落札方式の拡充、プロポーザル方式の拡充）、適正価格での受注（最低制限価格制度や低入札価格調査制度の導入、予定価格の事後公表への移行）がなされるよう措置すべきである。加えて、納期の平準化が推進されるよう取り組む必要がある。

(7) 受発注者間の建設業法令遵守ガイドラインの策定

いわゆる請負契約の片務性の問題は、建設業の健全な発展と建設工事の適正な施工を妨げるおそれがあることから、公共工事、民間工事にかかわらず、受発注者間の契約の適正化を促進することが求められている。これは、下請契約を含め建設業における契約全体の対等化・明確化を促進し、発注者等の最終消費者の利益にもつながるものである。このため、受発注者間の建設業法令遵守ガイドラインの早期策定及びその活用を図ることが必要である。【資料④-4】

(8) 多様な発注ニーズに対応した契約方式等

近年、民間工事を中心に、発注ニーズが多様化しつつあるため、今後、関係する専門家の意見を求めつつ継続的に検討を行い、これらに対応した契約方式、約款の研究開発を推進することが必要である。

対策5 海外展開支援策の強化

我が国企業のマネジメント力を強化し、安定的に海外展開できるよう支援するため、以下のような施策を講ずることが必要である。また、これらの施策の推進に当たっては、各企業、業界団体、政府がそれぞれの立場で、互いに連携しながら着実に実施するとともに、業界団体の取組について政府が後押しすることが必要である。さらに、大手・中堅建設企業のみならず、技術と意欲を持った中小・専門工事業業者や建設関連業者等の海外展開も進めていく必要がある。

(1) 契約・リスク管理の強化

海外建設事業において受注した仕事から収益につなげるために必要不可欠なのが契約・リスク管理の徹底であり、各企業においてもそのための取組が進んでいるところである。そのような動きを後押しできるよう、契約・リスク管理の重要性について一層の意識改革を求めるとともに、各企業のニーズに応じた契約管理マニュアルの作成、経営層も含めた研修会の実施、貿易保険の活用促進等を進めるべきである。また、海外と国内の入札契約方式の相違が優れた技術力を有する我が国建設産業の海外展開を阻む要因の一つと考えられることから、建設企業の海外展開に資するよう、国内において、国際的な発注・契約方式を取り入れた公共工事を実施することを検討し、試行する必要がある。

(2) 情報収集・提供の強化

我が国においては海外市場の情報収集は個々の企業努力にその多くを負っているが、情報収集能力が脆弱な中小企業はもとより大手企業にとっても必要な基本的な情報等については、業界団体等と連携しつつ幅広いネットワークを構築する

ことが効率的である。このため、主要国について建設環境情報やトラブル情報等を収集・提供する仕組みを構築するとともに、海外進出について専門家の相談を受けられる相談窓口の充実等を図るべきである。

（３）人材育成の強化

我が国建設企業にとって、海外における建設工事に従事する優秀な人材の確保が重要な課題となっており、そのための支援を特に重点的に行う必要がある。このため、国際建設契約に精通したプロジェクトリーダーを養成するための研修プログラムの作成や公開講座の開設、我が国で学んだ留学生や外国人技能実習生等のネットワークを活用するための海外建設人材情報データベースの構築支援、日本型の建設マネジメントについて経験等を有する現地人材の育成等を積極的に進めるべきである。

（４）事業初期段階からの戦略的支援・海外進出意欲の醸成

海外市場における受注獲得のためには事業初期段階からの戦略的支援が効果的であり、このため、トップセールスや案件形成支援等を強化するとともに、建設企業の海外進出意欲の醸成を図る観点から、海外現地法人の海外建設工事の完成工事高等を経営事項審査の評価の対象とする方向で検討すべきである。

（５）国際建設市場の環境整備

政府の重要な役割として我が国企業のビジネス環境の整備が求められており、WTOのサービス交渉や二国間会議等において、我が国企業が円滑に事業活動を行えるよう規制の撤廃・改善等に取り組むことが必要である。また、契約に基づき支払われるべき工事代金を発注者が支払わない等のトラブルが発生した場合に、政府がサポートして関係者を話し合いのテーブルにつかせるような取組を行うことが重要であり、このため、投資協定や経済連携協定（EPA）の中で政府ベースでビジネスのトラブルを取り上げる場を設定し、活用する等のサポートを行うことが効果的である。【資料⑤-1、⑤-2】

対策６－１ 過剰供給構造の是正と不良不適格業者の排除

過剰供給構造の是正に資する取組として、現在発生している様々な問題を踏まえ、特に排除すべき不良不適格業者を明確化し、指導監督の徹底を図ることが必要である。

（１）今後特に排除に取り組むべき不良不適格業者

この方針に位置付けられた対策において是正等を行うべき対象とされている、

保険未加入の企業、技術者の不適正配置を行っている企業等について、特に重点的に排除に取り組むことが必要である。このような取組は過剰供給構造の是正に資することとなる。

まず、保険未加入企業の排除に際しては、雇用・労働及び社会保険等の制度を所管し、運用する厚生労働省、日本年金機構等との全国的な連携体制を構築した上で、保険加入状況等の調査、指導等を効果的に行うことが必要である。

また、下請企業の法令遵守の徹底に当たっては、元請企業による下請企業の指導により、建設工事に携わる事業者全体に行き渡らせることが必要であることから、元請企業の指導責任の履行状況について、調査、指導等を行うことが効果的であると考えられる。

次に、技術者の不適正配置を行っている企業の排除については、施工体制の確認、立入検査の充実等を図ることが必要であるほか、将来的には、専任制の確認に技術者データベースを活用することも考えられる。

（２）欠格要件の強化

法人に対し役員と同等以上の支配力を有すると認められる者が一定の行為を行った場合や、暴力団関係企業についても、許可に際し欠格となるよう措置することが必要である。また、許可行政庁が処分実施時に処分情報を登録し、許可行政庁間で共有する仕組みを整備し、欠格要件の審査を簡易迅速に行えるようにすることが必要である。

（３）指導監督に係る都道府県、関係省庁との連携強化等

不良不適格業者の排除を効果的に行うためには、建設業取引適正化推進月間等における都道府県と合同での立入検査（許可権者が異なる企業が混在する工事等）の実施や、国土交通省から都道府県に対する立入検査要領・審査手法等のノウハウの提供等を行うことが必要である。また、特に悪質と思われる知事許可業者に対しては、国土交通省職員による立入検査の実施を行うことも必要である。【資料⑥-1】

さらに、不良不適格業者の排除にも資する取組として、技術者データベースの検討と併せ、許可等の申請方法・申請内容や許可情報の開示方法等について、情報通信技術の利用や取得情報の有効活用により、申請者等の負担軽減と閲覧制度の実効性・利便性の向上を図ることができないか、検討していくことが必要である。

（４）企業再編等の支援体制の強化

経営状況の分析や経営戦略の検討、債権債務等の整理、資金面でのバックアッ

プ等の観点から、中小企業診断士、弁護士等の専門家が、地元の金融機関と連携しながら、企業再編等の計画策定段階から実施段階まで継続的に支援する体制を構築する必要がある。あわせて、合併や事業の売買を希望する企業に関する情報を一元的に把握するマッチングシステムの構築や、転業・廃業に踏み切るメルクマールとなる廃業診断マニュアルの作成など、企業再編等が効果的に行われる環境の整備に向けて継続的に検討していく必要がある。【資料⑥-2】

また、「地域維持型JV」（仮称）は、地域維持事業の協同実施を目的として、地域の建設企業により経常的に結成されるものであるもので、これが再編等につながっていくことが期待される。

（５）建設市場への参入の在り方について

以上の施策を実施しても、なお過剰供給構造の是正のための更なる施策が必要な場合には、各方面への影響も勘案しつつ、許可要件や公共市場への参入要件の見直しについても、検討していくことが必要である。

対策６－２ 新たな事業分野への展開等

過剰供給構造の是正にも資する取組として、今後、新たな事業分野への展開や、新たな市場の創設についても検討していくことが必要である。

（１）新事業展開への継続的な支援体制の構築

PPP／PFI等の新たな市場において必要な企画・立案・調整能力の底上げとノウハウの蓄積を図るため、新事業展開への継続的な支援を行う体制を構築する必要がある。あわせて、本業の経営状況の問題から十分な融資が受けられない場合に対応するため、優れた新事業展開への資金調達を可能とする継続的な施策についても検討する必要がある。【資料⑥-3】

（２）CMの制度化等による新たな国内市場の創設、マネジメント力の強化

CM方式については、コスト・プロセスの透明化や適正施工の確保等の意義があるため、今後、その制度化に向けて、関係する専門家の助言を得ながら継続的に検討するとともに、CM方式のメリットに関する発注者の理解を促進することが必要である【資料⑥-4】。

対策７ 東日本大震災を受けた特別の対応

（１）建設企業の役割を発揮させるための行政による支援等

被災地の一日も早い復旧・復興に向けて、建設企業が担う役割と責任は極めて

重い。建設産業に携わる全ての関係者は改めてこの認識を共有するとともに、建設企業が復旧・復興工事を通じてその役割を十分に発揮できるよう、建設企業自らの体制整備等に加え、円滑な施工を支える資金繰りの支援、各種手続の迅速化等の弾力的な対応など、行政による特別の支援等が求められる。

（２）地域企業と地域外企業の適切な活用

復旧・復興に係る建設投資が増大した場合であっても、一括下請負やいわゆる上請の問題を招くことがないよう、地域の建設企業の受注動向や手持ち工事量等を踏まえつつ、地域要件等の適切な運用により、近隣や地域外の建設企業も活用されるようにしていくことが必要である。その際、CM方式等有効な手法の活用について検討すべきである。

さらに、それでもなお被災地における供給力の不足により復旧・復興工事の施工に支障が生じるおそれがある場合には、更なる対応を検討することが必要である。

（３）事業の早期着手のための随意契約や指名競争入札の活用

当面の災害復旧事業への早期着手を図るため、随意契約や指名競争入札の活用、一般競争入札における手続期間の短縮等の取扱いが行われつつあるところであるが、その実施に当たっては、透明性・公正性を確保しつつ、被災者の雇用にも留意することが必要である。

～方策の実現に向けて～

建設産業が魅力と活力を回復し、我が国経済社会の発展に貢献していくためには、建設企業、建設産業団体、行政など建設産業に携わる関係者が一体となって、この方策の実現に取り組むことが重要である。建設企業等においては、技術力、施工力、経営力を一層磨き、国民の期待に応えられるよう努力することが望まれる。行政においては、その努力が報われるよう、様々な取組や支援を行うことが必要である。

今後、7つの対策の実現に向けて、中央建設業審議会等における審議、入札契約適正化法に基づく適正化指針の改正、建設業関係法令の改正、財政・金融上の支援措置等を通じて、実施可能な対策から順次実施し、施策の具体化が図られることを期待する。

建設産業戦略会議委員名簿

◎大森文彦（弁護士・東洋大学法学部教授）

小澤一雅（東京大学大学院工学系研究科教授）

蟹澤宏剛（芝浦工業大学工学部教授）

草柳俊二（高知工科大学大学院工学研究科教授）

高木 敦（モルガン・スタンレーMUF G証券(株)マネージングディレクター）

丹羽秀夫（公認会計士）

古阪秀三（京都大学大学院工学研究科准教授）

※ ◎：座長

（五十音順・敬称略）

建設産業戦略会議の開催状況

- <第1回> H22/12/17
- 各委員より見解を発表
- <第2回> H22/12/24
- 建設業団体からの意見聴取
 - 基本方針（素案）について
- <第3回> H23/1/6
- 基本方針 取りまとめ
 - ※ H23/1/7
「建設産業の再生と発展のための方策に関する当面の基本方針」発表
- <第4回> H23/2/3
- 建設業団体からの意見聴取
 - 建設業団体から聴取した意見について
 - 現在設置されている戦略会議の関連委員会について
- <第5回> H23/2/7
- 建設業団体からの意見聴取
 - 建設業団体から聴取した意見について
- <第6回> H23/2/21
- 建設産業の現状と分析
 - 入札契約制度の現状と課題
 - 基本方針を踏まえた施策の検討
- <第7回> H23/2/28
- 基本方針を踏まえた施策の全体像について
 - 中間取りまとめに盛り込むべき主要課題への対応方策について
 - 中間取りまとめ案について

<第8回> H23／3／9

○ 中間取りまとめ案について

※ H23／3／11 に発生した東日本大震災により中間取りまとめは取りやめ

<第9回> H23／5／17

○ 東日本大震災の現状と課題

○ 建設産業の現状と課題

① 技能・技術の承継の確保について

(保険未加入企業の排除、重層下請構造の是正等について)

② 海外展開支援について

③ 新事業展開支援、再編・転業支援等について

<第10回> H23／5／31

○ 東日本大震災への対応について

○ 建設産業の現状と課題

① 技術者制度の見直しについて

② 建設市場への参入と退出について～過剰供給構造の是正に向けて～

③ CMについて

<第11回> H23／6／10

○ 取りまとめ案について

<第12回> H23／6／23

○ 建設産業の再生と発展のための方策 取りまとめ

建設技能労働者の人材確保のあり方について (案)

平成23年7月27日

建設技能労働者の人材確保のあり方に係る検討会

目 次

はじめに	1
I. 建設技能労働者を取り巻く現状と課題	2
1. 高齢化の進展と若年入職者の減少	2
2. 就業者数の推移と将来推計	3
3. 就労形態・労働環境の状況	4
II. 対応の方向性	5
1. 中核的な建設技能労働者の確保	6
2. 人材確保の充実	6
3. 人材育成・技能承継の充実	6
4. 留意点	6
III. 対策	6
1. 労働環境等の改善に向けた方策	7
(1) 保険未加入企業の排除	8
(2) 重層下請構造の是正	9
(3) 人材を大切にする企業の評価	9
(4) 公共事業労務費調査の人材確保・育成への活用	10
2. 中核的な建設技能労働者の確保方策	10
(1) 戦略的なイメージアップ広報の実施	11
(2) 建設業界と教育機関が連携した入職促進	11
(3) キャリアパスの作成	11
3. 中核的な建設技能労働者の育成・評価・活用方策	12
(1) OJTからOFF-JT重視の教育訓練への移行	12
(2) 基幹技能者の評価、活用	13
おわりに	13

はじめに

建設技能労働者の人材確保のあり方に係る検討会は、将来を担う中核的な建設技能労働者を確保し、次世代への技能承継を図るため、平成22年9月以降、これまで7回にわたり開催し、以下のとおり検討を進めてきた。

＜第1回＞ 平成22年9月7日

○建設技能労働者を取り巻く状況について

○検討課題及び検討スケジュールについて

＜第2回＞ 平成22年11月29日

○元請企業、専門工事業団体からの意見聴取結果について

○検討の方向性について

○公共工事設計労務単価について

＜第3回＞ 平成23年1月31日

○保険未加入企業の排除方策について

○重層下請構造の是正について

○優れた技能者を有した企業の育成について

○公共工事設計労務単価について

＜第4回＞ 平成23年4月22日

○公共工事設計労務単価について

○保険加入等に関するヒアリング結果について

○建設産業戦略会議への検討状況説明について

＜第5回＞ 平成23年5月23日

○建設産業戦略会議への検討状況説明について

○中核的な建設技能労働者の人材確保・育成方策等について

＜第6回＞ 平成23年6月30日

○取りまとめ（素案）について

＜第7回＞ 平成23年7月27日

○取りまとめについて

＜事務局ヒアリング＞

○第1回 平成22年9月30日～10月19日

（元請企業12社、専門工事業団体12団体）

・建設技能労働者の人材確保等について

○第2回 平成23年2月21日～3月2日

（建設業団体15団体）

- ・ 保険未加入企業の排除、重層下請構造の是正等について

○第3回 平成23年6月3日～6月10日

(建設業団体12団体)

- ・ 保険未加入企業の排除、重層下請構造の是正等について
- ・ 建設技能労働者の人材確保等について

また、この間、平成22年12月に建設産業戦略会議が設置され、本年1月に策定された「建設産業の再生と発展のための方策に関する当面の基本方針」において、建設生産を支える技能・技術の承継の確保方策として、保険未加入企業の排除、重層下請構造の是正等が検討事項として盛り込まれたことから、当該事項について、建設産業戦略会議と連携した検討を進めてきたところである。

今般、建設技能労働者の人材確保のあり方について、本検討会の検討結果を取りまとめるものである。

I. 建設技能労働者を取り巻く現状と課題

1. 高齢化の進展と若年入職者の減少

- 建設業は、全産業平均と比べて早いペースで就業者の高齢化が進展（55歳以上が33%）。今後、退職者の増加が見込まれる。
- 一方、労働条件・労働環境のほか、職業イメージ、社会保険等福利厚生未整備などが影響し、若年入職者が減少（平成9年の約5分の1）している。
- 若年者の入職促進と熟練技能者からの技能承継により、将来を担う建設技能労働者を確保することが喫緊の課題となっている。

建設業就業者の年齢構成をみると、55歳以上の就業者の割合は、平成9年では24%と全産業平均（24%）と同等であったのに対し、平成22年には33%となり、全産業平均（29%）と比べて特に早いペースで就業者の高齢化が進展している。建設業では、65歳までに退職する就業者が多いことから、今後10年程度を経過すると、現在の就業者の3分の1に相当する就業者が退職していくことが見込まれる。

一方、建設業への入職の状況をみると、入職者数は減少傾向にあり、特に若年入職者が減少している。24歳以下の若年入職者は、平成21年で5万人となっており、平成9年の24万人と比べると、約5分の1に減少してきている。入職者全体に占める24歳以下の若年層の割合は16.1%と、製造業（31.3%）と比較しても低い傾向にある。特に、技能労働者の人材となる高等学校の理工系卒の入職者は、平成9年の2万1千人から、平成21年は6千6百人と、約3分の1に減少しており、工業科の卒業生のうち、建設業に就職する者の割合も減少傾向にある。また、離職率をみると、特に若年層で離職割合が

高くなっている。

このように若年入職者が減少している原因について、専門工事業団体の調査をみると、58%の企業が収入の低さを挙げている。次いで、仕事のきつさ、休日の少なさ、作業環境の厳しさという労働条件・労働環境に関する回答が多いほか、29%の企業が職業イメージの悪さを、19%の企業が社会保険等福利厚生未整備を挙げている。また、若年者の離職の原因も同様の結果となっている。

建設技能労働者の持つ技能は、建設工事の品質と生産性に直結するものであり、建設業の持続的な発展のためには技能の承継が不可欠である。今後、高齢者の大量退職が見込まれる中、熟練技能者の持つ技能を若い世代に承継していくことが必要であるが、一方で、若年入職者の確保が困難になってきている。

このため、若年者の入職促進と熟練技能者からの技能承継により、将来を担う建設技能労働者を確保することが喫緊の課題となっている。

2. 就業者数の推移と将来推計

- 建設投資の減少に伴い、建設業就業者数が減少（ピーク時から27%減）。将来的には、建設技能労働者の不足が見込まれる。
- 熟練技能者を多く含む中高年の建設技能労働者の退職が増加することや、熟練技能者の育成には技能修得のための相当程度の期間を要することから、質的なミスマッチが生じることが懸念される。
- 中核的な建設技能労働者について、現時点から計画的な人材確保・育成を行うことが課題となっている。

平成22年度の建設投資額（見通し）は41兆円で、平成9年度（75兆円）から約46%減少している。また、建設業就業者数も減少しており、平成22年は、平成9年のピーク時（685万人）から約27%減の498万人となっている。内訳をみると、建設技能労働者数も平成9年のピーク時（455万人）から約27%減の331万人となっている。

生産年齢（15歳から64歳まで）にある建設技能労働者の将来の人数について、過去の国勢調査等を分析し、各年齢階層の経年変化率、現状の若年層の入職率等をもとに、コーホート法により推計すると、平成32年には249万人、平成42年には213万人と、平成17年の国勢調査時点（344万人）と比べて約4割減少することが見込まれる。これは、今後、中高年の建設技能労働者の退職の増加が見込まれることや、建設業への若年入職者が減少してきていることによるものと考えられる。

一方、建設技能労働者（生産年齢人口）一人当たりの建設投資額（生産額）を平成17

年時点と同じと仮定し、建設投資額の生産に必要な建設技能労働者数を推計すると、建設投資額が平成22年度見通しより10%増加した場合には、298万人の建設技能労働者が必要となる。また、同額で推移した場合には271万人、10%減少した場合には244万人の建設技能労働者数が必要となる。

現時点での建設技能労働者の需給状況をみると、建設投資額よりも建設技能労働者の減少の程度が緩やかであるため、一部の職種を除いて過剰傾向にあるものの、建設投資額が平成22年度見通しより10%増加した場合には、平成27年までには建設技能労働者が不足することが見込まれる。また、同額で推移した場合には平成32年までに、10%減少した場合でも平成37年までに建設技能労働者数が不足することが見込まれ、量的なミスマッチの発生が懸念される。

このような量的なミスマッチに対しては、労働市場の価格メカニズムにより、賃金上昇による労働力不足の解消が見込まれるが、質的な面からは、熟練技能者を多く含む中高年の建設技能労働者の退職が増加することや、熟練技能者の育成には技能修得のための相当程度の期間を要することから、量的なミスマッチが解消されても、質的なミスマッチは解消されていないことが懸念される。

このため、中核的な建設技能労働者について、現時点から計画的な人材確保・育成を行うことが課題となっている。

3. 就労形態・労働環境の状況

- 平成9年度以降、建設投資が大幅に減少（平成22年度までに約46%減）する中、建設技能労働者数、賃金水準が減少している（建設技能労働者数は平成22年までに約27%減、賃金水準は平成21年までに約18%減）。
- また、就労形態や給与支払形態が変化（非社員化・非常勤化、月給制から日給月給制化）。技能者を不明確な関係で使用し、社会保険等に参加しない企業が存在。
- 建設業への入職については、他産業との比較による職業選択の結果としてなされているものであり、人材確保の面からも、労働環境の改善を図ることが重要な課題となっている。

平成9年度から平成22年度までの間の建設投資額は、約46%減少しているのに対し、建設技能労働者数は平成9年から平成22年までの間、約27%減と緩やかな減少になっており、建設技能労働者1人当たりの建設投資額は1千7百万円から1千2百万円と26%減少している。

この間、建設業に従事する労働者の賃金は低下してきており、資本金2千万円未満の建設企業における平成21年の年間賃金は、平成9年と比べて18%減少している。このこ

とから、建設業では、建設投資の大幅な減少に対し、建設技能労働者の削減と賃金の縮減という対応がとられてきたと考えられる。

このうち賃金の縮減に関しては、技能労働者の外部化等による労務費の変動費化等が進められている。平成9年度から平成20年度までの間の技能労働者の就労形態の変化をみると、常雇^{※1}の割合が平成9年度の81%から平成20年度は64%と減少しており、技能労働者の非社員化・非常勤化が進んでいる。また、給与支払形態の変化をみると、月給制が平成9年度の58%から平成20年度は29%に減少しているのに対し、日給月給制^{※2}が31%から58%に増加している。

このような就労形態の変化や給与支払形態の変化の背景として、労働者の使用関係の不明確さがある。建設産業においては、下請企業を中心に、慣習的に技能者を直用^{※3}、準直用^{※4}などと呼ぶ不明確な関係で使用し、関係法令により義務付けられている社会保険・労働保険（以下「社会保険等」という。）のうち、特に年金、医療、雇用保険について、企業としての未加入、一部労働者の未加入など、法定福利費を適正に負担しない保険未加入企業が存在している。

建設業への入職については、他産業との比較による職業選択の結果としてなされているものであり、優秀な人材の確保のために魅力ある業界としていくことが求められるが、若年者が入職しない原因として、労働条件・労働環境に関するものが多く挙げられていることから、人材確保の面からも、労働環境の改善を図ることが重要な課題となっている。

Ⅱ. 対応の方向性

- 建設生産物の品質を向上させるためには、現場の中核となって作業に従事する職長・熟練工の果たす役割が重要であることから、建設業の持続的な発展を図るためには、中核となる建設技能労働者を確保・育成していくことが必要。
- 建設技能労働者の技能については、若年時から相当程度の期間をかけて経験を積み、技能を体得していく必要があることから、若年者の入職促進を充実していくことが必要。
- 将来的に建設技能労働者の質的なミスマッチが発生することが懸念されることから、今後の産業の将来を見据えつつ、長期的な視野に立った人材育成・技能承継を充実していくことが必要。

※¹ 常雇：雇用契約期間が1年を超える者又は期間を定めずに雇われている者

※² 日給月給制：1日当たりの賃金（日給）を定め、それに実働日数を乗じて月単位ごとに支払われる給与制

※³ 直用：当該企業に専属で常時使用される関係にあるが、給与形態や保険加入等の処遇面では社員とは一線を画する者

※⁴ 準直用：明確な定義はないが、使用される頻度や処遇の面で直用に準ずる扱いを受ける者

1. 中核的な建設技能労働者の確保

建設業は現場生産であり、建設生産物の品質を向上させるためには、特に現場の中核となって作業に従事する職長・熟練工の果たす役割が重要である。今後、職長・熟練工を多く含む中高年の建設技能労働者の退職が増加することが見込まれることから、建設業の持続的な発展を図るためには、これらの退職者に代わって中核となる建設技能労働者を確保することが不可欠である。

このため、人材の確保、人材育成・技能承継の充実により、中核的な建設技能労働者を確保・育成していくことが必要である。

2. 人材確保の充実

建設技能労働者の技能については、その特性として、若年時から相当程度の期間をかけて経験を積み、技能を体得していく必要がある。現に、基幹技能者、1級技能士等の資格を持つ職人団体の構成員を調査したところ、入職年齢は24歳までが約8割を占めており、経験年数は20年以上の者が約7割となっている。

このため、将来を担う職長・熟練工の確保に向けて、若年者の入職促進を充実していくことが必要である。

3. 人材育成・技能承継の充実

建設技能労働者については、将来的に質的なミスマッチが発生することが懸念されることから、計画的な人材育成が必要であるが、一方で、競争激化の中、従来のOJT中心の技能承継が困難となりつつあり、代替する育成策の充実が必要となっている。

このため、中核的な建設技能労働者を育成する観点から、今後の産業の将来を見据えつつ、長期的な視野に立った人材育成・技能承継を充実していくことが必要である。

4. 留意点

近年、建設投資の減少、競争の激化等により、従来からの長期安定的取引関係（元請・協力会社間、下請企業・労働者間）が変化しており、上記の対応を具体化するに当たっては、そのような市場構造の変化、企業行動の変化に応じた市場環境整備策が必要となる。

建設市場及び建設労働市場は、各市場参加者が市場メカニズムを通じて均衡を達成していくことが基本であり、まずは業界団体等の自主的な取組を検討する必要があるが、市場メカニズムが適正に機能しない場合には、ナショナルミニマムの達成、公共の福祉の増進の観点等から、行政による市場誘導、法律による行為規制等の関与を検討する必要がある。

Ⅲ. 対策

1. 労働環境等の改善に向けた方策

○労働環境の改善については、施主、元請企業、下請企業といった建設生産システム全体の中で検討していく必要がある。

○保険未加入企業の排除

- ・建設産業全体としての枠組みを整備し、行政、元請企業及び下請企業が一体となって取り組んでいくことが必要
- ・行政：保険加入状況の確認強化、指導
- ・元請企業：下請企業の保険加入状況のチェック、指導
- ・下請企業：保険加入の徹底

○重層下請構造の是正

- ・建設企業における自主的な取組のほか、請負及び雇用関係の明確化・適正化が必要
- ・建設企業：下請契約のチェック、工事の平準化、次数目標の設定等
- ・行政：偽装請負の抑止など、請負及び雇用に関するルールの周知徹底

○人材を大切にせる企業の評価

- ・現場をまとめ、効率的に作業を進めるためのマネジメント能力に優れた基幹技能者について、目指すべき技能者像として活用
- ・建設産業団体において、建設企業の保険加入状況、施工力等をチェック

○公共事業労務費調査の人材確保・育成への活用

- ・公共事業労務費調査において、資格保有者の賃金水準を把握・参考公表するほか、保険加入状況をチェック

労働環境の改善については、建設工事の原資を負担する施主、施主から直接建設工事を請け負い、工事全体を管理する元請企業、技能労働者の相当数を使用する下請企業といった多様な主体が関係していることから、これらの関係者を含んだ建設生産システム全体の中で検討していく必要がある。

賃金等の労働条件は、当該企業の労使間で自主的に決定されるものであるが、保険未加入企業の存在により、適正に法定福利費を負担し、人材育成を行っている企業ほどコスト高となり、競争上不利になるという矛盾した状況が生じている。このため、保険未加入企業の排除等に向けた取組を実施し、建設技能労働者のセーフティネットの確保、企業間の健全な競争環境の構築、人件費を削減したダンピングの防止による適正な労務費の確保等を図り、建設技能労働者の労働環境を改善することが必要である。

また、企業・労働者間の従来の関係が変化しており、技能労働者の生活への企業の責任意識が希薄化してきたことも労働環境の悪化の要因として考えられる。過剰供給構造と指摘される状況の中、人材を大切にし、施工力のある企業を適切に評価していくことが必要

である。

(1) 保険未加入企業の排除

保険未加入企業の排除に際しては、建設産業全体としての枠組みを整備し、行政、元請企業及び下請企業が一体となって取り組んでいくことが必要である。

行政においては、建設産業行政担当部局が、社会保険等担当部局における加入徹底の取組と連携して、建設産業の健全な発展を促進する観点から指導監督していく枠組みが必要である。具体的には、建設業許可更新時、公共事業労務費調査時、経営事項審査時及び立入検査時における保険加入状況のチェックや指導監督を行うべきである。

元請企業においては、下請企業を中心に保険未加入企業が存在している状況を改善していくため、建設工事の施工及び労働者の使用に関する法令についての指導責任の一環として、下請企業の保険加入を指導する枠組みが必要である。具体的には、特定建設業者による下請指導責任及び下請指導内容を明示し、元請企業が、施工体制台帳、作業員名簿等により、下請企業や建設現場の各労働者の保険加入状況をチェック・指導し、保険未加入企業を排除していく取組を行うべきである。また、行政においては、これら元請企業による下請指導状況をチェックしていくことにより、実効性を確保していくべきである。

下請企業においては、現場就労者について、雇用関係にある社員と請負関係にある者の二者を明確に区別した上で、雇用関係にある社員についての保険加入を徹底すべきである。また、請負関係にある者については、再下請通知書を活用して保険加入状況をチェックすることにより、保険未加入企業を排除していく取組を行うべきである。

その際、労働者単位の加入状況のチェックを効率的に行うため、建設産業団体において労働者の保険加入状況をＩＴを活用してチェックする方策など、効率化のための方策を講ずるべきである。

保険未加入企業の排除方策の実施に伴い、法定福利費の事業主負担分の支払又は抑止のため、労働者の賃金へのしわ寄せやいわゆる一人親方の増加が懸念されるところである。このため、法定福利費については、発注者が負担する工事価格に含まれる経費であることを周知徹底するとともに、個別の請負契約の当事者間において見積時から適正に考慮するよう徹底していくなど、下請企業まで適正に流れていく方策を講じていく必要がある。また、建設業における請負及び雇用に関するルールの徹底などの重層下請構造の是正方策を併せて実施していく必要がある。

専門工事業の業態、職種によっては、保険加入の現況と目指すべき姿にギャップがあることから、排除方策の全体像を示した上で、１年程度の周知・啓発期間を設け、行政、元請企業、下請企業が一体となって、保険加入の促進に向けた機運を醸成する体制を整備する必要がある。周知・啓発期間の終了後、速やかに大規模工事から行政によるチェックの

徹底を進め、その範囲を順次拡大していくことで、実施後5年を目途に、企業単位では加入義務のある許可業者について加入率100%、労働者単位では製造業相当※5の加入状況を目指すべきである。

（２）重層下請構造の是正

下請契約は、個々の企業において、工事ごとにその経済的合理性、必要性等を勘案してなされているものである。このため、行政による一律の次数制限という規制手法ではなく、契約当事者である建設企業において、下請契約の必要性・適法性のチェック、施工力のある下請企業の選定、工事の平準化等により、重層構造は正のための自主的な取組が積極的になされていくことが望ましい。

一方、下請契約が原則自由であることは、市場参加者のルール遵守を前提としており、建設業における請負及び雇用に関するルールの徹底（技術者データベースや施工体制台帳等に基づく一括下請負の確実化及び主任技術者の配置徹底、労働者性や請負・派遣の判断基準等の周知徹底等）を通じ、請負及び雇用関係の明確化・適正化に取り組んでいくことが必要である。

また、保険未加入企業の排除方策を実施していくことは、雇用関係の明確化により、請負契約から雇用契約への移行を促し、また、下請単価の適正化により、コスト削減のための外注を抑止することとなるため、重層下請構造の是正にも一定の効果が見込まれるものである。

（３）人材を大切にす企業の評価

建設工事の施工に当たっては、基幹技能者に品質管理や工事の調整、安全管理等の役割が期待されており、国土交通省直轄事業においては、経営事項審査における評価や、基幹技能者の配置について評価をする総合評価方式を試行している。優れた技能者を有した企業を育成していくためには、現場をまとめ、効率的に作業を進めるためのマネジメント能力に優れた基幹技能者について、目指すべき技能者像として活用していくことが必要である。

また、建設業においては、平成7年の建設産業政策大綱を受け、専門工事業者の経営改善、営業活動、経営計画等の指標を示す「専門工事業者企業力指標」（ステップアップ指標）が作成されたが、項目が多岐にわたり、運営経費が相当程度かかることや元請企業による業者選定時に活用されていないことから、専門工事業において同指標の利用はほとんど行われていないことが、ヒアリングの結果確認された。

しかしながら、施工力のある企業、人材育成を行う企業を評価していく環境づくりのた

※5 この場合、建設業と製造業における産業構造や就労構造の相違を考慮する必要がある。

めには、建設産業団体において、客観的に建設企業の状況を評価し、元請企業の業者選定時に活用されることが望まれる。このため、まずは、企業評価の一環として、建設産業団体において、建設企業の各労働者の保険加入状況をチェックすることが必要である。さらには、保険加入状況のチェックに加えて、自主的に建設企業の施工力、雇用管理（教育訓練、建設業退職金共済制度への加入等）等の状況を併せてチェックし、その結果を公表することも期待される。

加えて、工事の品質や安全性の確保を図る上で、技能者の有する技能、資格等が重要な要素であることから、技術者に関するデータベースの整備状況等を踏まえ、各建設企業の技能労働者についても、技能資格、作業資格等を含めたデータベース化の検討を進めていくことが必要である。

（４）公共事業労務費調査の人材確保・育成への活用

公共事業労務費調査^{※6}について、建設産業を支える技能・技術の承継の確保を図るため、資格保有者の賃金水準の把握及び参考公表、保険加入状況のチェックを行い、資格取得へのインセンティブ、キャリアパスの作成等による人材の確保・育成や保険未加入企業の排除方策へ活用していくことが求められる。

また、公共事業労務費調査については、公共工事従事者の賃金支払実態をよりの確に把握するため、技能程度の把握、標本の確保等、引き続き、調査の適正化等に取り組むことが必要である。

2. 中核的な建設技能労働者の確保方策

○若年者の入職促進については、他産業との競争の中で進めていく必要があり、労働環境の改善と併せ、他産業にはない建設産業の魅力をアピールしていくこと等が必要である。

○戦略的なイメージアップ広報の実施

- ・建設業のイメージが若年者の入職の減少の一因となっていることから、建設業の魅力、役割、やりがい等を広報

○建設業界と教育機関が連携した入職促進

- ・工業高校等の高校生や教員に対し、建設業や建設技能労働者に関する理解増進を図るため、連携体制を充実・活性化

○キャリアパスの作成

- ・若年層がライフステージに応じた具体的な生活設計をできるよう、専門工事業団体

^{※6} 公共事業労務費調査：公共工事の予定価格の積算に用いる公共工事設計労務単価の設定のため、国、都道府県等の発注機関が、毎年１０月に公共工事従事者（約２０万人）を対象に実施する賃金支払実態調査

若年者の入職促進については、他産業との競争の中で進めていく必要があるが、世論調査によると、理想的な仕事は、「収入が安定している仕事」、「自分にとって楽しい仕事」、「自分の専門知識や能力がいかせる仕事」となっており、建設技能労働者の労働環境の改善と併せ、他産業にはない建設産業の魅力をアピールしていく必要がある。

また、建設業に就職しても将来が見えないという意識を持っている若年者も多いことから、キャリアパスの提示等により、建設業の入職後の姿を示していくことも必要である。

（１）戦略的なイメージアップ広報の実施

若年者が入職しない原因として、専門工事業団体による調査では、２９％の企業が職業イメージの悪さを挙げており、建設業のイメージが若年者の入職の減少の一因となっていることから、建設業の魅力、役割、やりがい等を広報し、建設業そのもののイメージアップを図る必要がある。

このため、建設業団体が連携し、東日本大震災における建設企業の社会的貢献、国土や国民の生活を守る建設業の役割、世界に誇る最先端技術等について、メディア等を活用し、広く国民に対して戦略的な広報活動を実施することが必要である。また、現場見学会等により、建設業への国民の理解増進に努めることも必要である。

（２）建設業界と教育機関が連携した入職促進

建設業への入職促進に当たっては、工業高校等の高校生や教員に対し、建設業や建設技能労働者に関する理解増進を図ることが必要である。

このため、都道府県単位で活動している人材確保育成推進協議会等の組織において、建設業界（建設業団体、総合工事業者、専門工事業者）、教育機関（専門高校等）による連携体制を充実・活性化し、キャリア教育や情報交換等に積極的に取り組むべきである。行政においては、そのような取組に対する支援を行うことが求められる。

（３）キャリアパスの作成

建設投資が減少傾向にある中、建設業の就業者が、個人で入職後の将来像を描くのが難しい状況になっている。理想的な仕事として「収入が安定している仕事」が好まれていることから、将来への不安を取り除くことが建設業への入職促進に大きく寄与すると考えられる。

このため、専門工事業を志望する若年層がライフステージに応じた具体的な生活設計ができるよう、専門工事業団体において、入職後の経験年数に応じた職位、責任、技能、年

収、基幹技能者や技術者へのルート等を記載したキャリアパスを作成し、提示することが必要である。行政においては、キャリアパスの作成に対する助成や、公共事業労務費調査における資格保有者の賃金水準の把握、参考公表等により、キャリアパスの作成を支援していくことが求められる。

3. 中核的な建設技能労働者の育成・評価・活用方策

- 人材の育成・評価・活用は、生産性の向上に直結する重要な課題。教育訓練、技能向上、処遇改善の好循環を作り出すことが不可欠。
- ＯＪＴからＯＦＦ－ＪＴ重視の教育訓練への移行
 - ・必要となる技能を効果的に教育訓練する機会を確保するため、ＯＦＦ－ＪＴを充実
 - ・建設技能労働者は、業界全体の財産であることから、業界全体の負担で教育訓練していく仕組みが合理的
- 基幹技能者の評価、活用
 - ・一級技能士、基幹技能者、建設マスターへとステップアップしていく位置付けを更に明確化
 - ・建設業界における優秀な基幹技能者の処遇改善

人材の育成・評価・活用は、生産性の向上に直結する重要な課題である。教育訓練により建設技能労働者のスキルが向上すれば、建設現場での生産性が向上することとなる。生産性の向上が賃金等へ反映されれば、教育訓練へのモチベーションも向上することとなる。

このように、建設技能労働者の教育訓練、技能向上、処遇改善の好循環を作り出すことが、建設業の持続的な発展のためには不可欠である。

(1) ＯＪＴからＯＦＦ－ＪＴ重視の教育訓練への移行

建設技能労働者の教育訓練については、現場で技能を体得するＯＪＴが中心であり、資格取得時に外部施設等においてＯＦＦ－ＪＴを行うことが一般的であるが、工事の減少局面において、様々な経験を積み、技能を磨くＯＪＴの現場が少ないといった状況が発生しており、個々の専門工事業者で教育訓練を行う余裕がなくなっている。

このため、必要となる技能を効果的に教育訓練する機会を確保するため、ＯＦＦ－ＪＴを充実させ、中核的な技能労働者の育成を図ることが必要である。職業訓練に当たっては、今後、リフォーム、メンテナンスなどの維持管理のニーズが高まることが予測されることから、これらのニーズに建設技能労働者が的確に対応できるよう、行政においては、ＯＦＦ－ＪＴカリキュラムの開発の支援等により、ＯＦＦ－ＪＴを促進する必要がある。また、ＯＦＦ－ＪＴについては、外部施設を利用した教育訓練を受ける経費的な余裕がないとい

った問題が生じている状況の中、建設技能労働者は、業界全体の財産であることから、業界全体で建設事業主等における建設労働者の教育訓練や雇用管理改善の取組を支援していく仕組みが合理的であり、建設業の雇用保険料率の上乗せ負担の活用（建設雇用改善助成金の継続）などが求められる。

（２）基幹技能者の評価、活用

優秀な建設技能者を建設現場で適切に活用し、生産性を向上させることにより収益を向上させ、当該技能労働者の処遇を引き上げることは、それを目標とした入職やスキルアップが期待できることから、優秀な人材の適正な評価、活用が不可欠である。

このため、行政において、一級技能士、基幹技能者、建設マスターへとステップアップしていく位置付けの更なる明確化を図り、育成目標を明確化するとともに、建設業界において、優秀な基幹技能者の年収を引き上げる等の処遇改善を行い、夢と誇りのある目標像として基幹技能者を評価・活用していくことが必要である。

おわりに

建設業がその生産性を向上させ、工事の品質を確保するためには、建設工事に直接携わる中核的な建設技能労働者を確保・育成し、そのような建設技能労働者が夢や誇りを持って就労し、能力を十分に発揮できる環境をつくる必要がある。

中核的な建設技能労働者の確保のためには、若年者の入職促進、人材の育成・評価、労働環境の改善など、多方面からの取組みが必要であり、行政・業界・企業がそれぞれの役割を十分に認識し、本取りまとめの方策を具体化していく一方、フォローアップの実施により必要な対策を再検証しつつ、継続的に必要な取組を実施していくことを期待する。

(参 考)

建設技能労働者の人材確保のあり方に係る検討会 名簿

1 学識経験者

大 橋 弘 東京大学大学院経済学研究科准教授

蟹 澤 宏 剛 芝浦工業大学工学部教授 (座長)

水 町 勇一郎 東京大学社会科学研究所教授

2 関係業界団体

伊 藤 孝 (社) 全国建設業協会人材確保対策委員会委員長

才 賀 清二郎 (社) 建設産業専門団体連合会会長

山 下 雅 己 (社) 日本建設業連合会人材確保・育成専門部会長

3 関係労働者団体

福 島 玲 司 日本建設産業職員労働組合協議会議長

古 市 良 洋 全国建設労働組合総連合書記長

(五十音順、敬称略)

公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針

平成 23 年 8 月 9 日
閣 議 決 定

国は、公共工事に対する国民の信頼の確保とこれを請け負う建設業の健全な発達を図るため、公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（以下「適正化指針」という。）を次のように定め、これに従い、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号。以下「法」という。）に規定する各省各庁の長、特殊法人等の代表者又は地方公共団体の長（以下「各省各庁の長等」という。）は、公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置を講ずるよう努めるものとする。

なお、法第 2 条第 1 項に規定する特殊法人等（以下「特殊法人等」という。）は、その主たる業務を遂行するため建設工事を発注することが業務規定から見て明らかであり、かつ、当該主たる業務に係る建設工事の発注を近年実際に行っているものとして公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 34 号。以下「令」という。）第 1 条に定められているものであるが、適正化指針に定める措置が的確に講じられるよう、所管する大臣は当該特殊法人等を適切に監督するとともに、特殊法人等以外の法人が発注する建設工事についても入札及び契約の適正化を図る観点から、当該法人を所管する大臣又は地方公共団体の長は、法の趣旨を踏まえ、法及び適正化指針の内容に沿った取組を要請するものとする。

第1 適正化指針の基本的考え方

公共工事は、その多くが経済活動や国民生活の基盤となる社会資本の整備を行うものであり、その入札及び契約に関していやすくも国民の疑惑を招くことのないようにするとともに、適正な施工を確保し、良質な社会資本の整備が効率的に推進されるようにすることが求められる。公共工事の受注者の選定や工事の施工に関して不正行為が行われれば、公共工事に対する国民の信頼が大きく揺らぐとともに、不良・不適格業者が介在し、公共工事を請け負う建設業の健全な発達にも悪影響を与えかねない。

公共工事に対する国民の信頼は、公共工事の入札及び契約の適正化が各省各庁の長等を通じて統一的、整合的に行われることによって初めて確保しうるものである。また、公共工事の発注は、国、特殊法人等及び地方公共団体といった様々な主体によって行われているが、その受注者はいずれも建設業者（建設業を営む者を含む。以下同じ。）であって、公共工事に係る不正行為の防止に関する建設業者の意識の確立と建設業の健全な発達を図る上では、各発注者が統一的、整合的に入札及び契約の適正化を図っていくことが不可欠である。適正化指針は、こうした考え方の下に、法第15条第1項の規定に基づき、各省各庁の長等が統一的、整合的に公共工事の入札及び契約の適正化を図るため取り組むべきガイドラインとして定められるものである。

各省各庁の長等は、公共工事の目的物である社会資本等が確実に効用を発揮するよう公共工事の品質を確保すること、限られた財源を効率的に活用し適正な価格で公共工事を実施すること、受注者の選定等適正な手続により公共工事を実施すること

を責務として負っており、こうした責務を的確に果たしていくためには、価格と品質で総合的に優れた調達が公正・透明で競争性の高い方式により実現されるよう、各省各庁の長等が一体となって入札及び契約の適正化に取り組むことが不可欠である。

法第3条各号に掲げる、①入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性の確保、②入札に参加しようとし、又は契約の相手方になろうとする者の間の公正な競争の促進、③入札及び契約からの談合その他の不正行為の排除の徹底、④契約された公共工事の適正な施工の確保は、いずれも、各省各庁の長等がこれらの責務を踏まえた上で一体となって取り組むべき入札及び契約の適正化の基本原則を明らかにしたものであり、法第15条に定めるとおり、適正化指針は、この基本原則に従って定められるものである。

第2 入札及び契約の適正化を図るための措置

1 主として入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性の確保に関する事項

(1) 入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する情報の公表に関すること

入札及び契約に関する透明性の確保は、公共工事の入札及び契約に関し不正行為の防止を図るとともに、国民に対してそれが適正に行われていることを明らかにする上で不可欠であることから、入札及び契約に係る情報については、公表することを基本とし、法第2章に定めるもののほか、次に掲げるものに該当するものがある場合（口に掲げるも

のにあつては、事後の契約において予定価格を類推させるおそれがないと認められる場合又は各省各庁の長等の事務若しくは事業に支障を生じるおそれがないと認められる場合に限る。) においては、それについて公表することとする。この場合、各省各庁の長等において、法第2章に定める情報の公表に準じた方法で行うものとする。なお、公表の時期については、令第4条第2項及び第7条第2項において個別の入札及び契約に関する事項は、契約を締結した後、遅滞なく、公表することを原則としていることを踏まえ、適切に行うこととする。

イ 競争参加者の経営状況及び施工能力に関する評点並びに工事成績その他の各発注者による評点並びにこれらの合計点数並びに当該合計点数に応じた競争参加者の順位並びに各発注者が等級区分を定めた場合における区分の基準

ロ 予定価格及びその積算内訳

ハ 低入札価格調査の基準価格及び最低制限価格を定めた場合における当該価格

ニ 低入札価格調査の要領及び結果の概要

ホ 公募型指名競争入札を行った場合における当該競争に参加しようとした者の商号又は名称並びに当該競争入札で指名されなかった者の商号又は名称及びその者を指名しなかった理由

ヘ 入札及び契約の過程並びに契約の内容について意見の具申等を行う第三者からなる機関に係る任務、委員構成、運営方法その他の当該機関の設置及び運営に関すること並びに当該機関において行った審議に係る議事の概要

ト 入札及び契約に関する苦情の申出の窓口及び申し出ら

れた苦情の処理手続その他の苦情処理の方策に関するこ
と並びに苦情を申し出た者の名称、苦情の内容及びその
処理の結果

チ 指名停止（一般競争入札において一定期間入札参加を
認めない措置を含む。以下同じ。）を受けた者の商号又
は名称並びに指名停止の期間及び理由

リ 工事の監督・検査に関する基準

ヌ 工事の技術検査に関する要領

ル 工事の成績の評定要領

ヲ 談合情報を得た場合等の取扱要領

ワ 施工体制の把握のための要領

特に、ハに掲げる低入札価格調査の基準価格及び最低制
限価格を定めた場合における当該価格については、これ
を入札前に公表すると、当該価格近傍へ入札が誘導され
るとともに、入札価格が同額の入札者間のくじ引きによる落札
等が増加する結果、適切な積算を行わずに入札を行った建
設業者が受注する事態が生じるなど、建設業者の真の技術
力・経営力による競争を損ねる弊害が生じうることから、
入札の前には公表しないものとする。

ロに掲げる予定価格については、入札前に公表すると、
予定価格が目安となって競争が制限され、落札価格が高止
まりになること、建設業者の見積努力を損なわせること、
入札談合が容易に行われる可能性があること、低入札価格
調査の基準価格又は最低制限価格を強く類推させ、これら
を入札前に公表した場合と同様の弊害が生じかねないこと
等の問題があることから、入札の前には公表しないものと
する。なお、地方公共団体においては、予定価格の事前公
表を禁止する法令の規定はないが、事前公表の実施の適否

について十分検討した上で、上記弊害が生じることがないよう取り扱うものとし、弊害が生じた場合には、速やかに事前公表の取りやめを含む適切な対応を行うものとする。

また、入札前に入札関係職員から予定価格、低入札価格調査の基準価格又は最低制限価格を聞き出して入札の公正を害そうとする不正行為を抑止するため、談合等に対する発注者の関与の排除措置を徹底するものとする。

(2) 入札及び契約の過程並びに契約の内容について学識経験を有する者等の第三者の意見を適切に反映する方策に関すること

入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性を確保するためには、第三者の監視を受けることが有効であることから、各省各庁の長等は、競争参加資格の設定・確認、指名及び落札者決定の経緯等について定期的に報告を徴収し、その内容の審査及び意見の具申等ができる入札監視委員会等の第三者機関の活用その他の学識経験者等の第三者の意見を適切に反映する方策を講ずるものとする。

第三者機関の構成員については、その趣旨を勘案し、中立・公正の立場で客観的に入札及び契約についての審査その他の事務を適切に行うことができる学識経験等を有する者とするものとする。

第三者機関においては、各々の各省各庁の長等が発注した公共工事に関し、次に掲げる事務を行うものとする。

イ 入札及び契約手続の運用状況等について報告を受けること。

ロ 当該第三者機関又はその構成員が抽出し、又は指定した公共工事に関し、一般競争参加資格の設定の経緯、指

名競争入札に係る指名及び落札者決定の経緯等について審議を行うこと。

ハ イ及びロの事務に関し、報告の内容又は審議した公共工事の入札及び契約の理由、指名及び落札者決定の経緯等に不適切な点又は改善すべき点があると認めた場合において、必要な範囲で、各省各庁の長等に対して意見の具申を行うこと。

各省各庁の長等は、第三者機関が公共工事の入札及び契約に関し意見の具申を行ったときは、これを尊重し、その趣旨に沿って入札及び契約の適正化のため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第三者機関の設置又は運営については、あらかじめ各省各庁の長等において明確に定め、これを公表するものとする。また、第三者機関の活動状況については、審議に係る議事の概要その他必要な資料を公表することにより透明性を確保するものとする。

第三者機関については、各省各庁の長等が各々設けることを基本とするが、それが必ずしも効率的とは認められない場合もあるので、状況に応じて、規模の小さい市町村や特殊法人等においては第三者機関を共同で設置すること、地方公共団体においては地方自治法（昭和22年法律第67号）第195条に規定する監査委員を活用するなど既存の組織を活用すること等により、適切に方策を講ずるものとする。

この場合においては、既存の組織が公共工事の入札及び契約についての審査その他の事務を適切に行えるよう、必要に応じ組織・運営の見直しを行うものとする。

2 主として入札に参加しようとし、又は契約の相手方になろうとする者の間の公正な競争の促進に関する事項

(1) 公正な競争を促進するための入札及び契約の方法の改善に関すること

公共工事の入札及び契約は、その目的物である社会資本等の整備を的確に行うことのできる施工能力を有する受注者を確実に選定するための手続であり、各省各庁の長等は、公正な競争環境のもとで、良質な社会資本の整備が効率的に行われるよう、工事の特性、規模等を踏まえた適切な入札及び契約の方法の選択と、必要な条件整備を行うものとする。

①一般競争入札の適切な活用

一般競争入札は、手続の客観性が高く発注者の裁量の余地が少ないこと、手続の透明性が高く第三者による監視が容易であること、入札に参加する可能性のある潜在的な競争参加者の数が多く競争性が高いことから、公共工事の入札及び契約において不正が起きにくいなどの特徴を有している。

一般競争入札は、これらの点で大きなメリットを有しているが、一方で、不良・不適格業者の排除が困難であり、施工能力に欠ける者が落札し、公共工事の質の低下をもたらすおそれがあること、個別の入札における競争参加資格の確認に係る事務量が大きいこと等の問題もあり、このため、これまで、一般競争入札は、主として一定規模以上の工事を対象に行われてきたところである。

各省各庁の長等においては、こうした一般競争入札の性格及び一般競争入札が原則とされていることを踏まえ、対象工事の見直し等により一般競争入札の適切な活用を図るものとする。

また、指名競争入札については、信頼できる受注者の選定、入札及び契約や監督に係る事務の簡素化等の利点を有する一方、競争参加者が限定されること、指名が恣意的に行われた場合の弊害も大きいこと等から、指名に係る手続の透明性を高め、公正な競争を促進することが要請される。このため、各省各庁の長等は、引き続き指名競争入札を実施する場合には、公正な競争の促進を図る観点から、指名基準を策定し、及び公表した上で、これに従い適切に指名を行うものとするが、この場合であっても、公共工事ごとに入札参加意欲を確認し、当該公共工事の施工に係る技術的特性等を把握するための簡便な技術資料の提出を求めた上で指名を行う、いわゆる公募型指名競争入札等を積極的に活用するものとする。また、指名業者名の公表時期については、入札前に指名業者名が明らかになると入札参加者間での談合を助長しやすいとの指摘があることを踏まえ、各省各庁の長等は、指名業者名の事後公表の拡大に努めるものとする。

②総合評価落札方式の適切な活用等

総合評価落札方式は、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）に基づき、価格に加え価格以外の要素も総合的に評価して落札者を決定するものであり、価格と品質が総合的に優れた公共調達を行うことができる落札者決定方式である。一方で、総合

評価落札方式の実施に当たっては、発注者による技術提案の審査及び評価の透明性及び公正性の確保が特に求められ、さらには発注者及び競争参加者双方の事務量の軽減を図ることも必要である。各省各庁の長等はこうした総合評価落札方式の性格を踏まえ、工事の特性に応じた適切な活用を図るものとする。

その際には、評価基準や実施要領の整備、総合評価の結果の公表及び具体的な評価内容の通知を行うほか、落札者決定基準等について、小規模な市町村等においては都道府県が委嘱した第三者の共同活用も図りつつ、効率よく学識経験者等の第三者の意見を反映させるための方策を講ずるものとする。また、受注者の選定を段階的に行い、技術提案やその審査及び評価に必要な発注者及び競争参加者双方の事務量の軽減を図るなど、総合評価落札方式の円滑な実施に必要な措置を適切に講じるものとする。

総合評価の評価項目としては、当該工事の施工計画や当該工事に係る技術提案等の評価項目のほか、過去の同種・類似工事の実績及び成績、配置予定技術者の資格及び経験、災害時の迅速な対応等の地域及び工事の特性に応じた評価項目など、当該工事の施工に関係するものであって評価項目として採用することが合理的なものについて、必要に応じて設定することとする。

公共工事を受注する建設業者の技術開発を促進し、併せて公正な競争の確保を図るため、民間の技術力の活用により、品質の確保、コスト縮減等を図ることが可能な場合においては、各省各庁の長等は、入札段階で施工方法等の技術提案を受け付ける入札時 V E（バリュー・エ

ン지니어リング)方式、施工段階で施工方法等の技術提案を受け付ける契約後V E方式、入札時に設計案等の技術提案を受け付け、設計と施工を一括して発注する設計・施工一括発注方式等民間の技術提案を受け付ける入札及び契約の方式の活用努めるものとする。

③地域維持型契約方式

建設投資の大幅な減少等に伴い、社会資本等の維持管理や除雪、災害応急対策などの地域維持事業を担ってきた地域の建設業者の減少・小規模化が進んでおり、このままでは、事業の円滑かつ的確な実施に必要な体制の確保が困難となり、地域における最低限の維持管理までもが困難となる地域が生じかねない。地域の維持管理は、将来にわたって持続的に行われる必要があり、入札及び契約の方式においても担い手確保に資する工夫が必要である。

このため、地域維持業務に係る経費の積算において、事業の実施に実際に要する経費を適切に費用計上するとともに、地域維持事業の担い手確保が困難となるおそれがある場合には、人員や機械等の効率的運用と必要な施工体制の安定的な確保を図る観点から、地域の実情を踏まえつつ、次のような契約方式を活用するものとする。

- 1) 複数の種類や工区の地域維持事業をまとめた契約単位や、複数年の契約単位とするなど、従来よりも包括的に一の契約の対象とする。
- 2) 実施主体は、迅速かつ確実に現場へアクセスすることが可能な体制を備えた地域精通度の高い建設業者とし、必要に応じ、地域維持事業の実施を目的に当該建

設業者で構成される建設共同企業体（地域維持型建設共同企業体）等とする。

④一般競争入札及び総合評価落札方式の活用に必要な条件整備

公共工事の入札及び契約の方法、とりわけ一般競争入札の活用に伴う諸問題に対応し、公正かつ適切な競争が行われるようにするため、必要な条件整備を行うものとする。

1) 適切な競争参加資格の設定等

競争参加資格の設定は、対象工事について施工能力を有する者を適切に選別し、適正な施工の確保を図るとともに、ペーパーカンパニーや暴力団関係企業等の不良・不適格業者を排除するために行うものとする。

具体的には、いたずらに競争性を低下させることがないように十分配慮しつつ、必要に応じ、工事实績、工事成績、工事経歴書等の企業情報を適切に活用するとともに、競争参加資格審査において一定の資格等級区分に認定されている者であることを求めるものとする。

また、工事の性質等、建設労働者の確保、建設資材の調達等を考慮して地域の建設業者を活用することにより円滑かつ効率的な施工が期待できる工事については、地域の中小・中堅建設業者の育成や品質の確保、将来における維持・管理を適切に行う観点から、過度に競争性を低下させないように留意しつつ、近隣地域内における工事实績や事業所の所在等を競争参加資格や指名基準とする、いわゆる地域要件の適切な活用を

図るなど、必要な競争参加資格を適切に設定するものとする。この際、恣意性を排除した整合的な運用を確保する観点から、あらかじめ運用方針を定めるものとする。なお、総合評価落札方式において、競争参加者に加え、下請業者の地域への精通度、貢献度等についても適切な評価を図るものとする。

このほか、暴力団員が実質的に経営を支配している等の建設業者、指名停止措置等を受けている建設業者、工事に係る設計業務等の受託者と関連のある建設業者等について、これらの者が競争に参加することとならないように競争参加資格を設けるものとする。

以上のような競争参加資格の設定に当たっては、政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の対象となる公共工事に係る入札については、供給者が当該入札に係る契約を履行する能力を有していることを確保する上で不可欠な競争参加条件に限定されなければならないこと、及び事業所の所在地に関する要件は設けることはできないことに留意するものとする。なお、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）等に基づき、中小・中堅建設業者の受注機会の確保を図るものとする。

2) 入札ボンドの活用その他の条件整備

市場機能の活用により、契約履行能力が著しく劣る建設業者の排除やダンピング受注の抑制等を図るため、入札ボンドの積極的な活用と対象工事の拡大を図るものとする。また、資格審査及び監督・検査の適正化並びにこれらに係る体制の充実、事務量の軽減等を図るものとする。

⑤共同企業体について

共同企業体については、大規模かつ高難度の工事の安定的施工の確保、優良な中小・中堅建設業者の振興など図る上で有効なものであるが、受注機会の配分との誤解を招きかねない場合があること、構成員の規模の格差が大きい場合には施工の効率性を阻害しかねないこと、予備指名制度により談合が誘発されかねないこと等の問題もあることから、各省各庁の長等においては、共同企業体運用基準の策定及び公表を行い、これに基づいて共同企業体を適切に活用するものとする。

共同企業体運用基準においては、共同企業体運用準則（共同企業体の在り方について（昭和62年中建審発第12号）別添第二）に従い、大規模かつ技術的難度の高い工事に係る特定建設工事共同企業体、中小・中堅建設業者の継続的協業関係を確保する経常建設共同企業体、地域維持事業の継続的な担い手となる地域維持型建設共同企業体について適切に定めるものとする。

その際、特定建設工事共同企業体については、大規模かつ技術的難度の高い工事を単独で确实かつ円滑に施工できる有資格業者があるとき等にあつては、適正な競争のための環境整備等の観点から、当該単独の有資格業者も含めて競争が行われることとなるよう努めるものとする。経常建設共同企業体については、継続的協業関係を確保する観点から、一の発注機関における単体企業と当該企業を構成員とする経常建設共同企業体との同時登録は行わないこととするとともに、真に企業合併等に寄与するものを除き経常建設共同企業体への客観点数及び主

観点数の加点調整措置は行わないこととする。地域維持型建設共同企業体については、地域維持事業の担い手確保が困難となるおそれがある場合に活用することとするとともに、一の発注機関における単体企業と当該企業を構成員とする地域維持型建設共同企業体との同時登録及び同一の構成員を含む経常建設共同企業体と地域維持型建設共同企業体との同時登録は行うことができるものとする。

⑥その他

設備工事等に係る分離発注については、発注者の意向が直接反映され施工の責任や工事に係るコストの明確化が図られる等当該分離発注が合理的と認められる場合において、工事の性質又は種別、発注者の体制、全体の工事のコスト等を考慮し、専門工事業者の育成に資することも踏まえつつ、その活用に努めるものとする。

履行保証については、各省各庁の長等において、談合を助長するおそれ等の問題のある工事完成保証人制度を廃止するとともに、契約保証金、金銭保証人、履行保証保険等の金銭的保証措置と付保割合の高い履行ボンドによる役務的保証措置を適切に選択するものとする。

公共工事の入札に際しては、一般に、入札金額のみを提出することとしているが、不良・不適格業者の参入を排除し、併せて談合等の不正行為や適正な施工が見込めないような著しく低価格な受注、いわゆるダンピング受注の防止を図る観点から、各省各庁の長等は、入札に参加しようとする者に対して、対象となる工事に係る入札金額と併せてその内訳を提出させるよう努めるものとする。

る。なお、談合の疑いがある場合等においては、原則として、入札金額の内訳の提出を求めるものとする。

予定価格の設定に当たっては、資材等の最新の実勢価格を適切に反映させつつ、実際の施工に要する通常妥当な経費について適正な積算の徹底に努めるとともに、この適正な積算に基づく設計書金額の一部を控除するいわゆる歩切りについては、予定価格が予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）や財務規則等により取引の実例価格等を考慮して定められるべきものとされていること、公共工事の品質や工事の安全の確保に支障を来すとともに、建設業の健全な発達を阻害するおそれがあることから、これを行わないものとする。

（２）入札及び契約の過程に関する苦情を適切に処理する方策に関すること

入札及び契約に関し、透明性を高めるとともに公正な競争を確保するため、各省各庁の長等は、入札及び契約の過程についての苦情に対し適切に説明するとともに、さらに不服のある場合には、その苦情を受け付け、中立・公正に処理する仕組みを整備するものとする。

入札及び契約の過程に関する苦情の処理については、まず各省各庁の長等において行うものとする。具体的には、個別の公共工事に係る一般競争入札の競争参加資格の確認の結果、当該競争参加資格を認められなかった者が、公表された資格を認めなかった理由等を踏まえ、競争参加資格があるとの申出をした場合においては、当該申出の内容を検討し、回答することとする。

指名競争入札において、指名されなかった者が、公表さ

れた指名理由等を踏まえ、指名されなかった理由の説明を求めた場合は、その理由を適切に説明するとともに、その者が指名されることが適切であるとの申出をした場合においては、当該申出の内容を検討し、回答することとする。

総合評価落札方式において、落札者とならなかった者が、公表された落札理由等を踏まえ、落札者としなかった理由の説明を求めた場合は、その理由を適切に説明するとともに、その者が落札者となることが適切であるとの申出をした場合においては、当該申出の内容を検討し、回答することとする。

発注者による指名停止措置について、指名停止を受けた者が、公表された指名停止の理由等を踏まえ、当該指名停止措置について不服があるとの申出をした場合においては、当該申出の内容を検討し、回答することとする。

加えて、手続の透明性を一層高めるため、これらの説明等に不服のある場合にさらに苦情を処理できることとすべきであり、必要に応じて各省各庁の長等において第三者機関の活用等中立・公正に苦情処理を行う仕組みを整備するものとする。この場合においては、入札及び契約について審査等を行う入札監視委員会等の第三者機関を活用することが適切である。

苦情処理の対象となる公共工事の範囲については、できる限り幅広くすることが適切であるが、不良・不適格業者による苦情の申出の濫用を排除するため、苦情処理の仕組みの整備の趣旨を踏まえた上で、いたずらに苦情申出の道を狭めることとならないよう配慮しつつ、苦情処理の対象となる工事について限定し、又は手続を簡略化する等の措置を講じても差し支えないものとする。

苦情の申出の窓口、申出ができる者、対象の工事その他苦情の処理手続、体制等については、各省各庁の長等においてあらかじめ明確に定め、これを公表するものとする。

なお、政府調達に関する協定の対象となる公共工事については、別途、苦情処理手続が定められているので、それによるものとする。

3 主として入札及び契約からの談合その他の不正行為の排除の徹底に関する事項

(1) 談合情報等への適切な対応に関すること

法第10条は、各省各庁の長等に対し、入札及び契約に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為があると疑うに足る事実があるときは、公正取引委員会に通知しなければならないこととしている。これは、不正行為の疑いがある場合に発注者がこれを見過ごすことなく毅然とした対応を行うことによって、発生した不正行為に対する処分の実施を促すとともに、再発の防止を図ろうとするものである。各省各庁の長等は、その職員に対し、法の趣旨の徹底を図り、適切な対応に努めるものとする。その際、例えば、工事費内訳書の確認、入札結果の事後的・統計的分析の活用など入札執行時及び入札後の審査内容の充実・改善に努めるものとする。

各省各庁の長等は、法第10条の規定に基づく公正取引委員会への通知義務の適切な実施のために、談合情報を得た場合等の前記違反行為があると疑うに足る事実がある

ときの取扱いについてあらかじめ要領を策定し、職員に周知徹底するとともに、これを公表するものとする。要領においては、談合情報を得た場合等の前記違反行為があると疑うに足りる事実があるときにおける内部での連絡・報告手順、公正取引委員会への通知の手順並びに通知の事実及びその内容の開示のあり方、事実関係が確認された場合の入札手続の取扱い（談合情報対応マニュアル）等について定めるものとする。なお、これらの手順を定めるに当たっては、公正取引委員会が行う審査の妨げとならないよう留意するものとする。

（２）一括下請負等建設業法違反への適切な対応に関すること

法第１１条は、各省各庁の長等に対し、入札及び契約に関し、同条第１号又は第２号に該当すると疑うに足りる事実があるときは、建設業許可行政庁等に通知しなければならないこととしている。これは、不正行為の疑いがある場合に発注者がこれを見過ごすことなく毅然とした対応を行うことによって、発生した不正行為に対する処分の実施を促すとともに、再発の防止を図ろうとするものである。建設業許可行政庁等において、建設業法に基づく処分やその公表等を厳正に実施するとともに、各省各庁の長等において、その職員に対し、法の趣旨の徹底を図り、適切な対応に努めるものとする。

各省各庁の長等は、法第１１条の規定に基づく建設業許可行政庁等への通知義務の適切な実施のために、現場の施工体制の把握のための要領を策定し、公表するとともに、それに従って点検等を行うほか、一括下請負等建設業法（昭和２４年法律第１００号）違反の防止の観点から、建設業

許可行政庁との情報交換等の連携を図るものとする。

(3) 不正行為の排除のための捜査機関等との連携に関すること

入札及び契約に関する不正行為に関しては、法第10条及び第11条に定めるもののほか、各省各庁の長等は、その内容に応じて警察本部その他の機関に通知するなどの連携を確保するものとする。

(4) 不正行為が起きた場合の厳正な対応に関すること

公共工事の入札及び契約に関する談合や贈収賄、一括下請負といった不正行為については、刑法（明治40年法律第45号）、独占禁止法、建設業法等において、罰則や行政処分が定められている。建設業許可行政庁等において、建設業法に基づく処分やその公表等を厳正に実施することと併せて、各省各庁の長等による指名停止についても、公共工事の適正な執行を確保するとともに、不正行為に対する発注者の毅然とした姿勢を明確にし、再発防止を図る観点から厳正に運用するものとする。

特に、大規模・組織的な談合であって悪質性が際立っている場合において、その態様に応じた厳格な指名停止措置を講ずるものとする。また、独占禁止法違反行為に対する指名停止に当たり、課徴金減免制度の適用があるときは、これを考慮した措置に努めるものとする。

指名停止については、その恣意性を排除し客観的な実施を担保するため、各省各庁の長等は、あらかじめ、指名停止基準を策定し、これを公表するものとする。また、当該基準については、原因事由の悪質さの程度や情状、結果の

重大性などに応じて適切な期間が設定されるよう、必要に応じて、適宜見直すものとする。指名停止を行った場合においては、当該指名停止を受けた者の商号又は名称、指名停止の期間及び理由等の必要な事項を公表するものとする。なお、未だ指名停止措置要件には該当していないにもかかわらず、指名停止措置要件に該当する疑いがあるという判断のみをもって事実上の指名回避を行わないようにするものとする。また、予算決算及び会計令に基づき、競争参加資格を取り消し、一定の期間これを付与しないことについても、談合等の不正行為の再発防止を徹底する観点から、できる限り行うよう努めるものとする。

入札談合については、談合の再発防止を図る観点から、各省各庁の長等は、談合があった場合における請負者の賠償金支払い義務を請負契約締結時に併せて特約すること（違約金特約条項）等により、その不正行為の結果として被った損害額の賠償の請求に努めるものとする。なお、この違約金特約条項の設定に当たっては、裁判例等を基準として、合理的な根拠に基づく適切な金額を定めなければならないことに留意する。

（５）談合に対する発注者の関与の防止に関すること

公共工事は、国民の税金を原資として行われるものであることから、とりわけ公共工事の入札及び契約の事務に携わる職員が談合に関与することはあってはならないことであり、各省各庁の長等は、入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成１４年法律第１０１号）を踏まえ、発注者が関与する談合の排除及び防止に取り組むものとする。

る。

併せて、各省各庁の長等は、法及び適正化指針に基づく入札及び契約の手續の透明性の向上や、外部から入札関係職員に対する不当な働きかけ又は口利き行為があった場合の記録・報告・公表の制度を導入すること等により不正行為の発生しにくい環境の整備を進めるとともに、その職員に対し、公共工事の入札及び契約に関する法令等に関する知識を習得させるための教育、研修等を適切に行うものとする。

また、刑法又は独占禁止法に違反する行為については、発注する側も共犯として処罰され得るものであることから、各省各庁の長等は、警察本部、公正取引委員会等との連携の下に、不正行為の発生に際しては、厳正に対処するものとする。

4 主として契約された公共工事の適正な施工の確保に関する事項

(1) 将来におけるより適切な入札及び契約のための公共工事の施工状況の評価の方策に関すること

各省各庁の長等は、契約の適正な履行の確保、給付の完了の確認に加えて、受注者の適正な選定の確保を図るため、その発注に係る公共工事について、原則として技術検査や工事の施工状況の評価（工事成績評定）を行うものとする。技術検査に当たっては、工事の施工状況の確認を充実させ、施工の節目において適切に実施し、技術検査の結果を工事成績評定に反映させるものとする。工事成績評定に当たっては、公共工事の品質を確保する観点から、施工段階での

手抜きや粗雑工事に対して厳正に対応するとともに、受注者がその技術力をいかして施工を効率的に行った場合等については積極的な評価を行うものとする。

工事成績評定が、評価を行う者によって大きな差を生じることがないように、各省各庁の長等は、あらかじめ工事成績評定について要領を定め、評価を行う者に徹底するとともに、これを公表するものとする。また、工事成績評定の結果については、工事を行った受注者に対して通知するとともに、原則として公表するものとする。さらに、工事成績評定の結果を発注者間において相互利用できるようにするため、可能な限り発注者間で工事成績評定の標準化に努めるものとする。

工事成績評定に対して苦情の申出があったときは、各省各庁の長等は、苦情の申出を行った者に対して適切な説明をするとともに、さらに不服のある者については、第三者機関に対してさらに苦情申出ができることとする等他の入札及び契約の過程に関するものと同様の苦情処理の仕組みを整備することとする。

なお、工事成績評定を行う公共工事の範囲については、評定の必要性和評定に伴う事務負担等を勘案しつつ、できる限りその対象を拡げるものとする。

(2) 適正な施工体制を確保するためのダンピングの防止に関すること

いわゆるダンピング受注は、建設業の健全な発達を阻害するとともに、特に、工事の手抜き、下請へのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながりやすいことから、各省各庁の長等においては、低入札価格調査制度

及び最低制限価格制度を適切に活用し、ダンピング受注の排除を図るものとする。この場合、政府調達に関する協定の対象工事については最低制限価格制度は活用できないこととされていることに留意するものとする。

なお、不採算工事の受注強制などは厳に慎むべきものであり、入札辞退の自由の確保等受注者との対等な関係の確立に努めるものとする。

低入札価格調査制度は、入札の結果、契約の相手方となるべき者の申込みの価格によっては、その者により契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合において、そのおそれがあるかどうかについて調査を行うものである。その実施に当たっては、入札参加者の企業努力によるより低い価格での落札の促進と公共工事の品質の確保の徹底の観点から、当該調査に加え、受注者として不可避な費用をもとに、落札率（予定価格に対する契約価格の割合）と工事成績との関係についての調査実績等も踏まえて、適宜、調査基準価格を見直すとともに、あらかじめ設定した調査基準価格を下回った金額で入札した者に対して次に掲げる事項等の調査を適切に行うこと、一定の価格を下回る入札を失格とする価格による失格基準を積極的に導入・活用するとともに、その価格水準を低入札価格調査の基準価格に近づけ、これによって適正な施工への懸念がある建設業者を適切に排除することなどにより、制度の実効を確保するものとする。

イ 当該入札価格で入札した理由は何か

ロ 当該入札価格で対象となる公共工事の適切な施工が可能か

ハ 設計図書で定めている仕様及び数量となっているこ

と、契約内容に適合した履行の確保の観点から、資材単価、労務単価、下請代金の設定が不適切なものでないこと、安全対策が十分であること等見積書又は内訳書の内容に問題はないか

ニ 手持工事の状況等からみて技術者が適正に配置されることとなるか

ホ 手持資材の状況、手持機械の状況等は適切か

ヘ 労働者の確保計画及び配置予定は適切か

ト 建設副産物の搬出予定は適切か

チ 過去に施工した公共工事は適切に行われたか、特に、過去にも低入札価格調査基準価格を下回る価格で受注した工事がある場合、当該工事が適切に施工されたか

リ 経営状況、信用状況に問題はないか

また、各省各庁の長等は、低入札価格調査の基準価格を下回る価格により落札した者と契約を締結したときは、重点的な監督・検査等により適正な施工の確保を図るとともに、下請業者へのしわ寄せ、労働条件の悪化、工事の安全性の低下等の防止の観点から建設業許可行政庁が行う下請企業を含めた建設業者への立入調査との連携を図るものとする。さらに、適正な施工への懸念が認められる場合等には、配置技術者の増員の義務付け、履行保証割合の引き上げ等の措置を積極的に進めるものとする。

これらの低入札価格調査制度については、調査基準価格の設定、調査の内容、監督及び検査の強化等の手続の流れやその具体的内容についての要領をあらかじめ作成し、これを公表するとともに、低入札価格調査を実施した工事に係る調査結果の概要を原則として公表するなど、透明性、公正性の確保に努めるものとする。

(3) 適正な施工を確保するための発注者・受注者間の対等性の確保に関すること

公共工事の適正な施工を確保するためには、発注者と受注者が対等な関係に立ち、責任関係を明確化していくことが重要であることから、現場の問題発生に対する迅速な対応を図るとともに、発注者、設計者及び施工者の三者間の情報共有等の取組を推進するものとする。

また、工事内容の変更等が必要となり、工事費用に変動が生じた場合には、施工に必要な費用が適切に確保されるよう、公共工事標準請負契約約款（昭和25年2月21日中央建設業審議会決定・勧告）に沿った契約約款に基づき、必要な変更契約を適切に締結するものとする。その際には、契約変更手続の透明・公正性の向上及び迅速化のため、関係者が一堂に会して契約変更の妥当性等の審議を行う場（設計変更審査会等）の設置・活用を図るものとする。

(4) 施工体制の把握の徹底等に関すること

公共工事の品質を確保し、目的物の整備が的確に行われるようにするためには、工事の施工段階において契約の適正な履行を確保するための監督及び検査を確実に行うことが重要である。特に、監督業務については、監理技術者の専任制等の把握の徹底を図るほか、現場の施工体制が不適切な事案に対しては統一的な対応を行い、その発生を防止し、適正な施工体制の確保が図られるようにすることが重要である。

このため、各省各庁の長等は、監督及び検査についての基準を策定し、公表するとともに、現場の施工体制の把握

を徹底するため、次に掲げる事項等を内容とする要領の策定等により統一的な監督の実施に努めるものとする。

イ 現場施工に着手するまでの期間や工事の完成後、検査が終了し、事務手続、後片付け等のみが残っている期間など監理技術者を専任で置く必要がない期間を除き、監理技術者の専任制を徹底するため、工事施工前における監理技術者資格者証の確認及び監理技術者の本人確認並びに工事施工中における監理技術者が専任で置かれていることの点検を行うこと。

ロ 現場の施工体制の把握のため、工事施工中における法第13条第1項の規定により提出された施工体制台帳及び同条第3項の規定により掲示される施工体系図に基づき点検を行うこと。

ハ その他元請業者の適切な施工体制の確保のため、工事着手前における工事实績を記入した工事カルテの登録の確認、工事施工中の建設業許可を示す標識の掲示、労災保険関係成立票の掲示、建設業退職金共済制度の適用を受ける事業主に係る工事現場であることを示す標識の掲示等の確認を行うこと。

公共工事の適正な施工を確保するためには、元請業者だけでなく、下請業者についても適正な施工体制が確保されていることが重要である。このため、各省各庁の長等においては、施工体制台帳に基づく点検等により、元請下請を含めた全体の施工体制を把握し、必要に応じ元請業者に対して適切な指導を行うものとする。なお、施工体制台帳は、建設工事の適正な施工を確保するために作成されるものであり、粗雑工事の誘発を生ずるおそれがある場合等工事の適正な施工を確保するために必要な場合に適切に活用

するものとする。

5 その他入札及び契約の適正化に関し配慮すべき事項

(1) 不良・不適格業者の排除に関すること

不良・不適格業者とは、一般的に、技術力、施工能力を全く有しないいわゆるペーパーカンパニー、経営を暴力団が支配している企業、対象工事の規模や必要とされる技術力からみて適切な施工が行い得ない企業、過大受注により適切な施工が行えない企業、建設業法その他工事に関する諸法令（社会保険・労働保険に関する法令を含む。）を遵守しない企業等を指すものであるが、このような不良・不適格業者を放置することは、適正かつ公正な競争を妨げ、公共工事の品質確保、適正な費用による施工等の支障になるだけでなく、技術力・経営力を向上させようとする優良な建設業者の意欲を削ぎ、ひいては建設業の健全な発達を阻害することとなる。

また、建設業許可や経営事項審査の申請に係る虚偽記載を始めとする公共工事の入札及び契約に関する様々な不正行為は、主としてこうした不良・不適格業者によるものである。

このため、建設業許可行政庁等においては、建設業法に基づく処分やその公表等を厳正に実施し、また、各省各庁の長等においては、それらの排除の徹底を図るため、公共工事の入札及び契約に当たり、次に掲げる措置等を講ずるとともに、建設業許可行政庁等に対して処分の実施等の厳正な対応を求めるものとする。

イ 一般競争入札や公募型指名競争入札等における入札参

加者の選定及び落札者の決定に当たって、発注者支援データベースの活用等により、入札参加者又は落札者が配置を予定している監理技術者が現場で専任できるかどうかを確認すること。

ロ 工事の施工に当たって、発注者支援データベースの活用のほか、法第13条第1項の規定に基づく施工体制台帳の提出、同条第3項の規定に基づく施工体系図の掲示を確実に行わせるとともに、工事着手前に監理技術者資格者証の確認を行うこと。

ハ 工事現場への立入点検により、監理技術者の専任の状況や施工体制台帳、施工体系図が工事現場の実際の施工体制に合致しているかどうか等の点検を行うこと。

ニ 検査に当たって、監理技術者の配置等に疑義が生じた場合は、適正な施工が行われたかどうかの確認をより一層徹底すること。

ホ 経営を暴力団が支配している企業等の暴力団関係企業が公共工事からの的確に排除されるよう、各省各庁の長等は、警察本部との緊密な連携の下に十分な情報交換等を行うよう努めるものとする。

また、暴力団員等による公共工事への不当介入があった場合における警察本部及び発注者への通報・報告等を徹底するとともに、公共工事標準請負契約約款に沿った暴力団排除条項の整備・活用により、その排除の徹底を図るものとする。

(2) 入札及び契約のIT化の推進等に関すること

入札及び契約のIT化については、図面や各種情報の電子化、通信ネットワークを利用した情報の共有化、電子入

札システム等の導入により、各種情報が効率的に交換できるようになり、また、ペーパーレス化が進むことから、事務の簡素化や入札に係る費用の縮減が期待される。さらに、インターネット上で、一元的に発注の見通しに係る情報、入札公告、入札説明書等の情報を取得できるようにすることにより、競争参加資格を有する者が公共工事の入札に参加しやすくなり、競争性が高まることも期待される。また、これらに加え、電子入札システムの導入は、入札参加者が一堂に会する機会を減少させることから、談合等の不正行為の防止にも一定の効果が期待される。

このため、各省各庁の長等においては、政府調達に関する協定との整合を図りつつ、必要なシステムの整備等に取り組み、その具体化を推進するものとする。なお、入札及び契約に関する情報の公表の際には、入札及び契約に係る透明性の向上を図る観点から、インターネットの活用を積極的に図るものとする。

I T化の推進と併せ、各省各庁の長は、事務の簡素合理化を図るとともに、入札に参加しようとする者の負担を軽減し、競争性を高める観点から、できるだけ、入札及び契約に関する書類、図面等の簡素化・統一化を図るとともに、競争参加者の資格審査などの入札及び契約の手続の統一化に努めるものとする。

(3) 各省各庁の長等相互の連絡、協調体制の強化に関すること

公共工事の受注者の選定に当たっては、当該企業の過去の工事実績に関する情報や保有する技術者に関する情報、施工状況の評価に関する情報等各発注者が保有する具体的

な情報を相互に交換することにより、不良・不適格業者を排除し、より適切な受注者の選定が可能となる。また、現場における適正な施工体制の確保の観点から行う点検や指名停止等の措置を行うに際しては、発注者相互が協調してこれらの措置を実施することにより、より高い効果が期待できる。さらに、最新の施工技術に関する情報等について、発注者間で相互に情報交換を行うことにより、技術力によるより公正な競争の促進と併せ適正な施工の確保が期待できる。したがって、各省各庁の長等は、入札及び契約の適正化を図る観点から、相互の連絡、協調体制の一層の強化に努めるものとする。

(4) 企業選定のための情報サービスの活用に関すること

発注者支援データベースは、技術と経営に優れた企業を選定するとともに、専任技術者の設置や一括下請負の禁止等に係る違反行為を抑止し、不良・不適格業者の排除を徹底するため効果の高い手段としてその重要性が増していることから、各省各庁の長等は、積極的にその活用を進めるものとする。

また、建設業許可行政庁の保有する工事経歴書や処分履歴等の企業情報の活用も、工事の施工に適した企業を選定や不良・不適格業者の排除のための方策となりうることから、建設業許可行政庁は、その利用環境の向上を図り、各省各庁の長等は、必要に応じ適切に活用するものとする。

第3 適正化指針の具体化に当たっての留意事項

1 特殊法人等及び地方公共団体の自主性の配慮

法第15条第3項は、適正化指針の策定に当たっては、特殊法人等及び地方公共団体の自主性に配慮しなければならないものとしている。これは、国、特殊法人等及び地方公共団体といった公共工事の発注者には、発注する公共工事の量及び内容、発注者の体制等に大きな差があり、また、従来からそれぞれの発注者の判断により多様な発注形態がとられてきたことにかんがみ、適正化指針においても、こうした発注者の多様性に配慮するよう求めたものである。

一方、公共工事の入札及び契約の適正化は、各省各庁の長等を通じて統一的、整合的に行われることによって初めて公共工事に対する国民の信頼を確保するとともに建設業の健全な発達を図るという効果を上げ得るものであることから、できる限り足並みをそろえた取組が行われることが重要であり、各省各庁の長等ごとに、その置かれている状況等に応じた取組の差異が残ることはあっても、全体としては着実に適正化指針に従った措置が講じられる必要がある。

2 業務執行体制の整備

法及び適正化指針に従って公共工事の入札及び契約の適正化を促進するためには、発注に係る業務執行体制の整備が重要である。このため、各省各庁の長等においては、入札及び契約の手続の簡素化・合理化に努めるとともに、必要に応じ、CM（コンストラクション・マネジメント）方式の活用・拡大等によって業務執行体制の見直し、充実等を行う必要がある。特に、小規模な市町村等においては、技術者が不足していることも少なくなく、発注関係事務を適切に実施できるよ

うにこれを補完・支援する体制の整備が必要である。このため、国及び都道府県の協力・支援も得ながら技術者の養成に積極的に取り組むとともに、公団、事業団等の受託制度や外部機関の活用等を積極的に進める必要がある。また、国及び都道府県は、このような市町村等の取り組みが進むよう協力・支援を積極的に行うよう努めるものとする。

国土入企第１３号
財計第２２３６号
平成２３年８月２５日

各省各庁の長

あて

法人所管大臣

国土交通大臣

財 務 大 臣

公共工事の入札及び契約の適正化の推進について

公共工事の入札及び契約については、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成１２年法律第１２７号。以下「法」という。）及び公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成１７年法律第１８号）や公共工事の入札契約を巡る最近の状況を踏まえ、不断の見直しを行い、改善をしていくことが求められています。

特に、各発注者は、入札契約の適正化を図るため、法第４条及び第５条（特殊法人等にあつては法第６条で準用する法第４条及び第５条。以下同じ。）の規定による情報の公表を適切に行い、また、法第１６条に基づいて、公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（平成１３年３月９日閣議決定。以下「指針」という。）に従って必要な措置を講ずるよう努めることにより、入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性の確保、公正な競争の確保、談合その他の不正行為の排除の徹底、公共工事の適正な施工の確保を図らなければなりません。

しかしながら、本年１月に公表した法及び指針の措置状況調査の結果によると、一部の発注者においては、法による義務付け事項であるにもかかわらず、未措置事項があるとともに、指針に従って措置を講ずる努力義務のある事項についても、その実施が不十分な事項が見受けられる者があります。

また、地域の建設企業の減少・小規模化や建設投資の減少に伴って、社会資本等の維持管理、除雪、災害応急対応等の事業の担い手確保が困難となるおそれがあること、

また、公共工事全体としては低価格入札が増加していることなど、入札契約を巡る最近の状況を踏まえ、去る８月９日、別添のとおり、指針の一部改正が閣議決定されたところであり、各発注者は、法第１６条に基づき、改正後の新たな指針に従って公共工事の入札及び契約の適正化に努めることが求められています。

このため、各発注者におかれては、上記の措置状況調査の結果及び今般の指針改正の趣旨を踏まえ法による義務付け事項のうち未実施のものについて、速やかに措置を講ずるとともに、法第１８条に基づき、特に取り組む必要があると認められる次のⅠ以下に掲げる措置を速やかに講ずるよう要請します。

独立行政法人、特殊法人等を所管する大臣におかれては、入札及び契約の一層の適正化が進むよう、所管法人に対しても法の遵守並びに指針及び本要請に沿った取組の徹底をお願いします。

Ⅰ．緊急に措置に努めるべき事項

次の事項は、法第１６条に基づく努力義務のある事項を定めた指針の中でも、特に緊急に措置に努めるべき事項であり、各発注者は、公共工事の入札及び契約の適正化が各発注者を通じて統一的、整合的に行われることによって、初めて公共工事に対する国民の信頼が確保しうるものであることを踏まえて、速やかにそれぞれの措置を講ずるようお願いします。

１．地域維持型契約方式

地域の建設企業は、社会資本等の維持管理、除雪、災害応急対応等の事業（以下「地域維持事業」という。）を行っており、地域社会の維持に不可欠な役割を担っているが、建設投資の大幅な減少等に伴い、地域維持事業を担ってきた地域の建設業者の減少・小規模化が進んでおり、このままでは、事業の円滑かつ的確な実施に必要な体制の確保が困難となり、地域における最低限の維持管理までもが困難となる地域が生じかねない。地域の維持管理は将来にわたって持続的に行われる必要があり、入札及び契約の方式においても担い手確保に資する工夫が必要である。

このため、担い手確保のための入札及び契約の方法における工夫の必要性を把握する観点から、地域維持事業の担い手の実情を調査するとともに、地域維持事業に係る経費の積算において、事業の実施に要する経費を適切に費用計上すること。また、地域維持事業の担い手確保が困難となるおそれがある場合には、仕組みの詳細は検討中であるが、地域の実情に応じ、適正な予算執行に留意しつつ、複数の種類や工区の地域維持事業をまとめた契約単位や、複数年の契約単位など、一の契約の対象を従来よりも包括的に発注するとともに、迅速かつ確実に現場へアクセスする

ことが可能な体制を備えた地域精通度の高い建設業者で構成される建設共同企業体等を実施主体として活用する地域維持型の契約方式を、適切に活用すること。

2. ダンピング対策の強化

近年、公共工事全体としては、低入札価格調査基準価格（特殊法人等にあつては最低制限価格を含む。以下同じ。）を下回る入札のあった工事の割合が急増しているが、いわゆるダンピング受注は、工事の手抜き、下請けへのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底など、公共工事の品質確保に支障が生じかねないことに加え、公正な取引秩序を歪め、建設業の健全な発達を阻害するおそれがある。また、施工監督の強化など行政コストの増大を招くおそれがある。

このため、低入札価格調査制度（特殊法人等にあつては最低制限価格制度を含む。以下同じ。）を適切に活用し、ダンピング受注の排除を徹底すること。具体的には、低入札価格調査基準価格について、平成23年4月に改正された「工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル」を踏まえた算定方式の改定等により適切に見直すこと。また、低入札価格調査制度の調査要領の策定・公表を推進するとともに、契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の具体的な判断基準の明確化、調査結果の公表等により、適切な調査の実施と透明性を確保すること。

低入札価格調査基準価格及び契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の具体的な判断基準については、公共工事の品質の確保、建設業の健全な発達に支障を来たさないよう適切に見直すこと。

また、ダンピング受注防止の観点から、入札時において、工事費内訳書の提出を求めること。

あわせて、低入札価格調査基準価格を下回る価格により落札した者と契約する場合における措置として、工事の重点監督の実施、建設業許可行政庁の立入調査との連携、配置技術者の増員の義務付け、履行保証割合の引上げ、前払金支払割合の引下げ等の措置を行うこと。

3. 予定価格等の事前公表の見直し

特殊法人等にあつては、予定価格及び低入札価格調査基準価格について、事前公表により弊害が生じうること、地域の建設業の経営を巡る環境が極めて厳しい状況にあることにかんがみ、事前公表を取りやめ、契約締結後の公表とすること。

この際、入札前に入札関係職員から予定価格又は低入札価格調査基準価格を聞き出して入札の公正を害そうとする不正行為を抑止するため、外部から入札関係職員に対する不当な働きかけ又は口利き行為があった場合の記録・報告・公表の制度を導入する等、談合等に対する発注者の関与の排除措置を徹底すること。

4. 予定価格の適切な設定

予定価格の設定に当たっては、資材等の最新の実勢価格を適切に反映させるとともに、必要に応じ、見積りを活用した積算方式の活用を図りつつ、実際の施工に要する通常妥当な経費を適切に計上すること。

特に、いわゆる歩切りによる予定価格の切り下げは、予定価格が予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）により取引の実例価格等を考慮して適正に定められるべきものとされていること、公共工事の品質や工事の安全の確保に支障を来すとともに建設業の健全な発達を阻害するおそれがあることから、これを行わないこと。

5. 一般競争入札等の活用に必要な条件整備

公共工事の入札及び契約の方法、とりわけ一般競争入札の活用に伴う諸問題に対応するため、定期の競争参加資格審査において、工事成績等の実績を適切に評価した発注者別評価点の導入を図るとともに、不良・不適格業者を競争参加資格審査において除外すること。また、個別工事の発注に当たっては、一定の資格等級区分内の者による競争を確保するとともに、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）に基づく中小企業者に関する国等の契約の方針も踏まえ、適切な競争参加条件（過去の工事实績及び成績、地域要件等）を設定するなど、必要な条件整備を適切に講じること。地域要件の活用については、恣意性を排除した整合的な運用を確保する観点から、各発注者が予め運用方針を定めるものとする。

入札ボンドについて、市場機能の活用により、契約履行能力が著しく劣る建設企業の排除やダンピング受注の抑制等を図る観点から、「入札ボンド制度の対象工事の拡大等について」（平成22年5月20日付け国総入企第2号）でお願いしたところにより、その積極的な活用と対象工事の拡大を進めること。また、資格審査及び監督・検査の適正化並びにこれらに係る体制の充実、事務量の軽減等を図ること。

6. 総合評価落札方式における手続の合理化及び透明性の確保

総合評価落札方式で入札を行う工事については、技術提案やその審査及び評価が必要であるが、競争参加者が特に多いため入札段階における発注者及び競争参加者双方のこれらの手続コストが増大しているものについては、必要に応じ、簡易な技術提案等で詳細な技術提案を求める者を選定する段階審査により落札者を決定する方式を活用し、双方の事務量の軽減と、適正な審査の確保を図ること。

総合評価落札方式は、発注者による技術提案の審査・評価に透明性・公正性の確保が特に求められることから、評価項目等を適切に設定するとともに、技術提案の評価結果について、その点数及び内訳の公表に加えて、「総合評価落札方式における技術提案等の採否に関する詳細な通知の実施について」（平成22年4月9日付

け国地契第2号、国官技第9号、国営計第5号）を参考に、具体的な評価内容を当該提案企業に対して通知するなどの措置を講ずること。

7. 公共工事標準請負契約約款に基づく変更契約の締結の促進等

平成22年7月の中央建設業審議会で改正され、「公共工事標準請負契約約款の実施について」（平成22年7月26日付け国土交通省中建審第1号）をもって各発注機関あて勧告された公共工事標準請負契約約款（昭和25年2月21日中央建設業審議会決定・勧告）に沿って、できる限り速やかに貴職発注工事に係る請負契約約款の改正を行うこと。また、工事内容の変更等が必要となり、工事費用に変動が生じた場合には、施工に必要な費用が適切に確保されるよう、同約款に沿った契約約款に基づき、必要な変更契約を適切に締結すること。その際には、契約変更手続の透明・公正性の向上及び迅速化のため関係者が一堂に会して契約変更の妥当性等の審議を行う場（設計変更審査会等）の設置・活用を図ること。このほか、現場で発生した問題に迅速に対応する取組（ワンデーレスポンス等）や、発注者、設計者及び施工者の三者間の情報共有等の取組（三者会議等）についても推進を図ること。

8. 談合等の不正行為に対する発注者の関与の防止の徹底

入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）の趣旨及び近年の動向を踏まえ、各般の措置を総合的に講ずることにより、不正行為に対する発注者の関与の防止の徹底に全力を尽くすとともに、不正行為に対しては厳正に対処すること。

このような観点から、職員に対する教育、研修等を適切に行うとともに、入札及び契約の過程並びに契約の内容について審査及び意見の具申等を行う入札監視委員会等の第三者機関の設置をはじめ、必要な対策の実施に積極的に取り組むこと。

また、談合情報を得た場合の取扱要領（談合情報対応マニュアル）の策定・充実及び公表を推進することと併せて、談合情報対応のための内部における連絡・報告体制等を整備すること。

併せて、工事費内訳書の確認、入札結果の事後的・統計的分析の活用など入札契約過程の監視の強化に必要な取組を実施することにも努めること。

II. 継続的に措置に努めるべき事項

次の事項は、I. に掲げる事項のほか、法第16条に基づいて措置を講ずるよう努めなければならない事項であり、それぞれの趣旨を踏まえて、速やかに措置を講

ずるようお願いします。

1. 一般競争入札の適切な活用

一般競争入札の活用にあたっては、I. 5. のとおり、競争条件の整備を適切に行うこと。また、一般競争入札の適用範囲を適切に設定すること。

2. 総合評価落札方式の適切な活用

総合評価落札方式の導入を図るとともに、対象工事の考え方を設定することによりその適切な活用を図ること。

また、建設企業の技術開発を促進し、併せて公正な競争の確保を図るため、民間の技術力の活用により、品質の確保、コスト縮減等を図ることが可能な場合においては、工事の規模・態様に応じ、例えば、設計・施工一括発注方式又は詳細設計付発注方式などの発注方式の活用や、VE方式等を通じた民間の技術提案の積極的な活用を検討すること。

3. 指名停止措置等の適正な運用の徹底

談合等不正行為を行った者に対しては、指名停止措置の適切な運用により厳正に対処すること。指名停止措置については、客観的な実施を担保するため、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル」及び「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルの運用申し合わせ」に沿って、あらかじめ指名停止基準を策定し公表するとともに、その適切な運用を図ること。

また、談合等不正行為の抑止を図る観点から、談合等不正行為があった場合における受注者の賠償金支払い義務を請負契約締結時に併せて特約する違約金特約条項を適切に付すること。違約金の額は、裁判例等を基準とした合理的な根拠に基づく金額とすること。

4. 入札及び契約の過程並びに契約内容の透明性の確保

法第4条及び第5条の規定により、情報の公表を行わなければならない事項に加え、競争参加者の経営状況及び施工能力に関する評点又は当該点数と工事成績その他の各発注者による評点の合計点数、等級区分を定めている場合の区分の基準を公表すること。

I. 8. の第三者機関の設置・運営について明確に定め、これを公表するとともに、その活動状況に関する必要な資料を公表するなど透明性の確保を図ること。また、入札及び契約に係る苦情を中立・公正に処理する仕組みを整備すること。

入札及び契約に関する情報の公表の際には、透明性の向上を図る観点から、インターネットの活用を積極的に図ること。

5. 適正な施工の確保

適正な施工体制の確保のためには、現場の施工体制を把握し、適切に点検を行うことが重要である。このため、公共工事の監督・検査の充実と併せて、受注者による施工体制台帳の提出及び施工体系図の適切な掲示を徹底し、施工体制台帳等の活用マニュアルを参考に適正な施工体制の確保に努めること。

また、施工能力の乏しい不良・不適格業者の排除の徹底を図るため、施工体制把握のための要領、工事の監督・検査基準等の策定及び公表を推進すること。

発注者支援データベースを積極的に活用し、入札参加者又は落札者が配置を予定している監理技術者の工事現場への専任を的確に確認すること。

6. 不良・不適格業者の排除

建設業法その他工事に関する諸法令（社会保険・労働保険に関する法令を含む）を遵守しない企業やペーパーカンパニー、適切な施工が行い得ない企業などの不良・不適格業者については、建設業許可行政庁等と相互に連携し、公共工事からの排除に向けた取組の徹底を図ること。

暴力団員が実質的に経営を支配している企業やこれに準ずる企業（暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している企業など）が公共工事からの的確に排除されるよう、警察当局と協定を締結し、これに基づき相互通報体制の確立や定期会議の開催などを通じて、緊密な連携の下に十分な情報交換等を行うとともに、公共工事標準請負契約約款に沿った暴力団排除条項の整備・活用を図ること。また、受注者に対し、暴力団員等による公共工事への不当介入があった場合における警察本部及び発注者への通報・報告等を徹底すること。

7. 電子入札の導入

電子入札システムの導入について、談合等の不正行為の防止、事務の簡素化や入札に要する費用の縮減、競争に参加しようとする者の利便性の向上等の観点から、可能な限り速やかにその導入を図ること。

8. 発注者としての体制の補完

学校建物等の耐震化事業など、短期間に複数の事業を並行的に実施しなければならない場合や、関係者間の調整が特に円滑に行われなければならない場合には、必要に応じてCM（コンストラクション・マネジメント）方式等外部機関による支援の活用を積極的に進めることにより、発注者としての体制の補完を図ること。

Ⅲ. 情報の公表を行わなければならない事項

次の事項は、法第4条及び第5条の規定により、情報の公表を行わなければならない事項であり、公表が行われていない場合は、速やかに必要事項の公表を行って下さい。

1. 当該年度の公共工事の発注見通しに関する事項（変更後のものを含む。）（法第4条）
2. 入札・契約の過程に関する事項（法第5条第1号）
 - ① 入札に参加した者の商号・名称、入札金額
 - ② 落札者の商号・名称、落札金額
 - ③ 入札参加者の資格を定めた場合における当該資格
 - ④ 指名した者の商号・名称
 - ⑤ その他公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号。以下「政令」という。）で定める入札・契約の過程に関する事項
3. 公共工事の契約内容（法第5条第2号）
 - ① 契約の相手方の商号・名称
 - ② その他政令で定める公共工事の契約内容に関する事項

事 務 連 絡

平成23年8月25日

(社) 全国建設業協会会長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

入札契約適正化の要請について

本年1月24日に公表した「入札契約適正化法に基づく実施状況調査」の結果及び本年8月9日に「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」(以下、「適正化指針」という。)の一部変更が閣議決定されたこと等を踏まえ、各省各庁の長、法人を所管する大臣、地方公共団体の長及び地方議会の議長に対し、別添のとおり、改正後の「適正化指針」及び要請文が発出されましたので、参考までにお知らせします。

貴団体におかれましては、必要に応じて、会員、傘下団体等に周知いただきますようお願いいたします。

総合評価方式の活用・改善等による品質確保に関する懇談会 (平成23年度 第1回)

日 時：平成23年9月26日（月）15:00～17:00

場 所：経済産業省別館1028号会議室

議 事 次 第

- 1 開 会
- 2 挨 拶
- 3 議 事

- (1) 総合評価落札方式の活用・改善等による品質確保に関する
検討について（案）
- (2) 総合評価落札方式の効果検証と更なる展開
- (3) 多様な発注方式の導入・普及に関する検討
- (4) その他

- 4 今後の予定について
- 5 閉 会

総合評価落札方式の活用・改善等による 品質確保に関する検討について(案)

2. 平成23年度の実施計画(案)

(1)総合評価方式の実施状況のフォローアップ

- 国土交通省直轄工事における総合評価方式の実施状況を年次報告としてとりまとめ、公表する。

(2)総合評価落札方式の効果検証と更なる展開

①総合評価落札方式の効果検証

- 総合評価落札方式の品質確保への寄与度について、総合評価のタイプ、評価項目等による影響を分析することにより効果を検証する。

②総合評価方式の制度設計

- 総合評価方式の効果検証結果を踏まえ、工事規模、工事種別等により適用すべき総合評価方式のタイプ、評価方法を検討する。
 - 技術提案を求めるタイプと簡易に技術力を評価するタイプへの二極化等
 - 技術評価点の考え方

(3)多様な発注方式の導入・普及に関する検討

①総合評価方式における段階選抜方式の試行拡大における検討

- 一段階目における絞り込みの方法、絞り込み業者数等の検討
 - 選抜企業の偏りの防止
 - 選抜するための評価項目の設定

②その他

- 総合評価方式における事後審査方式の試行
 - 分析・評価の実施
- 地元企業活用審査型総合評価落札方式の試行
 - 適用の拡大、評価項目の検討
- 特定専門工事審査型総合評価落札方式の試行
 - 適用の拡大、評価項目の検討

総合評価落札方式に対する 委員アンケート

各委員からのご意見(まとめ)

①総合評価落札方式の効果

- ・価格競争から技術競争への転換
- ・品質確保・向上と総合的なコスト縮減
- ・ダンピング対策・不良不適格業者の排除
- ・技術力向上に対する好循環

③総合評価落札方式の役割と今後の取組

- ・企業努力や工事成績と受注の好循環を形成
- ・過度な負担を背負い込んでいる
- ・品質を確保するうえで適切な業者選定を行うものであり、品質のさらなる向上やコスト低減とは目的が異なる
- ・品質確保は監督・検査が鍵であり、総合評価方式で品質確保を担保するのは限界がある
- ・指名競争入札など、入札契約方式の多様化
- ・資格審査や参加要件などによる入札参加者の絞り込み

④産業政策と入札契約制度

- ・調達の理念と産業政策の理念のバランス
- ・品質以外は建設産業政策として別途対応を行うのが筋
- ・技術と経営に優れた企業の健全な発展を促すことが入札契約制度の役割

②総合評価落札方式の課題及び改善の方向性

<効果の計測・検証>

- ・品質向上等の効果の可視化・検証

<適用対象工事の見直し>

- ・技術提案を求めるタイプと簡易に評価するタイプに二極化

<簡素化>

- ・事務手続きにかかるコストと得られる効果のバランス
- ・段階選抜方式を導入
- ・難易度の高くない工事の評価を簡素化
- ・透明性確保にかかる手間の見直し

<評価方法>

- ・総合評価のタイプの分け方と技術評価の在り方
- ・絶対評価と相対評価の使い分け
- ・ヒアリングの活用
- ・適切な評価項目の設定・評価

<その他>

- ・発注者の能力向上、体制、人材育成
- ・高度技術提案型の活用、改善
- ・技術提案に係る費用
- ・技術評価結果の通知範囲

分類	主なご意見
①総合評価落札方式の効果	◆ 価格競争から技術力の競争への転換 ◆ 技術力のある施工者の選定・不良不適格業者の排除 ◆ ダンピング対策 ◆ 品質確保・向上と総合的なコストの縮減 ◆ 真のコストの追及等業界の刷新の環境が整ってきた ◆ 受発注者の工事に対する理解度の向上 ◆ 技術力向上に対する好循環・技術開発の促進 ◆ 手続きが透明化し発注者の説明責任が向上

分類	主なご意見
②総合評価落札方式の課題及び改善の方向性	
効果の計測・検証	◆ 効果が見えにくい ◆ 効果の計測 ◆ 技術評価の効果検証 ◆ 地域貢献度を評価することによって、防災力等が維持・向上されていることの検証 ◆ 品質向上に寄与したか検証
適用対象工事の見直し	◆ 技術提案を求め、企業の技術を購入するタイプと、簡易に技術力を評価し、施工の確実性を評価するタイプに二極化 ◆ 平凡な工事は価格重視、高い技術を求める限られた工事は手間暇を惜しまぬ評価 ◆ 評価を充実すべき案件と価格重視で差し支えない案件を客観的に判断できる指標が必要 ◆ 工事特性を考え採用の可否を判断 ◆ 総合評価方式は、行き過ぎた「価格」偏重を是正するとともに、手続きの透明化や発注者の説明責任の向上を図る上でそれなりの貢献を果たしており、一部の工事や業務を総合評価方式の対象から外すことは、慎重な検討が必要
簡素化	◆ 受発注者の負担増・手続き期間の長期化 ◆ 事務手続きにかかるコストと得られる効果のバランス ◆ 二段階選抜方式を導入して、より詳細な技術提案を求める会社を予め絞り込むことにより、受発注者の負担軽減 ◆ 簡易型や標準Ⅱ型の簡素化 ◆ 技術提案を求めなくとも構造物の品質が確保できる工事では、より簡易な総合評価方式を採用すべき ◆ 各社とも品質を確保するための技術レベルに到達している工事では、低入札防止対策を講じた上で、同種工事の施工実績、配置予定技術者の能力、簡易な施工計画などで技術力を評価するより簡易な総合評価方式を採用 ◆ 透明性確保は評価システムに対する信頼性確保が目的であり、それ自体が目的ではない。透明性確保に「過度な」技術費源が投入されないよう留意すべき。

分類	主なご意見
② 総合評価落札方式の課題及び改善の方向性 評価方法	◆ 総合評価のタイプの分け方と技術評価の在り方について基本に立ち返った議論が必要 ◆ 技術評価に有意な差がつかない ◆ 簡易型や標準型の一部は絶対的な評価とすべき ◆ プラスアルファの技術を求める場合は相対評価で良い ◆ 簡易型で企業の固定化を回避する仕組みを導入 ◆ 過去の実績やヒアリングにより、現場代理人(主任技術者)の評価をより重視 ◆ ヒアリングや技術対話により、より丁寧且つ詳細な技術提案の評価 ◆ 品質確保の観点からは、同種実績が最も客観性・信頼性があり、重点化も一つの方法 ◆ 全ての総合評価案件を、技術者への直接ヒアリングによることが望ましい ◆ 施工の方法や応札者が備える資格要件は評価対象から外すことが望ましい ◆ 発注者ごとに評価方法が異なり、また、評価基準が不透明 ◆ 標準的な方法で確保できないものを技術提案で求め受注者に負担させないルールづくり ◆ 評価項目が当該工事の品質に関係ないものも多々ある ◆ 簡易型、標準型では、いかに上手に技術提案を書くかにエネルギーを費やし、技術を向上させるインセンティブが働いていない ◆ 無理に差別化を図るのではなく、良いものを適正な価格で調達するとのスタンス
その他	◆ 発注者の評価能力向上、体制、人材育成 ◆ 高度技術提案型をより積極的に採用 ◆ 高度技術提案型では、予定価格の範囲内で、技術点1位を落札者とする ◆ 高度技術提案型への施工体制確認型の実施徹底 ◆ 高度技術提案型において、提案企業毎に提出された見積りに応じて調査基準価格を設定 ◆ 技術提案の作成に要する費用の支払いや一般管理費の引き上げが望まれる ◆ 入札参加の可否の判断に繋がるよう、おおよその技術評価点を個別にそれぞれ事前通知 ◆ 技術評価結果の情報公開について、発注者が何を考えているか、事業者に取り求めることができるかどうかをテストするため、グレーゾーンを残しておくべき ◆ 過去の所属企業における技術者の実績は一定期間認めない、評価を下げる等の対応

P. 4

分類	主なご意見
③ 総合評価落札方式の役割と今後の取組	◆ 技術力の向上に対する好循環の形成 ◆ 入口部分の総合評価と出口部分の成績評定は対になって品質確保の実効性が出てくる ◆ 企業の実績や努力を受注者選定に反映させることが役割であるが、現状では過度の負担を背負い込んでいる ◆ 設計上の品質を確保するうえで適切な業者選定を行うものであり、品質のさらなる向上や建設コストの低減とはその目的が異なるものであることを再認識する必要がある ◆ 品質確保は施工者側の施工体制と発注者側の監督・検査体制が鍵であり、総合評価方式で品質確保を担保するのは限界がある ◆ 工事成績や表彰が受注につながる好循環により、工事の品質向上への気運醸成 ◆ 民間企業が技術力を競うことによりモチベーションの向上、技術と経営に優れた健全な建設業の育成、価格以外の多様な要素が考慮された競争が行われることに大きく寄与 ◆ 不良不適格業者の排除や、企業の技術力の評価などは、競争参加資格審査、経営事項審査など、より川上の手続きの中で実施し、入札参加企業数を絞り込む ◆ 多様な発注方式の阻害要因となっており、指名競争入札など入札方式の多様化が必要 ◆ 調査計画段階など、より川上の段階から施工業者が事業に参画する契約方式、設計・施工一体発注方式、さらにはPPPなど、民間企業の技術競争や積極的なリスク負担を奨励する発注方式を実現
④ 建設産業政策における入札契約制度の役割	◆ 調達の理念と産業政策の理念のバランス ◆ 建設関連技術力のサステナビリティを考慮した制度であるべき ◆ 真の意味で品質確保のため、Value for Money を常識視して欲しい ◆ 総合評価方式は、打ち出の小づちではないことを自覚しないといけない ◆ 品質以外の部分は、技術評価から分離し、建設産業政策として別途対応を行うのが筋 ◆ 技術と経営に優れた企業が適正に評価され生き残れるような環境整備が求められている ◆ 誠実で技術に優れた企業が存続でき、災害時における活動など国民生活を守るために維持、発展できるように促すことが、入札契約制度の役割 ◆ 技術力を確保した上で、適正な価格での受注が図られることが重要

P. 5

分類	主なご意見
⑤入札契約制度に関して 検討すべきその他の内容	◆ 契約制度 ◆ 適正な入札競争が行える入札制度の再構築 ◆ 最優先課題は依然として、談合阻止や過当競争排除 ◆ ランク分けの細分化や、総合評価方式のきめ細かな方式設置など、中小企業者を対象とした取組みについて、更なる検討が必要 ◆ 日本全体の技術開発のあり方を含めた技術戦略 ◆ 維持管理（インフラマネジメント）のための制度、技術革新を促す仕組み ◆ 建設生産システムの効率性と信頼性の向上、建設産業の技術競争力・マネジメント能力の強化、建設分野の技術開発の促進に資することにより軸足を置いた施策展開 ◆ 専門工事会社の技術力向上支援と適正評価・各プレイヤーの連携を促すマネジメント業務の革新・コントラクターとコンサルタントのパートナーシップを含む国際競争力の強化 ◆ 土木分野と建築分野における入札契約制度の違いが生じている背景を考慮することで、入札契約制度の抜本的改革に有効なアイデアが浮かぶであろう ◆ 十分な労働賃金を確保するための仕組みの整備 ◆ 過当競争により大きく目減りしている予定価格の復元

P. 6

質問事項

1. 総合評価方式導入によって、どのようなメリット、デメリットが表れていると感じていますか。また、これらのメリット、デメリットを勘案すると、今後、どのようなものにすべきとお考えですか。
2. 総合評価方式の技術評価について、技術力に見合った評価が行われていると思われますか。また、今後、どのような評価のあり方がふさわしいとお考えですか。また、具体的な評価方法としてどのようなものが良いとお考えですか。
3. 総合評価方式の事務手続きについて、評価の充実と事務の簡素化は、トレードオフの面があると考えますが、今後、どのような方向に改善していくべきとお考えですか。
4. 国土交通省では、これまで、総合評価方式の全面的な導入を進めてきましたが、こうした推進方針について、今後、どのように進めて（或いは見直して）いけばよいとお考えですか
5. 公共工事の品質確保を行う建設生産システムの循環の中で、総合評価方式の役割はどのようにあるべきとお考えですか。
6. 建設産業政策面も含めると、総合評価方式をはじめとする入札契約制度の役割はどのようにあるべきとお考えですか。
7. その他、総合評価方式をはじめ、入札契約制度に関して検討すべきとお考えの点があれば、ご記入下さい。

総合評価落札方式の効果検証と更なる展開

総合評価落札方式の効果検証と更なる展開(背景)

平成17年の「品確法」の施行以降、総合評価落札方式の普及・拡大を図るとともに、様々な課題に対して改善策を講じてきたところ

5年が経過したことから……

これまでの総合評価落札方式の実施状況を踏まえ、その効果を再検証した上で、今後の改善の方向性を検討

<検討方針>

①総合評価落札方式の導入経緯とこれまでの改善の方向性を整理

どのような目的で導入したか、また改善の方向性がどのようなものであったかを整理することで、総合評価落札方式の本来あるべき姿を整理

②導入の効果や改善の効果を再検証

導入の目的や改善の目的が達成されたかを、成績評定との比較などを通して検証

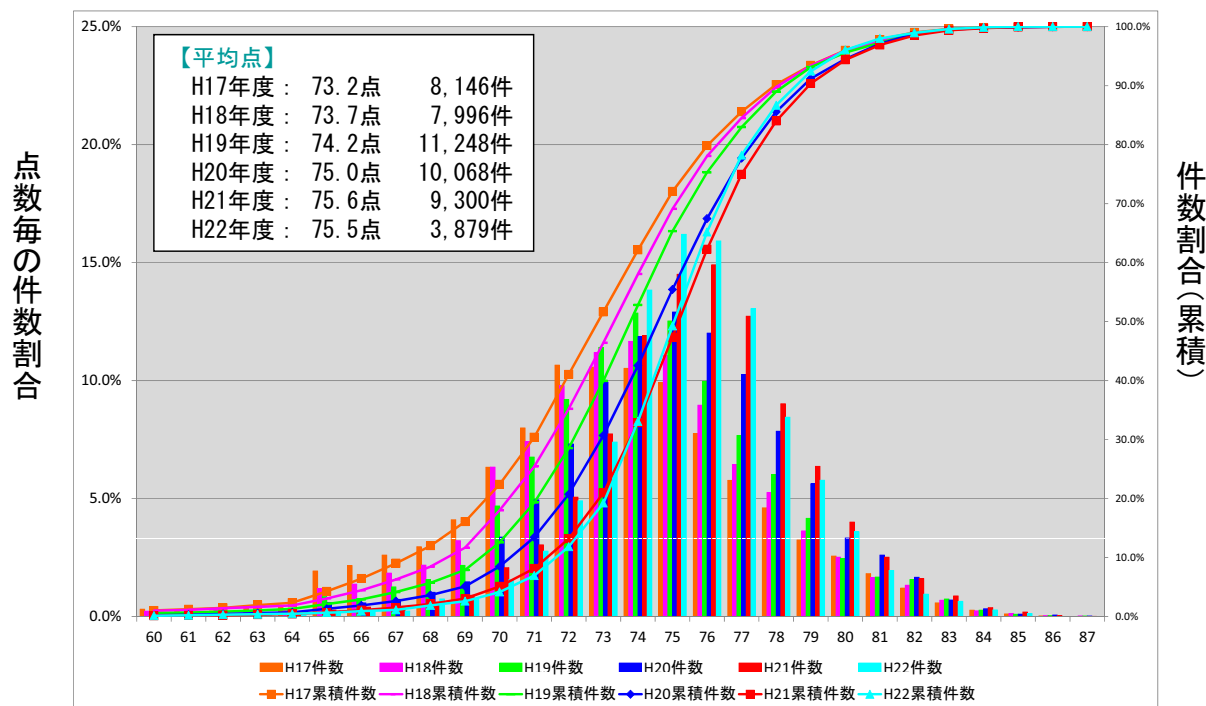


制度設計等の見直しも含め、総合評価落札方式の更なる展開に向けて検討

総合評価落札方式の効果検証①

●工事成績評定点の分布と経年変化

■総合評価落札方式の導入・拡大に伴い工事成績評定点の平均点は高くなる傾向にあり、全体的な分布も工事成績評定点の高い方へ推移している



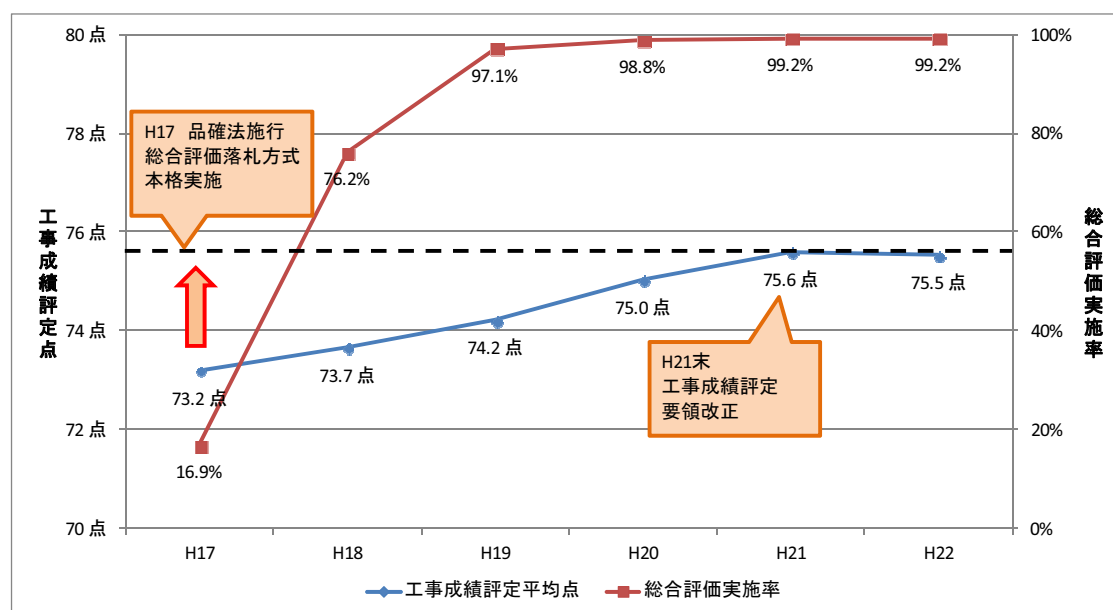
注1) 8地方整備局の工事(価格競争含む)を対象。(港湾・空港関係工事を除く)

P.2

総合評価落札方式の効果検証②

●総合評価落札方式の実施率と工事成績評定点の変化

■総合評価落札方式の導入・拡大に伴って工事成績評定点が年々高くなっており、工事の品質向上につながっている可能性がある。
[H17年度の平均値:73.2点 → H22年度の平均値:75.5点(約2.3点のアップ)]

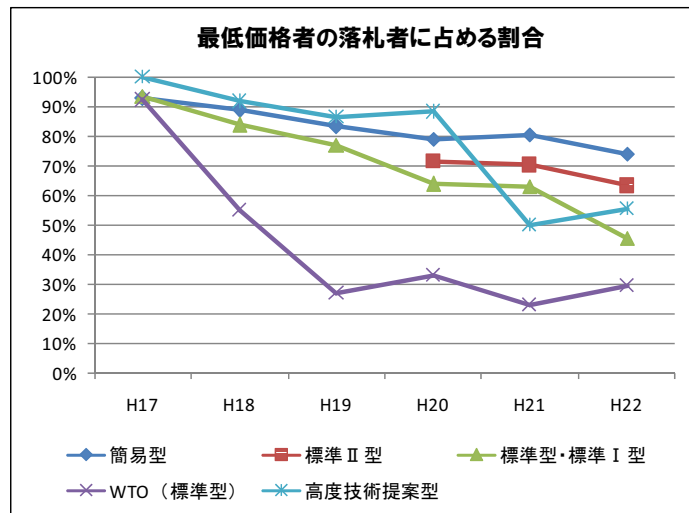
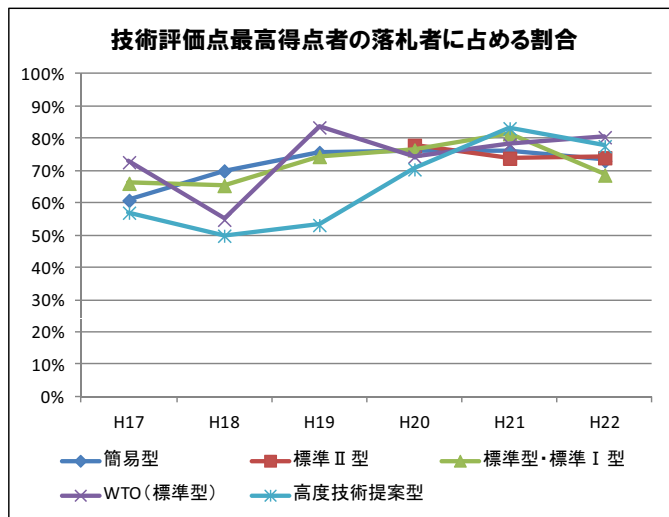


注1) 8地方整備局の工事(価格競争含む)を対象。(港湾・空港関係工事を除く)

総合評価落札方式の効果検証③

●落札者に占める技術評価点の最高得点者及び最低価格者の割合

■落札者の内、技術評価点の最高得点者の占める割合は増加傾向にあり、最低価格者の占める割合は減少傾向にある。



注1) 8地方整備局の工事を対象。(港湾・空港関係工事を除く)
注2) 加算方式の工事を除く。

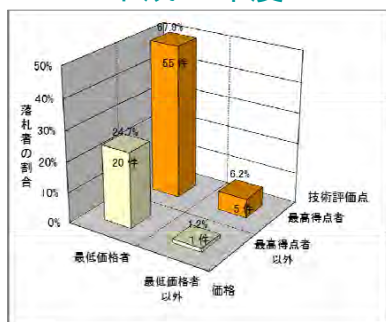
P.4

総合評価落札方式の効果検証④

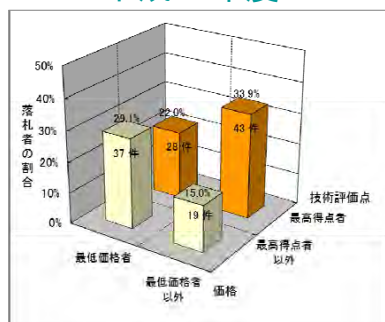
●落札者に占める技術評価点の最高得点者・最高得点者以外、最低価格者・最低価格者以外の割合 [WTO(標準型)]

■落札者の内、技術評価点の最高得点者の占める割合は増加傾向にあり、最低価格者の占める割合は減少傾向にある。

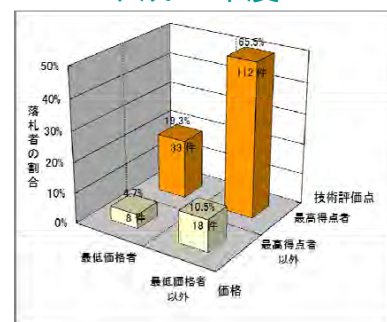
平成17年度



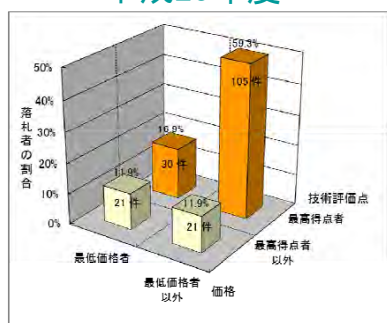
平成18年度



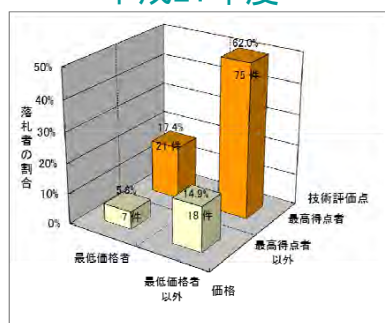
平成19年度



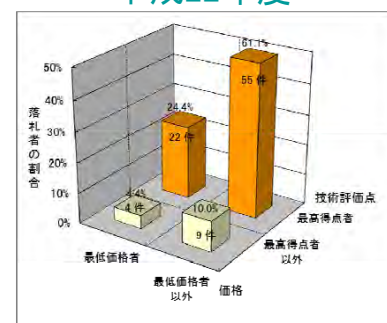
平成20年度



平成21年度



平成22年度



注1) 8地方整備局の工事を対象。(港湾・空港関係工事を除く)
注2) 加算方式の工事を除く。

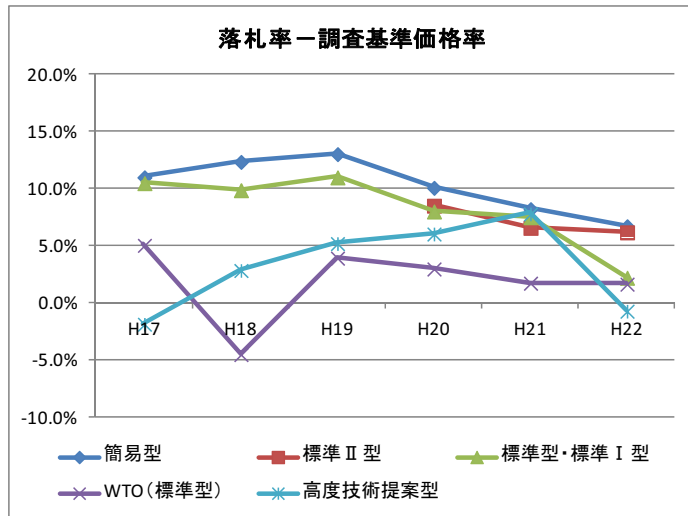
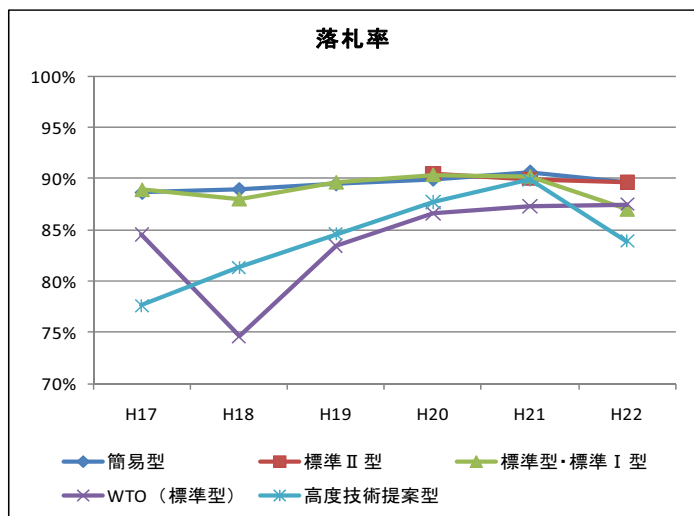
注3) 主要4工種(一般土木、AS舗装、PC、鋼橋上部工)の工事を対象。
注4) 予定価格超過者、辞退者及び不参加者を除く有効入札参加者を対象に、価格及び技術評価点の区分を判定。

P.5

データで見る総合評価落札方式①

●落札率

■WTO（標準型）の落札率については、H18年度以降上昇している。一方、落札率と調査基準価格率の差はH19年度以降縮小傾向にあり、H22年度には、2%程度となっている。



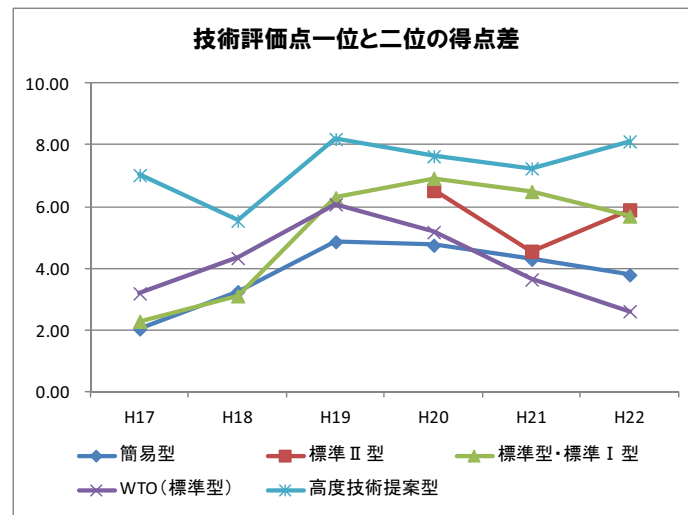
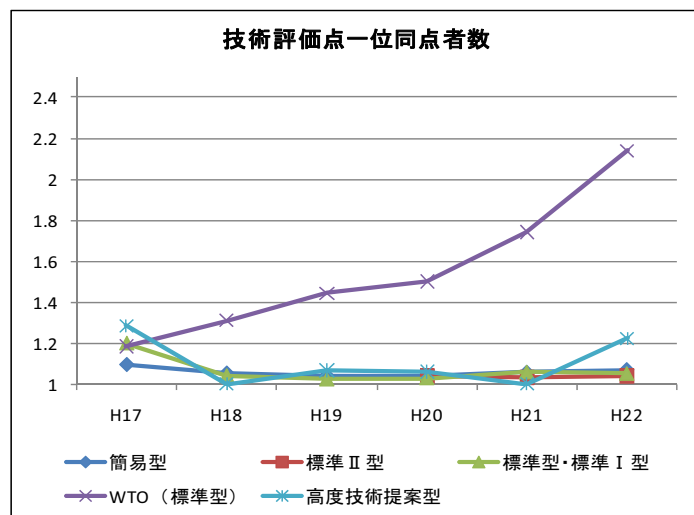
注1) 8地方整備局の工事を対象。(港湾・空港関係工事を除く)
注2) 加算方式の工事を除く。

P.6

データで見る総合評価落札方式②

●応札者の技術評価点

■WTO（標準型）において、技術評価点一位同点者数が増加している。
■技術評価点一位と二位の得点差は、WTO（標準型）、簡易型で小さく、特にWTO（標準型）はH20年度以降急激に差が縮小している。



注1) 8地方整備局の工事を対象。(港湾・空港関係工事を除く)
注2) 加算方式の工事を除く。

注3) 技術評価点一位と二位の得点差は予定価格内1者の工事を除き集計。

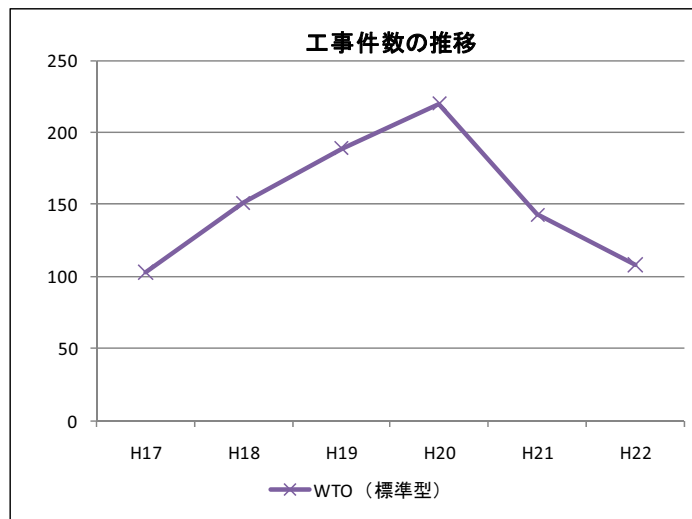
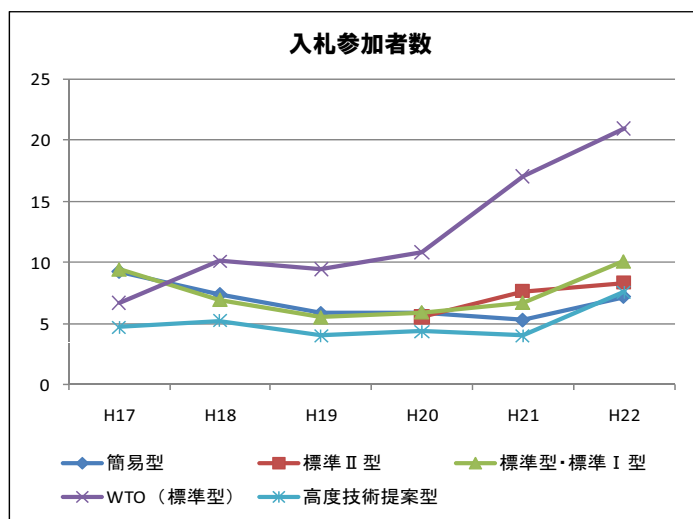
注4) 予定価格超過者、辞退者及び不参加者を除く有効入札参加者11を対象に、技術評価点の順位を判定。

P.7

データで見る総合評価落札方式③

●入札参加者数

- WTO(標準型)の工事件数がH20年度をピークに減少している。
- 一方、WTO(標準型)の入札参加者数は、H20年度の10者程度からH22年度には20社程度まで倍増している。



注1) 8地方整備局の工事を対象。(港湾・空港関係工事を除く)
注2) 加算方式の工事を除く。

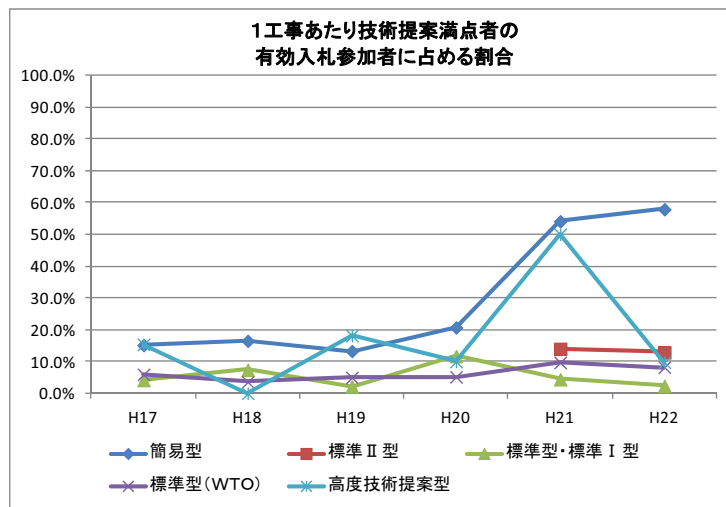
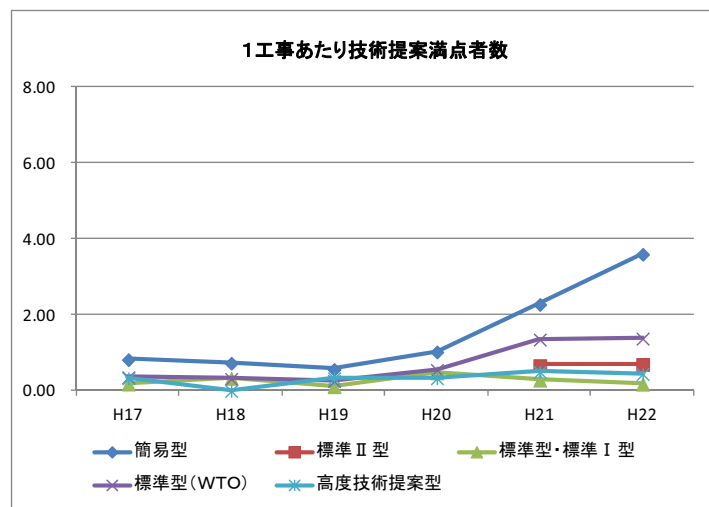
注3) 入札参加者数は7地方整備局で集計。

P.8

データで見る総合評価落札方式④

●技術提案の満点者数

- 簡易型は、H20年度以降1工事あたり技術提案満点者数が増加し、H22年度で4者程度となっている。
- 簡易型の1工事あたり技術提案満点者の有効入札参加者に占める割合もH20年度以降増加し、H22年度で60%弱となっている。



注1) 8地方整備局の工事を対象。(港湾・空港関係工事を除く)
注2) 加算方式の工事を除く。

注3) 主要4工種(一般土木、AS舗装、PC、鋼橋上部工)の工事を対象。

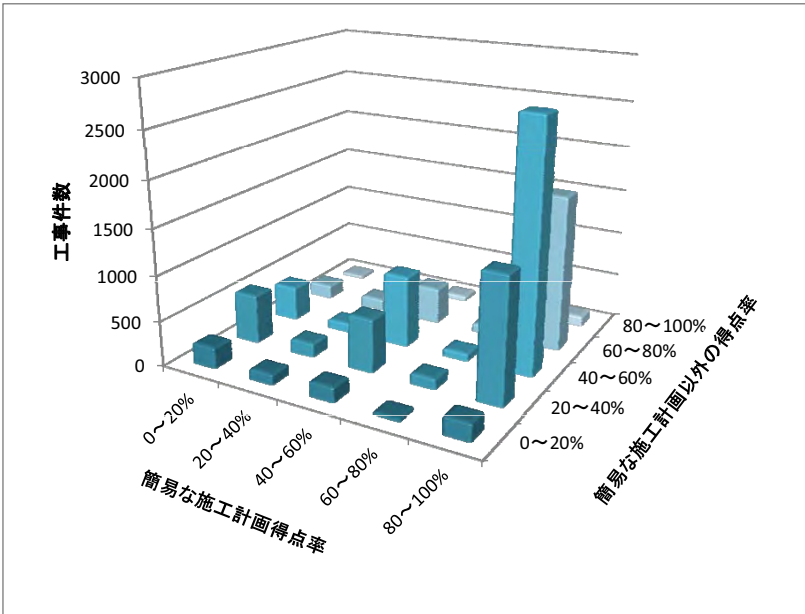
注4) 予定価格超過者、辞退者及び不参加者を除く有効入札参加者を対象に、技術提案の満点者数を算出。

P.9

データで見る総合評価落札方式⑤

●簡易な施工計画の得点率と企業評価（企業の施工能力・配置予定技術者の能力・地域精通度等）の得点率

■簡易な施工計画の得点率が80~100%に集中している。



注1) 8地方整備局の工事を対象。(港湾・空港関係工事を除く)
注2) 平成22年度契約の工事を対象。
注3) 主要4工種(一般土木、AS舗装、PC、鋼橋上部工)の工事を対象。
注4) 実績重視型の工事を除く
注5) 予定価格超過者、辞退者及び不参加者を除く有効入札参加者を対象。

総合評価落札方式のタイプ別の課題

総合評価落札方式のタイプ	課題
高度技術提案型	- 高度技術提案型については、結果として最も優れた技術提案を採用できるように、技術評価点の最も高い技術提案に基づき予定価格を算定し、また調査基準価格を設定している。 - 入札参加者は各々の提案に基づき入札してくるため、入札価格がばらつき、このことが落札率が低いことの一因となっている可能性がある。 - 民間の高い技術力を有効に活用するという観点から、予定価格の設定方法を含め、技術提案・評価のあり方について検証が必要である。 - 適用件数が少なく、高度技術提案型の活用に向けた検討が必要である。
標準型	- WTO対象工事では、技術評価点の最高得点者による落札率が高い一方、落札率と調査基準価格率との差が小さくなってきており、技術評価点の最高得点者が、調査基準価格に近い価格で落札している状況にある。 - WTO対象工事では、技術評価点の1位同点者数が増加しているとともに、技術評価点1位と2位の得点差が縮小しており、技術評価点での差がつきにくくなっていることから、技術提案・評価のあり方について検証が必要である。 - WTO対象工事では、工事件数の減少に伴い、入札参加者数が急増しているものと思われる。 - 段階選抜方式の導入等、手続きの簡素化や技術提案・評価のあり方を見直す必要がある。
簡易型	- 簡易な施工計画について、満点者数、有効入札参加者に占める満点者の割合とも増加し、また、得点率が80～100%と高く、入札参加者の技術力の選別の観点からは、必ずしも有効に機能していないものと思われる。 - 簡易型総合評価落札方式については、発注件数が多く、技術提案に係る受発注者の手間は小さくない。 「簡易な施工計画」の役割を検証し、これに代わるより効率的・効果的な方法を検討する必要がある。

簡易型

- ・入札参加者の技術力の選別の観点からは、「簡易な施工計画」は必ずしも有効に機能していないと思われる。
- ・「簡易な施工計画」の役割を検証し、これに代わるより効率的・効果的な方法を検討する必要がある。

標準型

- ・WTO対象工事では、技術評価点の最高得点者が、調査基準価格に近い価格で落札している。
- ・WTO対象工事では、技術評価点での差がつきにくくなっていることから、技術提案・評価のあり方について検証が必要である。
- ・WTO対象工事では、入札参加者数が急増している。
- ・段階選抜方式の導入等、手続きの簡素化や技術提案・評価のあり方を見直す必要がある。

高度技術提案型

- ・民間の高い技術力を有効に活用するという観点から、予定価格の設定方法を含め、技術提案・評価のあり方について検証が必要である。
- ・適用件数が少なく、高度技術提案型の活用に向けた検討が必要である。

・標準型適用の考え方を見直し、技術提案により企業の技術力を評価するタイプと企業の施工能力を簡易に評価するタイプに二極化することとし、その線引きについて検討

施工能力評価型[仮称]

- ・施工能力を有する企業を確実に選別する観点から、「簡易な施工計画」に代わる、効果的、効率的な手段を検討(例えばヒアリング等)
- ・受注者の固定化に配慮した評価方法等を検討

技術提案評価型[仮称]

- ・一段階目での絞込みの方法等について検討するとともに、段階選抜方式の試行を拡大
- ・技術評価点に優位な差がでるよう、求める技術提案の設定方法、評価方法について検討

高度技術提案評価型[仮称]

- ・より技術力を評価する観点から、予定価格の設定方法、技術提案の評価方法、点数の付与の方法、落札者の決定方法について検討
- ・適用件数拡大に向けた手続き期間の短縮、手続きの簡素化等について検討

【参考3-1】総合評価落札方式の変遷

総合評価落札方式の実施状況

通達等

時代背景

総合評価落札方式の導入

【平成11年度】
大蔵省との個別協議を経て総合評価落札方式の試行
・今井一号橋撤去工事
・五十里ダム施設改良工事

【平成11年度～13年度】
舗装における騒音値の低減、施工期間・通行止め時間の短縮等を評価項目とした総合評価を実施

総合評価落札方式の拡大

【平成14年度】
全契約金額の2割以上で実施を目標

積極的活用～原則実施

【平成17年度】
全契約金額の4割以上で実施を目標
・高度技術提案型・標準型・簡易型の導入

【平成18年度】
全契約金額の8割以上で実施を目標
(件数ベースで5割以上)
・施工体制確認型の導入

【平成19年度】
全契約金額の9割以上で実施を目標
(件数ベースで6割以上)

【平成20年度】
原則実施
・標準型をⅠ型とⅡ型に区分

【平成22年度】
・加算点内訳の標準案

公共工事における入札・契約制度の改革について（中建審 H5.12.21）
・一般競争方式の導入
・技術提案総合評価方式の検討

公共事業の入札・契約手続きの改善に関する行動計画（閣議了解 H6.1.18）
・一般競争入札方式の導入

建設市場の構造変化に対応した今後の建設業の目指すべき方向について（中建審 H10.2.4）
・価格のみの競争の見直し、総合評価方式の導入

総合評価落札方式の包括協議（H12.3.27）

総合評価落札方式の標準ガイドライン（関係省庁申合せ H12.9.20）
・運用上の基本的な手引き

入札契約適正化法（H12.11.27）

総合評価落札方式の性能等の評価方法について（新通達）（H14.6.13）
・総合評価管理費を計上しない評価項目の評価方法を規定
・加算点の標準を10点

品質法（H17.3.31）

・総合評価による品質確保の必要性
・技術提案を求める努力義務

品質確保促進ガイドライン（H17.9）

・すべての工事に総合評価の適用を基本
・高度技術提案型・標準型・簡易型の導入

入札談合の再発防止対策について（H17.8.12）

・一般競争方式の拡大
・総合評価方式の拡大と充実

公共工事に関する入札契約の適正化について（中建審 H17.11.2）

・価格競争から企業の総合的な能力による競争への転換
・総合評価方式の拡充と普及促進

緊急公共工事品質確保対策（H18.12.8）

・施工体制確認型総合評価落札方式導入

入札談合の防止について（H19.3.9）

・多様な発注方式の採用
・一般競争方式の拡大

公共工事の品質確保に関する当面の対策について（関係省庁連絡会議 H20.3.28）

・原則総合評価方式を実施

建設市場・競争環境

・政府調達協定交渉（H8.1.1発効）

不正行為

・ゼネコン汚職（平成5年）

・元建設大臣受託収賄容疑（平成12年）

・鋼橋談合（平成17年）

・水門談合（平成18年）

・公共投資の減少
・価格競争の激化
・ダンピング受注
・適正施工への懸念

	標準ガイドライン (H12)	新通達(H14)	品確法(H17) 契機	緊急公共工事 品質確保対策 (H18)契機	運用ガイドライン (H22)
高度技術 提案型			10～50点	30点(施工体制) 10～70点(加算点) ※施工体制なしは50点まで	30点(施工体制) ～70点(技術提案) ※施工体制なしは50点まで
標準Ⅰ型 16	必須評価項目以外 (総合評価管理費非計上) 必須評価項目 (総合評価管理費計上)	必須評価項目以外 (総合評価管理費非計上) 必須評価項目 (総合評価管理費計上) 必須項目を評価する場合	10～50点	30点(施工体制) 10～70点(加算点) ※施工体制なしは50点まで	30点(施工体制) 60～70点(加算点合計) ※施工体制なしは50点まで 40～50点(技術提案) 20点(施工能力等)
		10点 必須項目以外のみ評価する場合			30点(施工体制) 50～60点(加算点合計) ※施工体制なしは50点まで 20～30点(技術提案) 25～35点(施工能力等)
簡易型			10～30点	30点(施工体制) 10～50点(加算点) ※施工体制なしは30点まで	30点(施工体制) 30～40点(加算点合計) ※施工体制なしは30点まで 5～10点(施工計画) 20～35点(施工能力等)

目 標	件数	—	—	—	H18:5割	H19:6割	H20～:原則実施
	金額	—	H14～H16:2割	H17:4割	H18:8割	H19:9割	H20～:原則実施

多様な発注方式の導入・普及に関する検討

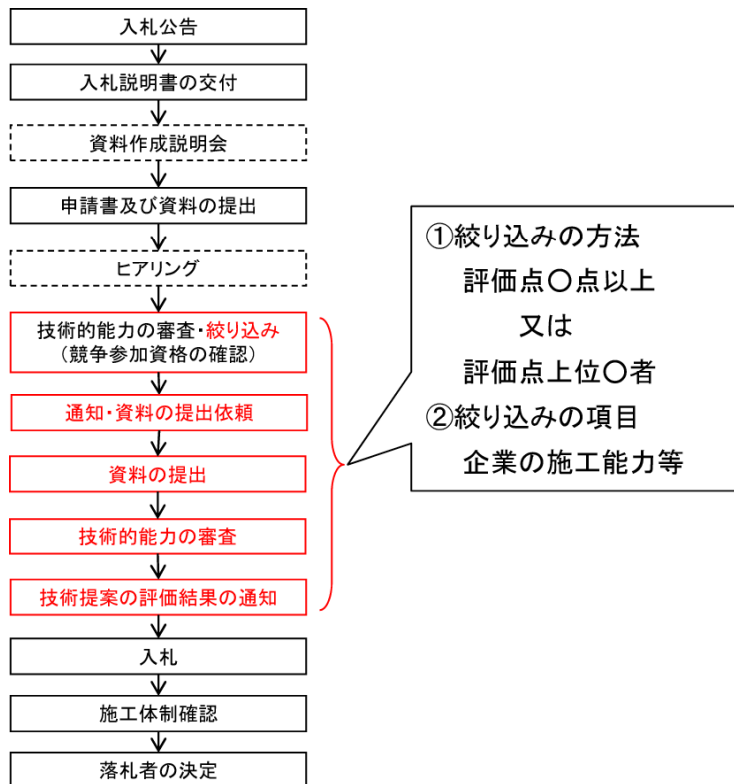
検討事項

- (1) 段階選抜方式の試行
- (2) 事後審査方式の試行
- (3) 地元企業活用審査型総合評価落札方式の試行
- (4) 特定専門工事審査型総合評価落札方式の試行

(1)段階選抜方式の試行

入札参加者の技術提案の負担の軽減等を図る観点から、総合評価落札方式における段階選抜方式を試行。

段階選抜方式を採用したフロー



○平成23年度試行工事の概要(予定)

地整	件数	工事の概要
東北	検討中	
関東	5件	鋼橋上部、PC外検討中
中部	検討中	
近畿	1件	一般土木
中国	2件	鋼橋上部
四国	2件	一般土木、鋼橋上部
九州	2件	一般土木、PC

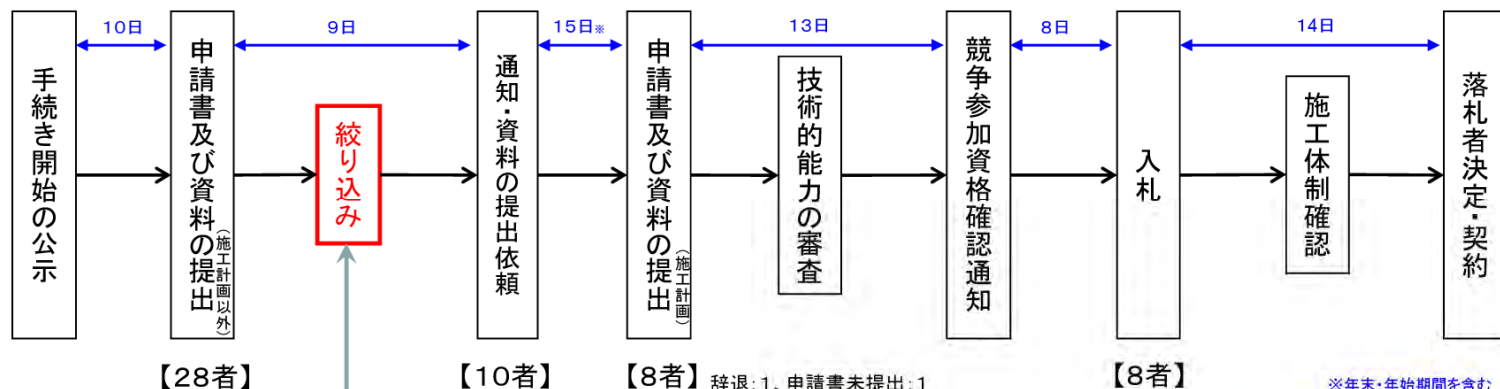
2

【参考】段階選抜方式の試行事例①

○工事概要

工事名	矢切函渠その8工事					地整	関東地整
工種	一般土木	総合評価	標準Ⅱ型	公示日	H22.12.3	契約日	H23.2.10
主な工事内容	函渠工事(L=90m)						

○手続きの流れ



①絞り込みの方法

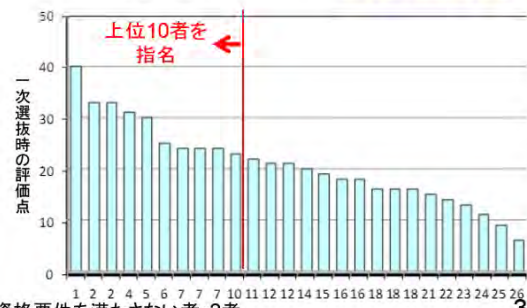
下記「絞り込みの項目」の評価点の合計値が、上位10者までに含まれる者を一次選定。

※1 他の競争参加資格を充たす参加者が10社に満たない場合は全社を選定

※2 10者目の評価点と同点の者が複数いる場合は、その全ての者を含む

②絞り込みの項目(合計75点)

「企業の技術力(施工計画を除く)」(65点)及び「企業の信頼性・社会性」(10点)



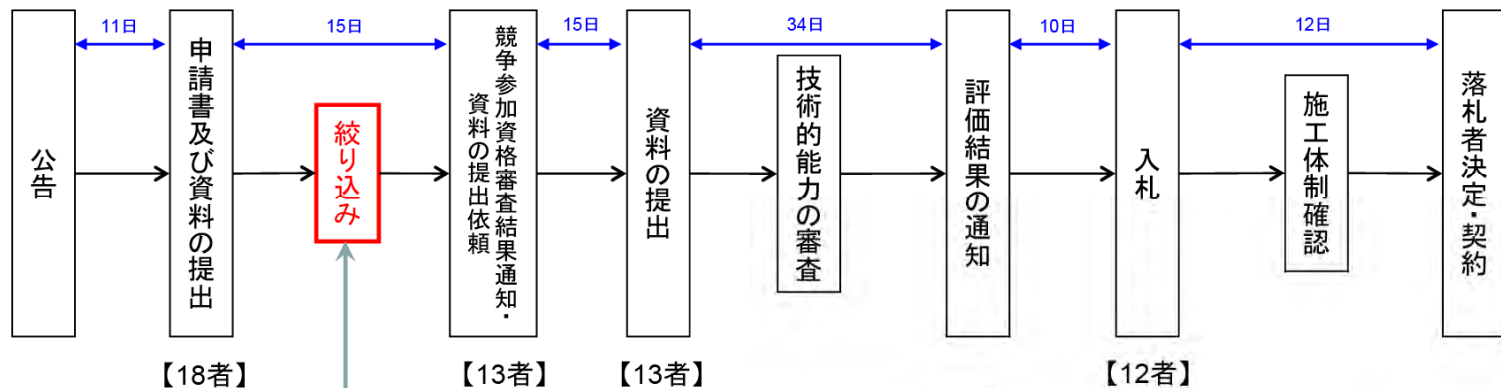
3

【参考】段階選抜方式の試行事例②

○工事概要

工事名	平成22～24年度 新仁淀川大橋上部第2工事					地整	四国地整
工種	鋼橋上部	総合評価	標準 I 型	公告日	H22.11.4	契約日	H23.2.9
主な工事内容	工事延長 L=100m、橋長L=99.05m、上部工形式 鋼4径間連続鋼床版桁橋						

○手続きの流れ



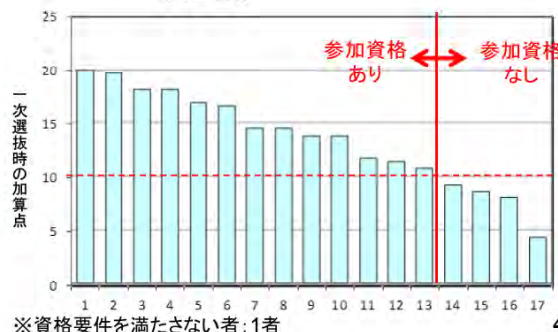
①絞り込みの方法

技術提案以外の企業評価及び技術者評価項目の加算点満点(20点)の50%以上

②絞り込みの項目(合計105点)※最も高い評価点を得た企業に20点を与え、その他に企業については按分

企業評価(工事成績、工事に係る表彰、近隣地域での施工実績、地域貢献に係る表彰等及び鋼橋等製作工場の体制)(60点)

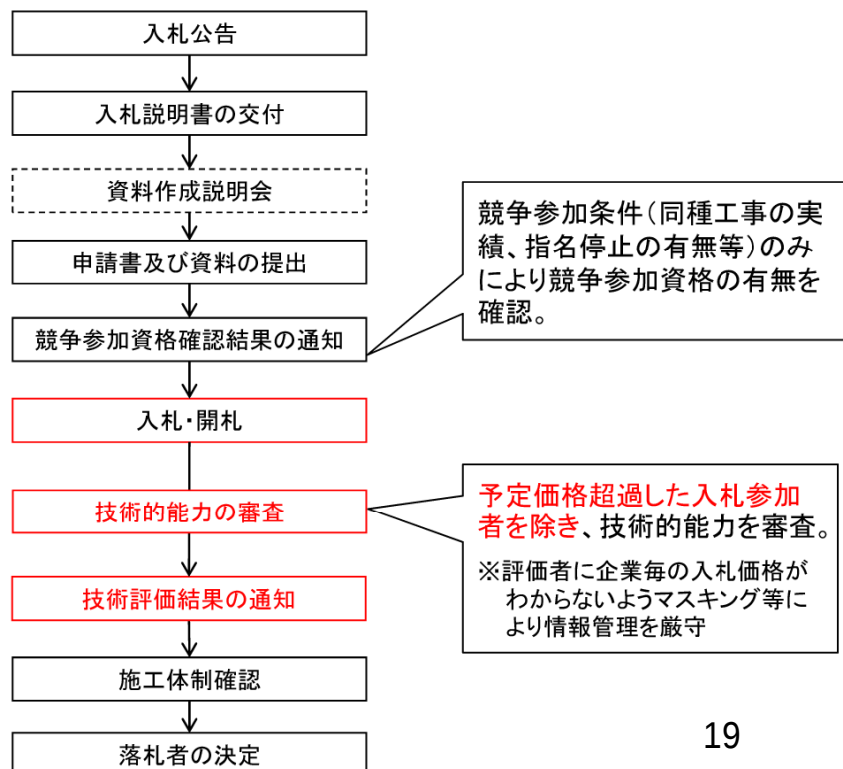
技術者評価(CPD、同種類似の施工実績、工事成績及び優良技術者表彰)(45点)



(2)事後審査方式の試行

技術審査・評価に係る事務量の軽減を図る観点から、総合評価落札方式における事後審査方式を試行。

事後審査方式を採用したフロー



○平成23年度試行工事の概要(予定)

地整	件数	工事の概要
北陸	7件	一般土木 鋼橋上部、PC

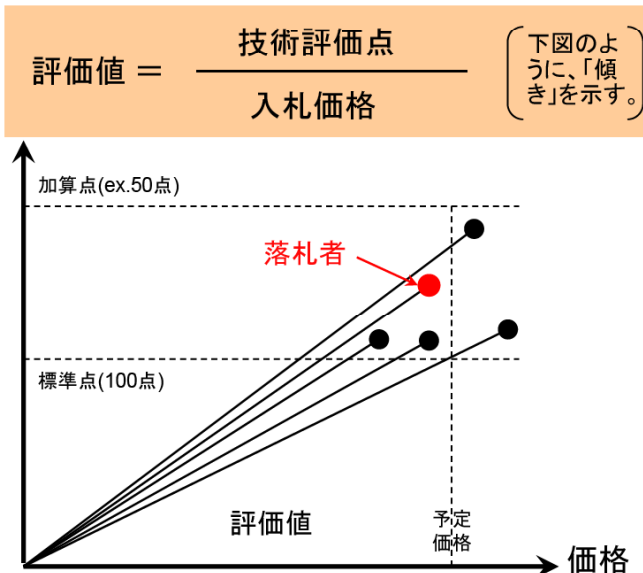
(3) 地元企業活用審査型総合評価落札方式の試行

総合評価落札方式の技術評価において、元請企業だけでなく、下請企業や資材会社における地域への貢献度(災害対応への積極的参加等)等を適切に評価する「地元企業活用審査型総合評価落札方式」を試行。

平成23年度は、約60件で試行を予定。

【総合評価落札方式の仕組み】

予定価格の範囲内で、評価値が最も高い者を落札者とする方式のこと。



【地元企業活用審査型の技術評価項目】

技術評価項目

技術提案

工事の施工能力

地域精通度・貢献度

地域精通度(近隣地域での施工実績等)

地域貢献度(災害協定の締結・活動実績等)

地元調整が多く必要な工事における地元事情に精通している地元企業の下請業者等としての活用の度合い

- ・下請企業の近隣地域での施工実績
- ・下請企業の社会的貢献に係る表彰
- ・地元(優良)資材会社の活用の度合い等

6

(4) 特定専門工事審査型総合評価落札方式の試行

○専門工事業の技術力が工事全体の品質確保に大きな影響を及ぼすと思われる工事において、入札参加者に加えて、**入札参加者が受注者となった場合に想定される専門工事業者の技術力も評価**する総合評価落札方式を試行。

平成23年度は、約10件で試行を予定。

【対象工事】

・**法面処理工、杭基礎工、地盤改良工又は海上工事**(海上工事については、いずれかの工種に限る)のいずれかを含む専門工事(特定専門工事)が、工事全体に占める重要度が高い工事

【評価項目】

・評価項目は、**特定専門工事部分とそれ以外とに分けて設定**

➤技術評価点(加算点)の配点割合(イメージ)

(標準Ⅰ型)

加算点(70点)		施工体制審査点(30点)
技術提案(50点)	施工能力等(20点)	
特定専門工事に係る技術提案	特定専門工事業者 ・施工実績 ・配置予定技術者等	

加算点全体の50%未満

【配点割合】

・特定専門工事部分に係る加算点の割合は、施工体制評価点を除く**加算点全体の50%未満となる範囲**で、工事全体に占める特定専門工事部分の重要度に応じて適切に設定

【審査・評価方法の留意点】

・**特定専門工事部分についての技術提案を求める**
 ・原則として、入札参加者(元請)及び**特定専門工事業者**双方の配置予定技術者より**ヒアリングを実施**
 ※特定専門工事業者のヒアリングへの同席は、任意の協力によるものとする

【その他】

・特定専門工事業者の選定や特定専門工事部分の施工等について、**落札者(元請)の責任において行われるもの**
 ・やむを得ない場合を除き、特定専門工事業者の変更を認めるものではない

今後の予定

総合評価落札方式の効果検証と更なる展開

第1回懇談会（H23年9月26日）

- ・委員意見、データ分析より課題の整理
- ・今後の検討の方向性整理



第2回懇談会（H23年12月頃予定）

- ・委員意見、データ分析、ヒアリング等より課題の整理
- ・論点整理
- ・総合評価落札方式の改善（案）



第3回懇談会（H24.3月頃予定）

- ・総合評価落札方式の改善（案）



- ・準備の整った地方整備局より、順次、新しい総合評価落札方式で運用

東日本大震災を踏まえた 中部地方の防災対策について

平成23年10月

国土交通省 中部地方整備局

迅速な緊急対応を可能にした「くしの歯」作戦

社会資本整備審議会
第13回道路分科会(H23.5.23)
資料抜粋

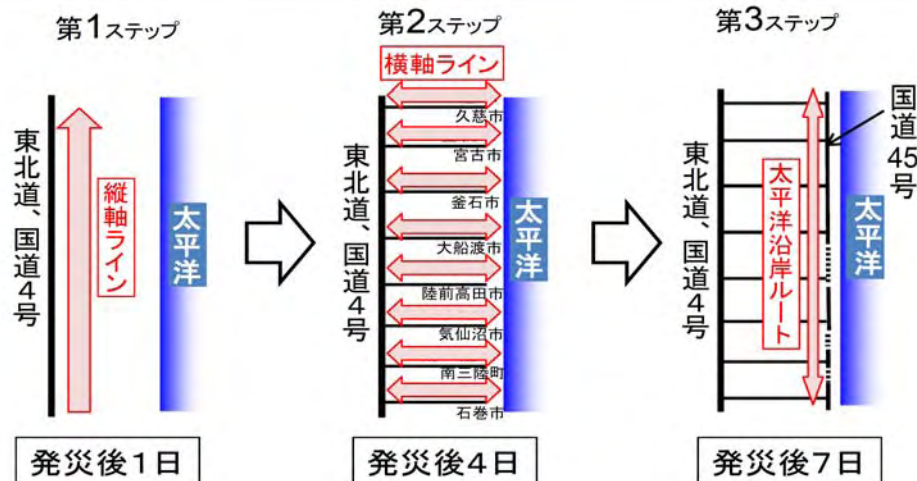
- 3月11日、津波で大きな被害が想定される沿岸部への緊急輸送路確保のため、「くしの菌型」救援ルートを設定

＜第1ステップ＞ 東北道、国道4号の縦軸ラインを確保

＜第2ステップ＞ 太平洋沿岸地区へのアクセスは東北道、国道4号から横軸ラインを確保
→3月12日：11ルートの東西ルート確保、 →3月14日：14ルート確保
→3月15日：15ルート確保（16日から一般車両通行可）

＜第3ステップ＞ →3月18日：太平洋沿岸ルートである国道45号、6号の97%啓開を終了

国道4号から各路線経由で
国道45号及び国道6号までの啓開状況



第7回高速道路のあり方検討有識者委員(H23.7.14)
資料抜粋

■ 過去の震災を踏まえ耐震補強を実施してきた結果、東北管内の高速道路1,079橋、直轄国道1,528橋において、津波による流出5橋を除き、落橋などの致命的な被害を防ぐことができ、早期復旧を実現

県道(観測震度: 震度5弱)



【耐震補強なし】
橋脚が地震動により損傷

- 落橋防止装置の一部破壊 ▶
(国道13号福島西道路吾妻高架橋)



第7回高速道路のあり方検討有識者委員(H23.7.14)
資料抜粋

-
- 三陸道 宮古道路
- 三陸道 山田道路
- 三陸道 釜石山田道路
- 東北横断自動車道釜石秋田線
- 三陸道 大船渡三陸道路
- 岩手県
- 三陸道 唐桑道路
- 宮城県
- 三陸縦貫自動車道
- 仙台東部道路
- 常磐自動車道
- 三陸縦貫自動車道等水圏
- 凡例
- 三陸縦貫自動車道等
 - 供用中
 - 事業中
 - 調査中
 - IC、JCT
- | | 延長 | 供用中 | 事業中 | 調査中 |
|-------|--------------|-------------|------------|------------|
| 三陸縦貫道 | 224km (100%) | 113km (51%) | 55km (24%) | 56km (25%) |
- (H23.4.1時点)



- ・宮古道路では、住民約60人が盛土斜面を駆け上がり道路に避難
- ・釜石山田道路では、小中学校の生徒・地域住民が自動車道を歩いて避難

児童生徒たちは、高台への避難場所に逃げた後、瓦れきで埋まり、また津波で破壊された国道45号で立ち往生することなく、この自動車道を歩いて市内の避難施設までたどり着くことができました。この地域の住民も同様であります。また、被災地では、この自動車道を通じて救急患者が搬送され、さらには避難所に救援物資を運ぶ道路として、まさに命をつなぐ道として機能したところでありました。

釜石山田道路(自動車専用道路)を
歩いて避難する住民

住民の避難場所や防潮堤効果等、道路インフラが副次的にも機能

- 海岸から4キロ付近まで津波が押し寄せた仙台平野では、周辺より高い盛土構造(7～10m)の仙台東部道路に約230人の住民が避難
- 仙台東部道路の盛土は、内陸市街地への瓦礫の流入を抑制する防潮堤としても機能

仙台東部道路付近の浸水状況



仙台東部道路より海側（東側）



仙台東部道路より陸側（西側）

関連する課題等

- 道路インフラに複合的に役割を持たせるべきではないか。

仙台東部道路については、震災前に地域住民から一時避難所への指定要望あり

「避難所に指定されていたら助かった人がもったいた」との声も報道

仙台東部道路から陸側（西側）は流木ゴミ等の大規模な散乱がなく被害が少ない

インターと一体で開発された周辺施設が防災機能を発揮

社会資本整備審議会
第13回道路分科会(H23.5.23)
資料抜粋

- 南三陸町では、インター予定地に一体的に整備された施設が地域住民の避難所や行政・ボランティアの活動拠点等として機能を発揮



【東日本大震災において発揮した機能】

- 災害対策本部、避難場所、救急物資の収集場所として機能
- 行政、医療団体、自衛隊、警察、ボランティア等の活動拠点として機能
- 役場壊滅により役場機能移転(3/25～仮庁舎設置) 等

ボランティア活動



ベイサイドアリーナ(体育館)



敷地内における自衛隊の物資輸送支援活動



スポーツ交流村



救急車待機状況



関連する課題等

- 今後のまちづくりにおいてもこうした機能を考えていくべきではないか。

被災初期から防災拠点として機能を発揮した「道の駅」

平成23年5月23日開催
社会資本整備審議会
第13回道路分科会資料

- 「道の駅」が自衛隊の活動拠点や住民の避難場所、水、食料、トイレを提供する貴重な防災拠点として機能。
(防災拠点化のために自家発電設備を備える駅では、停電時にも24時間開所する等により機能)

自衛隊の復旧支援活動の拠点として機能する道の駅「津山」



東日本大震災における「道の駅」利用の具体例

道の駅名	所在地	路線名	対応の例
三本木	宮城県大崎市	4号	・自家発電により24時間開館し、おにぎり、菓子等を提供。情報館にて避難者を受け入れ。
津山	宮城県登米市	45号	・自衛隊やレスキュー隊の前進基地、支援隊員への炊き出しの実施。南三陸町のホテル客が避難。
ふくしま東和	福島県二本松市	349号	・おにぎり等食料、トイレ、給水サービスを提供。避難住民1500人を受け入れ。
喜多の郷	福島県喜多方市	112号	・給水サービス、食事販売、日帰り温泉施設を被災住民に無料開放。
南相馬	福島県南相馬市	6号	・避難所として開放、災害応援の拠点として機能。
ひらた	福島県平田村	49号	・避難住民に無料で電源、水を提供。村内の病院や避難所に食材を供給。

関連する課題等

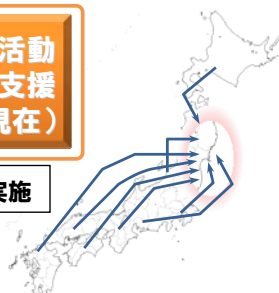
- 「自家発電設備があればもっと機能できた。」 「燃料・食料等の備蓄が必要」等の声も。

6

東日本大震災への国土交通省TEC-FORCEの派遣

延べ17,823人・日活動
13都道県、97市町村へ支援
(6月26日現在)

- 3月11日より、災害対応支援を実施



○ 災害対策用ヘリコプターによる広域上空被害調査

発災直後より、のべ318機・日により被害状況を迅速に把握し、被害情報の共有化を図る。(のべ109人・日)



○ 通信衛星車等を設営し、途絶した通信回線を確保 (11自治体)



○ 国土交通省の保有する災害対策用車両による災害対応支援を実施 (のべ6,969人・日)



○ 津波浸水区域の排水作業を実施



○ 公共土木施設の被害状況調査支援 (のべ5,274人・日)

○ 災害対策要員の派遣 (のべ4,763人・日)



○ 被災調査箇所については随時報告を実施



7

東日本大震災への国土交通省TEC-FORCEの派遣

◆ 仙台空港の早期再開を可能にした緊急排水

仙台空港周辺は、津波により広範囲にわたって浸水。

全国の整備局から120台の**排水ポンプ車**を集め、付近一帯で大規模な排水作業を実施。水位が低下したことで**仙台空港の早期開港が可能に**。



●被災空港の復旧状況および早期開港
○東日本大震災発生後の経緯
・3月14日（発災後3日目） 空港内に漂着した車両・瓦礫等の除去作業を開始。
・3月15日（発災後4日目） ①緊急搬送・緊急輸送用ヘリ運用を開始。
・3月16日（発災後5日目） ②日清道路1500mの運用（自衛隊等の救援機限定）
・3月17日（発災後6日目） ③日清道路3000mの運用（自衛隊等の救援機限定）
・3月18日（発災後7日目） ④日清道路3000mの運用（自衛隊等の救援機限定）
・4月13日（発災後33日目） 定期便の開始再開

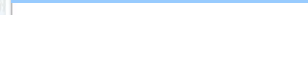
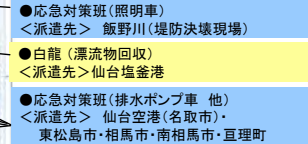
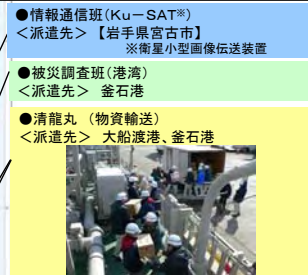
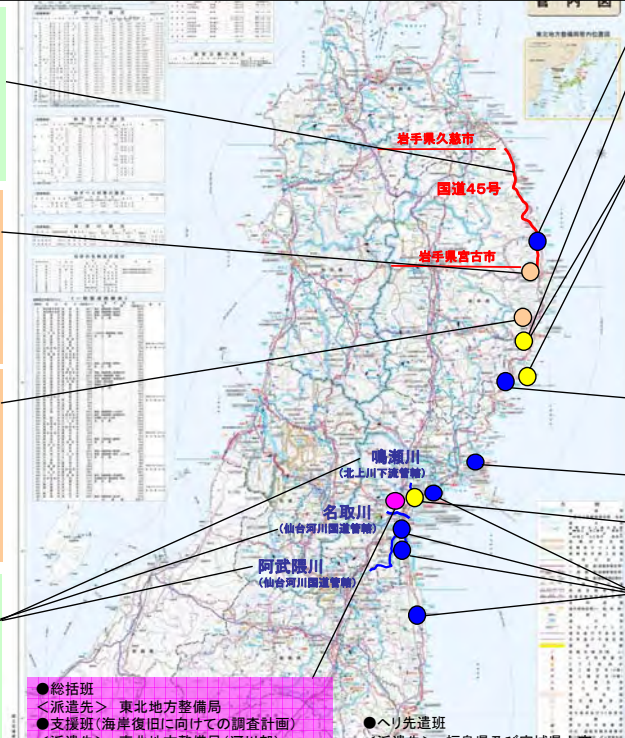


8

中部地方整備局TEC-FORCEの派遣

◆TEC-FORCE派遣

- ・中部地整TEC-FORCE隊を地震発生直後の3/11から被災地へ派遣。
- ・派遣者延べ人数**2,629人日**（6/1時点）※全国地整では延べ**16,879人日**派遣（5/30時点）
- ◆災害対策車等による支援
- ・派遣中 **災害対策車3台**（排水ポンプ車3台）
- ・帰還 災害対策車23台（照明車10台、排水ポンプ車8台、待機支援車4台、衛星通信車1台、Ku-SAT1台）、清龍丸（浚渫兼油回収船）、白龍（海洋環境船）



9

中部地方において重点的に検討すべき事項

1. 応急対策に資する信頼性の高い道路ネットワークの確立

- ・ミッシングリンクの解消等
- ・沿岸部(被災想定地域)へのアクセス向上
- ・副次的効果の確保(二線堤機能、身近な命の道 等)

2. 津波被災区域内の構造物の配置見直しや各種施設のより強靱な構造への転換

- ・重要施設の配置の見直し
- ・河川・海岸堤防、橋梁、港湾・空港施設、建築物等構造物のあり方の見直し
(液状化対策、落橋防止、超過外力対策 等)

3. 避難場所や避難路の確保など避難を確実にを行うための身近な施策の強化

- ・安全な避難場所、避難経路の確保・事前情報等の提供(ハザードマップ、被害想定表示、標高シール等)
- ・大津波警報等のリアルタイムな情報提供(防災無線、サイレン、道路情報版)・被災記録の伝承

4. 災害に強いまちづくり・地域づくりへ誘導する各種施策の推進

- ・被害を最小化できる地域づくり・まちづくり

5. 緊急対応・復興を見据えたオペレーション計画の事前策定とそれを支える施設整備

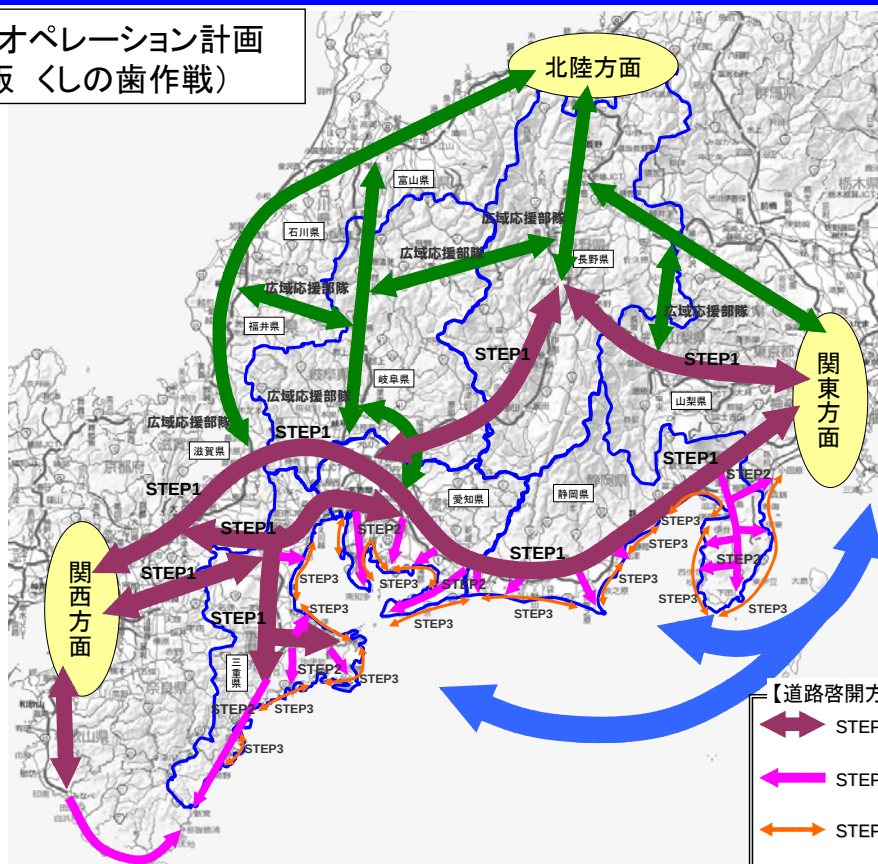
- ・道路啓開計画、排水計画等の事前策定
- ・排水ポンプ車、照明車等の災害対策機械の適正配備
- ・防災拠点(庁舎、ヘリポート等)、災害対策用機械などの整備・充実

6. 河道閉塞など大規模土砂災害への備えの充実強化

10

応急対策に資する信頼性の高い道路ネットワークの確立 ～道路啓開のイメージ～

道路啓開オペレーション計画
(中部版 くしの歯作戦)



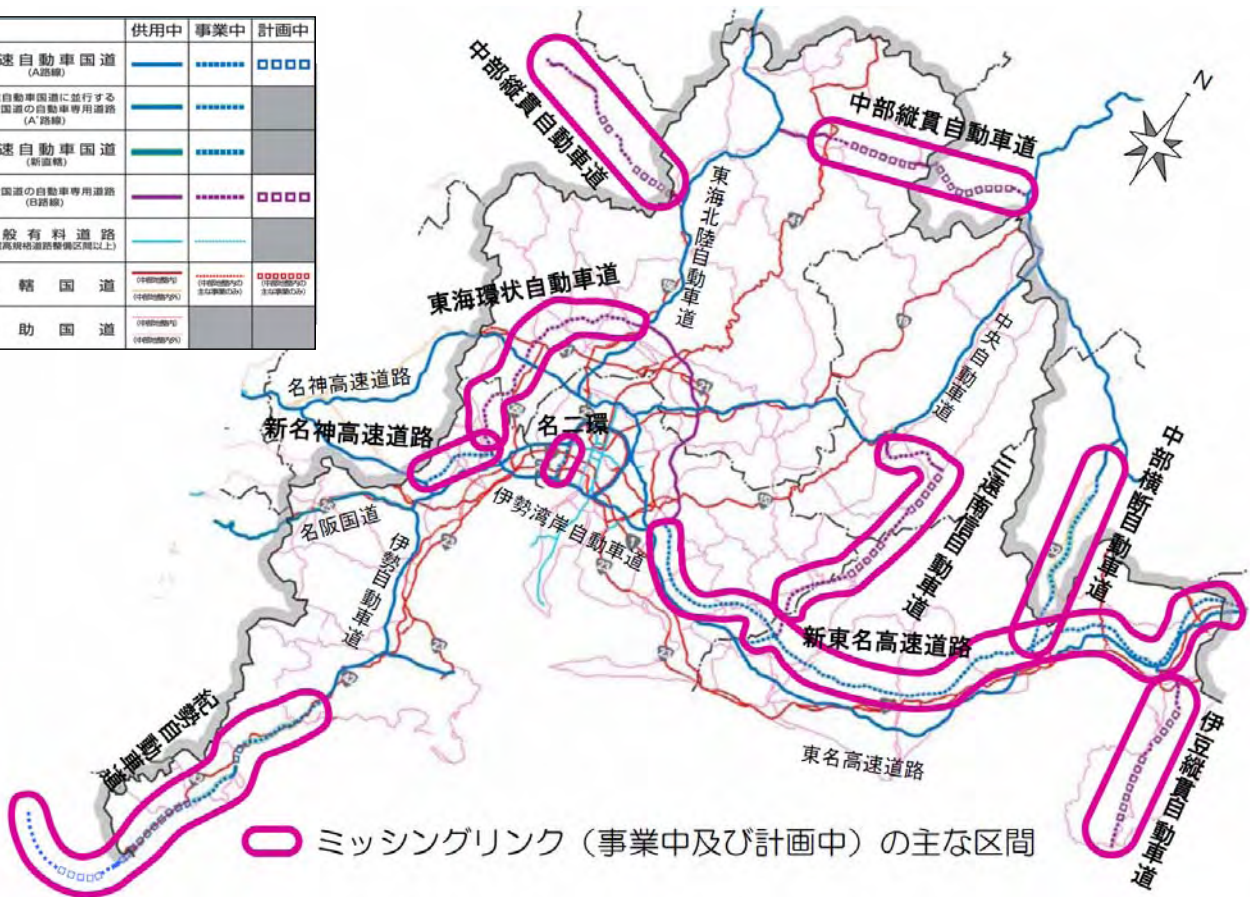
【道路啓開方針案】

- STEP1 比較的被害が少ない高規格幹線道路等の広域ネットワークラインを確保
- STEP2 広域ネットワークラインから太平洋沿岸部に繋がるラインを確保
- STEP3 沿岸部に繋がるラインから太平洋沿岸沿いのラインを確保

11

中部地方において求められるミッシングリンクの解消

	供用中	事業中	計画中
高速自動車国道 (A路線)	——	■■■■■	□□□□
高速自動車国道に並行する 一般国道の自動車専用道路 (A'路線)	——	■■■■■	
高速自動車国道 (新路線)	——	■■■■■	
一般国道の自動車専用道路 (B路線)	——	■■■■■	□□□□
一般有料道路 (地域高規格道路整備区間以上)	——	■■■■■	
直轄国道 (中核道路等)	——	■■■■■	□□□□
補助国道 (中核道路等)	——	■■■■■	□□□□

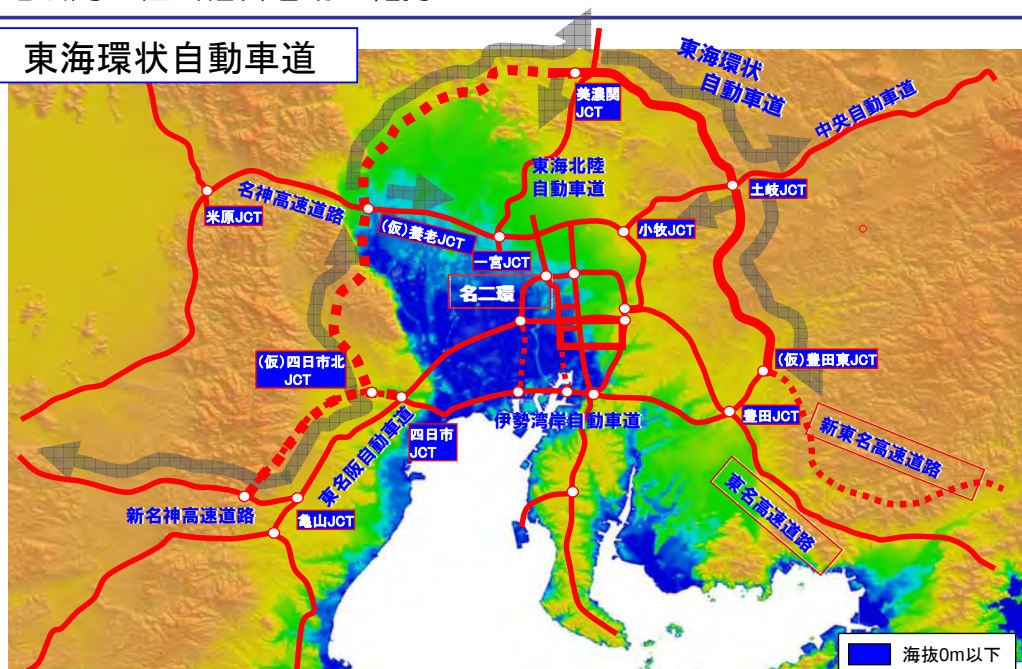


12

東海環状のネットワーク化による震災時の機能強化

- ◆ 東海環状自動車道は、名古屋圏の災害時において放射型道路ネットワーク（東名高速・新東名・中央道・東海北陸・名神・新名神・東名阪）を相互補完し、代替機能を発揮。
 - ・ 大規模地震等の災害に対する迅速な被災者支援や災害復旧支援
 - ・ 地域間の社会経済活動の維持

東海環状自動車道



出典 国土地理院(数値地図50mメッシュ(標高))を基に作成

13

津波被災区域内の構造物の配置の見直しやより強靱な構造への転換

◆ 津波被災想定エリア内の構造物の信頼性向上

○重要施設が被災しない工夫(病院の例)



津波により被災した「公立志津川病院」



避難所として機能した「女川町在宅介護支援センター」と「女川町立病院」

砂防事業(急傾斜地崩壊対策事業)を活用し、高さ16mの高台に設けた「女川町立病院」と「女川町在宅介護支援センター」は、大きな被害は免れ避難所等として機能。

○壊滅的被害を生じない工夫が必要



新北上大橋

7径間のうち2径間が落橋し上流600mまで移動。
津波により橋桁が持ち上げられ、押し流されたと考えられる。
→ 超過外力への落橋の防止策の見直し



阿武隈川堤防

津波が堤防を越流し、堤防裏側を大きく洗掘。
→ 越流にも粘り強い堤防構造の見直し

14

地震に対する信頼性の向上 ～港湾の耐震化～

東日本大震災による教訓

耐震化未実施の“岸壁”や“ふ頭”では、沈下、陥没などが発生！！

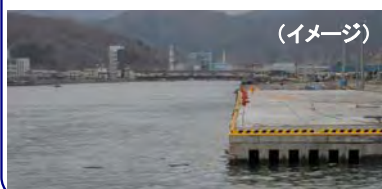


相馬港



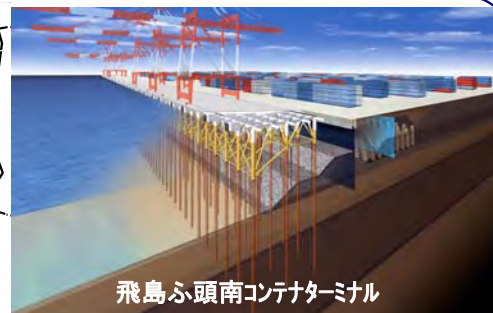
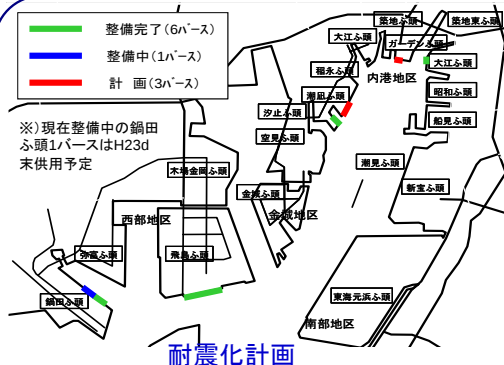
仙台塩釜港

耐震化が実施された“岸壁”や“ふ頭”では大きな被害はなかった。



(イメージ)

名古屋港における耐震強化岸壁

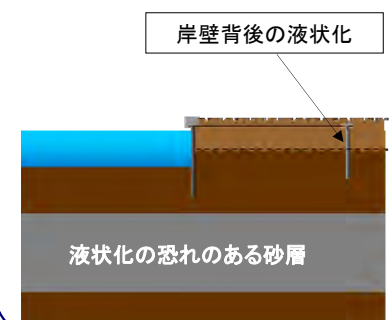


飛島ふ頭南コンテナターミナル

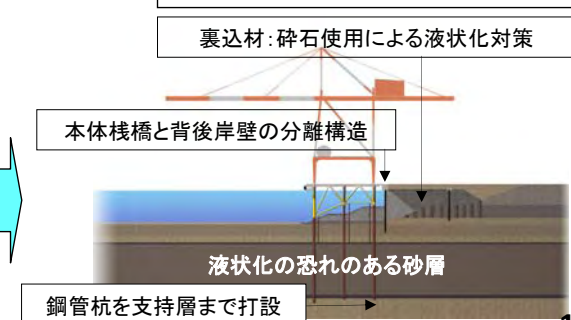
ジャケット式栈橋による大水深16m岸壁(耐震強化)イメージ (H17年12月、H20年12月供用)

非耐震岸壁 と 耐震強化岸壁

◆非耐震



◆耐震対策



15

地震に対する信頼性の向上 ～ 河川堤防の液状化対策～

東日本大震災による教訓

東北地方太平洋沖地震による大きな揺れにより、液状化が発生し、堤防が沈下



東日本大震災における阿武隈川の被災状況
(宮城県伊具郡丸森町)

中部地方における河川堤防の液状化対策

平成23年 東北地方太平洋沖地震

◎当面、H19点検マニュアルの考え方について踏襲する。

今後、中央防災会議で示される基準等を見て、適宜、見直しを図る

☆今後の取り組みについて

①従前の取り組みを前倒し

・L2※点検未実施である堤防はH23完了。

・堤防以外の河川管理施設のうち、点検の優先度が高い22施設についてもH23完了。

・L2対策については、優先施設等を設定し、H23年度から重点整備を実施。

※対象地点において現在から将来にわたって考えられる最大級の強さを持つ地震動。

(中部では、東海・東南海・南海の3連動地震が該当。)

②新たな取り組み

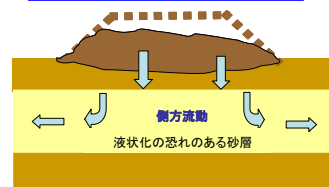
・巨大地震を想定した既存防災業務計画の見直し(危機管理行動計画の策定)

・対策は、ハード及びソフト面に区分し、短期(1～2年)及び中長期(5～10年)に

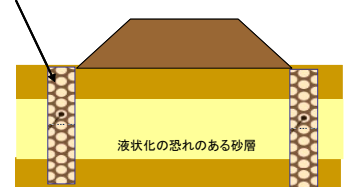
取り組む項目を整理し、実施できるものから直ちに実施する。

・今後、中央防災会議で示される想定外力や基準等に基づき、適宜、見直しを図る。

河川堤防の液状化対策



セメント系や碎石の杭を形成



16

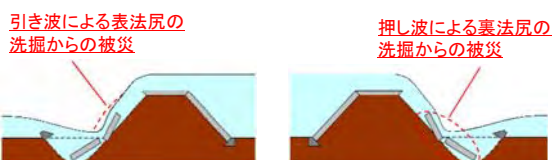
津波に対する信頼性の向上～海岸堤防の津波対策(粘り強い堤防)の検討～

東日本大震災による教訓

東北地方太平洋沖地震による津波が海岸堤防を乗り越え、半壊・全壊が発生



東日本大震災における海岸堤防の被災状況



中部地方における津波対策(案)

■ 東北地方における事象

東北地方太平洋沖地震における津波による海岸堤防の被災状況を踏まえ、計画規模を上回る津波に対しても直ちに壊れることなく、出来るだけその機能を保持することができる対策工法を検討する。

案①裏法尻部の強化

裏法尻部がコンクリート被覆されている場合は、越流水深+比高(天端と堤内地盤高の差)が10m程度までは被害が生じていない

裏法尻からの洗掘を防止するため、裏法尻をコンクリート等で被覆



案②陸側の盛土による比高の縮小

越流水深、比高ともに大きくなるに従い、半壊よりも全壊の割合が大きい

裏法尻からの洗掘を防止するため、裏法に盛土を施工し、陸側の比高を縮小



案③消波工等による強化

消波工がある堤防は引き波による被災は見られない

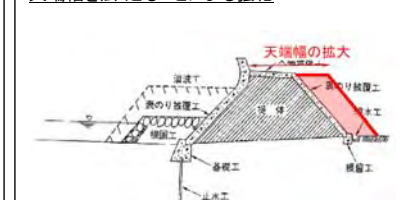
引き波による裏法尻の洗掘を防止するために、消波工等により強化



案④天端幅の拡大

天端幅が3m未満の堤防は全壊しているものが多いが、5m以上の堤防は全壊が見られない

天端幅を広くすることによる強化

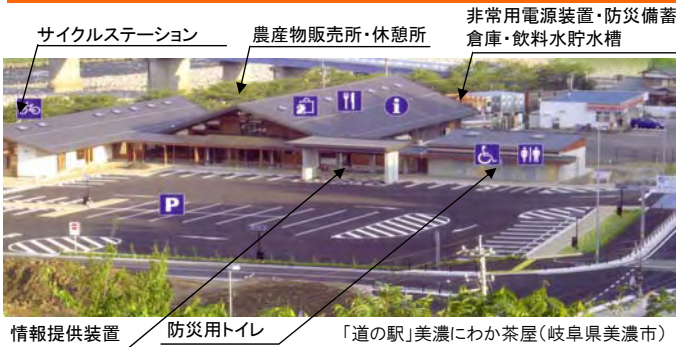


出典:第2回海岸における津波対策検討委員会資料より抜粋(砂防部海岸室)

17

安全・安心な地域づくりを目指して ～ハード・ソフトの施策を総合した津波に強い街づくり・地域づくり～

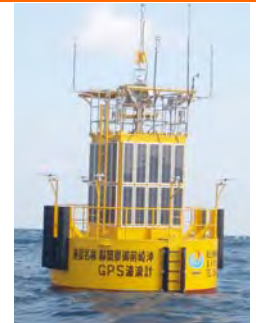
地域防災拠点の整備



避難階段の設置



GPS波浪計の設置



GPS波浪計: 沖合の波浪を精度良く観測する機器

津波想定区域等の情報提供



岩手県釜石市 国道45号

津波避難訓練



津波ハザードマップ



津波による被害区域とその程度を地図に示し、必要に応じて経路等を加えたもの。

18

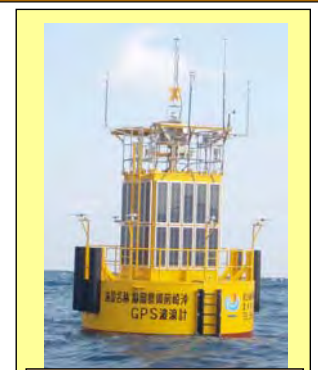
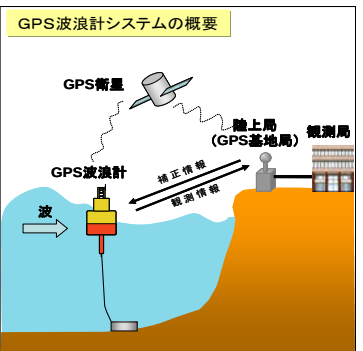
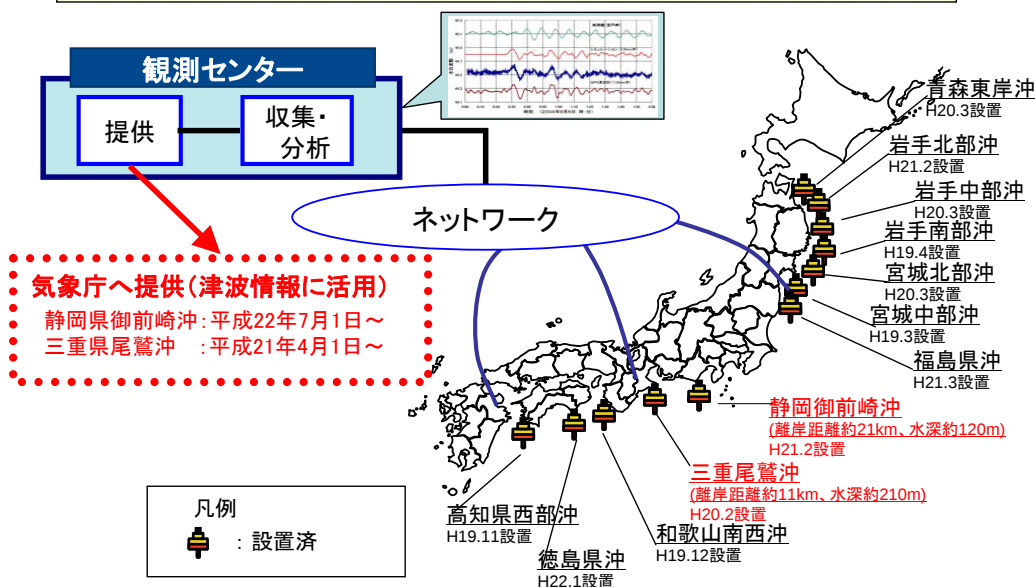
津波の観測体制

沖合波浪観測体制について

国土交通省港湾局では、港湾整備に必要な沖合の波浪を精度良く観測するGPS波浪計を整備し、沖合波浪観測を実施します。また、観測情報は気象庁等関係機関に提供することで津波観測情報にも活用されています。

GPS波浪計とは

- ・GPS波浪計は、港湾整備に必要な沖合の波浪を精度良く観測する機器。
- ・GPS衛星を用いて、沖に浮かべたブイ(GPS波浪計)の上下変動を計測し波浪や潮位を観測するシステム。



御前崎沖GPS波浪計

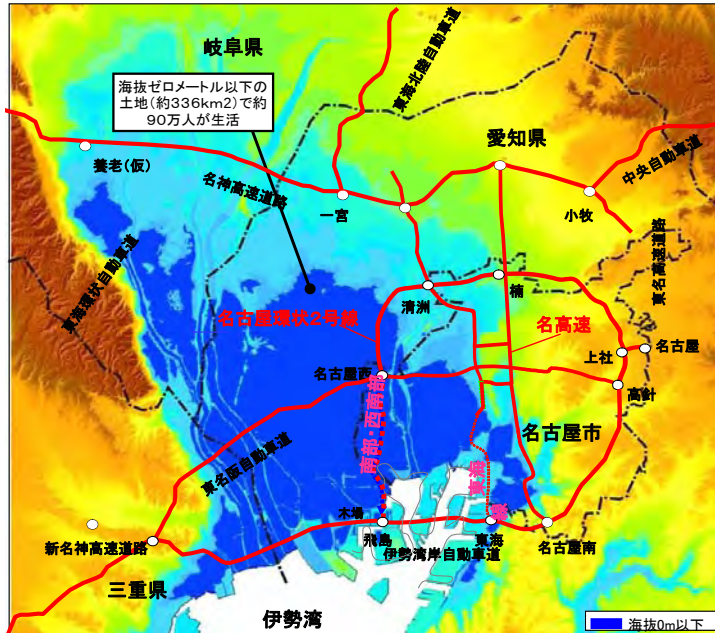
19

濃尾平野のゼロメートル地域の緊急津波排水計画の事前策定

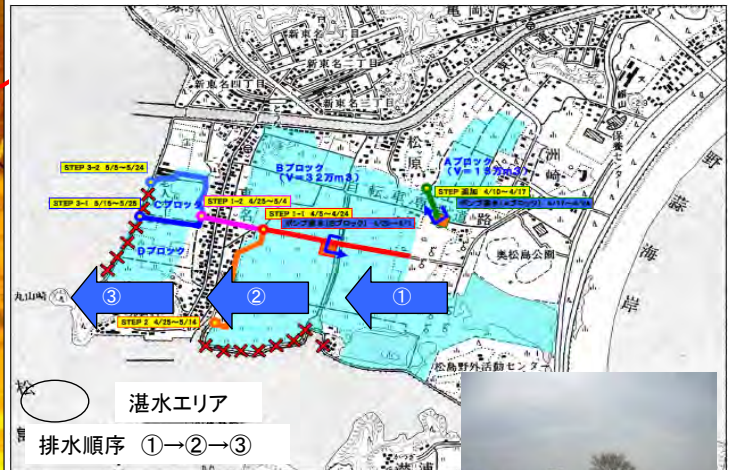
○日本一ゼロメートル地帯が広い濃尾平野
ゼロメートル地帯395km²内に人口90万人

- ・津波の被害の想定されるゼロメートル地帯に対しては事前の排水計画の策定が必要
- ・津波による浸水被害が予想される他の地域でも事前の排水計画の策定が必要

濃尾平野のゼロメートル地帯



排水計画イメージ



●宮城県東松島市東名地区での排水事例



20

河道閉塞など大規模土砂災害への備えの強化

東日本大震災においては、震源域が山地から離れており、河道閉塞などの大規模土砂災害は発生していないが、東海・東南海・南海地震は、震源域が直下に分布しており、河道閉塞等大きな土砂災害の発生が懸念される。

土砂崩落による河道閉塞

直下型の岩手・宮城内陸地震により10数箇所の河道閉塞が発生。



平成20年 岩手・宮城内陸地震による河道閉塞

河道閉塞の対策事例

越水による河道閉塞箇所の決壊を阻止するため仮排水路を施工

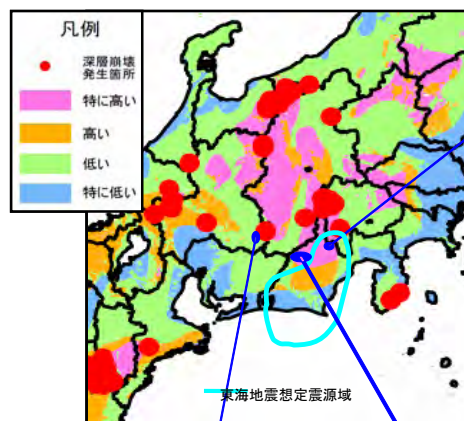


仮排水路の施工状況

仮排水路への通水状況

深層崩壊推定頻度マップと主な崩壊地

中部地方でも深層崩壊による河道閉塞等の大きな土砂災害の発生が懸念



おおや
大谷崩れ



いちのさわ
一の沢崩壊地



みずくぼ
浜松市天竜区水窪町
(台風12号により発生)

21

土砂災害防止法改正に伴う国の新たな役割

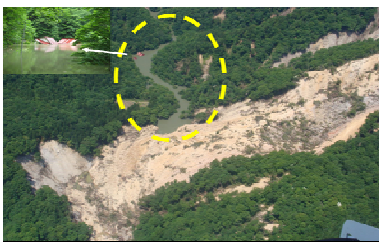
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律が、平成23年5月1日から施行されました。

背景

- ①岩手・宮城内陸地震(H20)、新潟県中越地震(H16)の際、多数の**天然ダム(河道閉塞)**が形成が、県など地元自治体からの要請を受け、国が支援を実施。
- ②天然ダム、火山噴火に伴う土石流、地滑りによる大規模な土砂災害が急迫している場合、**・ひとたび発生すると広範囲に多大な被害が及ぶおそれ・時々刻々と状況が変化し、リスクの把握に技術力が必要**

課題

- 大規模な土砂災害が急迫している場合について
- ①住民に避難指示をする権限は**市町村**にあるが、**技術力が不足し、避難指示の判断の根拠となる情報を自ら入手することが困難。**このため、**国又は都道府県による技術的支援が必要。**
 - ②**国と都道府県の役割や関与が不明確。**



岩手・宮城内陸地震による天然ダム



当初想定された警井川下流域の避難対象エリア(天然ダム(河道閉塞)から概ね20Km)

国の新たな役割

法改正の目的

- ①大規模な**土砂災害が急迫**している状況において、**市町村が適切に住民の避難指示の判断等を行えるよう国又は都道府県が被害の想定される区域・時期の情報を提供**
- ②高度な技術を要する土砂災害については**国、その他の土砂災害については都道府県の役割や関与を法律上明確化**

改正内容

大規模な土砂災害が急迫

[河道閉塞・火山噴火に起因する土石流、地滑り等]

法改正による規定事項

河道閉塞・火山噴火に起因する土石流、河道閉塞による湛水といった特に高度な技術を要する土砂災害については国土交通省、地滑りについては都道府県が実施

緊急調査を実施

緊急調査に基づき被害の想定される区域・時期の情報を市町村へ通知・一般へ周知

土砂災害緊急情報

市町村長が住民への避難を指示(災害対策基本法第60条)等

土砂災害から国民の生命・身体を保護

※「土砂災害防止法」は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」の通称。

22

東海・東南海・南海地震に対する中部地方の対応

平成23年3月11日に発生した東日本大震災を踏まえ、運命を共にする中部圏の国や地方公共団体のみならず、学識経験者、地元経済界が幅広く連携し「東海・東南海・南海地震対策中部圏戦略会議」を協同して立ち上げ、東海・東南海・南海地震等の巨大地震に対して総合的かつ広域的視点から一体となって重点的・戦略的に取り組むべき事項を「**中部圏地震防災基本戦略**」として策定。(平成23年10月4日設立)

東海・東南海・南海地震対策中部圏戦略会議

3連動地震等の巨大地震への対策について、下記構成員により、中部地域における防災基本戦略を策定。

- 座長(構成員の互選により選出)
- ◆ 学識経験者
- 国の地方支分部局
- 地方公共団体
- 経済団体
- ライフライン関係団体等

地震・津波対策
アドバイザー会議

分野別検討会
(中部地方幹線道路
協議会 等)

中部圏(5県)市町村
(188)

幹事会



中部圏地震防災基本戦略【骨子(素案)】より

- III 基本戦略の取組
1. 基本戦略の取組にあたっての考え方
1. 1 今後の地震・津波対策の考え方
1. 2 ハード施策とソフト施策の総合的推進
1. 3 被害想定の見直し
2. 被害の最小化
2. 1 迅速かつ的確な避難対策
- (1) 的確な防災情報の伝達
- (2) 地震・津波観測体制の充実強化
- (3) 確実な避難を達成するための総合対策
2. 2 施設整備を中心とした減災対策
- (1) 信頼性の高い緊急輸送ネットワークの確保
- (2) 構造物の信頼性向上
- (3) 施設の副次的な効果も期待した「多重防御」
- (4) 災害に強い地域づくり、まちづくり
2. 3 防災意識の向上
- (1) ハザードマップ等の作成・充実
- (2) 防災意識改革と防災教育
- (3) 学校及び地域コミュニティの危機管理対応力の向上
3. 迅速な応急対策、早期復旧の実施体制の構築
3. 1 広域防災体制の確立
3. 2 初動対応、被害状況の把握等も含めたオペレーション計画の事前準備
3. 3 救援・救護、救出活動を支える施設・体制整備、必要な物資の確保
3. 4 長期浸水を想定した処理計画の作成
3. 5 多量の災害廃棄物の発生を想定した広域連携体制の整備
3. 6 巨大地震を想定した訓練の実施
3. 7 被災者の支援対策
4. 地域全体の復興を円滑に進めるために
4. 1 被災者の生活再建対策
4. 2 復興に向けた地域づくり
4. 3 地域経済の再生支援
- IV 基本戦略の推進に向けて

23

平成23年台風12号・15号 による被災への対応

国土交通省 中部地方整備局

平成23年10月

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

台風23年台風12号の気象状況

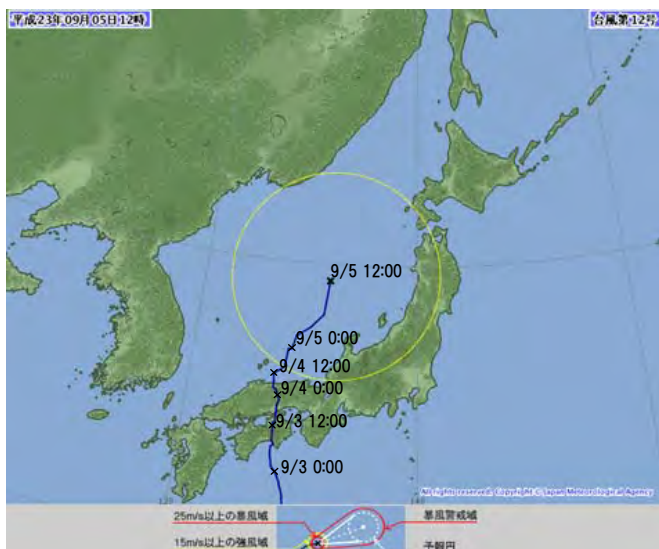
国土交通省

◆台風12号

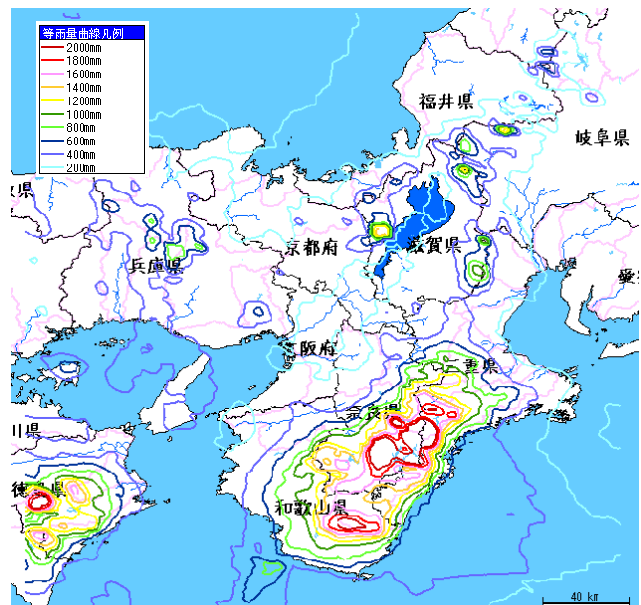
- ・8月25日 発生
- ・9月3日 午前10時前に高知県東部に上陸
遅い速度でゆっくりと四国・中国地方を縦断
- ・9月4日 午前3時ごろに日本海に抜ける

◆等雨量曲線図(1日～4日正午まで)

- ・和歌山、奈良、三重南部中心に累加雨量1000mm以上を記録



出典：気象協会HPより(一部加筆)



出典：統一河川情報システムより

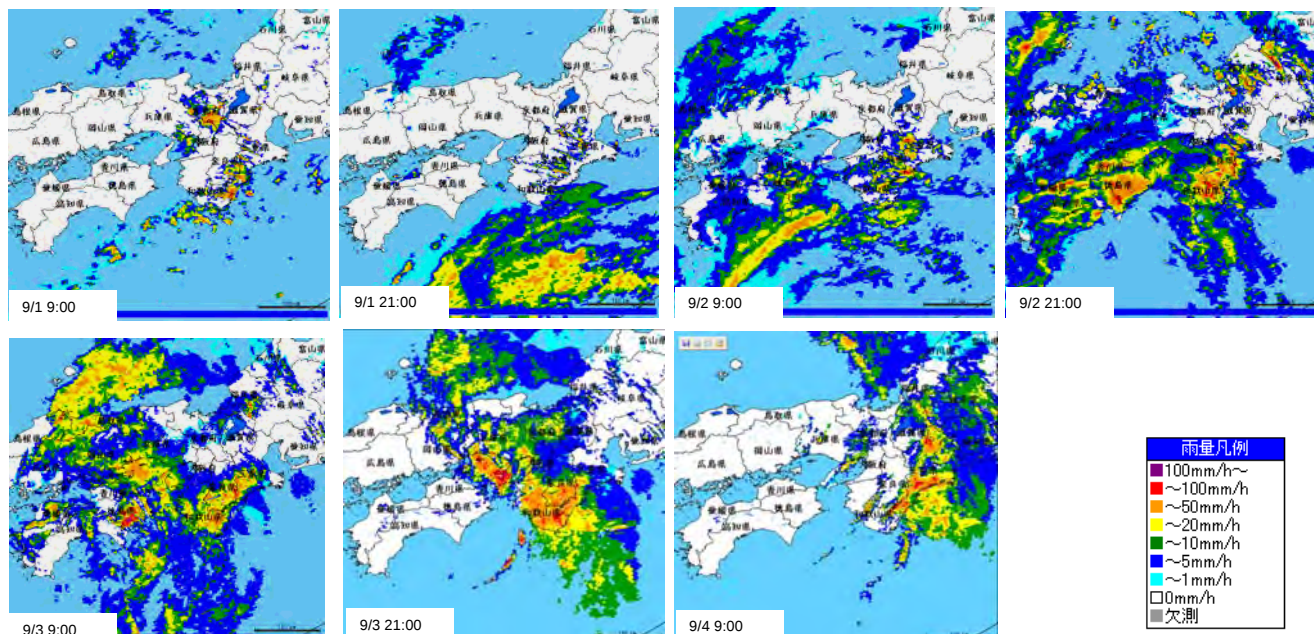
※ 当該資料は速報資料であり、今後精査により変更がありうる。1

○台風に向かって南から暖かく湿った風が長時間紀伊半島の南東側に吹きつける。

○発達した雨雲が、長期にわたり熊野川流域に居座ったため記録的な豪雨となった。

○総雨量 三重県多気郡大台町 1,600mm超 奈良県上北山村 1,800mm超
三重県南牟婁郡御浜町 1,000mm超 奈良県大台ヶ原(国交省) 2,400mm超

◆雨量レーダー(1日～4日午前まで)



※ 当該資料は速報資料であり、今後精査により変更がありうる。

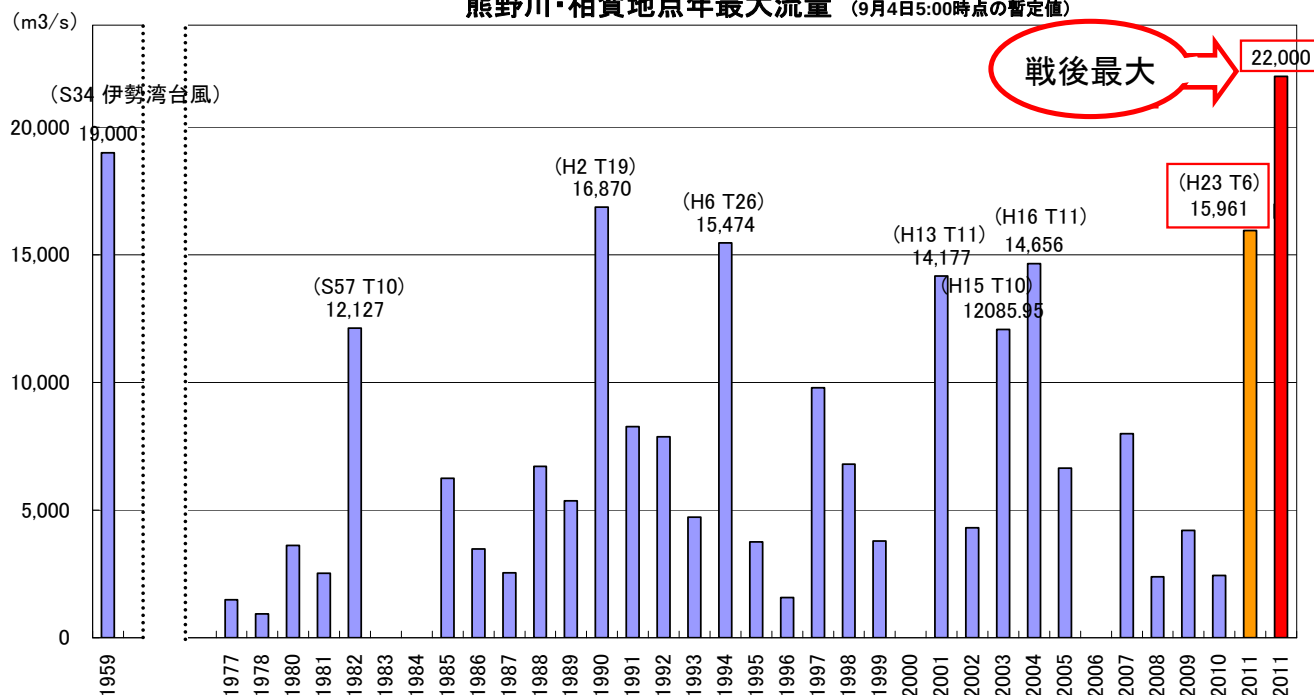
2

熊野川・相賀地点年最大流量

○台風12号による長時間の豪雨により、戦後最大22,000m³/s(暫定値)を記録した。

○既往最大である伊勢湾台風の19,000m³/sを上回る流量となった。

熊野川・相賀地点年最大流量 (9月4日5:00時点の暫定値)



※1 1989, 1991～1993, 1996～2006のデータは水文水質データベースより引用。

※2 その他のデータについては、流量年表等のデータより引用。

※3 1959の流量は流出計算値による。

欠測 1983～1984, 2000, 2006

※ 当該資料は速報資料であり、今後精査により変更がありうる。

3

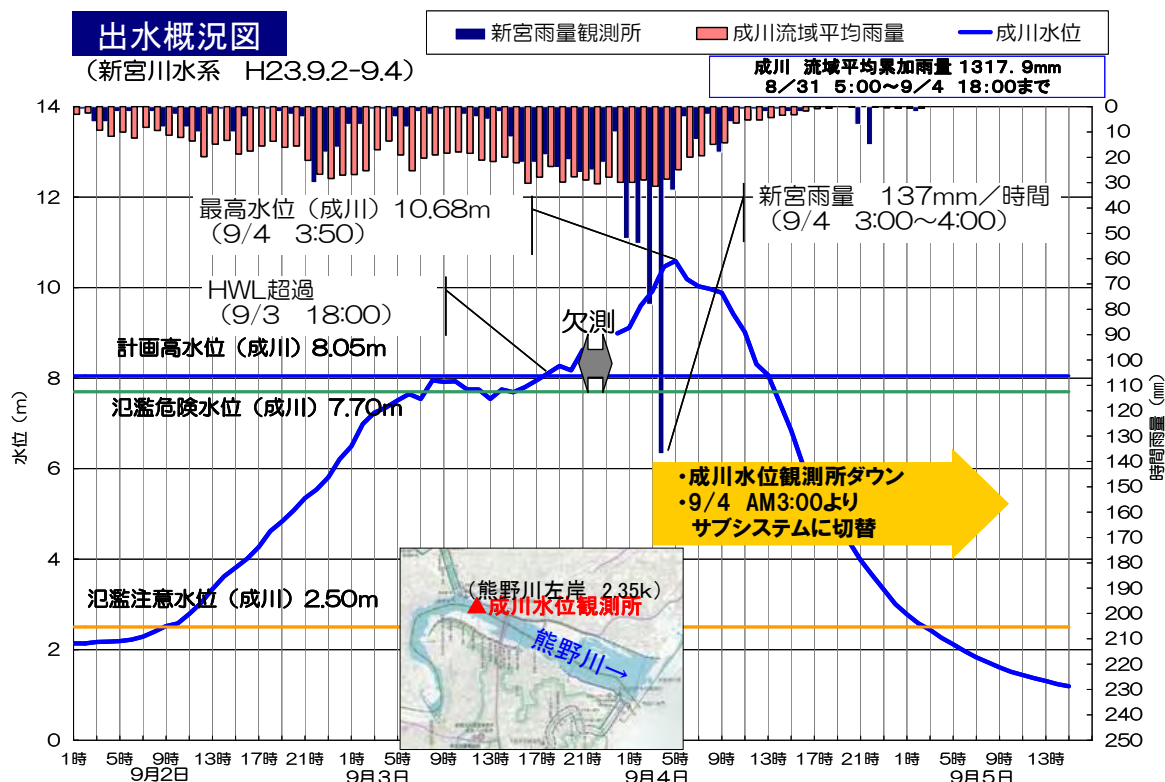
- 計画高水位を最大で2m以上、約20時間もの間で超え続けた。
- それにより熊野川の沿川で浸水被害が生じるとともに河川構造物がいたるところで被災。



4

出水概況図 (成川水位観測所、流域雨量)

- 熊野川流域では9月4日 1:00~4:00の4時間、50mm/hを超える豪雨が続いた。
- 特に、9月4日 3:00~4:00の1時間に、137mm/hを記録し計画高水位を大きく上回る流量となった。



※ 当該資料は速報資料であり、今後精査により変更がありうる。

5

相野谷川の浸水状況

2011. 09. 05 現在整理

○記録的な豪雨により、熊野川左支川の相野谷川では、本川との合流部の水門を越えて、本川の水が流入し、沿川の大部分が浸水。
○内水から家屋を守るために設けられてた輪中堤の一部が転倒する被害も発生。



※ 当該資料は速報資料であり、今後精査により変更がありうる。

6

那智川の被災状況

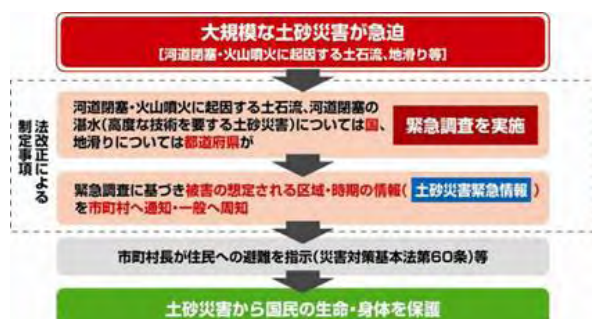
台風12号による豪雨により、紀伊半島全域の広範囲で大きな被害が発生した。
中でも、那智川流域では、水害・土砂災害により、死者20名を超える人的被害を被った。



7

○台風12号の豪雨により紀伊半島では多数の河道閉塞が発生。
○奈良県の赤谷、長殿、栗平、和歌山県の熊野では9月6日、奈良県の北股では9月13日より「土砂災害に基づく国による緊急調査」を実施。

土砂法改正に基づく国による緊急調査の実施



県名	流域名	河道閉塞の確認場所
奈良県	熊野川(十津川)流域	五條市大塔町赤谷 十津川村長殿 十津川村栗平 野迫川村北股
和歌山県	日置川流域	田辺市熊野

※ 当該資料は速報資料であり、今後精査により変更がありうる。

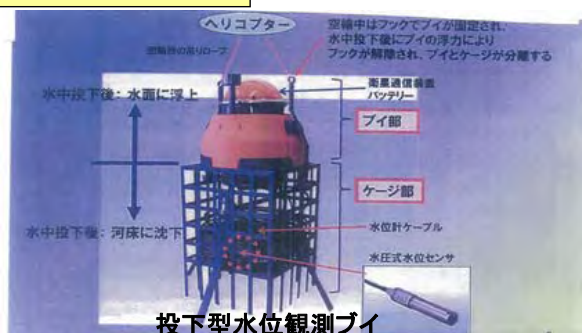
8

河道閉塞への対応状況

○9/8に赤谷の湛水箇所、ヘリコプターより投下型水位観測ブイを投下し、定期的な水位観測を開始
○その他の監視体制として

- ・ Ku-SAT(衛星画像通信装置)やヘリコプターによる閉塞状態の継続監視
- ・ ワイヤセンサーによる土石流発生の感知を実施(準備中)

～緊急水位観測～



～調査箇所の閉塞状況～



※ 当該資料は速報資料であり、今後精査により変更がありうる。

9

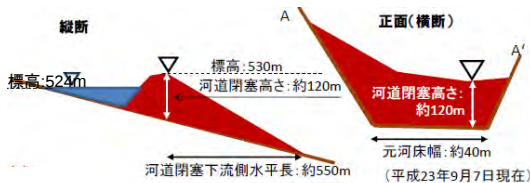
河道閉塞の状況

- 奈良県熊野川(十津川)流域の河道閉塞は、閉塞高さ約120mと奈良県内で最大規模。
- 和歌山県内でも、日置川流域 田辺市熊野でも、閉塞高さ約50mと大規模。
- いずれも台風15号による出水で越流を確認。現在も嚴重に監視を行っているところ。

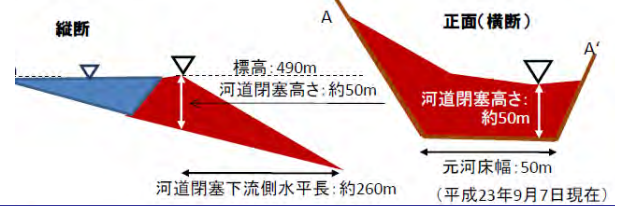
奈良県熊野川(十津川)流域 五条市大塔町赤谷



奈良県熊野川(十津川)流域 断面図 【↑上写真箇所】



和歌山県日置川流域 断面図 【↓下写真箇所】



和歌山県日置(ひき)川流域 田辺市熊野(い)や



10

台風12号による紀伊半島の主な道路被災状況

この豪雨による被害は、国直轄、各県管理のあらゆる道路に大きな爪痕を残した。

■国直轄(奈良県域・和歌山県域): 3箇所

- 1 国道42号三重県熊野市大又 土砂崩れ(9/6 0:00交通開放)
- 2 国道42号和歌山県那智勝浦道路 土砂崩れ(9/4 22:00交通開放)
- 3 国道42号和歌山県白浜町 路面冠水(9/4 20:00交通開放)

他 雨量規制による通行規制区間: 10箇所(全て交通開放済)

越波による通行規制区間: 9箇所(全て交通開放済)

■奈良県管理:

- 4 国道168号 十津川村
落橋、土砂流出
(通行止め中・迂回路あり)

他 国道6箇所

■和歌山県管理:

- 5 国道311号 田辺市
崩土(通行止め中・迂回路あり)
- 6 国道425号 印南町
路肩決壊(通行止め中・迂回路あり)
- 7 主要地方道那智山勝浦線 那智勝浦町
道路崩落(通行止め中)他 国道12箇所



11

○土砂流出



○土砂流出

○折立橋が落橋



○道路崩落



国土交通省

● : 国管理河川
● : 県管理河川



浸水状況

JR参宮線宮川橋梁

JR 橋梁

JR橋梁

護岸流出

- 24時間体制で緊急対策を実施し、9月5日24:00までに交通開放(片側交互通行3箇所)済み。



台風12号による紀伊半島の主な道路被災箇所

9/12 正午時点 各県HPデータより

紀伊半島のいたるところで通行止め箇所が発生。孤立する集落も多数発生。



- 全国の地方整備局等から**緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)**を延べ4,842人・日派遣
- 全国の地方整備局等から**災害情報連絡担当官(リエゾン)**を延べ889人・日派遣
- 全国の地方整備局等から**災害対策用機械**を192台派遣、**衛星通信機器**を37台派遣

(10/12現在)

被災状況調査



災害情報連絡担当官(リエゾン)



ヘリ調査



災害対策用機械



衛星通信機器



16

中部地整のTEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）の派遣

大規模自然災害の発生を受けて、地方公共団体等が行う被災状況の把握や早期復旧に関する技術的支援をTEC-FORCEが緊急的に実施。災害規模、発生場所に応じて他の地方整備局管内にも出動。

台風12号で被災した三重県熊野地域(熊野市、紀宝町、御浜町)及び、和歌山県、奈良県等に中部地方整備局TEC-FORCE等を派遣し支援を実施 **派遣者延べ人数 985人日** (10/13時点)



被災状況調査(三重県熊野市、紀宝町、御浜町)



リエゾン活動
紀宝町、自衛隊、警察との合同会議
みなみむろぐん
(三重県南牟婁郡紀宝町)



土砂災害調査(和歌山県
田辺市熊野(いや)地区)

三重県、熊野市、紀宝町、御浜町等へ災害対策用機械派遣台数 累計**32台** (10/12時点)



排水ポンプ車による活動
みなみむろぐん
(三重県南牟婁郡紀宝町)

- 熊野市からの要望
 - ・路面清掃のための散水車、路面清掃車、側溝清掃車の派遣
→9/7 3台派遣
- 紀宝町からの要望
 - ・水道断水のため給水支援
→9/9給水支援車(散水車・7台)派遣

「熊野地域公共土木施設復旧プロジェクトチーム」発足



市町が実施する道路や土砂災害の復旧の技術的支援を行うため、熊野市に国土交通省中部地方整備局と三重県とが協力して9月8日にプロジェクトチームを発足

「プロジェクトチーム」の下に「河川・土砂災害復旧チーム」及び「道路復旧チーム」を設置し、早期復旧を目指して活動中

17

中部地整のTEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）の派遣

和歌山県・奈良県における河道閉塞対応として、緊急調査対応の5地区以外の12箇所において、中部地方整備局が担当してヘリコプターによる調査を実施。また、深刻な土砂災害を被った那智勝浦町について、中部地方整備局により、地上調査及び対策検討等を実施。

9/23及び9/24 中部2班(職員 延べ12名)を派遣。ヘリコプター調査による現状把握及び今後の対応検討。
9/27～9/29 中部1班(職員 延べ 9名)を派遣。地上調査及び対策の検討等。



南紀白浜空港からヘリ調査に向かう



写真撮影



宇井地区周辺の崩壊



簡易レーザ計測

18

中部地整の災害対策用機械の派遣

9月1日以降、全32台(排水ポンプ車12台、照明車8台、分解型バックホウ:2台、路面清掃車1台、散水車4台、側溝清掃車4台、排水管清掃車1台)を三重県伊勢市、尾鷲市、熊野市、御浜町、紀宝町、奈良県五條市に派遣。上空からの調査のために近畿地方整備局管内にもヘリコプターを派遣。(10/12時点)



排水ポンプ車



照 明 車



路面清掃車・散水車



遠隔操縦式分解型バックホウ



災害対策用ヘリコプター

19

○三重、奈良、和歌山の三県について、ヘリコプターと陸路により被災状況を調査。
○野田総理は「人命救助を第一に、被災者の救出救助を始めとする災害応急対策に全力を尽くすこと、被害状況の迅速・的確な把握に努めること、関係省庁は地元自治体と連携し、緊張感をもって取り組むこと」を指示。

野田総理大臣 現地調査(9月9日)



紀宝町大里地区の浸水被害を堤防上より視察する野田総理



自衛隊のヘリコプターで田辺市周辺の被災状況を上空より視察する野田総理

平野防災担当大臣 現地調査(9月6日)



那智勝浦町市野ヶ地区の被災状況を視察する平野防災担当大臣



鈴木三重県知事及び紀宝町長と意見交換を行う平野防災担当大臣

現地調査行程

和歌山県 那智勝浦町

三重県 紀宝町

奈良県 五條市

現地調査行程

和歌山県 田辺市・
那智勝浦町・新宮市

三重県 紀宝町

奈良県十津川村・五條市

20

天竜川水系の水窪ダム上流でも河道閉塞箇所を確認

天竜川水系の水窪ダムより約12km上流において、台風12号の影響と考えられる河道閉塞(土砂ダム)を確認。国土交通省によるヘリコプター調査及び国(国土交通省・林野庁)、静岡県、浜松市による合同の現地調査を実施。閉塞箇所下流に保全対象が無いことを確認し、現在、林野庁においてワイヤーセンサー等による監視を実施中。



①河道閉塞を下流右岸側から左岸を臨む

②河道閉塞を上流から下流を臨む

21

※五条新宮道路：奈良県と和歌山県が管理する地域高規格道路、一部直轄代行による整備



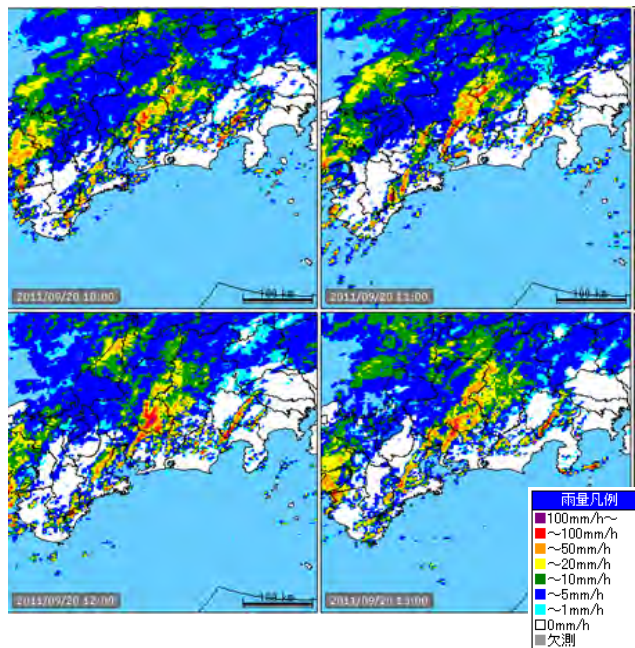
国土交通省

※ 当該資料は速報資料であり、今後精査により変更がありうる23

- 台風からの暖かく湿った空気が大量に流れ込み、停滞する秋雨前線を刺激。
- 東海地方では、三重県から愛知・岐阜県を通過し、静岡県まで全域で記録的な大雨を記録。
- 総雨量 岐阜県多治見市豊岡町 477mm 愛知県新城市布里 382mm
名古屋市千種区日和町 274mm 愛知県新城市川合 373mm

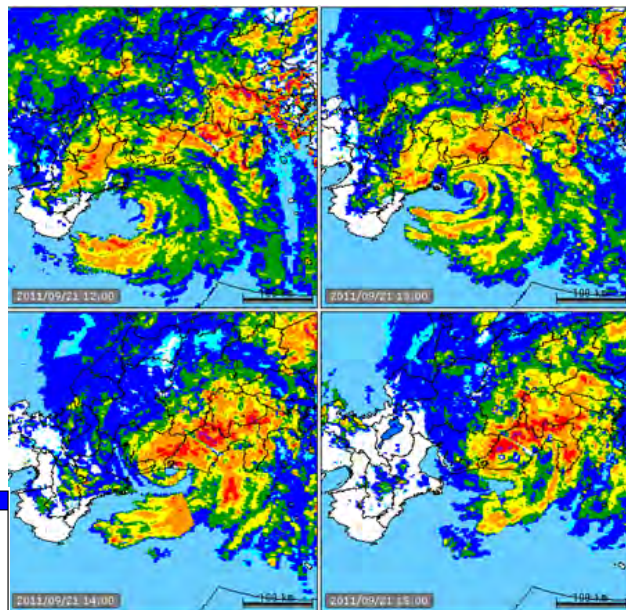
◆雨量レーダー(9/20 10:00~13:00)

・庄内川流域に降雨が集中



◆雨量レーダー(9/21 12:00~15:00)

・台風本体の雨雲により広い範囲で豪雨

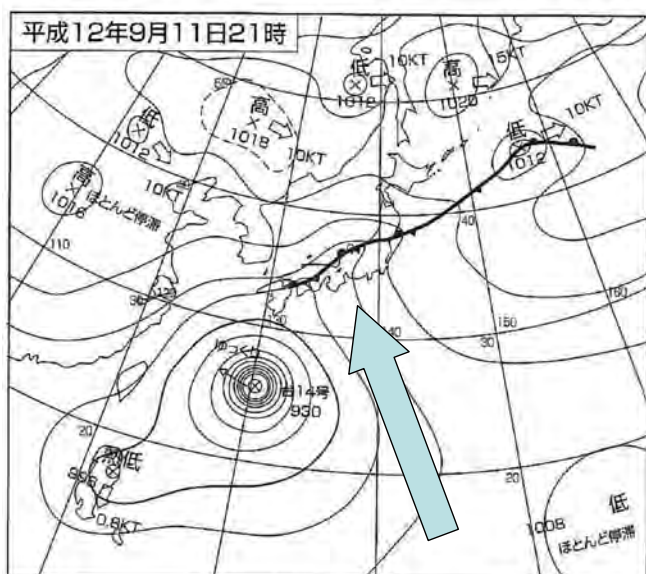


※ 当該資料は速報資料であり、今後精査により変更がありうる。24

東海豪雨と酷似した気象条件

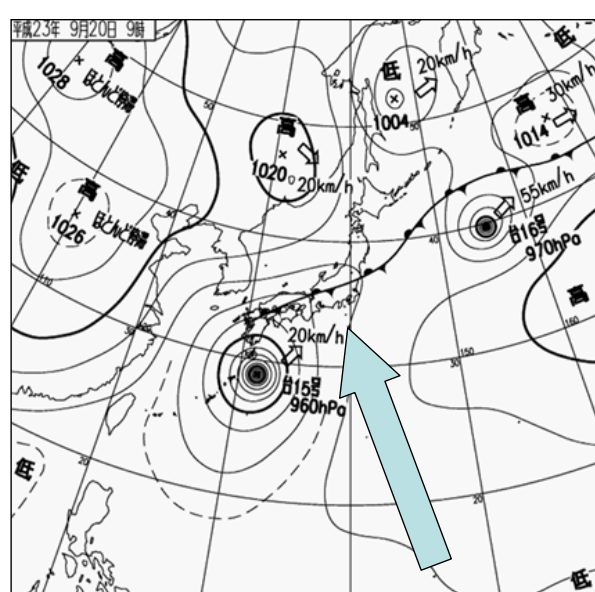
- 平成12年9月に、愛知県をはじめとした東海地方に甚大な被害をもたらした東海豪雨時と酷似した天気図
- 風からの暖かく湿った空気が大量に流れ込み、停滞する秋雨前線を刺激。
- 東海地方では、三重県から愛知県・岐阜県、静岡県に及び記録的な大雨を記録。

◆【東海豪雨時】平成12年9月11日 21時の天気図



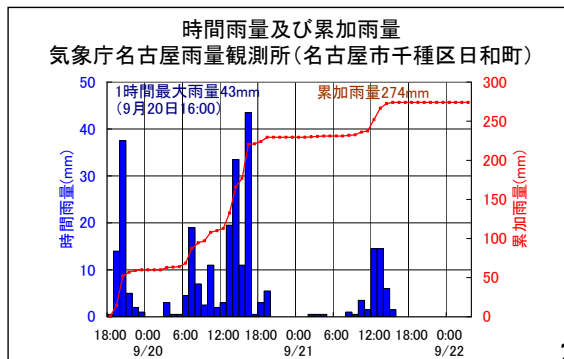
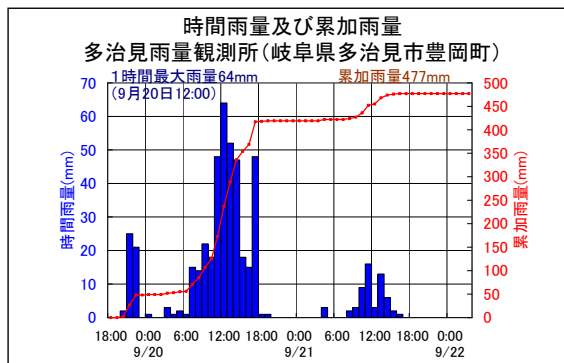
湿った空気が大量に流れ込み、前線を刺激

◆【台風15号】平成23年9月20日 9時の天気図



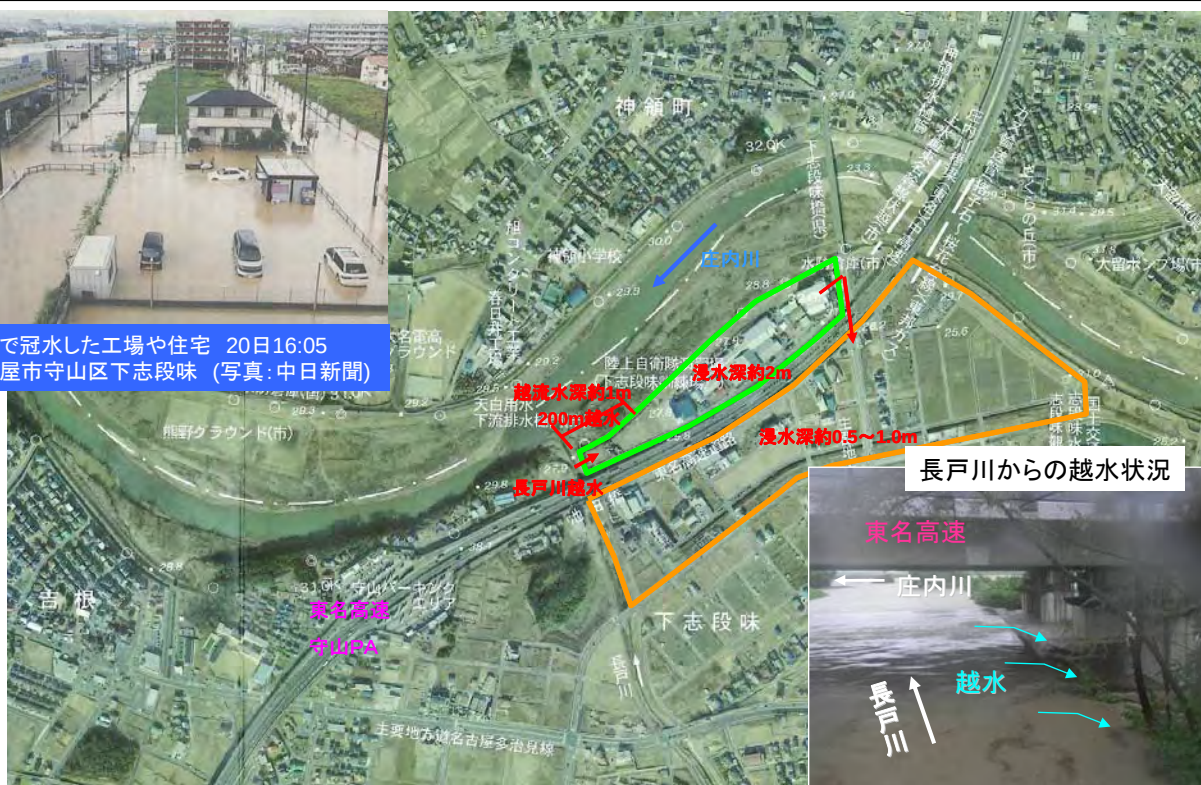
湿った空気が大量に流れ込み、前線を刺激

○これにより、庄内川中流部の志段味水位観測所では、H12.9東海豪雨を約0.5m上回る6.87mを記録した。



国土交通省

大雨で冠水した工場や住宅 20日16:05
名古屋市守山区下志段味 (写真:中日新聞)



庄内川 下志段味地区の被災状況(越水状況)

○9月20日12時50分頃、庄内川左岸(河口から31.6k付近:名古屋市守山区下志段味地先)の堤防から約200mにわたり洪水が越水。

○この越水により、延長:約30m、深さ:約1.5m、幅:2~6m程度の堤防洗掘が発生。



28

庄内川 下志段味地区の被災状況(対策工事)

国土交通省では、庄内川左岸の堤防から越水による堤防洗掘箇所において、地元建設会社の施工により大型土のうを用いた緊急的な対策に9月20日22時50分に着手し、21日11時50分に対策を完了。



名古屋市では、長戸川右岸の堤防からの越水箇所(延長:130m)において、名古屋市消防局及び災害派遣で出動した自衛隊により、土のう積みをも9月21日0:40に着手し、同日8:00に完了。



【名古屋市提供】

【名古屋市提供】

29

河川名	基準地点名	河川整備計画 目標流量	洪水調節施設に よる洪水調節量	河道整備流量	備考
庄内川	枇杷島	3,900m ³ /s	200m ³ /s	3,700m ³ /s	観測史上最大洪水 (平成12年9月東海豪雨)
	多治見	2,100m ³ /s	200m ³ /s	1,900m ³ /s	観測史上最大洪水 (平成元年9月洪水)

[illegible]

 国土交通省

石田水位観測所

水位 (m)

計画高水位 8.13

はん濫危険水位 7.30

はん濫注意水位 4.20

水防対策機水位 2.40

ピーク 9/21 16:00 7.61m(T.P.26.789m)

2時 23時 2時 5時 8時 11時 14時 17時 20時 2時 5時 8時 11時 14時 17時 20時

9/19 9/20 9/21

最大時間雨量 41mm

最大時間雨量 41mm (21日10時)
累加雨量 382mm

最大時間雨量 46mm

雨量 (mm)

累加雨量 (mm)

20時 2時 8時 14時 20時 2時 8時 14時 20時

9/19 9/20 9/21

最大時間雨量 46mm (21日15時)
累加雨量 373mm

雨量

累加雨量

豊川では、現在、霞堤が左岸側の牛川・下条・賀茂・金沢の4箇所に残っており、今回の出水においては、霞堤地区内に洪水が進入し一部浸水被害が発生。

なお、昭和40年に完成した豊川放水路による洪水分派や河川改修により中下流部の洪水被害は軽減。



うしかわ
牛川地区浸水状況



げじょう
下条地区浸水状況

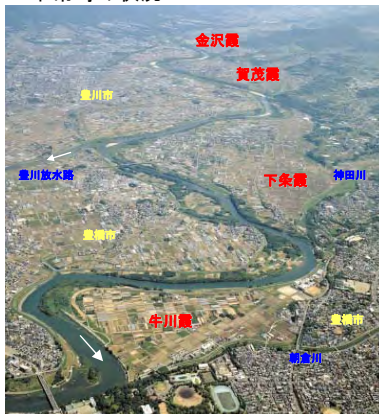


かも
賀茂地区浸水状況



かなざわ
金沢地区浸水状況

=平常時の状況=



台風12・15号の教訓

1. 超過洪水を視野に入れた対策

- ・壊滅的な被害を生じない施設構造、土地利用、内水対策etc

2. よりきめ細かい避難対応

- ・地下鉄、地下街、公共交通機関etc

3. 河道閉塞など大規模土砂災害への備え

4. 信頼性の高い道路ネットワークの確保

- ・ミッシングリンクの解消、壊滅的な被害を生じない災害に強い道路構造etc

5. 国、県、市町村の連携

- ・リエゾン、TEC-FORCE、災害対策用車両etc

台風12号による被害

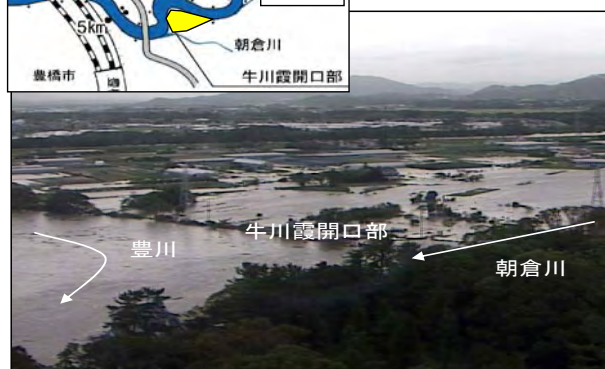
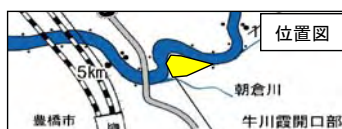


新宮川水系相野谷川高岡地区の輪中堤転倒状況

台風15号による被害



庄内川越水状況(名古屋市守山区下志段味地先)



豊川浸水状況(牛川地区)

よりきめの細かい避難対応

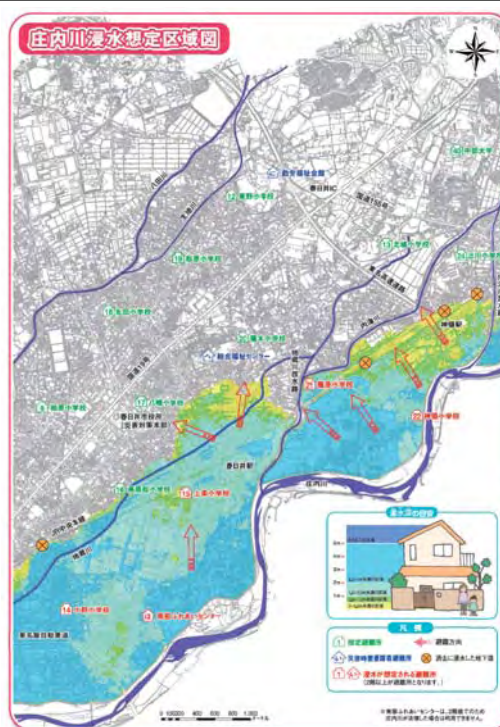
- ・台風15号による豪雨により、公共交通機関にも大きな影響があった。
- ・浸水の危険度に応じた避難の検討が求められる。



浸水したJR高蔵寺駅の地下道(愛知県春日井市)
出典: 共同通信



大雨で浸水し、公衆電話などが倒れたJR高蔵寺駅の地下道
出典: 2011年9月20日asahi.com



春日井市洪水ハザードマップ(庄内川中流部)
出典: 春日井市HP

河道閉塞など大規模土砂災害への備えの強化

東日本大震災においては、震源域が山地から離れており、河道閉塞などの大規模土砂災害は発生していないが、東海・東南海・南海地震は、震源域が直下に分布しており、河道閉塞等大きな土砂災害の発生が懸念される。

土砂崩落による河道閉塞

直下型の岩手・宮城内陸地震により10数箇所の河道閉塞が発生。



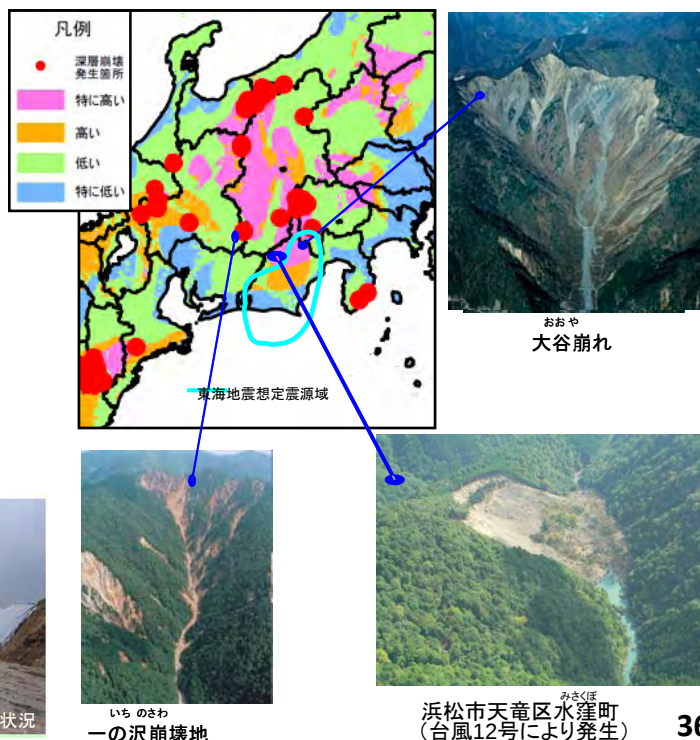
河道閉塞の対策事例

越水による河道閉塞箇所の決壊を
阻止するため仮排水路を施工



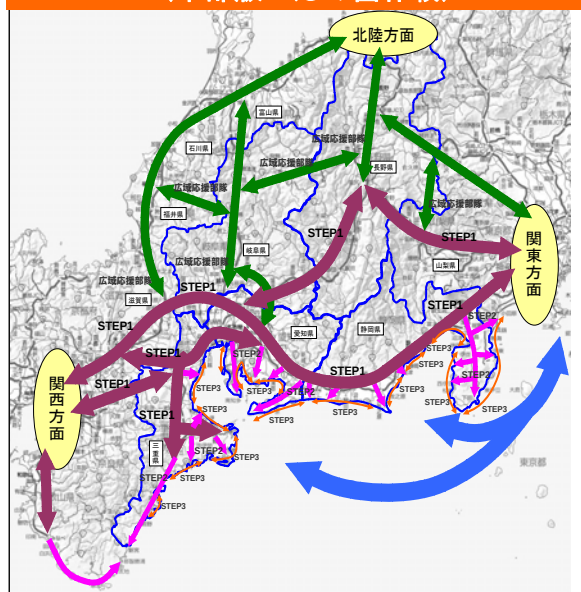
深層崩壊推定頻度マップと主な崩壊地

中部地方でも深層崩壊による河道閉塞等の大きな土砂災害の発生が懸念



応急対策に資する信頼性の高い道路ネットワークの確立

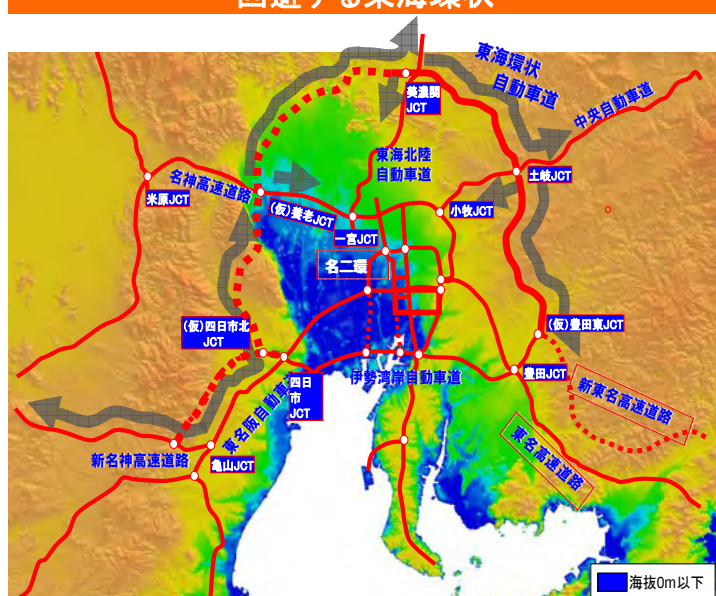
道路啓開オペレーション計画 (中部版 くしの齒作戦)



=【道路啓開方針案】

- STEP1 比較的被害が少ない高規格幹線道路等の
広域ネットワークラインを確保
- STEP2 広域ネットワークラインから太平洋沿岸部に
繋がるラインを確保
- STEP3 沿岸部に繋がるラインから太平洋沿岸沿い
のラインを確保

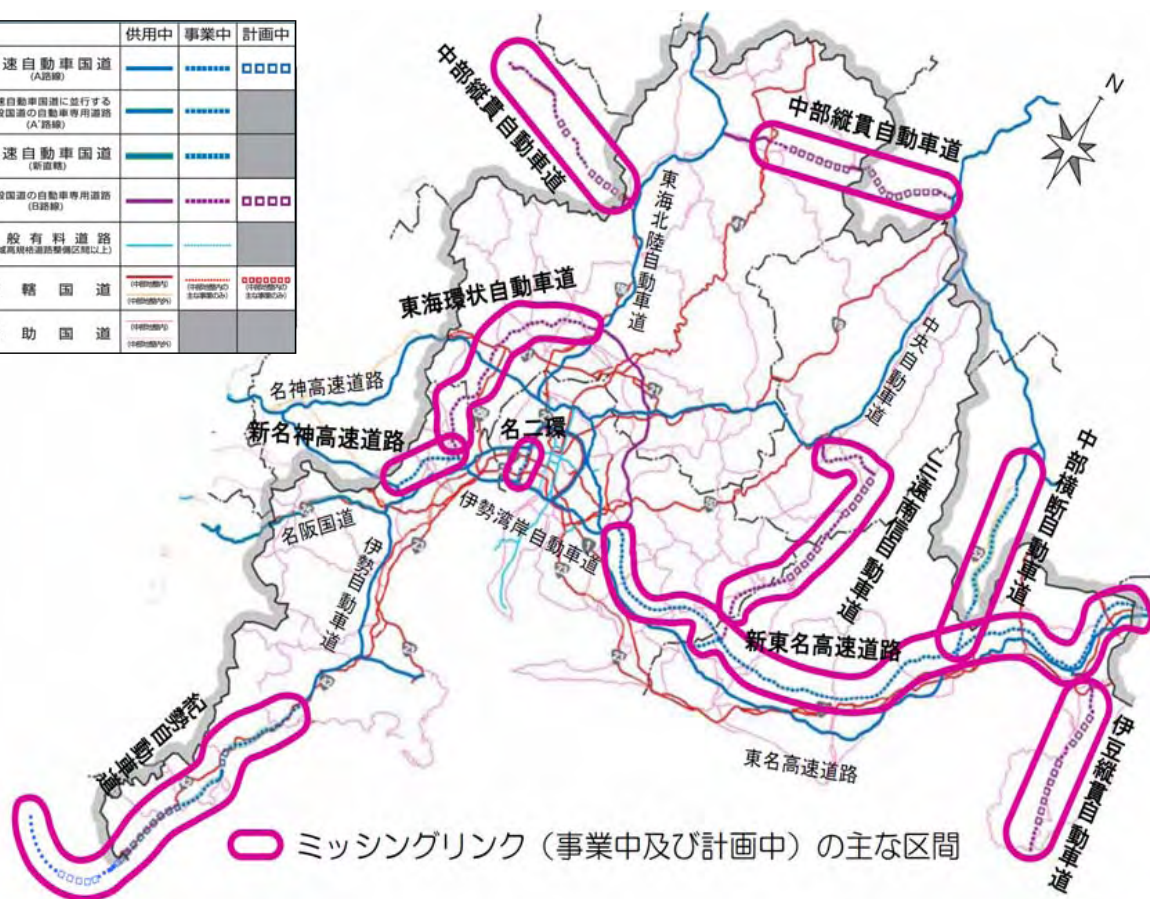
濃尾平野のゼロメートル地帯を回避する東海環状



出典)国土地理院(数値地図50mメッシュ(標高))を基に作成

供用中 ■
未供用 ■ ■ ■ ■

	供用中	事業中	計画中
高速自動車国道 (A路線)	■	■■■■■	□□□□
高速自動車国道に並行する 一般国道の自動車専用道路 (A路線)	■	■■■■■	
高速自動車国道 (新路線)	■	■■■■■	
一般国道の自動車専用道路 (B路線)	■	■■■■■	□□□□
一般有料道路 (地域間幹線道路整備2号以上)	■	■■■■■	
直轄国道	■■■■■ (国土交通省)	■■■■■ (国土交通省)	■■■■■ (国土交通省)
補助国道	■■■■■ (国土交通省)	■■■■■ (国土交通省)	■■■■■ (国土交通省)



38

中部地方整備局における三重県熊野地域への支援 国土交通省

台風12号の被災を受けて、三重県熊野地域の地方公共団体等が行う被災状況の把握や早期復旧に関する技術的支援を中部地方整備局のTEC-FORCE(緊急災害対策派遣隊)及び熊野地域公共土木施設復旧プロジェクトチームが緊急的に実施。

台風12号で被災した三重県熊野地域(熊野市、紀宝町、御浜町)等に中部地方整備局がTEC-FORCE等を派遣し支援を実施
熊野地域派遣者延べ人数 **907人・日**(10/14時点)

「熊野地域公共土木施設復旧プロジェクトチーム」発足
(9/8~10/14)



被災状況調査
(三重県熊野市、紀宝町、御浜町)



リエゾン活動
紀宝町、自衛隊、警察との合同会議
(三重県南牟婁郡紀宝町)



三重県熊野地域(熊野市、紀宝町、御浜町)へ災害対策用機械派遣台数 累計 **16台** (10/14時点)



排水ポンプ車による活動
みなみむろぐん
(三重県南牟婁郡紀宝町)

熊野市からの要望

- ・路面清掃のための散水車、路面清掃車、側溝清掃車を**3台派遣**

紀宝町からの要望

- ・内水排除、水道断水及び清掃のため排水ポンプ車、散水車、路面清掃車、側溝清掃車、排水管清掃車**11台派遣**

御浜町からの要望

- ・内水排除のため排水ポンプ車**2台派遣**

◆国土交通省中部地方整備局と三重県とが協力して9月8日にプロジェクトチームを発足し、市町が実施する道路や土砂災害の復旧の技術的支援を1ヶ月以上の期間実施

◆「プロジェクトチーム」の下に「河川・土砂災害復旧チーム」及び「道路復旧チーム」を設置し、早期復旧を目指して活動

◆(社)中部建設協会から熊野市、紀宝町、御浜町における復旧工法検討等に関する技術協力

39